

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月31日

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
(UBS Asset Management (Europe) S.A.)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラヘイ (Geoffrey Lahaye)
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
オリヴァー・アンベール (Olivier Humbert)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J.F.ケネディ通り33A番
(33A avenue J.F.Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS (Lux) ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）
(UBS (Lux) Strategy Fund - Fixed Income (USD))

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
記名式無額面受益証券
上限見込額は以下のとおりである。
クラスP-a c c 受益証券 8億8,000万米ドル（約1,293億円）を上限とする。
クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c 受益証券 1,000億円を上限とする。
(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=146.92円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）（以下、UBS（Lux）ストラテジー・ファンドを「ファンド」、UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）を「サブ・ファンド」という。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券は記名式無額面受益証券であり、追加型である。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）

クラスP－a c c受益証券

クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c受益証券

（注１）ファンドにはサブ・ファンドのクラスP－a c c受益証券およびクラス（日本円・ヘッジ）P－a c c受益証券以外の受益証券も存在するが、以下、サブ・ファンドについて「受益証券」または「ファンド証券」というときは、上記の受益証券を指すものとする。

（注２）名称の一部に「P」を含むクラスの受益証券は、すべての投資者に提供される。名称に「－a c c」を含むクラス受益証券は、管理会社が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

（注３）名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの基準通貨以外の表示通貨のクラス受益証券（以下「基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券」という。）では、表示通貨による価格の変動リスクを、サブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジする。ヘッジは、基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券の純資産価額の95%から105%の範囲で行われる。ただし、ポートフォリオの時価の変動、ならびに基準通貨以外の通貨建てのクラス受益証券の申込みおよび買戻注文の量の変動により、為替ヘッジの水準が上記の範囲を一時的に超過する場合がある。管理会社および投資運用会社は、ヘッジを上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じる。上記のヘッジは、サブ・ファンドの基準通貨建て以外の通貨建ての投資対象から生じる為替リスクに影響を及ぼすものではない。

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（UBS Asset Management（Europe）S.A.）

（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各受益証券について、下記の申込金額を上限とする。

上限見込額は以下のとおりである。

クラスP－a c c受益証券 8億8,000万米ドル（約1,293億円）を上限とする。

クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c受益証券 1,000億円を上限とする。

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝146.92円）による。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、サブ・ファンドの受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

各申込日の翌営業日（以下に定義する。）に計算される受益証券1口当たりの純資産価格

下記（８）に記載された申込取扱場所に照会することができる。

（５）【申込手数料】

申込価額の0.55%（税抜0.50%）を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については下記（８）に記載される申込取扱場所に照会することができる。

（６）【申込単位】

申込単位は、日本における販売会社（以下に定義する。）が定める単位とする。詳細については後記「（８）申込取扱場所」に照会のこと。

（７）【申込期間】

2025年11月1日（土曜日）から2026年7月31日（金曜日）まで

ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）（以下「営業日」という。）でかつ日本における販売会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドの過半の純資産の評価が依拠する取引所および市場が所在する国の休日を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社（後記「（８）申込取扱場所」を参照のこと。）において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

電話番号 03-5293-3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

（以下、「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料をUBS SuMi TRUSTに支払うものとする。

各申込日の発行総額は、日本における販売会社によって、申込日（同日を含む。）から起算して4営業日目（以下「払込日」という。）にファンドの保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金はない。

(2) 引受け等の概要

(a) UBS SuMi TRUSTは、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して締結した2024年9月9日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

(b) 本書に記載される通り、日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぐ。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

(c) 管理会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）を元引受け会社に指定し、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBS SuMi TRUSTをファンドに関して管理会社の日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社および販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、原則として円貨で支払うものとし、日本国内で募集されるサブ・ファンドの表示通貨（以下「表示通貨」という。）と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込日にファンドの保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に表示通貨で払い込まれる。

(4) 日本以外の地域における募集

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して、ファンド証券の販売が行われる。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの形態

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款（注）」という。）によって設定されたオープンエンド型の共有持分型（契約型）投資信託である。UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）（以下「サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券は、管理会社により、ファンド証券所持人（以下「受益者」という。）の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で買戻される仕組みになっている。

サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。受益証券の発行限度額については特に定めはなく、随時発行することができる。

（注1）「約款」は、ファンド証券の保有者、管理会社および保管受託銀行の権利および義務を定めるものである。

（注2）2025年5月20日付でサブ・ファンドの名称が「フィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）（Fixed Income Sustainable (USD)）」から「フィクスト・インカム（米ドル）（Fixed Income (USD)）」に変更された。

② ファンドの目的及び基本的性格

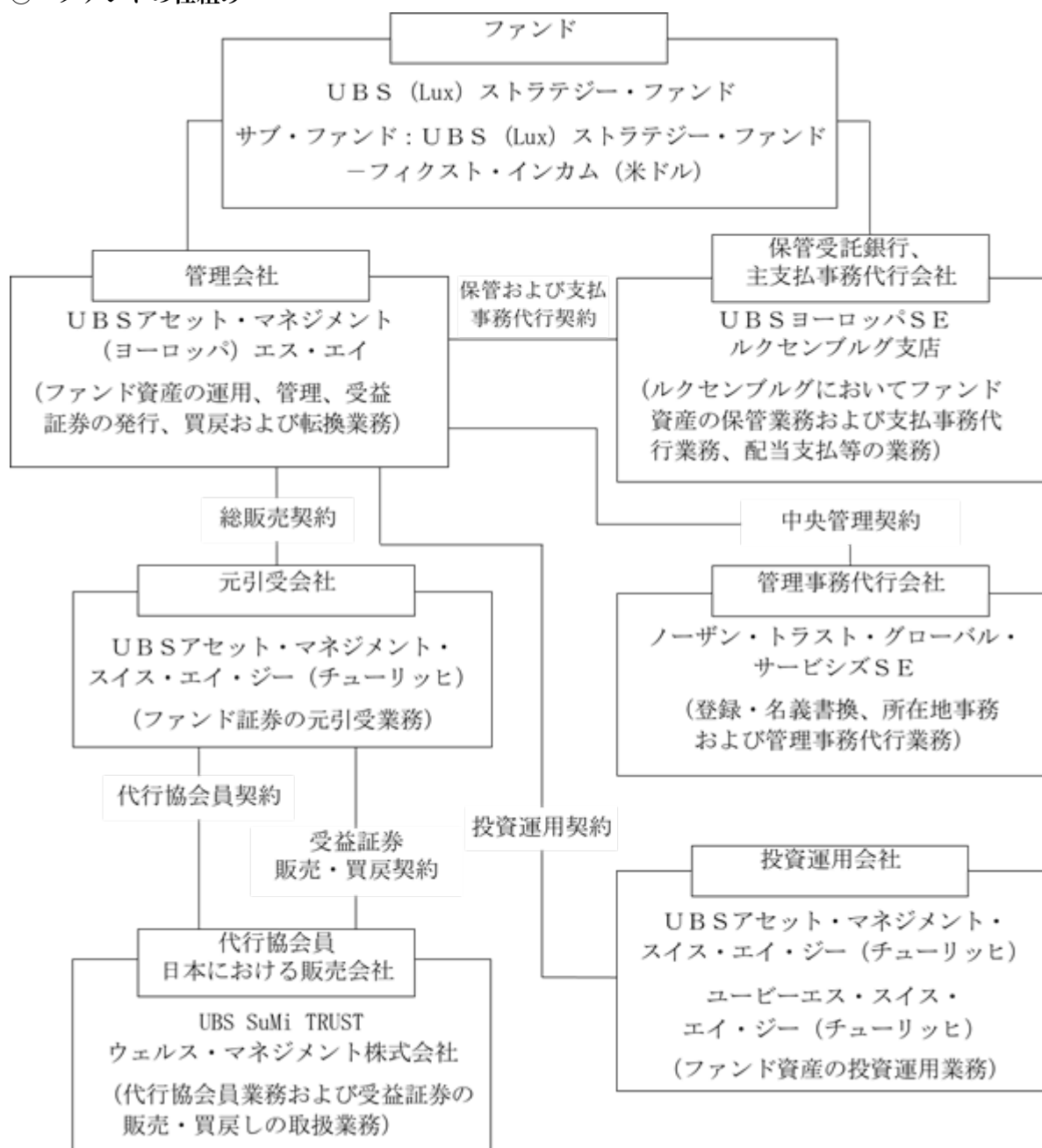
ファンドの投資目的は、元本の保全、純資産の流動性および環境的または社会的な特性の促進を十分考慮しながら、高い投資リターンを収めることである。

（2）【ファンドの沿革】

1991年4月23日	SBCグローバル・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（旧管理会社）の設立
1991年7月22日	ファンドの約款締結
1991年7月23日	約款をルクセンブルグ地方裁判所の商業および法人登記所に登録
1991年9月3日	メモリアルに預託通知を掲載
1997年4月28日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
1998年10月29日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2000年4月4日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2001年4月14日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2006年6月14日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2010年9月15日	旧管理会社からUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへ ファンドの管理会社としての機能の承継 ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2011年7月1日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2011年11月15日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2012年7月27日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2015年2月27日	ファンドの約款変更をメモリアルに公告
2017年4月25日	ファンドの約款変更（効力発生日：2017年4月28日）
2018年7月3日	ファンドの約款変更（効力発生日：2018年8月3日）
2022年8月26日	ファンドの約款変更（効力発生日：2022年9月26日）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSアセット・マネジメント （ヨーロッパ）エス・エイ （UBS Asset Management （Europe）S.A.）	管理会社	1991年7月22日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（随時改訂済）。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 （UBS Europe SE, Luxembourg Branch）	保管受託銀行、 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で管理会社との間で保管および支払事務代行契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務（受益者への配当支払業務を含む。）について規定している。
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービスSE （Northern Trust Global Services SE）	管理事務代行会社	管理会社との間で中央管理契約（2017年10月1日効力発生）（注2）を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー （チューリッヒ） （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	投資運用会社	2014年7月22日付で旧管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結（2019年5月20日付更改契約（2019年6月17日効力発生）により更改済）。サブ・ファンドに関しての運用会社業務について規定している。
ユービーエス・スイス・ エイ・ジー（チューリッヒ） （UBS Switzerland AG, Zurich）	投資運用会社	2016年1月1日付で旧管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。サブ・ファンドに関しての運用会社業務および資産配分および事前の投資戦略の選考業務の提供について規定している。
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー （チューリッヒ） （UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich）	元引受会社	2015年1月7日付で管理会社との間で総販売契約（注4）を締結。ファンド証券の元引受業務について規定している。
UBS SuMi TRUSTウェルス・ マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2024年9月9日付で元引受会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2024年9月9日付で元引受会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

（注1）保管および支払事務代行契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、ファンド資産の保管業務および支払事務代行会社としてのサービスを行うことを約する契約である。

（注2）中央管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの中央管理を行うことを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

- （注４）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、ファンド証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- （注５）代行協会員契約とは、元引受会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の送付、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類および日本の適用ある法令・規則および／または日本証券業協会の規則等に基づき必要となるその他の書類の送付等代行協会員事務を提供することを約する契約である。
- （注６）受益証券販売・買戻契約とは、元引受会社によって任命されたUBS SuMi TRUSTが、ファンド証券の日本における募集の目的で元引受会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルクの商事会社に関する1915年８月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年７月１日に設立された。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ロ）事業の目的

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）およびオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年７月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

（ハ）資本金の額

株主資本の13,742,000ユーロ（約24億円）は、１株2,000ユーロ（約342,940円）の株式6,871株によって表章される。2025年８月末日現在、すべての株式は全額払込済みである。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年８月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝171.47円）による。以下同じ。

（ニ）会社の沿革

2010年７月１日に設立。

（ホ）大株主の状況

（2025年８月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー （UBS Asset Management AG）	スイス、チューリッヒ、CH- 8001 バーンホフストラーセ45	6,871株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年12月17日付のルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の通達等の規則に従っている。

② 準拠法の内容

（イ）民法

ファンドは、法人格を持たず、投資者の累積投資からなる、2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

（ロ）2010年法

a. 2010年法は、以下の5つのパートにより構成されている。

パートⅠ－ 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）（以下「パートⅠ」という。）

パートⅡ－ その他のUCI（以下「パートⅡ」という。）

パートⅢ－ 外国投資信託（以下「パートⅢ」という。）

パートⅣ－ 管理会社（以下「パートⅣ」という。）

パートⅤ－ UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートⅤ」という。）

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートⅡが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートⅡに基づくUCIは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

b. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法のパートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パートⅠ投資信託」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国（EC指令が制定されている国に限る。）において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

c. 2010年法第2条は、同法第3条に従い、パートⅠ投資信託とみなされる投資信託を、以下のよう

に定義している。

- － 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

- － 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

d. 2010年法第3条は、同法第2条の定義に該当するので、UCITSではあるが、パートⅠ投資信託たる適格性を有しないファンドを列挙している。

（i）クローズド・エンド型のUCITS

- (ii) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
 - (iii) 約款または設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
 - (iv) 2010年法第5章によりパートI投資信託に課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS
- e. 上記d. の種類のUCITSはCSSFの2003年1月22日付CSSF通達03/88（2002年法に関して発せられたが、2010年法に関しても有効である。）によって以下のとおり規定されている。
- (i) 2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の資産および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
 - (ii) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
 - (iii) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託
 - (iv) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2010年法パートIの条項を充足していない投資信託
- f. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な形態は、パートI投資信託およびパートII投資信託のいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- (i) 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP) , common fund)
- (ii) 会社型投資信託 (investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）
 - 固定資本を有する会社型投資信託（「SICAF」）

上記の投資信託の形態は、2010年法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

税法上の主な規定は2010年法に記載されている。

投資信託の監督は、CSSFが行っている。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（イ）金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書ならびにその他の書類をC S S Fに提出しなければならない。

ファンドの年次報告書に含まれている会計情報は、承認された監査人により監査され、C S S Fに提出されなければならない。ファンドの独立監査人は、2025年1月1日付でアーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ（Ernst & Young S.A.）、ルクセンブルグ事務所からプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ（Pricewaterhousecoopers, Soci   cooperative）に変更された。更に、ファンドは、金融庁（現C S S F）の1997年6月13日付通達97／136（改訂および追補済）に基づき、C S S Fに対して月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示

年次報告書は、各サブ・ファンドおよびファンドについて毎年1月31日現在において公表され、半期報告書は、毎年7月31日現在において公表される。

前述の報告書には、関連する基準通貨における各サブ・ファンドまたは各クラス受益証券それぞれの明細が含まれる。ファンド全体の資産の統合明細は、ユーロ建てで作成される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書は、独立監査人により監査された年次報告を含む。年次報告書には、信用リスクを低減するために、派生金融商品の利用により各サブ・ファンドがさらされる投資先資産、当該派生取引に関与する取引相手方、ならびに当該取引相手方がサブ・ファンドのために差し入れる担保の金額および種類の詳細に関する記載も含まれる。

かかる報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において受益者が入手可能である。

各サブ・ファンドの受益証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグにおいて管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所で作成される。

受益者に対する通知は、ウェブサイト（http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications）上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受領する目的のために電子メールのアドレスを提供済の受益者に対して電子メールで送付される。電子メールのアドレスを提供していない受益者に対しては、かかる通知の紙面を受益者名簿に登録されている受益者の住所地に送付する。写しの紙面は、ルクセンブルグの法律もしくは管轄当局により義務付けられる場合に、または該当する販売国において法的に義務付けられる場合にも、受益者宛に郵送するか、またはルクセンブルグの法律が認める別の媒体により公告するか、その両方を行う。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a. 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「E D I N E T」という。）等においてこれを開覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたはファンド証券の申込みと同時に各投資者に交付しなければならない目論見書）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書）を

交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者またはその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる（注）。

（注）E D I N E Tでの開示：WEBサイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）

b. 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

① 登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

（ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「U C I T S」）で、EU加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会指令2009／65／E Cの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T Sは、C S S Fに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S Fが、かかる通知および書類の提出から10営業日以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

（ハ）外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

② 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、開示情報に記載された機構が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

③ 目論見書に対する査証の交付

受益証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

④ 財務状況、その他の情報に関する監督

投資者およびC S S Fに提出された投資信託の財務状況およびその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をC S S Fに提出しなければならない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的

ファンドの投資目的は、元本の保全、純資産の流動性および環境的または社会的な特性の促進を十分考慮しながら、高い投資リターンを収めることである。

一般投資方針

サブ・ファンドの資産はアクティブに運用され、ベンチマークによる制約を受けることなくリスク分散の原則に従い投資される。各サブ・ファンドのパフォーマンスを指数と比較して測定することはない。

サブ・ファンドは、それぞれの純資産を、世界各国の株式、協同投資証券（cooperative shares）および利益参加証書等のその他の株式関連資本持分、米国預託証券（ADR）および海外預託証券（GDR）（参加証書および持分権）、コモディティ、短期債、配当権証書、社債、債券、類似の固定利付証券および変動利付証券（債務証書および債権）、あらゆる種類の資産担保証券、転換社債、転換債券、ワラント連動債および有価証券のワラント、ならびに法的に認められるすべての資産に投資する。

市場環境により、資産のごく一部を、コモディティにも投資することができる。コモディティへの投資は、法令に従い、投資先の資産（差金決済取引、トータル・リターン・スワップおよびオプション等）としてコモディティ指数を利用している上場取引もしくは店頭デリバティブ、仕組み商品（上場取引コモディティETF）を介して、またはUCIおよびUCITS（ETFを含む。）を通して、間接的にしか行うことができない。こうすることにより、サブ・ファンドに対するコモディティの現物交付が行われないことを徹底する。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップにおいて、トータル・リターン（TR）コモディティ指数のパフォーマンス（当該指数で利用される現金金利の控除後）に依拠するスワップ取引の当事者になる。スワップの想定元本は、基本的に、日次ベースで調整されることがある（受益証券の申込みによる流入金、受益証券の買戻しによる流出金、または投資戦略の調整時等の場合と同様である。）。スワップに起因する取引相手方リスクは、未決済の利益である（スワップ契約の想定元本ではない。）。このようなリスクを最小限に抑え、かつ法的に許容される限界値を常に下回るようにするために、未決済の利益は、基本的に、月次ベースで、取引相手方リスクの法定の限界値に達するときは、いつでも決済する（再調整する。）。コモディティへの投資によるポートフォリオは、一般的に、株式のみのポートフォリオに比べて、ボラティリティが高くなる。したがって、投資者は、中程度または高水準のボラティリティを許容する用意がある投資者のみにサブ・ファンドが適しているという点に、留意すべきである。

サブ・ファンドの名称に含まれる指定通貨（基準通貨）はサブ・ファンドの純資産価額を算出する通貨のみを指し、サブ・ファンドの投資対象資産の通貨を指していない。サブ・ファンドの投資はサブ・ファンドのパフォーマンスに最適であると考えられる通貨で行われ、基準通貨に関してアクティブに運用される。

サブ・ファンドは、「（5）投資制限」の記載に従い、先物（先物、先渡しおよびノンデリバブル・フォワード（NDF））ならびにオプションの売買、「（5）投資制限」1.1項g）に記載の金融商品に対するスワップ取引（スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ）の締結、ならびに投資およびヘッジ目的で有価証券に対するオプションを含む取引を行うことができる。

オプション、先物およびスワップの市場は不安定であり、利益を得る機会および損失を被るリスクの双方が、証券への投資よりも高い。かかる技法および手段は、これらがサブ・ファンドの投資方針に従い、かつ、サブ・ファンドの質を低下させない場合にのみ用いられる。有価証券を購入する権利を保有者に付与するワラントについても同様である。

サブ・ファンドは、その純資産の20%を上限として付随的に流動資産を保有することができる。例外的な市況の悪化により求められる場合、および投資家の利益を考慮してそのような超過が正当化される場合に厳密に必要となる期間において、20%の上限を一時的に超過することができる。当該制限は金融派生商品に対するエクスポージャーをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41条第1項の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット型投資信託は、2010年法第2項（b）に基づく付随的な流動資産に含まれるとはみなされない。付随的な流動資産は、当該時のもしくは例外的な支払をカバーするためにいつでもアクセスできる銀行の当座預金で保有される現金等の要求払預金、または2010年法第41条第1項に基づく適格資産への再投資のために求められる期間もしくは市況の悪化時に厳密に必要である期間に限定しなければならない。サブ・ファンドは同一事業体の要求払預金にその純資産価額の20%を超えて投資してはならない。サブ・ファンドにおいて、投資対象の市場、セクター、借り手、格付および企業が幅広く分散されるよう、注意を払わなければならない。

サブ・ファンドの特定の投資方針に別途定めのない限り、特別買収目的会社（以下「SPAC」という。）への投資の上限をサブ・ファンドの純資産の3%とする。詳細な情報については後記「3 投資リスク（1）リスク要因 特別買収目的会社（SPAC）」の項を参照のこと。

サブ・ファンドは、投資方針に別途定めのない限り、既存のUCITSにその資産のすべてを投資することができる。UCITS以外のUCIの受益証券への投資がサブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

ESGインテグレーション

投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資者の財務上の目標を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面（ESG）の要因を活用する能力（以下「サステナビリティ」という。）と定義している。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えている。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクススクルーション・ポリシーに取り込まれている。該当する場合、さらに強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説される。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次を取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。投資運用会社は投資先の戦略（投資先の投資信託を含む。）へ

の資産配分を行う際にE S Gインテグレーションを考慮に入れる。UBSが運用する投資先の戦略のために、投資運用会社は上記のE G Sインテグレーションのリサーチ過程から生じるE G Sインテグレーションの資産を確認する。外部が運用する戦略において、E S G統合型の資産は第三者による運用者のリサーチ過程を通じて確認される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは一部のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンドに分類している。「サステナビリティ・フォーカス／インパクト・ファンド」はE S Gの特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、投資元本の実質的価値の維持に優先性を求め、基準通貨として米ドルの環境および／または社会的特性に配慮した世界中に分散したポートフォリオを望み、低リスクから中リスクまでを許容できる投資家に適している。

UBSアセット・マネジメントは、サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。サブ・ファンドは環境的および／または社会的な特性を促進し、金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示に関する欧州連合（EU）規則2019／2088（以下「SFDR」という。）第8条を遵守する。環境的および／または社会的な特性に関するさらに詳しい情報は、本書の「別紙」に記載される（SFDRの細則第14条（2））。

投資方針の目的は、リスクを抑えつつ、基準通貨ベースで魅力的なインカム・ゲインを追求することである。この目的を達成するため、直接またはUCIもしくはUCITSを通じて、世界中の幅広い利付資産または当該資産に関連する派生商品に投資を行う。さらに、サブ・ファンドは少量の株式にも投資することができる。サブ・ファンドは、投資方針に従い、ハイイールド債、新興市場債およびコモディティに投資することができる。

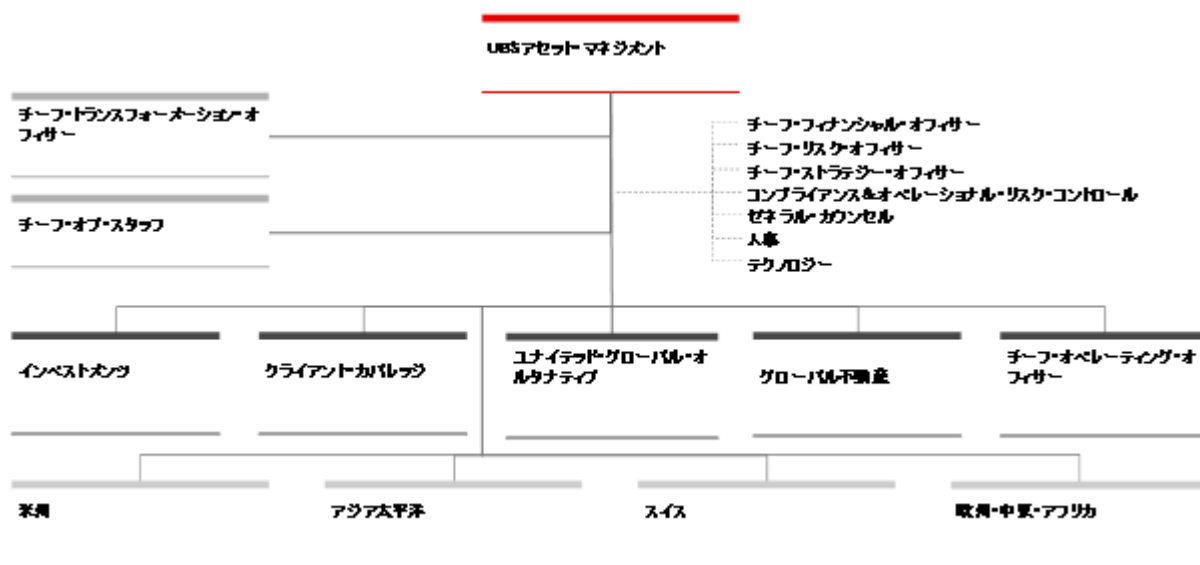
基準通貨：米ドル

（2）【投資対象】

前記「（1）投資方針」を参照のこと。

（3）【運用体制】

① 運用体制



2025年1月現在

2024年12月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約730名の運用のプロフェッショナルを配している。

② 投資運用方針の意思決定プロセス

運用の目標は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることである。UBSアセット・マネジメントは、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復

させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して隈なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルナリサーチを行っている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、2段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルナリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- － ファンダメンタルナリサーチ 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。投資運用会社は、ブローカーや企業だけでなく、企業のサプライヤー、競合他社およびその他の業界の専門家とも対話を行う。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察力に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- － 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

UBSウェルス・マネジメントのチーフ・インベストメント・オフィサー（以下「CIO」という。）と連携するグローバル・アセット・マネジメントは、包括的な資産クラス分野を含む長期的でより分散された戦略配分を規定し、リスクおよびリターンの予想される長期的な見通しを考慮している。

さらに、限定的な資産配分は、長期的な資産配分から短期的な資産配分への逸脱を規定する。限定的な資産配分は、UBSウェルス・マネジメント・リサーチ、UBSインベストメント・バンク、UBSアセット・マネジメントおよびその他の優秀な専門家からのシニア投資専門家を含むグローバル・インベストメント委員会によって決定される。当該委員会は、CIOが議長を務め、月に一回開催される。決定は専門家たちとの審議の上、CIOによってなされる。委員会のすべての委員は、迅速な決定が必要な場合、臨時委員会に招集される。

リスク管理／リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループの主な目的は、投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーが最大のリスク調整後リターンを得るよう手助けすることである。

すべてのリスク・モデルおよびリスク・システムは、投資プロセスを通じて展開される。状況に合わせたリスク管理ツールが必要であるため、「画一的な」リスク管理商品には依拠していない。投資

運用会社は、すべての資産クラスのための意思決定プロセスに適合する最先端の独自モデルの開発に多額の資金を注入してきた。

独自のリスク管理システムは、株式、債券および多様な資産から成るポートフォリオを対象とする。ポジションは、毎日の営業終了時にファンドの会計システムからダウンロードされ、夜を徹して処理される。その結果は、イントラネットを通じてポートフォリオ・マネジャーに配信される。このようにして、ポートフォリオ・マネジャーは正確かつ最新のリスク情報を受け取る。

グローバル・エクイティ・リスク管理システム（G E R S）は、独自の株式リスク・モデルを提供する。これらのモデルは、リスクに関する長期および短期の見解を提示する。リスク・モデル要素は、業種、国および規模によってグループ化され、投資プロセスに対応する。また、G E R SのBarraリスク・モデルも提供され、ポートフォリオ・マネジャーに対しリスクに関する代替的／補完的見解を示す。

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとって特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。UBSアセット・マネジメントのリスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守についてポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（４）【分配方針】

管理会社は、約款第10条に従い、年次決算の終了後に、サブ・ファンドまたは受益証券クラスが分配金を支払うか、およびその金額を決定する。分配は、収益（分配収入および利息収入）、または元本により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。

一定の国の投資者は、受益証券の売却による値上がり益よりも分配される元本に高い税率を課される場合がある。そのため、分配型クラス受益証券（－distクラス受益証券／－mdistクラス受益証券）より成長型クラス受益証券（－accクラス受益証券）の申込みを好む投資者もいる。成長型クラス受益証券（－accクラス受益証券）の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス受益証券（－distクラス受益証券）の場合よりも、遅くなる場合がある。投資者は、個々の状況に関する税務面の助言のために、資格を有する専門家に相談すべきである。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格から直ちに控除される。ファンドの純資産が、分配により2010年法が定めるファンド資産の最低額を下回ってはならない。分配が行われる場合、会計年度の終了から4か月以内に支払が行われる。

管理会社は、中間分配金の支払を行うか、および分配金のその支払を停止するかを決定する権限を有している。

支払日から5年以内に請求されない分配金および分配受益証券についての権限は消滅し、関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラスに戻し入れる。かかるサブ・ファンドまたは受益証券クラスが既に償還されている場合、分配金および配分は、各々の純資産に応じてファンドの残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する受益証券クラスに対して発生する。管理会社は、純投資収益およびキャピタル・ゲインの充当に関して、無償での受益証券の発行を決定することができる。分配が実際の収益を受ける権利に一致するよう、収益平準化額を算出する。

「－acc」を名称に含む受益証券クラスの収益は、管理会社が別異の決定を行わない限り、分配を行わない。

分配の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. ファンドが認可している投資対象

1.1 サブ・ファンドの投資対象は、主として、以下のものより構成されなければならない。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日付の欧州議会／理事会の通達2004／39／ECにより定義される規制を受ける市場に上場されるか、またはかかる市場で取引される有価証券および短期金融商品
- b) 規制を受け、公認かつ公開の定期的取引が行われるEU加盟国内の別の市場で取引される有価証券および短期金融商品。「EU加盟国」とは、欧州連合の加盟国をいう。欧州経済地域を構成する契約の当事者であるものの、EU加盟国でない国は、かかる契約および関連する契約の範囲内において、EU加盟国に相当するとみなされる。

- c) EU非加盟国の証券取引所への正式な上場が認められているか、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカもしくはオーストラレイシア諸国（以下「承認された国」という。）の公認かつ公開の定期的に取りが行われる別の市場で取引される、有価証券および短期金融商品
- d) 新規発行される有価証券および短期金融商品。ただし、発行要項において、1.1項a) からc) に定める証券取引所または規制を受ける市場への正式な上場申請を行い、かつ有価証券の発行から1年以内に申請が承認されることを要する旨を定めなければならない。
- e) 2010年法に定義されるEU加盟国もしくはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSならびに／または通達2009/65/EC第1条(2) a) およびb) に規定されるその他のUCIの受益証券。ただし、以下を条件とする。
- － かかるその他のUCIが、ヨーロッパ共同体法に基づき適用されるものと同等の健全性の監督に服することを求める法令に従い承認されているとCSSFが判断していること、および監督当局間の協力を確保するための十分な条項が存在すること。
 - － その他のUCIの受益者に与えられる保護水準が、ファンドの受益者に与えられる保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに有価証券および短期金融商品の空売りを規定する通達2009/65/ECの規定と同等の規定を適用すること。
 - － その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生する資産および負債、収益ならびに取引が評価されること。
 - － 受益証券が取得される予定のUCITSまたはこのような他のUCIが、その約款または設立文書に従い、その資産額の10%を上限として別のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できること。
- f) 満期までの残存期間が12か月以下の、金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあるか、または（当該金融機関の登記上の事務所がEU非加盟国にある場合には）ルクセンブルグの監督当局がヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等であると判断する監督規則に従うこと。
- g) 上記a)、b) およびc) に掲げる規制を受ける市場で取引される、現金等価物で決済される商品を含む、金融派生商品（以下「派生商品」という。）、ならびに／または証券取引所もしくは規制を受ける市場で取引されない派生商品（以下「OTC派生商品」という。）。ただし、以下を条件とする。
- － 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致し、かつその目標の達成に適していること。
 - － 投資対象が2010年法第41条(1)に規定される商品、またはサブ・ファンドの投資方針に従い直接的にもしくは他の既存のUCI/UCITSを通して間接的に投資を行うことができるマクロ経済指数、金利または為替レート等の金融指数であること。
 - － サブ・ファンドが、投資先の資産の適切な分散を通じて、サブ・ファンドに適用される後記「リスク分散」の項に記載される分散要件の遵守を徹底すること。
 - － OTC派生商品に関する取引の相手方当事者が健全性の監督に服し、CSSFが承認する範疇に属し、かつ取締役会が明示的に承認している金融機関であること。取締役会による承認手続きが、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成される原則に基づき、かつ特に同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に加え、取引相手方の資本提供の意思に関していること。取締役会が自身が承認した取引相手方のリストを保持していること。
 - － OTC派生商品が、日次ベースで、信頼に値する検証可能な評価が行われ、ファンドの主導により、かつ公正価値で、バック・ツー・バック・ローン取引によりいつでも売却、清算、または決済できること。

- － 取引相手方が、該当するサブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄（トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等）、または該当するOTC派生商品の原資産の構成に関する裁量権を付与されていないこと。
- h) 規制を受ける市場で取引されていない、2010年法第1条が定める短期金融商品。ただし、かかる商品の発行証券または発行体は、投資者および投資対象の保護を定める規則による規制を受け、かつ、当該商品が以下の条件に従うものとする。
- － 政府、地域機関もしくは地方機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合（EU）もしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、もしくは最低でも一つのEU加盟国が属する公的国際機関より発行または保証されていること。
 - － 1.1項a）、b）およびc）に記載される規制を受ける市場で有価証券が取引されている企業が発行体であること。
 - － ユーロッパ共同体法が定める基準に従う健全性の監督に服する機関、または同法による規定と少なくとも同等に厳格であるとCSSFが判断する監督に服し、かつ同法を遵守している機関により、発行または保証されていること。または、
 - － CSSFにより承認される範疇に属するその他の発行体が発行する有価証券。ただし、上記の箇条書き1番目、2番目または3番目に相当する投資者の保護が当該商品への投資に対して適用され、かつ、かかる発行体が、最低1,000万ユーロの株主資本を有し、第4回理事会通達78/660/EECの規定に基づき年次決算書を作成および公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場企業を擁し、その資金調達に責任を有するグループ内の法主体か、銀行が提供する与信枠を利用して債務証券による資金調達を行う法主体であることを条件とする。
- 1.2 各サブ・ファンドは、1.1項に定める投資制限に関わらず、サブ・ファンドの純資産額の10%を上限として、1.1項に記載される証券以外の証券および短期金融商品に投資することができる。
- 1.3 管理会社は、派生商品に関連する全般的なリスクがファンドの組入銘柄の純資産総額を超えないことを確保しなければならない。各サブ・ファンドは、投資戦略の一環として、裏付商品の全般的なリスクが第2項に定める投資制限を越えないことを条件に、2.2項および2.3項の制限内で、派生商品に投資することができる。
- 1.4 各サブ・ファンドは、付随的な流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

- 2.1 管理会社は、リスク分散の原則に従い、サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて同一金融機関の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、サブ・ファンドの純資産額の20%を超えて同一金融機関の預金に投資することができない。サブ・ファンドがO T C派生商品の取引を行う場合、取引相手方が上記1.1項 f) に定義される金融機関である場合、取引相手方リスクが当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。最大許容取引相手方リスクは、他の相手方との取引においては、5 %まで引き下げられる。一サブ・ファンドの純資産額の5 %超を占める当該金融機関の有価証券および短期金融商品の全ポジションの総価値が、当該サブ・ファンドの純資産額の40%を超えてはならない。本制限は、健全性の監督に服する金融機関の預金およびかかる金融機関のO T C派生商品の取引には、適用されない。
- 2.2 2.1項に定める制限の上限に関わらず、各サブ・ファンドは、
- 同一金融機関が発行する有価証券および短期金融商品、
 - かかる金融機関への預金、ならびに／または
 - かかる金融機関とのO T Cデリバティブ契約
- を組み合わせて、純資産の20%を超えて投資してはならない。
- 2.3 上記に反し、下記が適用される。
- a) 2.1項に定める10%の上限は、欧州議会および欧州理事会のE U指令2019／2162第3条第1項におけるカバード・ボンドの定義に該当する一定の債券、ならびにE U加盟国に所在し、当該国において当該証券の保有者を保護するために用意される公的機関による特別な健全性の監督に服する金融機関により2022年7月8日より前に発行された債券においては、25%まで引き上げられる。特に、かかる2022年7月8日より前に発行された債券の発行により得られる資金は、法律に従い、債務証書の存続期間中、かかる発行により生じる債務を十分にカバーし、かつ発行体の破産の場合に元利金の支払に優先権を与える資産に対して投資されなければならない。一サブ・ファンドが一発行体が発行する債券にその純資産の5 %を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額が、当該サブ・ファンドの純資産額の80%を超えてはならない。
- b) 10%の上限は、E U加盟国またはその地方機関、別の承認された国または一もしくは複数のE U加盟国が属する公的国際団体が発行または保証する有価証券または短期金融商品については、35%まで引き上げられる。2.3項 a) および b) に記載の特別規定に該当する有価証券および短期金融商品は、上記40%のリスク分散の制限の算出には含まれない。
- c) 2.1項、2.2項、2.3項 a) および b) に記載される制限を累積してはならない。そのため、かかる各項で列举される、同一金融機関の有価証券もしくは短期金融商品への投資、または当該機関の預金もしくは派生商品への投資が、特定のサブ・ファンドの純資産額の35%を超えてはならない。
- d) 理事会通達83／349／E E Cまたは公認の国際会計基準に従う連結決算書の目的において同一グループに属する企業は、本項に定める投資制限の計算上、同一発行体とみなされなければならない。
- ただし、同一の企業グループの有価証券および短期金融商品への一サブ・ファンドによる投資の上限は、合計で当該サブ・ファンドの資産の20%とする。
- e) 管理会社は、リスク分散のために、一サブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、E U加盟国またはその地方機関、別の承認されているO E C D加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のE U加盟国が属する公的国際団体が発行または保証する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該有価証券および短期金融商品は、少なくとも6銘柄の証券に分割しなければならず、同一発行体の有価証券または短期金融商品が、一サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたは他のUCIへの投資には、以下の規定が適用される。

- a) 管理会社は、一サブ・ファンドの純資産の20%を上限として同一のUCITSまたは他のUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の実施上、複数のサブ・ファンドを有するUCIの各サブ・ファンドは、独立した発行体とみなされるが、各サブ・ファンドが第三者に対して個別に責任を負うことを条件とする。
- b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資が、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。サブ・ファンドが投資するUCITSまたは他のUCIの資産は、2.1項、2.2項および2.3項に定める上限の算出の際には、含まれない。
- c) サブ・ファンドがその投資方針に従い、その資産の大半を他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、サブ・ファンド自身ならびにサブ・ファンドが投資する他のUCITSおよび／またはその他のUCIが請求する上限管理報酬は、後記「4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載される。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドにより発行されるか、または発行された受益証券を買付、取得および／または保有することができるが、以下を条件とする。

- － 投資先のサブ・ファンド自身が、かかる投資先のサブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと。
- － 取得される投資先のサブ・ファンドが、同一のUCIの他の投資先のサブ・ファンドの受益証券に投資できる自身の資産の上限が、その販売目論見書または定款に従い、10%を超えないこと。
- － 財務書類および定期報告書における適正な評価に関係なく、かかる有価証券に付随する議決権が、当該サブ・ファンドにより保有される期間中、停止されていること。
- － サブ・ファンドがこれらの有価証券を保有する限り、その価値が、いかなる場合にも、2010年法に従うサブ・ファンドの最低純資産の検証のために同法が定めるサブ・ファンドの純資産価格の計算に含まれないこと。
- － サブ・ファンドの水準、およびサブ・ファンドが投資する投資対象のサブ・ファンドの水準において、管理事務／買付または買戻しの手数料が重複して請求されないこと。

2.6 ファンドは、あるサブ・ファンドの目的が、当該サブ・ファンドの投資方針に従い、CSSFが承認する特定の株式または債券指数に連動することである場合、当該サブ・ファンドの資産の20%を上限として、同一発行体の株式および／または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- － 指数の構成が十分に分散されていること。
- － 指数がその参照市場の適切なベンチマークであること。
- － 指数が適切な方法で公表されていること。

例外的な市況、および特に一部の有価証券または短期金融商品の比率が高い、規制を受ける市場であることを理由に正当であると判断されることを条件に、上限を35%とする。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合に限り、認められる。

第1項および第2項が定める制限を、故意にではなく、または引受権行使の結果として超過する場合、管理会社は、受益者の最善の利益を図りつつ、事態の收拾を最優先するために、有価証券の売却に努めなければならない。

新たに設定されるサブ・ファンドは、リスク分散の原則を遵守し続けるという条件で、正式な認可を取得してから6か月間、特定のリスク分散の制限を逸れることができる。

3. 投資制限

管理会社は、以下の行為をしてはならない。

3.1 継続的な販売が何らかの契約上の取決めににより制限される有価証券を、ファンドのために取得すること。

- 3.2 管理会社が、管理会社が運用する他の投資信託と共同で、当該発行体の経営に重大な影響を及ぼす権利を行使できるような議決権付の株式を取得すること。
- 3.3 以下の割合を超えて取得すること。
- － 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - － 同一発行体の債務証券の10%
 - － 同一のUCITSまたはUCIの受益証券の25%
 - － 同一発行体の短期金融商品の10%
- 上記の2番目から4番目について、債務商品および短期金融商品の総額ならびに発行済受益証券の純合計額を取得時に決定できない場合、かかる証券対象の証券の制限を遵守する必要はない。
- 以下の場合、3.2項および3.3項の規定の適用が免除される。
- － EU加盟国、その地方機関または別の承認された国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
 - － 非加盟国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
 - － 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行する有価証券および短期金融商品
 - － EU非加盟国の法律において、かかる株式保有が当該EU非加盟国の発行体の有価証券への唯一の適法な投資方法である場合に、当該EU非加盟国を本拠地とする発行体の有価証券に主にその資産を投資する企業の株式。このような場合、2010年法を遵守しなければならない。
 - － 子会社が所在する国において、ファンドのみのために、受益者の請求による受益証券の買戻しに関する運用、助言、もしくは販売等の業務を行う子会社の株式
- 3.4 有価証券、短期金融証券または1.1項 f) および g) に列挙されるその他の商品の空売りを行うこと。
- 3.5 貴金属またはそれに関連する証券を取得すること。
- 3.6 不動産への投資、および商品または商品契約の売買。
- 3.7 借入れを行うこと。ただし、以下の場合を除く。
- － 外国通貨の買付のためのバック・ツー・バック・ローンによる借入れ
 - － 一時的な、かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- 3.8 第三者のための借入れを認めること、または保証人になること。本制限は、全額払込済でない有価証券、短期金融商品または1.1項 e) 、 g) および h) に列挙されるその他の商品の取得を妨げるものではない。

管理会社は、ファンドの受益証券が募集および販売される国々の法令規制の遵守を徹底するために必要がある場合、受益者の利益のために、いつでも投資制限を追加する権限を有している。

4. 資産のプール

取締役会は、効率性のために特定のサブ・ファンドの資産の内部統合および／または共同管理を認めることができる。このような場合、異なるサブ・ファンドの資産を一括して管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼び、プールは、内部管理目的に限定して利用される。プールは公式のファンドではなく、受益者が直接プールを利用することはできない。

プール

管理会社は、複数のサブ・ファンド（かかる文脈上、「参加サブ・ファンド」という。）の組入資産のすべてまたは一部をプール形式で投資および運用することができる。このような資産プールは、各々の特定の参加サブ・ファンドから、現金およびその他の資産（これらの資産が該当するプールの投資方針に合致している場合に限る。）を資産プールに移し替えることにより、設定される。その

後、管理会社は、さらに資産プールへの移し替えを行うことができる。参加額の全額を上限として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

特定の資産プール内の参加サブ・ファンドの持分は、同じ価値を有する想定上の受益証券を基準にして算出される。資産プールを設定する際、取締役会は、想定上の受益証券の当初価値を（管理会社が適切であると判断する通貨建てで）定め、参加サブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）に相当する各参加サブ・ファンドの想定上の受益証券に割り当てなければならない。その後、資産プールの純資産を既存の想定上の受益証券の口数で除すことにより、想定上の受益証券の価値を算出する。

追加の現金または資産が資産プールに拠出されるか、または資産プールから引き出される場合、関係する参加サブ・ファンドに配分される想定上の受益証券の口数は、参加サブ・ファンドが拠出または引き出す現金または資産を、参加サブ・ファンドの資産プールにおける持分の現在価値で除すことにより算出される口数の分だけ、増減する。現金を資産プールに拠出する場合、計算目的上、税務費用ならびに現金投資のためのクロージング手数料および取得費用に充当するために取締役会が適切であると判断する金額を減額する。現金を引き出す場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を計上するためにその分の減額を行うことがある。

ある資産プール内の資産から発生する配当、利息および収益と同様のその他の配当が、当該プールに配分されると、純資産が増加する。ファンドが償還される場合、資産プールの資産は資産プール内の各々の持分に比例して参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営および管理費用を削減しつつ、広範な分散投資を可能にするために、取締役会は一または複数のサブ・ファンドの資産のすべてまたは一部を共同投資のために別のサブ・ファンドまたはその他の投資信託の資産と一括して管理することを決定できる。以下の項において「共同管理ファンド」とは、ファンドおよびその各サブ・ファンド、ならびに共同管理契約が存在し得る一切のファンドをいう。「共同管理資産」とは、上記の共同管理契約に従い管理される共同管理ファンドの資産全体をいう。

各投資運用会社は、共同管理契約の一環として、共同管理ファンドに関して統一的に、ファンドおよびそのサブ・ファンドのポートフォリオ構成に影響を与える投資対象および資産の売却を決定する権限を有する。各々の共同管理ファンドは、共同管理資産の総評価額に対して自身の純資産が占める比率に相当する、共同管理資産における持分を有している。この保有比率（かかる文脈において、「持分割合」と称する。）は、共同管理の下で保有または取得されるすべての資産クラスに適用される。投資および／または売却に関する決定は、共同管理ファンドの持分割合には影響を及ぼさないが、将来の投資分は当該割合により割り当てられる。資産を売却する場合、個々の共同管理ファンドが保有する割合に応じて共同管理資産から控除される。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがある場合、購入申込金は、申込みが行われる共同管理ファンドの調整後の持分割合を考慮した上で、各共同管理ファンドに配分され、このような調整が、かかる共同管理ファンドの純資産の増加に対応する。共同管理ファンド間で資産を移し替えると、各共同ファンドの純資産総額が、調整後の持分割合に応じて変動する。同様に、ある共同管理ファンドが買戻し請求を受ける場合、買戻しの現金が、買戻しが適用される共同管理ファンドの純資産の減少額を調整後の持分割合に基づき、共同管理ファンドの準備金から引き出される。この場合も、各共同ファンドの純資産総額が、調整後の持分割合に応じて変動する。

受益者は、共同管理契約により、特定のサブ・ファンドの資産構成が、取締役会または管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、別の共同管理ファンドに関連する事態（申込みおよび買戻し等）から影響を受ける可能性があるという事実、留意すべきである。そのため、その他の点がすべて等しければ、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けると、当該サブ・ファンドの手元現金が増加する。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが買戻しを受けると、当該サブ・ファンドの手元現金が減少する。ただし、購入申込みおよび買戻しを、共同管理契約の枠外で、各共同管理ファンドのために開設される購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行うことができる。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができ、かつ、取締役会またはその委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加の終了をいつでも決定できるため、当該サブ・ファンドは、ファンドおよび受益者の利益に悪影響を及ぼすおそれがある場合、ポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドに関連する買戻し、または別の共同管理ファンドに関連する（該当するサブ・ファンドに属するものとして計上できない）報酬および費用の支払の結果として生じる、特定のサブ・ファンドのポートフォリオ構成の変更により、当該サブ・ファンドの投資制限の違反が起こり得る場合、該当する資産が上記の調整による影響を受けないようにするために、かかる資産は、変更の実施前に、共同管理契約の対象から外される。

サブ・ファンドの共同管理資産は、同じ投資目的に従い投資される資産に限り、共同で管理される。これは、投資決定がすべての点において該当するサブ・ファンドの投資方針と一致することを徹底させるためである。共同管理資産は、同一の投資運用会社が投資および投資対象の売却の決定を行う権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務める資産に限り、共同で管理される。これは、保管受託銀行が、2010年法およびその他の法規定に従いファンドおよびそのサブ・ファンドの義務を完全に履行できることを徹底させるためである。保管受託銀行は、常に、ファンドの資産をその他の共同

管理ファンドの資産と分別保管しなければならない。これにより、保管受託銀行は、いつでも、個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針が、個々のサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないため、共同管理ファンドの投資方針が、個々のサブ・ファンドの投資方針よりも厳しい制限を受けることがある。

取締役会は、事前の通知なしに、いつでも共同管理契約の終了を決定することができる。

受益者は、いつでも、共同管理契約を締結している共同管理資産および共同管理ファンドの間合せ時点における比率を、管理会社の登記上の事務所に問い合わせることができる。

共同管理資産の構成と比率を年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、かつルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者、清算者、もしくは破産管財人に対してもサブ・ファンドの資産を利用させないことと、かかる資産の凍結を認めない各共同管理ファンドの権利が定められることを条件に、許可される。

5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S Fにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。後記「3 投資リスク（１）リスク要因 証券金融取引のエクスポージャー」の項に記載される技法は継続して適用されるが、市況に応じて証券金融取引のエクスポージャーの停止または低減を随時決定することができる。このような技法および商品の利用が、投資者の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（以下「証券貸付」という。）。

証券貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流の金融機関を通じ、かつ当該機関が定める手続に従い行う場合にのみ、行うことができる。

証券貸付取引の場合、ファンドは、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に相当する金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグの法律の規定により認められる金融上の担保の形で発行されなければならない。クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア、または貸付証券の返済をファンドに保証する他の機関を通じて取引が行われる場合には、かかる担保は要求されない。

後記「3 投資リスク（１）リスク要因 担保の運用」の項の規定は、したがって、証券貸付の範囲内でファンドに提供される担保の運用に対して適用されるものとする。後記「3 投資リスク

（１）リスク要因 担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの受益証券は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

ファンドに証券貸付の分野で業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで見直され、採用される。

現在、アームズレングスな状況で交渉する証券貸付取引から取得する総収益の60%を該当するサブ・ファンドに貸方計上し、総収益の30%を継続的な証券貸付業務および担保の運用に責任を有する証券貸付サービス提供会社であるユービーエス・スイス・エイ・ジーが手数料として受領し、総収益の10%を取引管理、継続的な運営業務および担保の預り保管に責任を有する証券貸付のエージェントであるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店が手数料として受領する。証券貸付プログラムの実行に伴うすべての手数料は、総収益に対する証券貸付取引のエージェントの取り分から払い出される。これにより証券貸付業務を通じて発生するすべての直接的および間接的な費用をカバーする。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーはUBSグループの一部である。さらに、管理会社は、証券貸付に関する枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびにファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

管理会社の取締役会は、証券貸付取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定および変動利付証券	
G10参加国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。）により発行され、格付がA [*] 以上の証券。	2 %
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（その連邦州および小郡 ^{**} を含む。）により発行された証券。	0 %
格付がA以上の債券。	2 %
国際的組織によって発行された証券。	2 %
法主体によって発行され、格付がA以上の銘柄の証券。	4 %
地方機関によって発行され、格付がA以上の証券。	4 %
株式	8 %
以下の指数に組み入れられている資本は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグ I D
オーストラリア (S&P/ASX 50 INDEX)	AS31
オーストリア (AUSTRIAN TRADED ATX INDX)	ATX
ベルギー (BEL 20 INDEX)	BEL20
カナダ (S&P/TSX 60 INDEX)	SPTSX60
デンマーク (OMX COPENHAGEN 20 INDEX)	KFX
欧州 (Euro Stoxx 50 Pr)	SX5E
フィンランド (OMX HELSINKI 25 INDEX)	HEX25
フランス (CAC 40 INDEX)	CAC
ドイツ (DAX INDEX)	DAX
香港 (HANG SENG INDEX)	HSI
日本 (NIKKEI 225)	NKY

オランダ (AEX-Index)	AEX
ニュージーランド (NZX TOP 10 INDEX)	NZSE10
ノルウェー (OBX STOCK INDEX)	OBX
シンガポール (Straits Times Index STI)	FSSTI
スウェーデン (OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス (SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス (SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI
英国 (FTSE 100 INDEX)	UKX
米国 (DOW JONES INDUS. AVG)	INDU
米国 (NASDAQ 100 STOCK INDX)	NDX
米国 (S&P 500 INDEX)	SPX
米国 (RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）が使用している格付基準を指している。S & P、ムーディーズ（Moody's）およびフィッチ（Fitch）の格付が、これに相当するそれぞれの基準に合わせて利用されている。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの州が発行する無格付の債券も、認められる。これらの債券に対して、ヘアカットは適用されない。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- (i) レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- (ii) 管理会社は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- (iii) 管理会社がリバースレポ契約を締結する場合、管理会社は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時まで発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、管理会社がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- (iv) ファンドがレポ契約を締結する場合、ファンドは、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、ファンドがいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- (v) レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS通達の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- (vi) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- (vii) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書または半

期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

基本的なルールとして、トータル・リターン・スワップに対して以下の点が適用される。

- (i) トータル・リターン・スワップにより取得される総リターンの100%（直接のおよび間接的な運営コスト／手数料を控除後）がサブ・ファンドに送金される。
- (ii) トータル・リターン・スワップに関連して発生するすべての直接のおよび間接的な運営コスト／手数料はファンドの年次および半期報告書に記載される会社に支払われる。
- (iii) トータル・リターン・スワップに関連して手数料を分担する取決めは締結されていない。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（これらの技法を利用しない場合等）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク （1）リスク要因」の「効率的なポートフォリオ運用の技法の利用に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、リスク管理手続きの一環として、管理会社または管理会社が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。ファンド、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、管理会社は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資者の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

① 有価証券の価格変動リスク

ファンドは有価証券等への投資を行う。公社債等の市場価格は、金利が低下した場合には上昇傾向となり、反対に、金利が上昇した場合には、公社債等の価値は下落傾向となる。株価は発行企業の業績、株式市場の需給ならびに政治、規制、市場および経済状況の影響を受け、大きく変動することがある。公社債の価格変動は、残存期間、発行体、証券の種類等に左右される。

② 為替リスク

ファンドは、世界各国の公社債等に投資し、その資産価値は、為替レートの動向により変動する。為替レートは、短期間に大幅に変動することがあり、これに伴いファンドの純資産価額も変動する場合がある。

為替レートは、一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、不介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。

③ 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーまたは短期金融商品が債務不履行に陥った場合、または債務不履行が予想される場合、ファンドの純資産価額は大きく変動し、その結果当該純資産価額が下落することがある。

④ 金融派生商品を用いた投資手法のリスク

管理会社は、サブ・ファンドの投資方針を達成するための主たる要因として、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。オプション、先物およびスワップの市場は、不安定である。利益を達成する機会および損失を被るリスクの両方について、証券投資に伴う場合を上回る。かかる技法および手段は、サブ・ファンドの投資方針に従う場合およびそれらの品質に悪影響を及ぼさない場合にのみ活用される。証券のワラントについても同様である。

⑤ エマージング・マーケット・リスク

各国の金融・証券市場に投資を行う場合、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、ファンドの資産価値に大きな変動をもたらす可能性がある。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）は、新興市場にも投資する。

ファンドが新興市場に投資する場合、ファンドは、（政治的および社会的不安定性、市場における決済システムのインフラ未整備、開示および規制システムの未整備、為替レート的大幅な変動ならびに外国送金の制限等に関連する）特有のリスクに服する。

一般的ナリスク情報

「新興市場」という用語は、国際金融公社の総合インデックスおよび／またはMSCIエマージング・マーケット・インデックスに含まれる市場、ならびに経済発展がこれらと同等の水準にあるか、または新規の株式市場を有するその他の国々について記載するために使用される。

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的ナリスクの概要である。

一偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

－流動性の低さ

証券の売買が、先進市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

－ボラティリティ

新興市場への投資は、先進市場への投資に比べてパフォーマンスの変動性が高くなる可能性がある。

－通貨の変動

サブ・ファンドが投資する国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大幅に変動する可能性がある。このような変動が、サブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対して為替リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

－通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するために多数の市場に投資する。

－決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは、先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

－売買の制限

新興市場が外国人投資家による購入に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に認められる最大保有数を超過したためにサブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家による純収益、資本および配当への参加に対して制限や政府による承認が条件となることもある。新興市場が外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは、当局からの例外的な認可の取得に努めるか、または別の市場への投資によりかかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努める。サブ・ファンドは、制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課せられることを防ぐことはできない。

－会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、実務および開示は、内容、質および投資者への情報提供の期限という点で先進市場と異なる。したがって、投資の選択の正確な評価が難しいことがある。

このため、サブ・ファンドは、特に、これらのリスクを認識している投資者に適している。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも半分をその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資する、ファンド・オブ・ファンズの仕組みになっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、直接投資を行う投資信託に比べて、分散水準が高いこと（またはリスクの分散）にある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（投資先の投資信託）が厳しいリスク分散原則にも従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資者は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能になるので、個別の投資対象に固有のリスクが最小限に抑えられ、投資対象の大半を占めるUCITSおよびUCIの投資方針が、ファンドの投資方針にできる限り従うことが求められる。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資者は、多数の有価証券への間接投資を行う。

既存の投資信託に投資する際、一定の手数料および費用（例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行機関の手数料、運用／顧問報酬、ならびに投資先のUCIおよび／またはUCITSの発行／買戻し手数料）が何重かで発生することがある。このような手数料および費用は、投資先の投資信託およびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求される。

サブ・ファンドは、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ、または共同経営もしくはは支配を通じてか、実質的な直接もしくはは間接保有を通じて同社と関連がある会社が運用するUCIおよび／またはUCITSにも投資することができる。この場合、発行または買戻し手数料は、これらの受益証券の買付または買戻しに対して請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存の投資信託への投資に関連する一般費用および経費については、後記「4 手数料等及び税金」の項に記載される。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引とは、それ自体は投資商品ではないが、その評価額が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および予測に基づく権利のことである。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを負う。

ただし、金融派生商品取引の特定の特徴により、上記のリスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、投資先の商品への投資に伴うリスクよりも高くなることもある。

そのため、金融派生商品取引の利用には、投資先の商品への理解だけではなく、金融派生商品取引そのものに関する深い知識が必要である。

取引所で取引される金融派生商品取引における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。不履行リスクを全体的に低減するため、かかる保証は、決済機関が維持する日払制度に支えられ、この制度において、保証を求められる資産が計算される。公開市場の店頭取引所で取引される金融派生商品取引の場合には、これに相当する決済機関の保証がないため、管理会社は、潜在的な不履行リスクを評価するために、各取引相手方の信用力を考慮しなければならない。

一定の金融派生商品の売買が困難となる可能性があるため、流動性リスクも存在する。金融派生商品取引が特に大規模であるか、または対応する市場の流動性が低い場合（公開市場の店頭取引所で取引さ

れる金融派生商品取引の場合等）、一定の状況下で、取引の完全な履行が必ずしも可能ではないか、または追加費用の発生によってしかポジションを清算できないことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品取引がその投資先の資産、金利または指数に完全に連動しない可能性がある。金融派生商品取引の多くは複雑であり、主観的に評価されることが多い。不適切な評価により、取引相手方から求められる現金需要が上昇したり、ファンドの評価額が損失を被ることがある。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、管理会社による金融派生商品取引の利用が、常にファンドの投資目的を達成するための効率的な方法であるとは限らず、ときに逆効果を及ぼすこともある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数および特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる。）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュフローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュフロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資者が、受益証券の価格による影響を控除した受益証券のボラティリティのみに基づく投資を行うことができる。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリア

ンスに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれ未満の格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げる場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払を行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

管理会社は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、管理会社は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、またはファンドが多額の費用を負担することがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、選択した時期に望んだ価格で投資対象を売却すること

が容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ／または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイイールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイイールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイイールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイイールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイイールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクまたは債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイイールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイイールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却または評価することが困難であることがある。特に、ハイイールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

特別買収目的会社（SPAC）

SPACは、既存の企業（以下「買収先企業」という。）の買収または合併を目的として投資元本を調達する、特別な目的を有する上場の買収会社である。買収先企業は、通常、株式公開を希望している既存の未上場の企業で、SPACによる買収またはSPACとの合併によりこれを達成し、従来の新株発行という手法を取らない。基本的に、SPACが投資家を募る段階で買収先企業の身元は明らかにされない。SPACの仕組みは複雑化することがあり、その特徴が大きく変わる可能性があり、その結果として希薄化、流動性、利益相反ならびに買収先企業の身元確認、評価および適格性に関する不確実性等の様々なリスクが発生することがある。

SPACへの投資には、SPACの株主が予定されていた買収もしくは合併に必要な同意を与えないためにふさわしい買収先企業が見つからないこと、自治体もしくはその他の当局から必要な承認を得ることができないこと、または買収もしくは合併が完了した後で不本意な事態になり損失が発生すること等を理由に、SPACが買収を完了できないリスクを伴うことについて、投資家は留意すべきである。SPACにより買収される企業またはSPACと合併する企業の株式の価格が変動することがあり、大きな金融リスクが生じることがある。

効率的なポートフォリオ運用の技法の利用に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針 （5）投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額（該当がある場合。）を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針 （5）投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券取引には、貸し付けた証券が適時に返却されないか、または返却できなくなるリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の不正確な評価、不利な市場変動、証券の発行体の信用格付の悪化、証券が取引される市場の流動性の低下、証券を保有する保管者の怠慢もしくは不履行、または法的契約の解除（例えば不履行を根拠とするもの）によるか否かに関係なく、証券の借主がサブ・ファンドが貸し付けた証券を返却しない場合、受領した証券が貸し付けた証券よりも低い金額で換金されるリスクがあり、これによりサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがある。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「2 投資方針 （5）投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下の通りである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）	0%～10%	25%	0%	10%	0%～35%	50%

リスク管理

コミットメント手法およびバリュエーション・アット・リスク法に従うリスク管理は、適用法および規制条項に基づき行われる。また、リスク管理手続は、上場投資信託（ETF）およびその他のUCITSの銘柄に関するESMAガイドラインについてのCSSF通達14/592に従い、担保の運用（下記「担保の運用」の項を参照のこと。）ならびにポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（前記「2 投資方針（5）投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項を参照のこと。）における範囲内でも適用される。

レバレッジ

バリュエーション・アット・リスク（以下「VaR」という。）手法を利用するUCITSのレバレッジは、CSSF通達11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として定義されている。受益者は、かかる定義が人為的な高レバレッジを発生させる場合があること、およびこのようなレバレッジが、とりわけ以下の理由により、実際の経済的リスクを正確に反映していない可能性があることに、留意すべきである。

- － 派生商品が投資またはヘッジ目的のいずれかのために利用されるか否かに関わらず、派生商品により、想定元本の総額による手法に従い算出されるレバレッジ額が上昇すること。
- － 金利派生商品のデュレーションを考慮していないこと。その結果、短期金利の派生商品の経済的リスクが著しく低いにもかかわらず、短期金利の派生商品において長期金利の派生商品と同程度のレバレッジが発生する。

VaR手法に従うUCITSの経済的リスクは、UCITSのリスク管理プロセスの一部として決定される。ここには、（とりわけ）VaRの制限条項が含まれ、その中に派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクが含まれている。VaRは、包括的な資産査定テストのプログラムにより補完されている。

VaR手法を利用する各サブ・ファンドのレバレッジの平均は、以下の表に記載される範囲に収まる見通しである。レバレッジは、想定元本の総額と当該サブ・ファンドの純資産価格との間の比率で表示される。一定の状況下では、すべてのサブ・ファンドのレバレッジ額が大きくなる可能性がある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジの 範囲	参照ポートフォリオ
UBS（Lux）ストラテジー・ ファンドーフィクスト・ インカム（米ドル）	コミットメント手法	該当なし	該当なし

担保の運用

ファンドは、店頭取引を実行する場合、店頭取引相手方の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドはまた、先物契約もしくはオプションを締結するか、またはその他の派生技法を利用する場合、店頭取引相手方が単一または複数の契約に基づく自らの債務を履行しない（または履行することができない）リスクを負うことがある。

取引相手方リスクは、有価証券を預託することにより軽減することができる（「担保」については、上記を参照のこと。）。担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後に）適切な期間内に換金が可能である金融商品のみを、担保として認めている。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変動する場合がある。

もっとも、それぞれの評価後、かかる担保は、必ず、（適切な場合は、追加の担保を請求すること）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していなければならない（値洗い）。管理会社は、当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。

管理会社は、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託される流動性のある資金の投資方針の関連事項を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意を決定するものとする。管理会社は、かかる枠組み合意を定期的に見直し、適切な場合に容認する。

管理会社は、OTC派生商品取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、かかる商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率 （時価に対する 控除率（％））
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0 %
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のいずれか一つの国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がA格以上の短期金融商品（残存期間1年以内）	1 %
上記と同等の基準を満たし、かつ平均的な残存期間（1年から5年）の商品	3 %
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が長期（5年から10年）の商品	4 %
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が超長期（10年超）の商品	5 %
残存期間が10年以内の米国のインフレ連動債	7 %
米国財務証券のストリップ債またはゼロ・クーポン債（残存期間を問わない）	8 %
残存期間が10年超の米国のインフレ連動債	10%

証券の貸付による担保として利用されるヘアカットは、該当ある場合、前記「2 投資方針 （5）投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に記載される。

担保として預託される有価証券が、各々の店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭取市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。このような理由から、金融セクターの株式は、担保として認められない。担保として預託される有価証券は、ファンドに代わり保管受託銀行が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができない。

ファンドは、必ず、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に適切に分散する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、ファンドの純資産の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の段落に関わらず、かつ2014年8月1日付のETFおよびその他のUCITS債券に関するESMAのガイドライン（ESMA/2014/937）43（e）の修正点に従い、ファンドは、EU加盟国、一もしくは複数のEU加盟国の規制当局、EU非加盟国、または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際団体が発行または保証する、各種の譲渡性のある有価証券および短期金融商品により完全な担保を設定することができる。このような場合、ファンドは、必ず、少なくとも6つの異なる発行証券から有

価証券を受領しなければならないが、いずれか一発行体の証券の上限が、各サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

管理会社は、上記の適用除外規定を利用することを決定し、各サブ・ファンドの純資産の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスが発行または保証する国債から担保を受領する。

ファンドは、流動性のある資金として預託される担保に投資することができる。投資対象は、前記「2 投資方針（5）投資制限 1. ファンドが認可している投資対象 1.1項 f）」に従う当座預金または通知預金、高格付の政府債、前記「2 投資方針（5）投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に規定されるレポ契約（当該取引の相手方が、前記「2 投資方針（5）投資制限 1. ファンドが認可している投資対象 1.1項 f）」が定める金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条件とする。）、ならびに欧州のマネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10-049が定める短期のマネー・マーケット・ファンドのみに限定される。

前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。保管受託銀行もしくはその副保管人／取引銀行ネットワーク内の破産および支払不能事由またはその他の信用関連事由により、担保に関連するファンドの権利行使が遅延またはその他の方法で制限されることがある。ファンドが当該契約に基づき店頭取引相手方から担保を提供されている場合、当該担保はファンドと店頭取引相手方との合意に基づき店頭取引相手方に移転されることになる。店頭取引相手方、保管受託銀行もしくはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用関連事由により、担保に関連するファンドの請求の権利または認定が遅延、制限、ひいては削減され、担保が当該債務をカバーするために予め提供されていたか否かにかかわらず、ファンドが、店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなることもある。

（2）投資リスクに対する管理体制

投資運用会社は、ポートフォリオ分散により意図せざるリスクを回避し、長期的な元本成長を図る。投資運用会社は、UBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理する全ての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告および上申の要件を活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員および取締役はUBSの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、デリバティブ取引またはその他の類似の取引を、投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理および統制している。

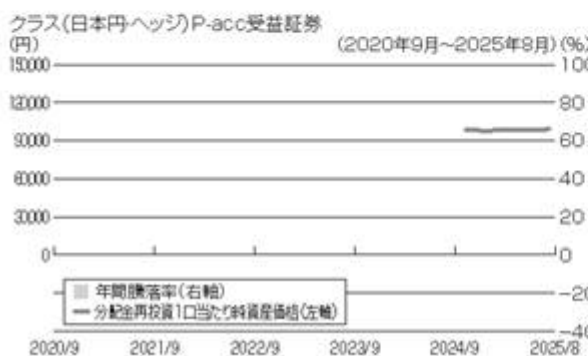
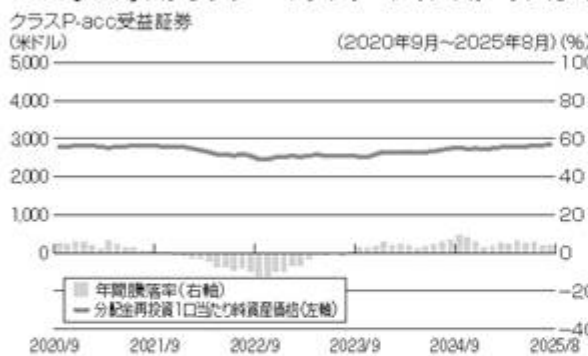
（３）リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間譲渡率の推移

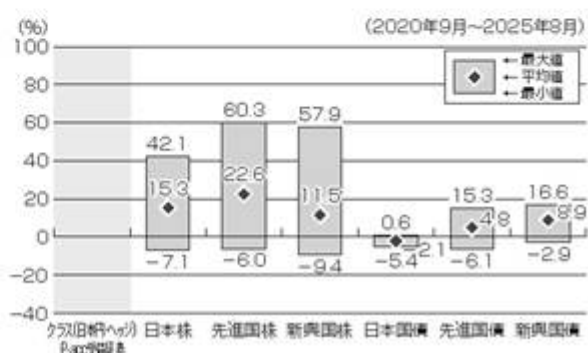
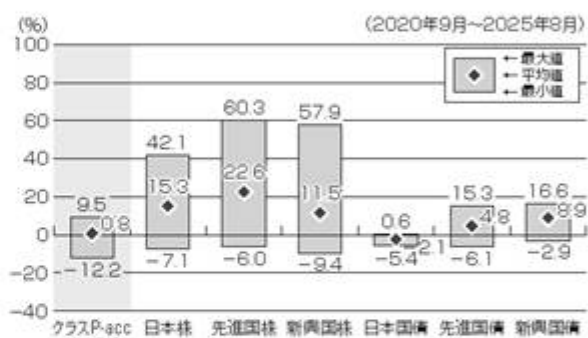
2020年9月～2025年8月までの期間におけるサブ・ファンドの受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間譲渡率(各月末時点)の推移を示したものです。サブ・ファンドのクラス(日本円・ヘッジ)P-acc受益証券は、2024年10月3日に運用を開始したため、年間譲渡率は算出されず、2024年10月末以降の分配金再投資1口当たり純資産価格を記載しています。

UBS(Lux)ストラテジー・ファンド・フィクスト・インカム(米ドル)



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間譲渡率の比較

2020年9月～2025年8月の5年間にわたる年間譲渡率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドの受益証券と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。(ただし、サブ・ファンドのクラス(日本円・ヘッジ)P-acc受益証券は、2024年10月3日に運用を開始したため、年間譲渡率は算出されません。)このグラフは、サブ・ファンドの受益証券と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所 Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドの各クラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。クラスP-acc受益証券およびクラス(日本円・ヘッジ)P-acc受益証券では、分配の支払が行われていません。
- サブ・ファンドの各クラス受益証券の年間譲渡率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その譲渡率を算出したものです。
- 代表的な資産クラスの年間譲渡率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その譲渡率を算出したものです。
- サブ・ファンドの各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間譲渡率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間譲渡率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- サブ・ファンドの各クラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格および年間譲渡率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間譲渡率とは異なる場合があります。
- サブ・ファンドの各クラス受益証券は、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日本株→TOPIX(配当込み)
先進国株→FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株→S&P新興国総合指数
日本国債→ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債→FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債→FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じうるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

発行手数料は、受益証券１口当たり純資産価格の最大４％とする。

② 日本における申込手数料

申込手数料は、申込金額の0.55％（税抜0.50％）を上限とする。申込手数料は、事務処理費用およびファンドに関する情報提供の対価として支払われる。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

② 日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドは、サブ・ファンドの純資産価額の平均に基づき算出される、月次上限定率報酬を支払う。

これは、以下のために利用するものとする。

以下の規定に従い、ファンド資産から、ファンドの管理事務、ポートフォリオ運用および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主支払事務代行会社」と称する項に記載されるその他一切の職務等）の対価として、ファンドの純資産価額に基づき、上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」を含むクラス受益証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。かかる上限定率報酬は、関連ある受益証券のクラスが設定されるまでは請求されない。

実際に適用される上限定率報酬料率は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されるサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド	上限定率報酬料率 (上限管理報酬料率)	上限定率報酬料率 (上限管理報酬料率) 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
UBS (Lux) ストラテジー・ファンド ーフィクスト・インカム（米ドル）	年率1.080%（0.860%）	年率1.130%（0.900%）

2025年1月31日に終了した会計年度中の定率報酬は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	定率報酬
UBS (Lux) ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム (米ドル)	1,105,452.59米ドル

（４）【その他の手数料等】

上限定率報酬には、ファンドの資産から控除される以下の報酬および追加の費用が含まれない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生するかかる追加費用は、後記「第２ 管理及び運営 ４ 資産管理等の概要 （１）資産の評価」と称する項に従い、スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する監督官庁に支払われる費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、償還および併合に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査法人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、償還および併合に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）（外国の監督当局に支払われる手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人のための報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用（外部顧問に対する報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録されている知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、かかるすべての管理事務コストが証明可能でありかつ開示され、ファンドの総費用率（T E R）の開示において考慮される。

管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするための手数料を支払うことができる。

ファンドはまた、年次税をはじめ、ファンドの収益および資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

定率報酬を採用していないファンドの各々の業務提携会社の報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」の料率は、定率報酬の80%に定められている。

個々のサブ・ファンドに配分される一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々の受益証券クラスに起因する費用は、当該受益証券クラスに請求される。費用が一部またはすべてのサブ・ファンド／受益証券クラスに関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド／受益証券クラスの純資産価額に比例して、かかる関係があるサブ・ファンド／受益証券クラスに請求される。

その投資方針の条項に基づき他のU C IまたはU C I T Sに投資することができるサブ・ファンドの費用は、サブ・ファンドおよびかかる投資先の投資信託の双方において、発生することがある。サブ・

ファンドの資産を投資する投資先の投資信託の管理報酬（成功報酬を除く。）は、販売手数料を考慮し、最大3%となることがある。

直接的に、または管理会社自らもしくは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じて管理会社とつながりがある他の会社の委託により運用している投資信託の受益証券への投資の場合、投資を行うサブ・ファンドに対して投資先の投資信託に関する発行または買戻手数料が請求されないことがある。

継続コスト（または費用）の詳細は、主要な資料（K I D）に記載されている。

2025年1月31日に終了した会計年度中のその他費用は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	その他の費用
UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）	56,469.92米ドル

管理会社の報酬方針

取締役会は、適用ある規則（具体的には、（i）UCITS通達2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS通達およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ii）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行した。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（iii）2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF通達10/437により定義される規定）に報酬が従うことを徹底し、かつ、UBSグループ・エイ・ジーの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理環境を促し、投資主の利益を守り、かつかかるUCITS/AIFのリスク特性、約款または定款に従わないリスクを負担することを防いでいる。

かかる方針は、さらに、管理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益（利益相反の防止措置を含む。）の遵守を目指している。

この手法は、さらに、以下の項目に特に重点を置いている。

- ・ パフォーマンスの評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、ファンドの長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、報酬の成功ベースの部分の実際を支払を同じ期間に行うことを徹底するためである。
- ・ すべての人材の報酬が、固定報酬部分および変動報酬部分の間で、適切なバランスを取っている。固定報酬部分は、報酬総額のかなりの部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略（変動報酬部分を支払わない可能性を含む。）を認めている。ここには、変動報酬分を支払わないオプション規定が含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割（責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。）を考慮した上で決定される。管理会社が、自身の裁量により、一部の従業員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の重要な部分である。

UCITS通達2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において関連する開示を行うものとする。

受益者は、管理会社の直近の報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

（５）【課税上の取扱い】

① 日本

I ファンドが税法上公募公社債投資信託である場合

本書の日付現在、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- （i）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ii）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- （iii）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （iv）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。））。

- （v）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- （vi）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（v）と同様の取扱いとなる。
- （vii）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （i）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ii）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (iii) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (iv) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

- (v) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (vi) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(v)と同様の取扱いとなる。

- (vii) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に従う。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の現行法規に基づき、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象にならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスI-A1、I-A2、I-A3、I-A4、I-B、I-X、FおよびU-X受益証券^(注)に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%への低減税率の適用を受けるための条件を充足しない場合、クラスI-A1、I-A2、I-A3、I-A4、I-B、I-X、FおよびU-X受益証券のすべての受益証券が0.05%の税率で課税される場合がある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日のEU規則2020/852の第3条が定める環境的に持続可能な経済活動に投資する部分の純資産に対して、年率0.01%から0.04%の範囲で年次税の税率の軽減措置の適用を受けることができる。

受益者は、2005年6月21日付ルクセンブルグ法により利息支払における貯蓄収入への課税に関する2003年6月3日付欧州連合指令2003/48/ECがルクセンブルグ法化されたとの通知を受ける。これにより、2005年7月1日からEU加盟国内の個人居住者に対する国際的な利払が、源泉徴収税または自動情報交換の対象となる。これには特に、欧州連合貯蓄収入課税に基づき定義される債務証券および債権において、15%以上の投資を行う投資信託により支払われる分配金および配当金、ならびに25%以上の投資を行う投資信託の受益証券の譲渡または買戻しによる利益が含まれる。必要な場合、販売代行会社または販売会社は、購入後、同人が税法上の居住国により提供される課税認証番号（「TIN」）を付与するよう求めることができる。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

関連するサブ・ファンドおよび受益者が、欧州連合貯蓄収入課税の対象ではない限り、受益者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該受益者がルクセンブルグに住所地もしくは居住地を有するか、または恒久的施設を維持しているか、あるいはルクセンブルグに以前居住し、かつファンドの受益証券の10%超を保有する場合は、この限りではない。

2008年11月13日、欧州委員会は、貯蓄課税指令の改正案を承認した。改正案は、特に、（i）欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲を拡大し、（EU加盟国に登記上の事務所を設置するか否かを問わず）欧州連合に居住する個人である最終受益者に一部の仲介機関が行う支払を含むこと、および（ii）欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲に該当する利息の定義を拡大することを定めている。本書の日付現在において、改正案が実施されるか否かおよび実施の時期は不明である。

上記は会計上の影響に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。受益証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

情報自動交換－FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の投資信託として、ファンドは、以下に記載する制度（および随時導入されるその他の制度）等の自動情報交換制度に基づき、個人投資家およびその課税上の地位に関する一定の情報を収集し、かつ当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供することを義務付けられ、さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の居住者となっている法域の税務当局と交換することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「FATCA」という。）に基づき、ファンドは、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「IGA」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座を米国財務省に報告するために作成された、徹底的なデューディリジェンスの実施および報告義務を遵守することを義務付けられている。ファンドが、上記の義務を遵守しない場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対して米国の源泉徴収税を徴収されることとなる。ファンドは、IGAに基づき、「遵守（Compliant）」と見なされ、特定米国人が所有する金融口座の身元確認を行い、かつルクセンブルグの税務当局に直接通知する場合、源泉徴収税を課されず、ルクセンブルグの税務当局は、これを受け、当該情報を米国内国歳入庁に提供する。

経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、世界的なオフショアの租税回避問題に対処するため、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域の居住者である金融機関（ファンド等）は、その投資者の個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関の法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ル

ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、ファンドは、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、ファンドがFATCAおよびCRSに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報をファンドに提供し、かつ当該情報を継続的に更新する義務を負う。投資予定者は、ファンドがかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負うことに留意する必要がある。投資者は、ファンドが、上記の要求された情報を投資者がファンドに提供しない場合にファンドに課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者に負担させることを徹底するため、投資者のファンドにおける保有資産に関して必要であると考える措置を講じることができる点に、留意する必要がある。また、上記により、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払、および／または当該投資者のファンドにおける持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負う場合もある。

投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、自らの税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（i）米国の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を行うことを認められている場合、または（ii）一もしくは複数の特定米国人が米国人もしくは米国居住者であった遺言者の信託もしくは財産に関するすべての重要な決定を行う権利を有している場合に、米国人もしくは米国居住者、および米国内で、または米国連邦もしくは州の法律に基づき、パートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人として設立される会社または信託を指している。本項は、米国内国歳入法に従わなければならない。

③ DAC6—報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令（EU）2018/822（以下「DAC6」という。）が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性のあるアレンジメントに関する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC6により課される要請は2020年7月1日までは適用されず、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントを報告しなければならない。同通達EUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント（関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含む。）に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、ファンドは報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関して所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性がある。これらの法規定は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能である。

2018年のドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

すべてのサブ・ファンドがドイツ投資税法の意味する「その他の投資信託」とみなされることが確認されたため、ドイツ投資税法第20条に従い部分的課税免除を受けられない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別及び地域別の投資状況）

(フィクスト・インカム（米ドル）)

(2025年8月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
投資信託	ルクセンブルグ	111,179,059.97	83.63
	アイルランド	20,157,407.81	15.16
	小計	131,336,467.78	98.79
従来型オプション	米国	18,607.74	0.01
ポートフォリオ合計		131,355,075.52	98.80
現金・その他の資産（負債控除後）		1,591,409.58	1.20
合計 （純資産総額）		132,946,485.10 (約19,532百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) 資産別及び地域別の投資状況は、サブ・ファンドの資産がどのような商品にどれくらい投資されているかを示している。以下同じ。

(注3) 本「5 運用状況」に記載されているサブ・ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（フィクスト・インカム（米ドル））

（2025年８月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	満期日	口数／数量 (1,000)	取得価額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	UBS (LUX) BD SICAV-USD INVESTMENT GRADE CORPORATE (USD) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	1.81	11,776.11	21,350,084.53	13,263.17	24,046,127.21	18.09
2	SUSTAINABLE DEVELOPMNT BK BD 1-5 IDX FD-SHS- (USD) U-X-ACC-CAP	ルクセンブルグ	投資信託	—	2,110.53	10.66	22,498,669.59	11.37	24,002,635.58	18.05
3	UBS(LUX)BOND SICAV - GREEN SOC SUSTAINABLE BD (EUR) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	2.07	10,381.55	21,536,526.82	11,097.38	23,021,518.44	17.32
4	FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	1.13	10,032.07	11,306,139.29	10,651.65	12,004,409.55	9.03
5	FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	1.05	10,096.88	10,561,340.49	10,815.28	11,312,782.88	8.51
6	FOCUSED SICAV - US CORPORATE BOND USD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	1.05	9,806.61	10,306,743.11	10,735.01	11,282,495.51	8.49
7	UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	0.36	12,415.49	4,519,908.80	13,078.89	4,761,422.22	3.58
8	XTRACKERS USD CORPORATE GREEN BOND-ACCUM SHS-1C-HEDGED EUR	アイルランド	投資信託	—	164.30	28.11	4,619,180.86	28.66	4,708,873.46	3.54
9	XTRACKERS (IE) PLC - XTRACKERS USD CORPORATE GRE EN-1C- EUR	アイルランド	投資信託	—	145.08	31.08	4,508,446.00	32.33	4,689,650.72	3.53
10	RECORD UCITS ICAV-RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A-USD	アイルランド	投資信託	—	33.30	105.48	3,512,096.82	121.41	4,042,472.47	3.04
11	NEUBERGER BERMAN GLOBAL HIGH YIELD ENGAGEMENT FUND-I4-USD	アイルランド	投資信託	—	274.31	10.59	2,905,144.19	12.38	3,395,920.66	2.55
12	FEDERATED HERMES GLOBAL HIGH YIELD CREDIT ENGAGE F-USD	アイルランド	投資信託	—	1,351.55	2.20	2,968,255.44	2.46	3,320,490.50	2.50
13	UBS (LUX) BOND SICAV - GREEN SOC SUSTAINABLE BDS (EUR) I-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	—	6.00	111.02	666,144.50	124.61	747,668.58	0.56
14	JPM/MARKIT CDX.NA.HY.S44 PUT 106.250000% 25-15.10.25	米国	従来型 オプション	2025年 10月15日	5,220.00	0.01	49,590.00	0.01	29,119.25	0.02
15	JPM/MARKIT CDX.NA.HY.S44 PUT 103.750000% 25-15.10.25	米国	従来型 オプション	2025年 10月15日	－5,220.00	0.00	－24,012.00	0.00	－10,511.51	－0.01

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2025年８月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2025年８月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

各会計年度末および2025年8月末日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

（フィクスト・インカム（米ドル））

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千米ドル	百万円	受益証券の クラス	米ドル	円
第25会計年度末 (2016年1月31日)	154,858	22,752	P－a c c	2,421.30	355,737
第26会計年度末 (2017年1月31日)	218,672	32,127	P－a c c	2,466.63	362,397
第27会計年度末 (2018年1月31日)	226,422	33,266	P－a c c	2,516.91	369,784
第28会計年度末 (2019年1月31日)	188,028	27,625	P－a c c	2,534.98	372,439
第29会計年度末 (2020年1月31日)	167,562	24,618	P－a c c	2,707.23	397,746
第30会計年度末 (2021年1月31日)	194,591	28,589	P－a c c	2,818.35	414,072
第31会計年度末 (2022年1月31日)	128,578	18,891	P－a c c	2,740.68	402,661
第32会計年度末 (2023年1月31日)	104,170	15,305	P－a c c	2,562.89	376,540
第33会計年度末 (2024年1月31日)	93,602	13,752	P－a c c	2,657.02	390,369
第34会計年度末 (2025年1月31日)	139,070	20,432	P－a c c	2,748.76	403,848
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	97,777円	
2024年9月末日	98,946	14,537	P－a c c	2,774.45	407,622
10月末日	141,079	20,727	P－a c c	2,731.96	401,380
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	98,312円	
11月末日	140,072	20,579	P－a c c	2,749.56	403,965
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	98,603円	
12月末日	138,295	20,318	P－a c c	2,733.38	401,588
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	97,552円	
2025年1月末日	139,070	20,432	P－a c c	2,748.76	403,848
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	97,777円	
2月末日	141,951	20,855	P－a c c	2,779.35	408,342
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	98,544円	

3月末日	141,313	20,762	P－a c c	2,779.77	408,404
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	98,157円	
4月末日	136,901	20,113	P－a c c	2,797.15	410,957
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	98,447円	
5月末日	135,963	19,976	P－a c c	2,796.33	410,837
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	98,067円	
6月末日	131,665	19,344	P－a c c	2,826.17	415,221
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	98,760円	
7月末日	130,163	19,124	P－a c c	2,826.98	415,340
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	98,430円	
8月末日	132,946	19,532	P－a c c	2,853.95	419,302
			(日本円・ヘッジ) P－a c c	99,032円	

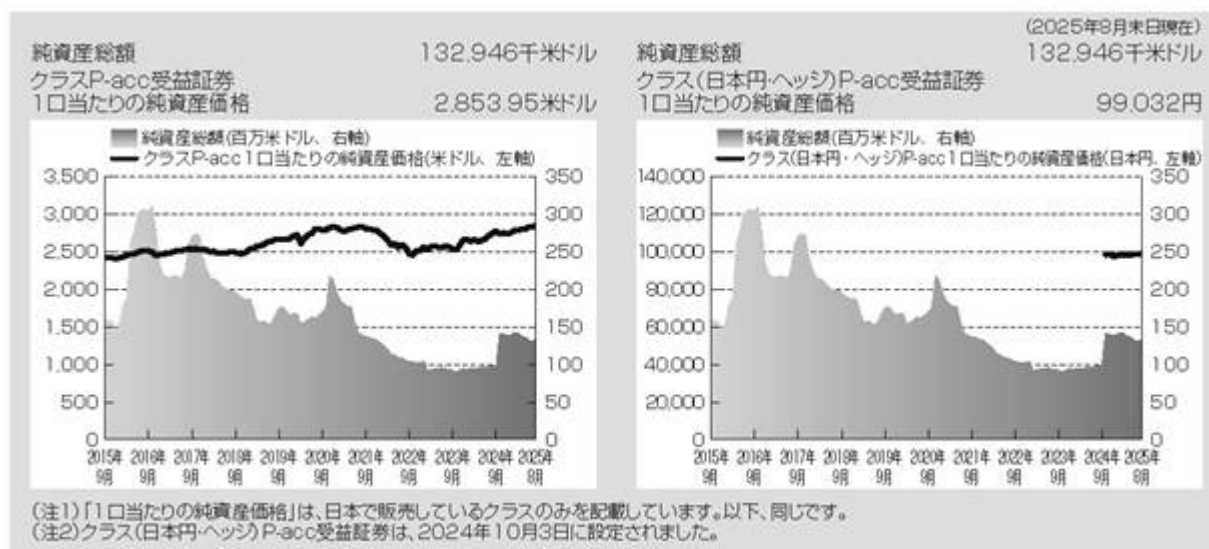
（注1）本サブ・ファンドのクラスP－a c c 受益証券の初回の純資産価格算出日は1992年10月20日だった。

（注2）クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券は、2024年10月3日に設定された。

（注3）2008年4月以降の各取引日に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある。以下同じ。

（注4）「1口当たりの純資産価格」は日本で販売されるクラスのみ記載している。以下同じ。

＜参考情報＞



サブ・ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【収益率の推移】

(フィクスト・インカム (米ドル))

会計年度	収益率 (%)	
	クラスP-acc受益証券	クラス(日本円・ヘッジ) P-acc受益証券
第25会計年度	-1.13	—
第26会計年度	1.87	—
第27会計年度	2.04	—
第28会計年度	0.72	—
第29会計年度	6.79	—
第30会計年度	4.10	—
第31会計年度	-2.76	—
第32会計年度	-6.49	—
第33会計年度	3.67	—
第34会計年度	3.45	-2.22

(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たりの純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格 (分配前の額)。ただし、第34会計年度のクラス (日本円・ヘッジ) P-acc受益証券については当初発行価格 (100,000円)

(注2) 「収益率」は日本で販売しているクラスのみ記載している。

(注3) クラス (日本円・ヘッジ) P-acc受益証券は、2024年10月3日に設定された。

2025年8月末日前1年間における収益率の推移は、以下のとおりである。

（フィクスト・インカム（米ドル））

収益率（％）	
クラスP－a c c 受益証券	クラス（日本円・ヘッジ） P－a c c 受益証券
3.96	－0.97

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2025年8月末日の1口当たりの純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の1口当たりの純資産価格（分配額の額）。ただし、クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券については当初発行価格（100,000円）。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績および下記会計年度末現在の発行済口数は以下の通りである。

（フィクスト・インカム（米ドル））

	受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第25会計年度	P－a c c	10,935.4630 (－)	20,212.2830 (－)	58,102.6630 (－)
第26会計年度	P－a c c	63,222.2510 (－)	56,391.8620 (－)	64,933.0520 (－)
第27会計年度	P－a c c	37,930.7550 (－)	27,993.2600 (－)	74,870.5470 (－)
第28会計年度	P－a c c	5,547.4660 (－)	19,043.7800 (－)	61,374.2330 (－)
第29会計年度	P－a c c	14,481.1530 (－)	26,618.9710 (－)	49,236.4150 (－)
第30会計年度	P－a c c	13,944.4520 (－)	18,422.9590 (－)	44,757.9080 (－)
第31会計年度	P－a c c	1,074.3800 (－)	10,027.1730 (－)	35,805.1150 (－)
第32会計年度	P－a c c	2,996.9960 (－)	7,495.8840 (－)	31,306.2270 (－)
第33会計年度	P－a c c	2,695.2340 (－)	7,468.1330 (－)	26,533.3280 (－)
第34会計年度	P－a c c	11,777.3020 (5,737.4270)	3,282.4870 (0)	35,028.1430 (5,737.4270)
	(日本円・ヘッジ) P－a c c	23,593.4540 (23,426.4540)	455.2110 (440.2110)	23,138.2430 (22,986.2430)

（注１）（ ）内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、（ ）の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下同じ。

（注２）クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券は、2024年10月3日に設定された。

2025年8月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年8月末日現在の発行済口数は以下の通りである。

（フィクスト・インカム（米ドル））

受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
P－a c c	11,924.3870 (5,737.4270)	3,009.3150 (370.4200)	34,136.7670 (5,367.0070)
（日本円・ヘッジ） P－a c c	23,593.4540 (23,426.4540)	9,648.3050 (9,481.3050)	13,945.1490 (13,945.1490)

（注1）（ ）内の数字は本邦内における販売、買戻しならびに発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。
一方、（ ）上段の数字は約定日を基準として算出している。

（注2）クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c受益証券は、2024年10月3日に設定された。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における申込（販売）手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」における規定に従って決定される。

本書において別異に定められない限り、事前に投資者に適用される方法を通知した様々な販売会社に応じて、以下の当初手数料が投資者の元本の約定価格から控除される（またはこれに上乗せされる）または純資産価額に上乗せされることがあり、販売会社および／またはサブ・ファンドの受益証券の販売に携わる金融取次機関に支払われることがある。

サブ・ファンド	上限当初手数料率
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーフィクスト・インカム（米ドル）	純資産価額の3%

販売される国々で発生することがある税金、手数料またはその他の報酬も請求される。さらに詳細な情報については販売国の目論見書（該当ある場合）を参照のこと。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで必要な取引を行う。支払代理人の費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社および保管受託銀行ならびにその他の販売会社において受諾される。

申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、適用法令に従い、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払を受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報が、現地の販売会社から要求されることがある。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日を過ぎてから3営業日目（以下「決済日」という。）までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

該当する受益証券クラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムにおいて行われていない場合、これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる次の日に、決済を行うものとする。

管理会社は、受益者の請求により、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の受益証券の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの現物による支払はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は該当する投資者に対して請求される。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。受益者は、記名式受益証券がクリアストリームのような承認された外部の決済機関を通じて決済されることに留意すべきである。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款は、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行することができることを定めている。

さらに、すべてのサブ・ファンド／クラス受益証券の端数の受益証券の発行が可能である。端数の受益証券は、小数第三位まで表示される。該当するサブ・ファンドまたはクラスが償還される場合、保有者は、償還手取金に対する端数の受益証券の割合に相当する分配または持分を受領する権利を有している。

受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日に、受益証券は発行されない。さらに、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を付与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引を含む、受益者の利益を損なうおそれがあると判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要であるときみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（以下「買付申込日」という。）の13時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みを、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。ただし、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関は、顧客に対して、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、買付申込日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（計算時に入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する。）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

適用法令により別途義務付けられる場合を除き、受領する注文を処理する販売会社は、書面による契約、書面による注文書またはこれに相当する方法（電子的な注文の受領を含む。）をベースに、投資者から買付申込みを要請および受領する。書面による書式に相当するような手段の利用は、管理会社により、および／またはその裁量によりUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーにより事前に書面で承認されなければならない。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する

2016年4月27日付規則（EU）2016/679（以下「データ保護法」という。）の規定に従って、ファンドは、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、ファンドの法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、ファンドへの投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、ファンドへの個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、ファンドは、受益証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、ファンドと契約を締結した際に、受益証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、ファンドの正当な利益の保護、およびファンドの法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（i）受益証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ii）顧客との関係を管理するため、（iii）過剰取引およびマーケット・タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（iv）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。受益者から提供されたデータは、（v）ファンドの受益者名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（vi）マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記（ii）および（vi）に記載されたデータ処理の目的
- ファンドの会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従いファンドの事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、ファンドは、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という。）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連するファンドの活動を支援する関連会社および外部会社である場合がある。これらには、特に、ファンドの管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者がファンドのためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（EEA）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、ファンドは、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

受益証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、ファンドの指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理

者として、個人データを処理することができる。ファンドはまた、E E A内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の管理会社の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かをファンドに確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。））
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正をファンドに要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することをファンドに禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることをファンドが証明できない限り、ファンドは、当該データの処理を中止する。）
- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、ファンドが当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）
- ・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利）

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

マネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止

ファンドの販売会社は、ルクセンブルグのマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関する2004年11月12日の法律（改正済）、ならびにC S S Fの関連法令規定および該当通達を遵守しなければならない。

したがって、投資者は、申込みを受諾する販売会社または販売代理店に対して、身元を証明できるものを提示しなければならない。販売会社または販売代理店は、投資者に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。自然人は、旅券／身分証明書の認証付謄本（販売会社もしくは販売代理店、または地方の行政官庁によって認証されたもの）を提示しなければならない。企業またはその他の法人は、基本定款の認証付謄本、商業登記簿の認証付抄本、最新の公表された年次決算書の写しおよび実質的所有者の姓名を提示しなければならない。

販売会社または販売代理店は、状況に応じて、申込みまたは買戻しを請求する投資者に追加の書類または情報を求める義務を負う。販売会社は、販売代理店が上記の身元確認の手続を厳守することを徹底しなければならない。管理事務代行会社は、いつでも、手続が忠実に行われている保証を販売会社に求めることができる。管理事務代行会社は、販売会社または販売代理店がマネーロンダリングおよびテロ

リストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの法律またはヨーロッパ共同体法と同等の要件に服していない国々の販売会社または販売代理店から受領するすべての販売および買戻しの申込みを、上記規定の遵守について監視する。

さらに、販売会社とその販売代理店は、関連する国々で効力のあるマネーロンダリング防止およびテロリストのための資金供与の防止のためのすべての規則に従わなければならない。

（２）日本における申込（販売）手続等

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後４時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社が申込みを受け付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、日本における販売会社が定める。

サブ・ファンドのファンド証券１口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した営業日の翌営業日に計算されるサブ・ファンドの１口当たりの純資産価格である。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日（同日を含む。）から起算して４営業日目に、契約に従い受渡しを行うものとする。投資者は、約定日から起算して日本での４営業日目までに申込金額および申込手数料をUBS SuMi TRUSTに支払うものとする。日本国内における申込手数料は、申込価額の0.55%（税抜き0.50%）を上限とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した投資者の場合、購入価格と引換えに投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規制中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「（１）海外における申込（販売）手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

買戻請求は、発行済みの証書と併せて、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行または他の適切に授權される販売代行会社もしくは支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、決済日までに支払われる。

該当する受益証券クラスの通貨の国の銀行が、決済日もしくは注文日と決済日の間のいずれかの日に営業していない場合、または該当する通貨の取引が銀行間の決済システムにおいて行われていない場合、これらの銀行が営業しているか、または該当する通貨の取引のためにこれらの決済システムを利用できる次の日に、決済を行うものとする。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買戻しを決定することができる。当該クラス／サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、一切の追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよい。適用ある場合、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるスウィング・プライシングの原則が適用されるものとする。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の通貨で買戻しの対価を受領する。

買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、適用法令に従い、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。

投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの報酬と、各販売国で発生するいずれかの税金、手数料またはその他の報酬（例えば、関係する銀行により課される報酬。）が、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。

販売される国で発生することがある税金、手数料またはその他の報酬（関係する銀行により課される報酬を含む。）も請求される。

販売会社のための追加の買戻手数料は徴収されない。

純資産価格の推移が、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高くなるかまたは低くなるかを決定する。

管理会社は、ある注文日における申込みによりサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金が流出する場合、当該注文日における買戻注文および乗換注文の一部を執行しない権利を留保する（買戻制限）。この場合、管理会社は、買戻注文および乗換注文の一部のみを執行し、当該注文日において執行されなかった買戻注文および乗換注文の執行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができる。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、相当するファンド資産が売却されるまでの間、（不当な遅滞なく）買戻請求の処理の先送りを決定できる。このような処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で処理される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで必要な取引を行う。支払代理人の業務に要する費用および関連する銀行から徴収される手数料が、投資家に請求される場合がある。

管理会社は、受益者の請求を受け、管理会社の裁量により、現物による受益証券の全部または一部の買戻しを投資者に申し出ることができる。

その場合、現物により買い戻される元本は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限に従って取り扱われなければならない。また、かかる現物による支払は、管理会社が任命する監査人により監査される。

受益証券の買戻条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。

管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日に、受益証券は買い戻されない。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引を含む、受益者の利益を損なうおそれがあると判断される取引を認めていない。さらに、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（以下「買戻請求日」という。）の13時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求を、当該日の締切時間を過ぎてから計算される（かかる日を「評価日」という。）純資産価格に基づき、取り扱う。

ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。ただし、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関は、顧客に対して、上記より早い締切時間を定めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の取次金融機関から入手することができる。

営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻請求の場合、買戻請求日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

これは、決済のための純資産価格が注文が行われた時点では判明していないことを意味している（将来価格）。かかる価格は、最新の市場価格（計算時に入手できる場合には、入手可能な最新の市場価格または終値を利用する。）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される。

適用法令により別途義務付けられる場合を除き、受領する注文を処理する販売会社は、書面による契約、書面による注文書またはこれに相当する方法（電子的な注文の受領を含む。）をベースに、投資者から買戻しおよび／または転換の注文を要請および受領する。書面による書式に相当するこのような手段の利用は、管理会社により、および／またはその裁量によりUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーにより事前に書面で承認されなければならない。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。原則として、日本における販売会社の買戻受付時間は午後4時までとする。その他の販売会社の買戻受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社が買戻請求を受け付けられない場合がある。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される1口当たりの純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。

前記「（1）海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え（スイッチング）】

（1）海外における乗換え

受益者は、いつでも、自らの受益証券を同一サブ・ファンド内の別の受益証券クラスに乗り換えるか、および／または、別のサブ・ファンドの受益証券に乗り換えることができる。受益証券の発行および買戻しと同様の手続が、乗換請求にも適用される。

受益者の既存の受益証券の乗換の結果として生じる口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- －A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- －B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- －C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- －D 関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは受益証券クラスが同一の基準通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- －E 乗換えを行うサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券の純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

各々の販売会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、最大当初手数料に相当する最大乗換手数料が、投資家の元本の約定価格から控除される（もしくはこれに上乗せされる）か、または純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売代行会社および／または金融取次機関に支払われる。

乗換代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、適用法令に従い、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの基準通貨および／または乗換え予定の受益証券クラスの表示通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。これらの手数料と、サブ・ファンドの乗換えまたは受益証券クラス間での乗換の時に各販売国で発生するその他の手数料、公租公課および印紙税が、受益者に対し請求される。

（2）日本における乗換え

日本においては、サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは認められていない。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

あるサブ・ファンドの各クラス受益証券の1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、関係する各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の基準通貨で表示され、各営業日に、各クラス受益証券に帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの受益証券クラスの発行済口数で除して計算される。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みおよび買戻しの注文のための基準として利用してはならない。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価格の割合は、各受益証券の発行および買戻しに応じて変動する。クラス受益証券に請求される手数料を考慮して、各クラス受益証券の発行済口数がサブ・ファンドにおける総発行済口数に占める割合により、決定される。

各サブ・ファンドにより保有される資産の評価は、以下のように計算される。

- a) 流動資産は、（現金および銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済の未収利息のいずれかの形により）いずれも総額として評価される。ただし、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、その評価額は、その実際の価値を算出するために適切であるとみなされる金額を控除することにより決定される。
- b) 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の資産は、その最新の入手可能な市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最終価格に基づき評価される。有価証券、派生商品およびその他の資産が証券取引所において通常取引されず、かつ当該市場に沿った価格設定を行う流通市場において証券トレーダー間で取引されている場合、管理会社は、当該価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場していないか、または公認で公開の定期的に取りが行われている他の規制を受ける市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における最新の入手可能な価格で評価される。
- c) 証券取引所に上場していないか、または他の規制された市場で取引され、かつ適正価格を入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想市場価格に基づき管理会社が誠実に選定する他の基準に従い、管理会社により評価される。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（O T Cデリバティブ）は、独立した価格決定ソースに基づき評価される。ある派生商品のために独立した価格決定ソースを一つしか利用できない場合、入手される評価の妥当性を、派生商品を裏付ける市場価格に基づき、管理会社およびファンドの監査人が認める算出モデルの利用により検証する。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とする他の投資信託（「U C I T S」）および／または投資信託（「U C I」）の受益証券は、それらの直近の資産価格で評価される。
- f) 証券取引所に上場していないか、または公開されている他の規制を受ける市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づき評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品に、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。このような計算により、金利は、裏付となる借主の信用力を反映する信用スプレッドを加算した上で市場価格に転換される。借主の信用格付が大幅に変更される場合、かかる信用スプレッドは調整される。

- g) 当該サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てであり、外国為替取引によりヘッジされない有価証券、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグで知られている為替レートの仲値（買呼値と売呼値の仲値）、または入手できない場合には、当該通貨の最も代表的な市場におけるレートにより評価される。
- h) 定期預金および信託預金は、これらの額面額に累積利息を付して評価される。
- i) スワップの価値は、外部の業務提供者により計算され、二次的な独立の評価が他の外部の業務提供者により提供される。かかる計算は、すべてのキャッシュ・フロー（イン・フローおよびアウト・フローの双方）の純現在価値に基づいている。特定の場合において、（ブルームバーグから入手するモデルおよび市場データに基づく）内部による計算ならびに／またはブローカーが算出する評価を利用することがある。評価方法は、各有価証券に基づき、該当するユービーエスの評価ポリシーに従い選定される。

管理会社は、特殊な事態のために上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確である場合、純資産の適切な評価を完了するために、他の一般に認められ、かつ実証可能な評価基準を誠実に適用する権限を有している。

特殊な事態において、追加評価を当日のうちに行うことができる。このような新しい評価が、受益証券の事後の発行および買戻しに適用されるものとする。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用はサブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり、「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会はそのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整が異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある

受益証券1口当たり純資産価格の最大2%に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算、ならびに受益証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを、一時的に停止することができる。

- － 純資産の大部分を評価するために利用する一もしくは複数の証券取引所が、通常の休日以外の日
- に閉鎖されている場合、当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所も
- しくは市場が制限を課せられるか、一時的に大幅な変動が生じている場合。
- － 管理会社の支配、責任または影響力が及ばない事由により、通常の市況下で受益者の利益を大きく
- 損うことなく純資産を取り扱うことができない場合。
- － 通信ネットワークの障害またはその他の事由により、純資産の大部分の評価額を算出できない場
- 合。
- － 管理会社が当該サブ・ファンドの買戻注文の支払のための資金の本国送金を行うことができない
- か、あるいは、投資対象の販売もしくは取得または受益証券の買戻しによる支払のための資金の
- 振込を通常の為替レートにより行うことができないと、管理会社が判断する場合。
- － 管理会社の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的またはその他の状況により、受益者の利益を
- 著しく損うことなく通常の状況下でファンドの資産の処分を行うことができない場合。
- － その他の理由により、サブ・ファンドが保有する資産の評価を迅速または正確に決定できない場
- 合。
- － ファンドの償還に関する管理会社の決定が公告される場合。
- － 管理会社による一または複数のサブ・ファンドの併合についての公告が、受益者の保護のために
- 当該停止が正当であることを示している場合。
- － 為替および資本取引に関する制限により、ファンドが取引を決済できない場合。

純資産価格の計算、ファンド証券の発行および買戻しまたはサブ・ファンド間の受益証券の乗換えが停止される場合、ファンドの受益証券の公衆への販売が承認されている国々のすべての管轄当局に遅滞なく通知され、さらに、本書の「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (5) 開示制度の概要 ① ルクセンブルグにおける開示」に記載される方法で通知が行われる。

管理会社は、さらに、投資者がクラス受益証券の要件を充足しなくなる場合、以下の行為を該当する投資家に要求する義務を有している。

- a) 受益証券の買戻しの規定に従い、保有する受益証券を30暦日以内に返却すること。
- b) かかるクラス受益証券を取得するための上記の要件を充足する者に、受益証券を譲渡すること。
- または
- c) かかるクラス受益証券の取得要件を充足する、当該サブ・ファンドの別のクラス受益証券に、受益証券を転換すること。

管理会社は、さらに、以下の行為を行うことを認められている。

- a) 自らの裁量により、受益証券の購入申込みを拒否すること。

b) 免除要項に違反して申込みまたは購入される受益証券をいつでも買い戻すこと。

（２）【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外市場においては、受益証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面または確認書は、日本における販売会社または販売取扱会社の保管者により保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、存続期間を無期限として設定されている。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年１月31日である。

（５）【その他】

① ファンドおよびサブ・ファンドまたは受益証券クラスの償還

受益者、その相続人およびその他の利害関係者は、ファンド、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの分割または償還を要求することができない。ただし、管理会社は、受益者の利益を考慮に入れた上で、管理会社もしくはファンドの保護のために、または投資方針を理由に、償還が適切または必要であるとみなされる場合に限り、ファンド、サブ・ファンドおよび受益証券クラスを償還する権限を有している。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益証券クラスの純資産総額が、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの経済的に効率的な運用に必要である最低額を割りこむか、もしくはその水準に満たない場合、政治、経済もしくは金融環境に著しい変化がある場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または決定の効力発生時の純資産価額（実際の投資の換金率および費用を考慮する。）で、影響を受ける受益証券クラスの全ての受益証券を買い戻し、消却することを決定できる。

あるサブ・ファンドまたは受益証券クラスを償還する旨の決議は、前記「第１ ファンドの状況 1 ファンドの性格 （５）開示制度の概要」の「① ルクセンブルグにおける開示」に記載される方法で公告される。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、サブ・ファンド／受益証券クラスへの乗換えはすべて停止される。受益証券の買戻しまたは関連するサブ・ファンド／受益証券クラスからの乗換えは、当該決定が行われた後でも可能であり、サブ・ファンドまたは関連する受益証券クラスが償還費用を算入することを徹底する。償還決定が行われる時点でサブ・ファンド／関連する受益証券クラスの受益証券を保有する者が、かかる費用を最終的に負担する。償還が行われる場合、管理会社は、受益者の最大の利益のために、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの償還により生じる純手取金を各々の保有口数に応じてかかるサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益者に配分することを保管受託銀行に指示する。償還手続（９か月かかることがある。）の終了時に受益者に配分できない償還手取金は、直ちにルクセンブルグの「供託機関」に預託される。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを償還しなければならない。かかる償還の通知は、少なくとも２つの日刊紙（うち１つはルクセンブルグの日刊紙でなければならない。）およびRESAにおいて公告される。

ファンド、またはサブ・ファンドと他の投資信託（UCI）またはそのサブ・ファンドとの併合、サブ・ファンド間の併合

「併合」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく償還する際に、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収先UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収先UCITSの受益証券および（適用ある場合に）当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金支払を受領する。
- b) 複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく償還する際に、すべての資産および負債を、自らまたは当該UCITSのサブ・ファンドが設立する別のUCITS（「吸収先UCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの受益者が引き換えに吸収先UCITSの受益証券、および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金支払を受領する。
- c) 負債を完済するまで存続し続ける、一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、その純資産すべてを、同一UCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立する別のUCITSまたは当該UCITSの別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収先UCITS」）に移転する。

併合は、2010年法が定める条件により行われる。併合の法律上の効果は、2010年法に定められている。

「ファンドおよびサブ・ファンドまたは受益証券クラスの償還」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたはクラス受益証券の資産を、他の既存のサブ・ファンドもしくはファンドのクラス受益証券、2010年法パートIに基づく他のルクセンブルグのUCIまたは2010年法の規定に基づく外国UCITSに配分することを決定することができる。また、管理会社は、当該サブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券を（必要な場合、統合により、および受益者の比例的権限に応じた金額の支払を通じて）別のサブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券として指定し直すことを決定することができる。

受益者は、前記「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (5) 開示制度の概要」の「①ルクセンブルグにおける開示」に記載される方法により管理会社からかかる決定を通知される。

管理会社がかかる併合を決定する場合、かかる併合は、当該決定の公告日から30日間、関連するサブ・ファンドのすべての受益者を拘束するものとする。この期間内に、受益者は、解約手数料または事務手数料を支払わずに受益証券の買戻請求を行うことができる。買戻しのために提出されなかった受益証券は、交換比率の決定日と同じ日に計算される、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて交換される。

② 約款

統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所の商業および法人登記所に寄託され、同所で閲覧することができる。

管理会社は、受益者の利益のため、保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合にはファンドに関して管轄権ある監督当局の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。変更は、ルクセンブルグ地方裁判所の商業および法人登記所に保管された日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

③ ワラント、新受益証券引受権またはオプション等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えない。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社または管理会社のいずれかにより、違約金を支払うことなく、相手方当事者に3か月前に書面で通知を行うことにより、いつでも終了させることができる。

同契約の両当事者が書面で合意した場合を除き、同契約のいかなる条項も変更、放棄、免除または割引することはできない。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、存続期間を無期限として締結され、また一方当事者が書留郵便による3か月の事前通知を他方当事者に発することによっていつでも解約することができる。管理会社は、前述の通知期間の期日までに、資産が移管され、かつファンドの保管受託銀行業務を継承することになる後任の保管受託銀行を指名する。

一方の当事者による同契約の義務について重大な不履行がある場合で、かつ不履行当事者に対する書面による通知から30日以内に当該不履行が是正されない場合、同契約は、後任の保管受託銀行の指定後即時の効力をもって解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

中央管理契約

中央管理契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

⑤ 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理の手続き、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

① 分配請求権

分配が行われる場合、受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

② 買戻請求権

受益者は、営業日にファンドの受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが償還される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

④ 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

管理会社は、投資者がファンドへの投資の後に受益者名簿に自らの名義で登録される場合、受益者としての権利（特に、受益者集会に参加する権利）のみにより利益を受けることに留意するよう、投資者に注意を喚起する。ただし、投資者が、投資者を代理して自らの名義で投資を行う取次機関を通じて間接的にファンドに投資する場合で、その結果、かかる取次機関が当該投資者に代わり受益者名簿に登録される場合、上記の権利が、当該投資者ではなく、当該取次機関に付与される可能性がある。そのため、投資者は、投資決定を下す前に投資者の権利について助言を求めることを推奨される。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ① 管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

- ② 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人ならびに金融庁長官に対する届出代理人は、
- 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. ファンドの原文の財務書類は、UBS（Lux）ストラテジー・ファンドおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、サブ・ファンドには下記のクラス受益証券以外のクラス受益証券も存在するが、本書においては下記のクラス受益証券に関する部分のみを抜粋して日本語に記載している。
- ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）
 クラスP－a c c 受益証券
 クラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝171.47円、1米ドル＝146.92円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- e. 2025年5月20日付で、UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）の名称はUBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）に変更されている。

（１）【2025年1月31日終了年度】

①【貸借対照表】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結純資産計算書

	ユーロ	千 円
	2025年1月31日現在	
資産		
投資有価証券、取得原価	8,297,831,931.89	1,422,829,241
投資有価証券、未実現評価（損）益	697,043,367.27	119,522,026
投資有価証券合計（注１）	8,994,875,299.16	1,542,351,268
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	82,675,346.68 [*]	14,176,342
その他の流動資産（委託証拠金）	16,019,831.00	2,746,920
有価証券売却未収金（注１）	1,164,257.06	199,635
発行受益証券未収金	5,857,588.85	1,004,401
有価証券に係る未収利息	1,911.88	328
流動資産に係る未収利息	5.48	1
その他の資産	164,017.54	28,124
その他の未収金	18,844.79	3,231
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	24,507,119.79	4,202,236
資産合計	9,125,284,222.23	1,564,712,486
負債		
金融先物に係る未実現損失（注１）	(919,344.33)	(157,640)
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(4,901,466.59)	(840,454)
当座借越	(309.89)	(53)
当座借越に係る未払利息	(47.84)	(8)
有価証券購入未払金（注１）	(591,328.82)	(101,395)
買戻受益証券未払金	(15,310,061.00)	(2,625,216)
報酬引当金（注２）	(11,119,631.08)	(1,906,683)
年次税引当金（注３）	(118,092.73)	(20,249)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(166,828.31)	(28,606)
引当金合計	(11,404,552.12)	(1,955,539)
負債合計	(33,127,110.59)	(5,680,306)
期末現在純資産額	9,092,157,111.64	1,559,032,180

^{*} 2025年1月31日現在、現金489,635.13ユーロが取引相手方であるH S B Cの担保となっている。

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結運用計算書

	ユーロ	千 円
	自2024年2月1日 至2025年1月31日	
収益		
流動資産に係る利息	2,935,524.77	503,354
有価証券に係る利息	161.19	28
分配金	23,612,444.60	4,048,826
貸付有価証券に係る純収益（注15）	409,247.00	70,174
その他の収益（注4）	749,024.58	128,435
収益合計	27,706,402.14	4,750,817
費用		
報酬（注2）	(119,547,430.84)	(20,498,798)
年次税（注3）	(1,486,515.36)	(254,893)
その他の手数料および報酬（注2）	(1,019,449.23)	(174,805)
現金および当座借越に係る利息	(65,433.60)	(11,220)
費用合計	(122,118,829.03)	(20,939,716)
投資に係る純（損）益	(94,412,426.89)	(16,188,899)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	168,562,315.21	28,903,380
オプションに係る実現（損）益	3,311,106.25	567,755
金融先物に係る実現（損）益	810,043.11	138,898
先渡為替契約に係る実現（損）益	(276,491,734.53)	(47,410,038)
外国為替に係る実現（損）益	(28,127,816.87)	(4,823,077)
実現（損）益合計	(131,936,086.83)	(22,623,081)
当期実現純（損）益	(226,348,513.72)	(38,811,980)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	756,407,377.73	129,701,173
オプションに係る未実現評価（損）益	(1,600,153.82)	(274,378)
金融先物に係る未実現評価（損）益	(948,717.81)	(162,677)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	38,185,944.11	6,547,744
未実現評価（損）益の変動合計	792,044,450.21	135,811,862
運用の結果による純資産の純増（減）	565,695,936.49	96,999,882

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結純資産変動計算書

	ユーロ	千 円
	自2024年2月1日 至2025年1月31日	
期首現在純資産額	5,985,932,678.94 [*]	1,026,407,876
受益証券発行	4,193,747,507.13	719,101,885
受益証券買戻し	(1,639,951,182.19)	(281,202,429)
受益証券発行（買戻し）純額合計	2,553,796,324.94	437,899,456
支払分配金	(13,267,828.73)	(2,275,035)
純投資（損）益	(94,412,426.89)	(16,188,899)
実現（損）益合計	(131,936,086.83)	(22,623,081)
未実現評価（損）益の変動合計	792,044,450.21	135,811,862
運用の結果による純資産の純増（減）	565,695,936.49	96,999,882
期末現在純資産額	9,092,157,111.64	1,559,032,180

^{*} 2025年1月31日の為替レートを使用して計算されている。2024年1月31日の為替レートを使用すると、期首現在純資産額は5,962,426,317.01ユーロであった。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

3年度の比較

	ISIN	2025年1月31日	2024年1月31日	2023年1月31日
純資産額（米ドル）		139,069,566.37	93,602,018.24	104,169,902.88
クラスP-a c c	LU0039703532			
発行済受益証券口数		35,028.1430	26,533.3280	31,306.2270
1口当たり純資産価格（米ドル）		2,748.76	2,657.02	2,562.89
1口当たり発行および買戻価格（米ドル） ¹		2,748.76	2,657.02	2,560.58
クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c ²	LU2872347831			
発行済受益証券口数		23,138.2430	—	—
1口当たり純資産価格（円）		97,777	—	—
1口当たり発行および買戻価格（円） ¹		97,777	—	—

¹ 注記1を参照のこと。

² 初回純資産価格計算日：2024年10月4日

パフォーマンス

	通貨	2024年／2025年	2023年／2024年	2022年／2023年
クラスP-a c c	米ドル	3.5%	3.8%	－6.6%
クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c ¹	日本円	—	—	—

¹ 最近設定されたため、パフォーマンスの計算に必要なデータが存在していません。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、受益証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

本サブ・ファンドはベンチマークを有していない。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）**投資有価証券の構成****通貨別分類（対純資産割合（%））**

米ドル	73.93
ユーロ	24.96
合計	98.89

商品別分類（対純資産割合（%））

投資信託、オープン・エンド型	98.89
合計	98.89

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

純資産計算書

	米ドル	千円
資産	2025年1月31日現在	
投資有価証券、取得原価	136,139,270.96	20,001,582
投資有価証券、未実現評価（損）益	1,389,737.57	204,180
投資有価証券合計（注1）	137,529,008.53	20,205,762
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	1,611,123.56	236,706
その他の流動資産（委託証拠金）	253,086.02	37,183
有価証券に係る未収利息	375.00	55
その他の資産	69,468.08	10,206
その他の未収金	3,362.00	494
資産合計	139,466,423.19	20,490,407
負債		
金融先物に係る未実現損失（注1）	(14,189.22)	(2,085)
先渡為替契約に係る未実現損失（注1）	(233,607.91)	(34,322)
当座借越に係る未払利息	(17.66)	(3)
買戻受益証券未払金	(28,641.15)	(4,208)
報酬引当金（注2）	(119,490.14)	(17,555)
年次税引当金（注3）	(910.74)	(134)
引当金合計	(120,400.88)	(17,689)
負債合計	(396,856.82)	(58,306)
期末現在純資産額	139,069,566.37	20,432,101

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

運用計算書

	米ドル	千円
	自2024年2月1日 至2025年1月31日	
収益		
流動資産に係る利息	64,377.18	9,458
証券貸付に係る純収益（注15）	4,128.65	607
その他の収益（注4）	18,273.67	2,685
収益合計	86,779.50	12,750
費用		
報酬（注2）	(1,105,452.59)	(162,413)
年次税（注3）	(18,839.92)	(2,768)
その他の手数料および報酬（注2）	(33,035.54)	(4,854)
現金および当座借越に係る利息	(4,594.46)	(675)
費用合計	(1,161,922.51)	(170,710)
投資に係る純（損）益	(1,075,143.01)	(157,960)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	352,407.34	51,776
金融先物に係る実現（損）益	(6,932.19)	(1,018)
先渡為替契約に係る実現（損）益	2,003,319.52	294,328
外国為替に係る実現（損）益	(572,253.50)	(84,075)
実現（損）益合計	1,776,541.17	261,009
当期実現純（損）益	701,398.16	103,049
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	2,198,021.71	322,933
金融先物に係る未実現評価（損）益	(15,915.80)	(2,338)
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(384,861.53)	(56,544)
未実現評価（損）益の変動合計	1,797,244.38	264,051
運用の結果による純資産の純増（減）	2,498,642.54	367,101

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

純資産変動計算書

	米ドル	千円
	自2024年2月1日 至2025年1月31日	
期首現在純資産額	93,602,018.24	13,752,009
受益証券発行	61,546,856.75	9,042,464
受益証券買戻し	(18,235,030.89)	(2,679,091)
受益証券発行（買戻し）純額合計	43,311,825.86	6,363,373
支払分配金	(342,920.27)	(50,382)
純投資（損）益	(1,075,143.01)	(157,960)
実現（損）益合計	1,776,541.17	261,009
未実現評価（損）益の変動合計	1,797,244.38	264,051
運用の結果による純資産の純増（減）	2,498,642.54	367,101
期末現在純資産額	139,069,566.37	20,432,101

発行済受益証券口数の変動

	自2024年2月1日 至2025年1月31日
クラス	P－a c c
期首現在発行済受益証券口数	26,533.3280
発行受益証券口数	11,777.3020
買戻受益証券口数	(3,282.4870)
期末現在発行済受益証券口数	35,028.1430
クラス	（日本円・ヘッジ）P－a c c
期首現在発行済受益証券口数	0.0000
発行受益証券口数	23,593.4540
買戻受益証券口数	(455.2110)
期末現在発行済受益証券口数	23,138.2430

年間分配金¹

クラスP－a c c 受益証券およびクラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券については該当なし。

月間分配金¹

クラスP－a c c 受益証券およびクラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券については該当なし。

¹ 注記6を参照のこと。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

2025年1月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法第41条（1）e）に準拠した投資信託／その他の投資信託			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD FEDERATED HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH-M- USD	1 506 115.00	3 524 459.71	2.53
USD NEUBERGER BERMAN GLOBAL HIGH YIELD ENGAGEMENT FUND-I4- USD	297 116.00	3 508 939.96	2.52
USD RECORD UCITS ICAV-RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A-USD	37 487.00	4 220 503.88	3.04
EUR XTRACKERS(IE)PLC - XTRACKERS USD CORPORATE GRE EN-1C- EUR	172 647.00	4 879 750.91	3.51
EUR XTRACKERS USD CORPORATE GREEN BOND-ACCUM SHS-1C-HEDGED EUR	197 028.00	4 870 016.02	3.50
アイルランド合計		21 003 670.48	15.10
ルクセンブルグ			
USD FOCUSED FUND - CORPORATE BOND SUSTAINABLE USD U-X-ACC	1 149.00	11 815 569.15	8.50
USD FOCUSED SICAV - US CORPORATE BOND SUSTAINABLE USD U-X-ACC	1 158.00	11 815 977.24	8.50
USD FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD U-X-ACC	1 222.00	12 501 206.64	8.99
USD SUSTAINABLE DEVELOPMNT BK BD 1-5 IDX FD-SHS-(USD)U-X-ACC-CAP	2 285 383.00	24 969 180.50	17.95
USD UBS(LUX)BD SICAV-USD INVES GRA CORPOR SUSTAI(USD)U-X-ACC	1 986.00	25 036 548.72	18.00
EUR UBS(LUX)BOND SICAV-GREEN SOC SUSTAINABLE BDS(EUR)I-X-ACC	6 000.00	647 244.62	0.46
EUR UBS(LUX)BOND SICAV - GREEN SOC SUSTAINABLE BD(EUR)U-X-ACC	2 531.50	24 320 465.97	17.49
USD UBS(LUX)MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	425.05	5 419 145.21	3.90
ルクセンブルグ合計		116 525 338.05	83.79
投資信託、オープン・エンド型合計		137 529 008.53	98.89
2010年12月17日のルクセンブルグ投信法第41条（1）e）に準拠した投資信託／その他の投資信託合計			
		137 529 008.53	98.89
投資有価証券合計		137 529 008.53	98.89

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄

数量／
額面米ドル建評価額
先物／先渡為替契約／
スワップに係る
未実現（損）益
（注1）純資産
割合
（%）

派生商品

公認の証券取引所に上場されている派生商品

債券に係る金融先物

EUR	EURO-OAT FUTURE 06.03.25	—22.00	—26 851.58	—0.02
GBP	LONG GILT FUTURE 27.03.25	24.00	32 865.45	0.02
USD	US ULTRA LONG BOND(CBT)FUTURE 20.03.25	—6.00	40 125.00	0.03
USD	US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.03.25	78.00	—60 328.09	—0.04
債券に係る金融先物合計			—14 189.22	—0.01

公認の証券取引所に上場されている派生商品合計 —14 189.22 —0.01

派生商品合計 —14 189.22 —0.01

先渡為替契約

購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日（日—月—年）

JPY	2 259 489 600.00	USD	14 405 753.71	13.2.2025	205 482.25	0.15
USD	2 873 325.04	CNY	20 800 000.00	27.2.2025	—21 451.05	—0.02
USD	34 045 756.66	EUR	33 137 749.19	20.2.2025	—430 524.09	—0.31
USD	97 884.46	EUR	94 000.00	20.2.2025	87.52	0.00
USD	36 762.02	JPY	5 701 100.00	13.2.2025	—104.77	0.00
JPY	216 100 000.00	CHF	1 255 634.45	20.2.2025	12 902.23	0.01
先渡為替契約合計					—233 607.91	—0.17

銀行預金、要求払預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産	1 864 209.58	1.34
その他の資産および負債	—75 854.61	—0.05
純資産合計	139 069 566.37	100.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2025年1月31日現在

注1．重要な会計方針の概要

当財務書類は、投資信託としてルクセンブルグで一般に公認されている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

a) 純資産価格の計算

各サブ・ファンドの異なるクラス受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの勘定通貨で表示され、毎ファンド営業日に、クラス受益証券がそれぞれに帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの各クラス受益証券の受益証券口数で除することにより決定される。

本書において「営業日」とは、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除き、12月24日および12月31日を除くルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいう。

各サブ・ファンドのクラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、かかるクラス受益証券に課せられる手数料および各サブ・ファンドの受益証券の発行・買戻しによる変動を考慮して、各クラス受益証券の流通している受益証券とサブ・ファンドの流通している受益証券の総口数との比率により決定される。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、要求払約束手形、要求払債券、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、その最終市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の直近の表示価格が適用される。有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所において一般に取引されておらず、かつ市場の市価決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該有価証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない、または公認かつ公開で定期的に運営されている他の規制ある市場で取引されている有価証券、派生商品および他の投資対象は、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、また別の規制された市場でも取引されていない、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の原則に従って、管理会社により評価される。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立価格決定ソースを参照して行われる。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づき管理会社およびファンドの監査人に認められた評価方法によって確認される。
- 他の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券は、それらの直近純資産価格で評価される。
- 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッ

ドの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が補間される。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける中間の市場取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートで評価される。
- － 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づくものである。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグにより提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各有価証券に依拠し、UBSの評価指針に従い決定される。

異常事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産額の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

異常事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて正式なものである。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用はサブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会はどうような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- （a）サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- （b）サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- （c）サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- （d）受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、

- （i）見積もり税金費用、（ii）サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および（iii）サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一

部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整が異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある受益証券1口当たり純資産価格の最大2%に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

すべてのサブ・ファンドにスウィング・プライシングの方法が適用される。

会計年度末に純資産価格にスウィング・プライシング調整があった場合、サブ・ファンドの純資産価格情報の3年度の比較から確認することができる。1口当たり発行および買戻価格は、調整後の純資産価格を示す。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約に係る未実現（損）益は、評価日の実勢先物為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される入手可能な直近の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は運用計算書に計上される。実現損益は、（最初に取得された契約が、最初に販売されるものとみなされる）先入れ先出し法に従って計算される。

e) 有価証券売却に係る実現純利益（損失）

有価証券売却に係る実現利益（損失）は、売却投資証券の平均原価に基づいて計算されている。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての銀行口座、その他の純資産額および有価証券の評価額は、評価日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は支払日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。外国為替に係る損益は財務書類に含まれている。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。

g) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日の翌銀行営業日に計上される。

h) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類はユーロで設定されている。ファンドの2025年1月31日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書の様々な項目は、決算日のユーロの為替レートに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の金額に等しい。

以下の為替レートが外国為替の換算および2025年1月31日現在の連結財務書類に使用された。

為替レート

1 ユーロ = 0.943963 スイス・フラン

1 ユーロ = 1.039550 米ドル

i) モーゲージ・バック証券

ファンドは、その投資方針に従い、モーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージ・バック証券は、証券の形態で統合された住居モーゲージの資金プールに対する参加権である。裏付であるモーゲージに関する元本および利息の支払は、元本が証券の原価を減少させるモーゲージ・バック証券の保有者に対して行われる。元本および利息の支払は、アメリカ合衆国の政府機関に類似する機関により保証される。損益は、元本の各支払に関連する各頭金の支払について計算される。

この損益は、運用計算書の証券の売却にかかる純実現損益に含まれる。さらに、モーゲージへの期前弁済は、証券の存続期間を短縮することがあり、従って、ファンドの予想利回りに影響する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引からの未収金も含まれることがある。「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引からの未払金も含まれることがある。

外国為替取引からの未収金および未払金は相殺される。

k) 利益の認識

源泉徴収税控除後の分配金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」を認定した日に利益として認識される。利息収入は、日次ベースで発生する。

l) スワップ

ファンドは、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされる、金利スワップ契約、金利スワップションにかかる金利先渡契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動として反映されている。手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現（損）益」として記録される。

注２．報酬

ファンドは、各サブ・ファンドの各クラス受益証券に、各サブ・ファンドの各クラス受益証券の平均純資産額に基づいて下表のとおりに計算される上限報酬を毎月支払う。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.080%	1.130%

上記の報酬から、以下の費用が支払われる。

- 以下の規定に従い、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の手続きならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限定率報酬は、為替リスクヘッジへの報酬を含むことがある。関連する上限定率報酬は対応するクラス受益証券が発売されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」にて参照することができる。

適用される上限定率報酬は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

- 上限定率報酬は、ファンドの資産から落される以下の報酬および追加の費用は含まれない。
 - 資産の売買のためのファンド資産の管理に関するその他の一切の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースのブローカー手数料、手数料、報酬等）。原則として、当該費用は、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に対して支払う手数料。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供されたサービスについて監査法人に支払われるその他の報酬、および法律によって許可されるその他の報酬。
 - ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。

- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）。外国の監督官庁へ支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
 - h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
 - i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの公表済みの総費用率（T E R）において説明される。
3. 管理会社は、ファンドの販売についてのトレーラー報酬を支払うことができる。

受益証券クラス「I－B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）をカバーするために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは承認された代理人の一人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンドを除いて請求される。

受益証券クラス「I－X」「K－X」および「U－X」の資産運用、ファンドの管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によってカバーされる。

受益証券クラス「K－B」に対して提供された資産運用業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたはその承認された販売会社が受け取る資格を有する報酬によってカバーされる。

特定のサブ・ファンドに割当てられ得る費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

個々の受益証券クラスに帰属する費用は、それらの受益証券クラスに請求される。いくつかまたはすべてのサブ・ファンド／受益証券クラスにかかる費用については、当該サブ・ファンド／受益証券クラスがその関連する純資産額に比例して負担する。

投資方針の規定により、他のUCIまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（パフォーマンス報酬を除く）は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

管理会社もしくはその委託先により直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関連して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

K I Dには、サブ・ファンドの現行の費用（または現行の手数料）に関する詳細が記載されている。

以下のサブ・ファンドは、2025年1月31日現在その純資産価額の50%以上をその他のUCITSに投資した。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

以下の保有対象ファンドを除き、その他のすべての保有対象ファンドの上限管理報酬は年率0.00%であった。

FEDERATED HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH-M- USD	年率0.45%
ISHARES MSCI WORLD INFO TECH SEC ESG UCITS ETF-SHS USD	年率0.18%
NEUBERGER BERMAN GLOBAL HIGH YIELD SDG ENGAGEMENT FU-I4- USD	年率0.37%
RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FIN-A- HEDGED EUR	年率0.65%
RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A- HF	年率0.65%
RECORD UCITS ICAV-RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A-USD	年率0.65%
ROBECO CAPITAL GROWTH FDS-ROBECO GLBL SDG ENG EQ-SHS -I- CAP	年率0.75%
UBS(IRE)ETF PLC-MSCI EMU ESG UNIVERSAL LOW CARBON-A- EUR	年率0.12%
UBS IRL ETF PIC-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL UCITS ETF A-DIST	年率0.23%
UBS IRL ETF PLC-MSCI ACWI SOCIALLY RES UCITS ETF-A-DIST-USD	年率0.25%
UBS IRL ETF PLC-MSCI USA SOC RES UCITS ETF AC SHS-A-USD CUM	年率0.19%
UBS LUX- FACTOR MSCI EMU PRIME VALUE ESG UCITS ETF-SHS -DIS	年率0.25%
XTRACKERS(IE)PLC - XTRACKERS USD CORPORATE GRE EN-1C- EUR	年率1.10%
XTRACKERS USD CORPORATE GREEN BOND-ACCUM SHS-1C-HEDGED EUR	年率1.10%

注３．年次税

現在施行されている法令に従い、ファンドはルクセンブルグにおいて、各四半期末日におけるファンドの純資産総額に基づき計算され、四半期毎に支払われる年率0.05%の発行税、または、一定のクラス受益証券については、0.01%の軽減年率の年次税の対象となっている。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付EU規則2020/852第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する年次税の税率を0.01%から0.04%（年率）の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。

注４．その他の収益

その他の収益は主にスウィング・プライシングによる収益で構成される。

注５．関連会社取引

この注記に記載される関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンズに関するSFC規程に定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で当期中に締結されたすべての取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

a) 証券取引および金融派生商品取引

2024年2月1日から2025年1月31日までの会計年度に、次にあげる香港での販売が許可されているサブ・ファンドについて、管理会社（オプションを除く）、投資運用会社、保管受託銀行または取締役会の関連会社であるブローカーを通して行われた、有価証券と金融派生商品の取引数量は以下のとおりであった。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	関連会社との証券および 金融派生商品の取引数量	証券取引比率
ーフィクスト・インカム・サステナブル （米ドル）	198,237,863.34米ドル	34.58%

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	関連会社との証券および 金融派生商品の取引手数料	平均手数料率
ーフィクスト・インカム・サステナブル （米ドル）	2,907.53米ドル	0.00%

注記11「取引費用」に開示されているとおり、固定利付証券、上場先物契約およびその他の派生商品契約の取引費用は、投資対象の売買価格に含まれているため、ここでは個別に記載していない。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	関連会社とのその他の証券の 取引数量（株式、株式類似証券 および金融派生商品を除く）	証券取引比率
ーフィクスト・インカム・サステナブル （米ドル）	0.00米ドル	0.00%

通常の市場慣行に従って、関連当事者との「その他の証券（株式および株式類似証券を除く）」にかかる取引についてファンドに手数料は請求されない。

当該取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

関連当事者との取引量をサブ・ファンド通貨へ転換するため、2025年1月31日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) ファンドの受益証券取引

サブ・ファンド／受益証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資を続けることを意図して、関連当事者は、シード・キャピタル（以下「直接投資」という。）を提供する目的で、新しいサブ・ファンド／受益証券クラスに投資することができる。かかる投資は、相互に対等な立場で、すべての時間外取引／マーケットタイミングの防止要件に従う。関連当事者が、いずれのファンドまたは管理会社に対しても管理または支配力行使する目的で投資することはない。

2025年1月31日現在、管理会社およびその関連会社／関連当事者は、香港で登録されているサブ・ファンド／受益証券クラスにいかなるシード・キャピタルの拠出もなかった。

c) 管理会社の取締役の保有高

管理会社の取締役および投資法人の取締役は、2025年1月31日現在、香港で販売許可を受けたサブ・ファンドの保有高はなかった。

注6．利益分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスが分配金を支払う程度を決定する。分配金は、ファンドの純資産が法の規定が定めるファンド資産の最低額を下回るほどの金額であってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社の取締役会は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注7．ソフト・コミッションの取決め

投資運用会社を規定する法律によって認められている場合、投資運用会社およびその関係会社は、直接の支払いと引き換えることなく、投資判断をサポートするために使用される特定の商品やサービスが受け取られるサブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッションの取決めを締結することができる。かかる手数料は、香港証券先物委員会によってソフト・ダラーと定義されている。これは、取引約定が最良の約定基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーが提供する約定および／または仲介業務の価値に関連して、仲介手数料が妥当であることが誠実に決定されている場合にのみ行われる。

受け取った商品やサービスには調査サービスのみが含まれていた。ブローカーから受け取る調査の相対的な費用または便益は、受領した調査が、投資運用会社およびその関連会社とそのクライアントまたは運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、全体としての支援であると考えられているため、特定のクライアントまたはファンド間で配分されない。2024年2月1日から2025年1月31日までの会計年度中、ソフト・コミッションの取決めを締結しているブローカーと約定した取引はなく、取引のためにサブ・ファンドが支払った関連手数料はなかった。

注8．金融先物に係る契約債務

2025年1月31日現在のサブ・ファンドおよび各通貨当たりの金融先物に係る契約債務は、以下のとおり要約される。

金融先物

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	債券に係る 金融先物（買い）	債券に係る 金融先物（売り）
ーフィクスト・インカム・サステナブル （米ドル）	11,064,981.47米ドル	3,532,525.44米ドル

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定契約規模×先物の市場価格）に基づき計算される。

注9．総費用率（TER）

当比率は、今期版のスイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）による「TERの計算および公表に係る指針」に従って計算されており、遡及的に把握される、純資産中における、純資産が負担するすべての経常費用および手数料（運営経費）の合計の割合を表示するものである。

過去12か月におけるTER

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	総費用率（TER）
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル） クラスP-a c c 受益証券	1.23%
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル） クラス（日本円・ヘッジ）P-a c c 受益証券	1.29%

取引費用および為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、TERに含まれない。

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のTERについては、年率換算されている。

注10．ポートフォリオ回転率（PTR）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	ポートフォリオ回転率（PTR）
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）	－28.62%

注11．取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および売却に係る費用に含まれる。

2025年1月31日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却および類似取引に関連する取引費用は、以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	取引費用
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）	2,907.49米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各サブ・ファンドの運用成績において表示される。

注12．デフォルト証券

債券がデフォルト（そのため英文目論見書に規定されているクーポン／元本の支払いが行われていない）状態に陥ったが相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待され、したがって当該債券のポートフォリオ組み入れは維持される。

相場価格が存在しない過去にデフォルトとなった証券も存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。サブ・ファンドに今もなお生じる可能性のあるリターン（すなわち配当）を配分する管理会社によって監視されている。それらはポートフォリオ中に表示されず、この注において別個に表示されている。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

フィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）については該当なし。

注13. 後発事象

期末後に財務書類において調整または開示を必要とする事象はなかった。

注14. 準拠法、営業地域および言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間のすべての法律上の紛争の管轄地である。ルクセンブルグの法律が適用される。しかし、外国の投資家からの請求に関する事項については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の管轄に服し、代理人を選定することが出来る。

本財務書類は、英語版が正式書類であり、かかる英語版のみが公認の監査人により監査された。しかし、ファンドの受益証券が売買されているその他の国の投資者に売却された受益証券の場合、管理会社および保管受託銀行は、両者およびファンドを拘束する関連言語に翻訳された承認済の翻訳を認知することができる（即ち、管理会社および保管受託銀行がこれを承認する。）。

注15. OTC派生商品および貸付有価証券

ファンドがOTC派生商品取引を締結する場合、OTCの取引相手方の信用力に関するリスクに晒されることがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結する、またはその他のデリバティブ技法を用いる場合、特定のまたは複数の契約に基づき、OTCの取引相手方が債務を履行しない（またはできない）リスクに晒される。取引相手方リスクは、有価証券の預け入れにより軽減され得る。適用される契約に従い、ファンドが有価証券を受け取る場合、当該有価証券は、ファンドを受取人として保管受託銀行の保護管理下に置かれる。OTCの取引相手方に破産および支払不能、またはその他の信用事由が生じた場合、保管受託銀行または副保管人／コルレス銀行のネットワーク内において、有価証券に関連するファンドの権利または認識が遅延、制限または排除される可能性があり、その結果、そのような債務をカバーするために過去において利用可能であった有価証券があるにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて債務の履行をファンドが強いられる可能性がある。

ファンドは第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

OTC派生商品*

以下のサブ・ファンドが無担保で保有する店頭派生商品は、その代わりにマージン勘定を設けている。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現（損）益	受領担保
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）		

HSBC	196,933.43米ドル	0.00米ドル
ステート・ストリート	－104.77米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	－430,436.57米ドル	0.00米ドル

＊公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付有価証券

	2025年1月31日現在の貸付有価証券からの 取引相手方エクスポージャー		2025年1月31日現在の 担保の内訳（％）		
UBS（Lux）ストラテジー・ ファンド	貸付有価証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
フィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）については該当なし。					

	UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）
貸付有価証券収益	6,881.08米ドル
貸付有価証券コスト*	
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	2,064.32米ドル
UBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店	688.11米ドル
純貸付有価証券収益	4,128.65米ドル

＊総収益の30%を証券貸付サービス・プロバイダーであるユービーエス・スイス・エイ・ジーが、10%を証券貸付代理人であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店がコスト／手数料として留保している。

③【投資有価証券明細表等】

「② 損益計算書」の「2025年1月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表」を参照のこと。

[次へ](#)

UBS (Lux) Strategy Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.1.2025
Investments in securities, cost	8 297 831 931.89
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	697 043 367.27
Total investments in securities (Note 1)	8 994 875 299.16
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	82 675 346.68*
Other liquid assets (Margins)	16 019 831.00
Receivable on securities sales (Note 1)	1 164 257.06
Receivable on subscriptions	5 857 588.85
Interest receivable on securities	1 911.88
Interest receivable on liquid assets	5.48
Other assets	164 017.54
Other receivables	18 844.79
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	24 507 119.79
TOTAL Assets	9 125 284 222.23
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-919 344.33
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-4 901 466.59
Bank overdraft	-309.89
Interest payable on bank overdraft	-47.84
Payable on securities purchases (Note 1)	-591 328.82
Payable on redemptions	-15 310 061.00
Provisions for flat fee (Note 2)	-11 119 631.08
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-118 092.73
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-166 828.31
Total provisions	-11 404 552.12
TOTAL Liabilities	-33 127 110.59
Net assets at the end of the financial year	9 092 157 111.64

* As at 31 January 2025, cash amount serves as collateral for the counterparty HSBC for an amount of EUR 489 635.13.

Combined Statement of Operations

	EUR
Income	1.2.2024-31.1.2025
Interest on liquid assets	2 935 524.77
Interest on securities	161.19
Dividends	23 612 444.60
Net income on securities lending (Note 15)	409 247.00
Other income (Note 4)	749 024.58
TOTAL Income	27 706 402.14
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-119 547 430.84
Taxe d'abonnement (Note 3)	-1 486 515.36
Other commissions and fees (Note 2)	-1 019 449.23
Interest on cash and bank overdraft	-65 433.60
TOTAL expenses	-122 118 829.03
Net income (loss) on investments	-94 412 426.89
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	168 562 315.21
Realized gain (loss) on options	3 311 106.25
Realized gain (loss) on financial futures	810 043.11
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-276 491 734.53
Realized gain (loss) on foreign exchange	-28 127 816.87
TOTAL realized gain (loss)	-131 936 086.83
Net realized gain (loss) of the financial year	-226 348 513.72
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	756 407 377.73
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-1 600 153.82
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-948 717.81
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	38 185 944.11
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	792 044 450.21
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	565 695 936.49

Combined Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.2.2024-31.1.2025
Net assets at the beginning of the financial year	5 985 932 678.94 *
Subscriptions	4 193 747 507.13
Redemptions	-1 639 951 182.19
Total net subscriptions (redemptions)	2 553 796 324.94
Dividend paid	-13 267 828.73
Net income (loss) on investments	-94 412 426.89
Total realized gain (loss)	-131 936 086.83
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	792 044 450.21
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	565 695 936.49
Net assets at the end of the financial year	9 092 157 111.64

* Calculated using 31 January 2025 exchange rates. Using 31 January 2024 exchange rates, the combined net assets at the beginning of the year was EUR 5 962 426 317.01.

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)

Three-year comparison

	ISIN	31.1.2025	31.1.2024	31.1.2023
Net assets in USD		139 069 566.37	93 602 018.24	104 169 902.88
Class I-A3-acc	LU1421906303			
Units outstanding		69 154.3160	47 683.7260	36 123.0860
Net asset value per unit in USD		115.60	111.08	106.49
Issue and redemption price per unit in USD ¹		115.60	111.08	106.39
Class P-acc	LU0039703532			
Units outstanding		35 028.1430	26 533.3280	31 306.2270
Net asset value per unit in USD		2 748.76	2 657.02	2 562.89
Issue and redemption price per unit in USD ¹		2 748.76	2 657.02	2 560.58
Class (JPY hedged) P-acc²	LU2872347831			
Units outstanding		23 138.2430	-	-
Net asset value per unit in JPY		97 777	-	-
Issue and redemption price per unit in JPY ¹		97 777	-	-
Class P-dist	LU0039703375			
Units outstanding		6 477.1240	6 798.6420	7 954.5100
Net asset value per unit in USD		1 025.12	1 006.27	976.45
Issue and redemption price per unit in USD ¹		1 025.12	1 006.27	975.57
Class P-mdist	LU1415540852			
Units outstanding		3 361.0590	4 307.1380	3 781.6130
Net asset value per unit in USD		859.34	874.31	883.26
Issue and redemption price per unit in USD ¹		859.34	874.31	882.47
Class (HKD) P-mdist³	LU2616736901			
Units outstanding		166.2630	93.8520	-
Net asset value per unit in HKD		9 737.74	9 940.09	-
Issue and redemption price per unit in HKD ¹		9 737.74	9 940.09	-
Class Q-acc	LU1240800026			
Units outstanding		84 188.6190	60 677.3070	79 356.5370
Net asset value per unit in USD		118.45	114.02	109.51
Issue and redemption price per unit in USD ¹		118.45	114.02	109.41
Class Q-dist	LU1240800299			
Units outstanding		4 712.5820	1 634.0810	3 046.0560
Net asset value per unit in USD		100.37	98.49	95.57
Issue and redemption price per unit in USD ¹		100.37	98.49	95.48

¹ See note 1² First NAV: 4.10.2024³ First NAV: 12.5.2023

Performance

	Currency	2024/2025	2023/2024	2022/2023
Class I-A3-acc	USD	4.1%	4.4%	-5.9%
Class P-acc	USD	3.5%	3.8%	-6.6%
Class (JPY hedged) P-acc ¹	JPY	-	-	-
Class P-dist	USD	3.4%	3.8%	-6.6%
Class P-mdist	USD	3.4%	3.8%	-6.6%
Class (HKD) P-mdist	HKD	3.1%	-	-
Class Q-acc	USD	3.9%	4.2%	-6.2%
Class Q-dist	USD	3.9%	4.2%	-6.2%

¹ Due to the recent launch, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

In 2024, global stocks experienced another stellar year amidst the global rate-cutting cycle, a strong US economy, and a continued AI boom. US and Euro high yield credit saw the biggest fixed income performances. The first half of the year was driven by AI optimism, while the third quarter faced volatility due to Jerome Powell's shift to a labor market focus and Japan's hiking cycle. The last quarter saw continued rate cuts and Trump's election boosting US equities, with his potential new policies supporting economic growth, lower taxes, and cutting regulations. The new year started off volatile with headwinds stemming mostly from aggressive tariff policies by the new Trump administration, and concerns over the competition from a lower-cost AI model developed by a Chinese company, but still displayed positive performances for both equities and bonds.

Over the financial year, from 1 February 2024 to 31 January 2025, the subfund generated a positive performance.

Structure of the Securities Portfolio

Classification by Currency as a % of net assets

USD	73.93
EUR	24.96
TOTAL	98.89

Classification by Instrument as a % of net assets

Investment funds, open end	98.89
TOTAL	98.89

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.1.2025
Investments in securities, cost	136 139 270.96
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	1 389 737.57
Total investments in securities (Note 1)	137 529 008.53
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	1 611 123.56
Other liquid assets (Margins)	253 086.02
Interest receivable on securities	375.00
Other assets	69 468.08
Other receivables	3 362.00
TOTAL Assets	139 466 423.19
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-14 189.22
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-233 607.91
Interest payable on bank overdraft	-17.66
Payable on redemptions	-28 641.15
Provisions for flat fee (Note 2)	-119 490.14
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-910.74
Total provisions	-120 400.88
TOTAL Liabilities	-396 856.82
Net assets at the end of the financial year	139 069 566.37

Statement of Operations

	USD
Income	1.2.2024-31.1.2025
Interest on liquid assets	64 377.18
Net income on securities lending (Note 15)	4 128.65
Other income (Note 4)	18 273.67
TOTAL income	86 779.50
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-1 105 452.59
Taxe d'abonnement (Note 3)	-18 839.92
Other commissions and fees (Note 2)	-33 035.54
Interest on cash and bank overdraft	-4 594.46
TOTAL expenses	-1 161 922.51
Net income (loss) on investments	-1 075 143.01
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	352 407.34
Realized gain (loss) on financial futures	-6 932.19
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	2 003 319.52
Realized gain (loss) on foreign exchange	-572 253.50
TOTAL realized gain (loss)	1 776 541.17
Net realized gain (loss) of the financial year	701 398.16
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	2 198 021.71
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-15 915.80
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-384 861.53
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	1 797 244.38
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 498 642.54

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.2.2024-31.1.2025
Net assets at the beginning of the financial year	93 602 018.24
Subscriptions	61 546 856.75
Redemptions	-18 235 030.89
Total net subscriptions (redemptions)	43 311 825.86
Dividend paid	-342 920.27
Net income (loss) on investments	-1 075 143.01
Total realized gain (loss)	1 776 541.17
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	1 797 244.38
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 498 642.54
Net assets at the end of the financial year	139 069 566.37

Development of the outstanding units

	1.2.2024-31.1.2025
Class	I-A3-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	47 683.7260
Number of units issued	31 401.7100
Number of units redeemed	-9 931.1200
Number of units outstanding at the end of the financial year	69 154.3160
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	26 533.3280
Number of units issued	11 777.3020
Number of units redeemed	-3 282.4870
Number of units outstanding at the end of the financial year	35 028.1430
Class	(JPY hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	23 593.4540
Number of units redeemed	-455.2110
Number of units outstanding at the end of the financial year	23 138.2430
Class	P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	6 798.6420
Number of units issued	266.7920
Number of units redeemed	-588.3100
Number of units outstanding at the end of the financial year	6 477.1240
Class	P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4 307.1380
Number of units issued	3 380.8880
Number of units redeemed	-4 326.9670
Number of units outstanding at the end of the financial year	3 361.0590
Class	(HKD) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	93.8520
Number of units issued	89.9570
Number of units redeemed	-17.5460
Number of units outstanding at the end of the financial year	166.2630

Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	60 677.3070
Number of units issued	39 056.9160
Number of units redeemed	-15 545.6040
Number of units outstanding at the end of the financial year	84 188.6190
Class	Q-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 634.0810
Number of units issued	21 118.1880
Number of units redeemed	-18 039.6870
Number of units outstanding at the end of the financial year	4 712.5820

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
P-dist	2.4.2024	5.4.2024	USD	15.2069
Q-dist	2.4.2024	5.4.2024	USD	1.8855

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
P-mdist	15.2.2024	20.2.2024	USD	3.6430
P-mdist	15.3.2024	20.3.2024	USD	3.5989
P-mdist	15.4.2024	18.4.2024	USD	3.6146
P-mdist	16.5.2024	21.5.2024	USD	3.5572
P-mdist	17.6.2024	20.6.2024	USD	3.6044
P-mdist	15.7.2024	18.7.2024	USD	3.6132
P-mdist	16.8.2024	21.8.2024	USD	3.6562
P-mdist	19.9.2024	24.9.2024	USD	3.6848
P-mdist	15.10.2024	18.10.2024	USD	3.7084
P-mdist	15.11.2024	20.11.2024	USD	3.6358
P-mdist	16.12.2024	19.12.2024	USD	3.6438
P-mdist	15.1.2025	21.1.2025	USD	4.2942
(HKD) P-mdist	15.2.2024	20.2.2024	HKD	41.4170
(HKD) P-mdist	15.3.2024	20.3.2024	HKD	40.9764
(HKD) P-mdist	15.4.2024	18.4.2024	HKD	41.1427
(HKD) P-mdist	16.5.2024	21.5.2024	HKD	40.4629
(HKD) P-mdist	17.6.2024	20.6.2024	HKD	41.0108
(HKD) P-mdist	15.7.2024	18.7.2024	HKD	41.0261
(HKD) P-mdist	16.8.2024	21.8.2024	HKD	41.5388
(HKD) P-mdist	19.9.2024	24.9.2024	HKD	41.8020
(HKD) P-mdist	15.10.2024	18.10.2024	HKD	41.8919
(HKD) P-mdist	15.11.2024	20.11.2024	HKD	41.1078
(HKD) P-mdist	16.12.2024	19.12.2024	HKD	41.2366
(HKD) P-mdist	15.1.2025	20.1.2025	HKD	48.5119

¹ See note 6

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 January 2025

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Investment funds, open end			
Ireland			
USD FEDERATED HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH-M-USD	1 506 115.00	3 524 459.71	2.53
USD INDEBERGER BERMAN GLOBAL HIGH YIELD ENGAGEMENT FUND-H-USD	297 116.00	3 508 939.96	2.52
USD RECORD UCITS ICAV-RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A-USD	37 487.00	4 220 503.88	3.04
EUR XTRACKERS (IE) PLC - XTRACKERS USD CORPORATE GREEN-1C- EUR	172 647.00	4 879 750.91	3.51
EUR XTRACKERS USD CORPORATE GREEN BOND-ACCUM SHS-1C-INDEXED EUR	197 028.00	4 830 016.02	3.50
TOTAL Ireland		21 001 670.46	15.10
Luxembourg			
USD FOCUSED FUND - CORPORATE BOND SUSTAINABLE USD-U-X-ACC	1 149.00	11 815 569.15	8.50
USD FOCUSED SICAV - US CORPORATE BOND SUSTAINABLE USD-U-X-ACC	1 158.00	11 815 977.24	8.50
USD FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD-U-X-ACC	1 222.00	12 501 206.64	8.99
USD SUSTAINABLE DEVELOPMENT BK BD 1-5 IOX FD-SHS(USD)-X-ACC-CAP	2 285 383.00	24 989 180.50	17.95
USD UBS (LU) BD SICAV-USD INVE GRA CORPOR SUSTAI(USD)-U-X-ACC	1 986.00	25 036 548.72	18.00
EUR UBS (LU) BOND SICAV-GREEN SOC SUSTAINABLE BD(EUR)-X-ACC	8 000.00	647 244.62	0.46
EUR UBS (LU) BOND SICAV - GREEN SOC SUSTAINABLE BD(EUR)-X-ACC	2 531.50	24 320 465.97	17.49
USD UBS (LU) MONEY MARKET FUND - USD-U-X-ACC	425.05	5 419 145.21	3.90
TOTAL Luxembourg		116 525 938.05	83.79
Total investment funds, open end		137 529 008.58	98.89
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		137 529 008.58	98.89
Total investments in securities		137 529 008.58	98.89

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds

EUR EURO-DAT FUTURE 06.03.25	-22.00	-26 851.58	-0.02
GBP LONG GBP FUTURE 27.03.25	24.00	32 865.45	0.02
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 20.03.25	-6.00	40 125.00	0.03
USD US 5YB TREASURY NOTE FUTURE 31.03.25	78.00	-40 328.09	-0.04
TOTAL Financial Futures on bonds		-14 189.22	-0.01
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		-14 189.22	-0.01
Total Derivative instruments		-14 189.22	-0.01

Forward Foreign Exchange contracts

Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date

JPY 2 259 489 600.00	USD 14 405 753.71	13.2.2025	205 482.25	0.15
USD 2 873 325.04	CNY 20 600 000.00	27.2.2025	-21 451.05	-0.02
USD 34 045 756.66	EUR 33 137 749.19	20.2.2025	-430 524.09	-0.31
USD 97 884.46	EUR 94 000.00	20.2.2025	87.52	0.00
USD 36 762.02	JPY 5 701 100.00	13.2.2025	-104.77	0.00
JPY 216 100 000.00	CHF 1 255 634.45	20.2.2025	12 902.23	0.01
Total Forward Foreign Exchange contracts			-233 607.91	-0.17

Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets	1 864 209.56	1.34
Other assets and liabilities	-75 854.61	-0.05
Total net assets	139 069 566.37	100.00

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per unit of the different unit classes of each subfund are expressed in the currency of account of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in the respective unit class of the subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) except for 24 and 31 December with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value which is attributable to each unit class of a subfund is determined by the ratio of units issued in each unit class to the total number of units issued in the subfund, taking into account the fees charged to that unit class, and changes according to the issues and redemptions of units for each subfund.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange, sight securities, debt claims, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
 - Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply.
- In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange or which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.

- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Securities, derivatives and other assets denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

The Management Company is authorized to apply other generally recognized and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the above-mentioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of units.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in a subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per unit is applied. The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- (a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- (b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- (c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- (d) in all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 2% of the relevant applicable net asset value per unit. Under exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or illiquidity, extraordinary market conditions, market disruptions etc.), the Board of Directors may decide to apply temporarily a dilution adjustment of more than 2% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be calculated according to the procedure specified by the Board

of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended. The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized profit (loss) on sales of securities

The realized profits or losses on sales of securities are calculated on the basis of the average cost of investments sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the prevailing mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the prevailing mid closing spot rates at payment date. Profit or loss on foreign exchange is included in the financial statements.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for on the bank business days following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements of the Fund are established in EUR. The various items of the combined statement of net assets, combined statement of operations and combined statement of changes in net assets as at 31 January 2025 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the closing exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 January 2025:

Exchange rates

EUR 1 =	CHF	0.943963
EUR 1 =	USD	1.039550

i) "Mortgage-backed securities"

The Fund, in accordance with its investment policies, may invest in mortgage-backed securities. A mortgage-backed security is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the mortgage-backed security of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal.

This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Fund's expected yield.

j) Receivable on securities sales, Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

l) Swaps

The Fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the Statement of Operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on Swaps". Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on Swaps" in the Statement of Operations.

Note 2 – Flat fee

The Fund pays a maximum monthly flat fee for each of the subfunds resp. for each of the unit classes, calculated on the average net asset value of the subfunds resp. the unit classes as shown in the table below.

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (CHF)
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (EUR)
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.080%	1.130%
Unit classes with "N" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.570%	0.600%
Unit classes with "Q" in their name	0.650%	0.700%
Unit classes with "QL" in their name	0.650%	0.700%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.570%*	0.600%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.570%	0.600%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD): Max 0.570% / Eff 0.480%

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (CHF)
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.440%	1.490%
Unit classes with "N" in their name	1.680%	1.730%
Unit classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with "Q" in their name	0.850%	0.900%
Unit classes with "QL" in their name	0.850%	0.900%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A1" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (CHF)*

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR)*

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD)*

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.620%	1.670%
Unit classes with "P-C" in their name	1.620%	1.670%
Unit classes with "N" in their name	1.860%	1.910%
Unit classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "Q" in their name	0.950%	1.000%
Unit classes with "QL" in their name	0.950%	1.000%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.900%**	0.930%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.850%***	0.880%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* The entire flat fee for the "Balanced" subfunds accruing to the unit class "P-C-dist" accrues the UBS Optimus Foundation.

** UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR): Max 0.900% / Eff 0.620%

*** UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD): Max 0.850% / Eff 0.540%

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Unit classes with "K-1" in their name	1.100%*	1.130%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "Q" in their name	1.050%	1.100%
Unit classes with "QL" in their name	1.050%	1.100%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "I-A4" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (CHF): Max 1.100% / Eff 0.930%

* UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR): Max 1.100% / Eff 0.930%

* UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (USD): Max 1.100% / Eff 0.930%

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Unit classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	1.030%	1.060%
Unit classes with "Q" in their name	1.150%	1.200%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "OL" in their name	1.150%	1.200%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.150%	1.180%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.100%	1.130%
Unit classes with "I-A3" in their name	1.030%*	1.060%
Unit classes with "I-A4" in their name	1.030%	1.060%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR): Max : 1.030% /
Eff 0.750%

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" section. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat fee). The maximum flat fee for unit classes with "hedged" in their name may contain fees for hedging currency risk. The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be found under "The subfunds and their special investment policies".

The maximum flat fee effectively applied can be found in the annual and semi-annual reports.

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:
 - a) All other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. By derogation here from, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price".
 - b) Fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;

- c) Auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
- d) Fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) Costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) Costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KID, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) Costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) Expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) Costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
- j) All expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) If the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the UCI Administrator and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the UCI Administrator and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the asset management services to be provided for unit classes “K-B” are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distributors is entitled under a separate agreement with the investor.

All costs that can be allocated to specific subfunds will be charged to those subfunds.

Costs that can be allocated to individual unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees (excluding performance fees) of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the subfund's ongoing costs (or ongoing charges) can be found in the KIDs.

The following subfunds invested as at 31 January 2025 at least 50% of their net asset value into other UCITS:

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (USD)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (USD)

With the exception of the target funds

FEDERATED HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH-M- USD	0.45% p.a.
iSHARES MSCI WORLD INFO TECH SEC ESG UCITS ETF-SHS USD	0.18% p.a.
NEUBERGER BERMAN GLOBAL HIGH YIELD SDG ENGAGEMENT FU-I4- USD	0.37% p.a.
RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FIN-A- HEDGED EUR	0.65% p.a.

RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A- HF	0.65% p.a.
RECORD UCITS ICAV-RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A-USD	0.65% p.a.
ROBEQ CAPITAL GROWTH FDS-ROBEQ GBL SDG ENG EQ-SHS -I- CAP	0.75% p.a.
UBS (IRL) ETF PLC-MSCI EMU ESG UNIVERSAL LOW CARBON-A- EUR	0.12% p.a.
UBS IRL ETF PLC-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL UCITS ETF A-DIST	0.23% p.a.
UBS IRL ETF PLC-MSCI ACWI SOCIALLY RES UCITS ETF-A-DIST-USD	0.25% p.a.
UBS IRL ETF PLC-MSCI USA SOC RES UCITS ETF AC SHS-A-USD CUM	0.19% p.a.
UBS LUX- FACTOR MSCI EMU PRIME VALUE ESG UCITS ETF-SHS -DIS	0.25% p.a.
XTRACKERS (IE) PLC - XTRACKERS USD CORPORATE GRE EN-1C- EUR	1.10% p.a.
XTRACKERS USD CORPORATE GREEN BOND-ACCUM SHS-1C-HEDGED EUR	1.10% p.a.

the maximum management fee of all other target funds was 0.00% p.a.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Fund is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for some unit classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Fund at the end of each quarter.

Subfunds may benefit from reduced taxe d'abonnement rates ranging from 0.01% to 0.04% p.a. for the portion of net assets that are invested into environmentally sustainable economic activities as defined in Article 3 of EU Regulation 2020/852 of 18 June 2020.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from

1 February 2024 to 31 January 2025 for the following sub-funds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Strategy Fund	Volume of transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
– Fixed Income Sustainable (USD)	198 237 863.34 USD	34.58%
– Yield Sustainable (USD)	1 563 301 784.56 USD	26.34%
– Balanced Sustainable (USD)	1 620 974 483.75 USD	24.70%
– Growth Sustainable (USD)	531 502 768.51 USD	29.50%

UBS (Lux) Strategy Fund	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	Average rate of commission
– Fixed Income Sustainable (USD)	2 907.53 USD	0.00%
– Yield Sustainable (USD)	35 520.93 USD	0.00%
– Balanced Sustainable (USD)	37 188.72 USD	0.00%
– Growth Sustainable (USD)	14 834.46 USD	0.00%

As disclosed in Note 11 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange-traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Strategy Fund	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– Fixed Income Sustainable (USD)	0.00 USD	0.00%
– Yield Sustainable (USD)	0.00 USD	0.00%
– Balanced Sustainable (USD)	0.00 USD	0.00%
– Growth Sustainable (USD)	0.00 USD	0.00%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Fund on transactions on “other securities (except equities and equity-like securities)” with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 31 January 2025 were used.

b) Transactions in units of the fund

Connected persons may invest in a new subfund/unitclass for the purpose of providing seed capital (“Direct Investment”), with the intent of remaining invested until the subfund/unitclass has substantial net assets. Such investments are at arm’s length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Management Company.

As of 31 January 2025, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / unit classes registered in Hong Kong.

c) Holdings of the Board of Directors of the Management Company

The Directors of the Management Company and the Directors of the Company had no holdings in the subfunds licensed for sale in Hong Kong as at 31 January 2025.

Note 6 – Income Distribution

In accordance with article 10 of the Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide to what extent distribution should be made for each subfund or unit class. Distributions may not be so large as to cause the net assets of the Fund to fall below the minimum fund assets laid down by the provisions of the law. If distributions are made, they will be paid out within four months of the end of the financial year.

The Board of Directors of the Management Company is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 7 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates’ overall responsibilities to their clients or funds they manage. During the year from 1 February 2024 to 31 January 2025 there were no transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and therefore no related commissions have been paid by the subfunds for these transactions.

Note 8 – Commitments on Financial Futures

Commitments on Financial Futures per subfund and respective currency as of 31 January 2025 can be summarised as follows:

Financial Futures

UBS (Lux) Strategy Fund	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
– Fixed Income Sustainable (CHF)	9 854 340.41 CHF	3 091 243.52 CHF
– Yield Sustainable (CHF)	128 275 448.94 CHF	39 988 796.00 CHF
– Balanced Sustainable (CHF)	147 009 985.54 CHF	46 063 707.50 CHF
– Growth Sustainable (CHF)	53 216 663.90 CHF	16 728 455.17 CHF
– Fixed Income Sustainable (EUR)	6 473 406.60 EUR	2 059 786.28 EUR
– Yield Sustainable (EUR)	81 936 740.64 EUR	25 732 730.65 EUR
– Balanced Sustainable (EUR)	71 821 530.34 EUR	22 581 361.23 EUR
– Growth Sustainable (EUR)	15 343 415.63 EUR	4 736 472.56 EUR
– Fixed Income Sustainable (USD)	11 064 981.47 USD	3 532 525.44 USD
– Yield Sustainable (USD)	62 816 833.05 USD	19 438 680.84 USD
– Balanced Sustainable (USD)	69 351 243.11 USD	21 717 982.27 USD
– Growth Sustainable (USD)	26 261 614.08 USD	8 081 337.38 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

Note 9 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Fixed Income Sustainable (CHF) P-acc	1.23%
– Fixed Income Sustainable (CHF) P-dist	1.23%
– Fixed Income Sustainable (CHF) Q-acc	0.80%
– Fixed Income Sustainable (CHF) Q-dist	0.80%
– Yield Sustainable (CHF) K-1-acc	1.01%
– Yield Sustainable (CHF) P-acc	1.55%
– Yield Sustainable (CHF) P-dist	1.55%
– Yield Sustainable (CHF) Q-acc	0.96%
– Yield Sustainable (CHF) Q-dist	0.96%
– Balanced Sustainable (CHF) K-1-acc	1.12%
– Balanced Sustainable (CHF) P-acc	1.75%
– Balanced Sustainable (CHF) P-C-dist	1.75%
– Balanced Sustainable (CHF) P-dist	1.75%
– Balanced Sustainable (CHF) Q-acc	1.07%
– Balanced Sustainable (CHF) Q-C-dist	1.08%
– Balanced Sustainable (CHF) Q-dist	1.08%
– Growth Sustainable (CHF) K-1-acc	1.06%
– Growth Sustainable (CHF) P-acc	1.93%
– Growth Sustainable (CHF) Q-acc	1.18%
– Equity Sustainable (CHF) P-acc	2.01%

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Equity Sustainable (CHF) Q-acc	1.24%
– Fixed Income Sustainable (EUR) N-acc	1.65%
– Fixed Income Sustainable (EUR) P-acc	1.23%
– Fixed Income Sustainable (EUR) P-dist	1.23%
– Fixed Income Sustainable (EUR) Q-acc	0.80%
– Fixed Income Sustainable (EUR) Q-dist	0.80%
– Yield Sustainable (EUR) I-A1-acc	1.01%
– Yield Sustainable (EUR) K-1-acc	1.03%
– Yield Sustainable (EUR) N-acc	1.82%
– Yield Sustainable (EUR) P-acc	1.58%
– Yield Sustainable (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.63%
– Yield Sustainable (EUR) (USD hedged) P-acc	1.63%
– Yield Sustainable (EUR) P-dist	1.58%
– Yield Sustainable (EUR) Q-acc	0.99%
– Yield Sustainable (EUR) (CHF hedged) Q-acc	1.04%
– Yield Sustainable (EUR) Q-dist	0.98%
– Balanced Sustainable (EUR) I-A2-acc	0.76%
– Balanced Sustainable (EUR) K-1-acc	1.15%
– Balanced Sustainable (EUR) N-acc	2.01%
– Balanced Sustainable (EUR) (USD hedged) P-4%-mdist	1.82%
– Balanced Sustainable (EUR) P-acc	1.76%
– Balanced Sustainable (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.82%
– Balanced Sustainable (EUR) (USD hedged) P-acc	1.81%
– Balanced Sustainable (EUR) P-C-dist	1.77%
– Balanced Sustainable (EUR) P-dist	1.77%
– Balanced Sustainable (EUR) P-mdist	1.77%
– Balanced Sustainable (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.82%
– Balanced Sustainable (EUR) Q-acc	1.09%
– Balanced Sustainable (EUR) Q-C-dist	1.10%
– Balanced Sustainable (EUR) Q-dist	1.10%
– Growth Sustainable (EUR) I-A1-acc	1.20%
– Growth Sustainable (EUR) K-1-dist	1.09%
– Growth Sustainable (EUR) N-acc	2.13%
– Growth Sustainable (EUR) P-acc	1.95%
– Growth Sustainable (EUR) Q-acc	1.21%
– Equity Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.88%
– Equity Sustainable (EUR) N-acc	2.13%
– Equity Sustainable (EUR) P-acc	2.06%
– Equity Sustainable (EUR) Q-acc	1.30%
– Fixed Income Sustainable (USD) I-A3-acc	0.62%
– Fixed Income Sustainable (USD) P-acc	1.23%
– Fixed Income Sustainable (USD) (JPY hedged) P-acc	1.29%
– Fixed Income Sustainable (USD) P-dist	1.23%
– Fixed Income Sustainable (USD) P-mdist	1.22%
– Fixed Income Sustainable (USD) (HKD) P-mdist	1.23%
– Fixed Income Sustainable (USD) Q-acc	0.80%
– Fixed Income Sustainable (USD) Q-dist	0.79%
– Yield Sustainable (USD) I-A1-acc	0.97%
– Yield Sustainable (USD) I-A3-acc	0.88%
– Yield Sustainable (USD) K-1-acc	1.03%
– Yield Sustainable (USD) (JPY hedged) K-1-acc	1.06%
– Yield Sustainable (USD) P-4%-mdist	1.57%
– Yield Sustainable (USD) P-acc	1.57%
– Yield Sustainable (USD) (JPY hedged) P-acc	1.61%
– Yield Sustainable (USD) P-dist	1.57%
– Yield Sustainable (USD) P-mdist	1.58%

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Yield Sustainable (USD) Q-4%-mdist	0.98%
– Yield Sustainable (USD) Q-acc	0.98%
– Yield Sustainable (USD) Q-dist	0.98%
– Balanced Sustainable (USD) I-A1-acc	1.07%
– Balanced Sustainable (USD) I-A1-dist	1.08%
– Balanced Sustainable (USD) I-A3-acc	0.67%
– Balanced Sustainable (USD) K-1-acc	1.13%
– Balanced Sustainable (USD) P-4%-mdist	1.76%
– Balanced Sustainable (USD) (HKD) P-4%-mdist	1.76%
– Balanced Sustainable (USD) (AUD hedged) P-4%-mdist	1.81%
– Balanced Sustainable (USD) (CAD hedged) P-4%-mdist	1.81%
– Balanced Sustainable (USD) (GBP hedged) P-4%-mdist	1.81%
– Balanced Sustainable (USD) (RMB hedged) P-4%-mdist	1.81%
– Balanced Sustainable (USD) P-6%-mdist	1.76%
– Balanced Sustainable (USD) (AUD hedged) P-6%-mdist	1.81%
– Balanced Sustainable (USD) (HKD) P-6%-mdist	1.76%
– Balanced Sustainable (USD) P-acc	1.75%
– Balanced Sustainable (USD) (JPY hedged) P-acc	1.79%
– Balanced Sustainable (USD) P-C-dist	1.76%
– Balanced Sustainable (USD) P-dist	1.76%
– Balanced Sustainable (USD) P-mdist	1.76%
– Balanced Sustainable (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.81%
– Balanced Sustainable (USD) Q-4%-mdist	1.09%
– Balanced Sustainable (USD) (AUD hedged) Q-4%-mdist	1.14%
– Balanced Sustainable (USD) (HKD) Q-4%-mdist	1.09%
– Balanced Sustainable (USD) Q-acc	1.09%
– Balanced Sustainable (USD) Q-dist	1.09%
– Balanced Sustainable (USD) Q-mdist	1.09%
– Balanced Sustainable (USD) (SGD hedged) Q-mdist	1.14%
– Growth Sustainable (USD) I-A1-acc	1.22%
– Growth Sustainable (USD) I-A3-acc	1.11%
– Growth Sustainable (USD) K-1-acc	1.12%
– Growth Sustainable (USD) P-acc	1.98%
– Growth Sustainable (USD) (JPY hedged) P-acc	2.03%
– Growth Sustainable (USD) Q-acc	1.24%

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Note 10 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Strategy Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Fixed Income Sustainable (CHF)	41.46%
– Yield Sustainable (CHF)	84.25%
– Balanced Sustainable (CHF)	75.17%
– Growth Sustainable (CHF)	64.85%
– Equity Sustainable (CHF)	41.90%
– Fixed Income Sustainable (EUR)	-19.95%
– Yield Sustainable (EUR)	81.57%
– Balanced Sustainable (EUR)	83.95%
– Growth Sustainable (EUR)	66.76%
– Equity Sustainable (EUR)	49.78%
– Fixed Income Sustainable (USD)	-28.62%
– Yield Sustainable (USD)	67.02%
– Balanced Sustainable (USD)	64.53%
– Growth Sustainable (USD)	45.65%

Note 11 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 January 2025, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Strategy Fund	Transaction costs
– Fixed Income Sustainable (CHF)	2 728.05 CHF
– Yield Sustainable (CHF)	65 711.78 CHF
– Balanced Sustainable (CHF)	78 062.48 CHF
– Growth Sustainable (CHF)	48 379.43 CHF
– Equity Sustainable (CHF)	12 170.27 CHF
– Fixed Income Sustainable (EUR)	1 991.08 EUR
– Yield Sustainable (EUR)	40 809.43 EUR
– Balanced Sustainable (EUR)	34 794.41 EUR
– Growth Sustainable (EUR)	8 797.15 EUR
– Equity Sustainable (EUR)	57.41 EUR
– Fixed Income Sustainable (USD)	2 907.49 USD
– Yield Sustainable (USD)	35 531.74 USD
– Balanced Sustainable (USD)	37 199.19 USD
– Growth Sustainable (USD)	14 836.79 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfund.

Note 12 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/ principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio.

There are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EURD.16*	EUR	13 211.00

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EURD.16*	EUR	27 035.00

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EURD.16*	EUR	18 914.00

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EURD.16*	EUR	10 446.00

* in liquidation

Note 13 – Subsequent events

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the Financial Statements.

Note 14 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited from the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 15 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (CHF)		
Bank of America	-254 225.37 CHF	0.00 CHF
Barclays	498 305.41 CHF	0.00 CHF
HSBC	-7 990.08 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-376.57 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (CHF)		
Bank of America	-1 994 742.85 CHF	0.00 CHF
Barclays	6 293 351.61 CHF	0.00 CHF
Citibank	-66 463.70 CHF	0.00 CHF
Deutsche Bank	-233 892.23 CHF	0.00 CHF
HSBC	21 257.71 CHF	0.00 CHF
Standard Chartered Bank	15 010.37 CHF	0.00 CHF
UBS AG	1 096.58 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-178 741.36 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (CHF)		
Bank of America	-1 786 079.56 CHF	0.00 CHF
Barclays	6 632 191.73 CHF	0.00 CHF
Citibank	-81 678.28 CHF	0.00 CHF
Deutsche Bank	-388 822.96 CHF	0.00 CHF
HSBC	65 516.06 CHF	0.00 CHF
Standard Chartered Bank	17 984.65 CHF	0.00 CHF
State Street	24 117.78 CHF	0.00 CHF
UBS AG	1 253.23 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-322 760.80 CHF	0.00 CHF

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (CHF)		
Bank of America	-448 467.11 CHF	0.00 CHF
Barclays	2 157 042.26 CHF	0.00 CHF
Citibank	-29 708.47 CHF	0.00 CHF
Deutsche Bank	-195 537.47 CHF	0.00 CHF
HSBC	53 089.42 CHF	0.00 CHF
Standard Chartered Bank	6 101.89 CHF	0.00 CHF
State Street	-813.76 CHF	0.00 CHF
UBS AG	9 857.86 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-149 519.13 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (CHF)		
Bank of America	-56 987.97 CHF	0.00 CHF
Barclays	974 355.32 CHF	0.00 CHF
Citibank	-10 930.48 CHF	0.00 CHF
Deutsche Bank	-114 851.89 CHF	0.00 CHF
HSBC	-18 543.25 CHF	0.00 CHF
Standard Chartered Bank	5 019.60 CHF	0.00 CHF
State Street	-542.50 CHF	0.00 CHF
UBS AG	13 089.75 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-97 155.57 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (EUR)		
HSBC	-5 035.28 EUR	0.00 EUR
UBS AG	510 056.42 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)		
Bank of America	144 257.50 EUR	0.00 EUR
Barclays	-18 075.36 EUR	0.00 EUR
Citibank	-106 974.59 EUR	0.00 EUR
HSBC	-60 210.50 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	237.16 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	-58 688.91 EUR	0.00 EUR
State Street	-66 554.99 EUR	0.00 EUR
UBS AG	6 528 804.21 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	822.18 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR)		
Bank of America	199 688.86 EUR	0.00 EUR
Barclays	51 537.68 EUR	0.00 EUR
Citibank	-102 991.49 EUR	0.00 EUR
Deutsche Bank	948.36 EUR	0.00 EUR
HSBC	-50 029.05 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	703.35 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	-70 023.62 EUR	0.00 EUR
State Street	-112 144.39 EUR	0.00 EUR
UBS AG	5 384 440.77 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	1 200.86 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)		
Bank of America	56 934.03 EUR	0.00 EUR
Barclays	4 176.82 EUR	0.00 EUR
Deutsche Bank	314.71 EUR	0.00 EUR
HSBC	-11 661.26 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	151.68 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	-19 601.39 EUR	0.00 EUR
State Street	-35 950.48 EUR	0.00 EUR
UBS AG	1 045 106.11 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	192.70 EUR	0.00 EUR

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR)		
Bank of America	22 258.10 EUR	0.00 EUR
Barclays	2 553.02 EUR	0.00 EUR
Deutsche Bank	215.44 EUR	0.00 EUR
HSBC	-3 359.05 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	44.16 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	-8 401.91 EUR	0.00 EUR
State Street	-15 095.37 EUR	0.00 EUR
UBS AG	332 947.28 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	104.05 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)		
HSBC	196 933.43 USD	0.00 USD
State Street	-104.77 USD	0.00 USD
UBS AG	-430 436.57 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (USD)		
Bank of America	-15 017.65 USD	0.00 USD
Barclays	-57 633.80 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-10 808.36 USD	0.00 USD
HSBC	951 937.68 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-247 862.14 USD	0.00 USD
State Street	-293 412.16 USD	0.00 USD
UBS AG	-1 629 708.60 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	42 558.70 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD)		
Bank of America	-170 733.55 USD	0.00 USD
Barclays	-95 611.71 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	40 901.09 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	-116 413.46 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-5 150.38 USD	0.00 USD
HSBC	101 711.03 USD	0.00 USD
JP Morgan	-250 559.06 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-399 008.75 USD	0.00 USD
State Street	-425 097.64 USD	0.00 USD
UBS AG	-1 559 828.23 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	72 110.76 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (USD)		
Barclays	-48 665.16 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-11 679.66 USD	0.00 USD
HSBC	158 354.64 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	3 260.12 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-202 949.76 USD	0.00 USD
State Street	-217 737.47 USD	0.00 USD
UBS AG	-512 038.30 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	37 370.14 USD	0.00 USD

Securities Lending

UBS (Lux) Strategy Fund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 January 2025*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 January 2025		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Yield Sustainable (CHF)	4 864 116.14 CHF	5 155 758.99 CHF	52.34	47.66	0.00
– Balanced Sustainable (CHF)	12 984 060.14 CHF	13 711 826.03 CHF	52.34	47.66	0.00
– Growth Sustainable (CHF)	13 574 622.50 CHF	14 364 422.80 CHF	52.34	47.66	0.00
– Equity Sustainable (CHF)	2 848 434.88 CHF	3 001 606.18 CHF	52.34	47.66	0.00
– Fixed Income Sustainable (EUR)	99 656.28 EUR	104 825.11 EUR	52.34	47.66	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 31 January 2025 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 31 January 2025.

	UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (CHF)	UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (CHF)	UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (CHF)	UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (CHF)	UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (CHF)
Securities Lending revenues	8 342.73 CHF	61 537.67 CHF	267 831.92 CHF	136 101.62 CHF	22 446.55 CHF
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	2 502.82 CHF	18 461.30 CHF	80 349.58 CHF	40 830.49 CHF	6 733.97 CHF
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	834.27 CHF	6 153.77 CHF	26 783.19 CHF	13 610.16 CHF	2 244.65 CHF
Net Securities Lending revenues	5 005.64 CHF	36 922.60 CHF	160 699.15 CHF	81 660.97 CHF	13 467.93 CHF

	UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR)
Securities Lending revenues	1 242.03 EUR	22 664.27 EUR	2 803.32 EUR	2 187.72 EUR	590.15 EUR
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	372.61 EUR	6 799.28 EUR	841.00 EUR	656.32 EUR	177.05 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	124.20 EUR	2 266.43 EUR	280.33 EUR	218.77 EUR	59.01 EUR
Net Securities Lending revenues	745.22 EUR	13 598.56 EUR	1 681.99 EUR	1 312.63 EUR	354.09 EUR

	UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)	UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (USD)	UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD)	UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (USD)
Securities Lending revenues	6 881.08 USD	3 608.90 USD	121 003.50 USD	394.83 USD
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	2 064.32 USD	1 082.67 USD	36 301.05 USD	118.45 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	688.11 USD	360.89 USD	12 100.35 USD	39.48 USD
Net Securities Lending revenues	4 128.65 USD	2 165.34 USD	72 602.10 USD	236.90 USD

* 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

（２）【2024年1月31日終了年度】

①【貸借対照表】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結純資産計算書

	ユーロ	千 円
	2024年1月31日現在	
資産		
投資有価証券、取得原価	5,969,570,421.53	1,023,602,240
投資有価証券、未実現評価（損）益	(59,562,048.05)	(10,213,104)
投資有価証券合計（注１）	5,910,008,373.48	1,013,389,136
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	79,590,754.78	13,647,427
その他の流動資産（委託証拠金）	1,095,682.53	187,877
有価証券売却未収金（注１）	4,991,527.92	855,897
発行受益証券未収金	3,460,132.40	593,309
有価証券に係る未収利息	2,980.44	511
流動資産に係る未収利息	2.03	0
その他の資産	225.47	39
その他の未収金	367.51	63
金融先物に係る未実現利益（注１）	31,279.66	5,364
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	738,731.46	126,670
資産合計	5,999,920,057.68	1,028,806,292
負債		
金融先物に係る未実現損失（注１）	(2,179.13)	(374)
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(19,538,600.56)	(3,350,284)
当座借越	(280.40)	(48)
有価証券購入未払金（注１）	(186.81)	(32)
買戻受益証券未払金	(10,170,514.97)	(1,743,938)
報酬引当金（注２）	(7,591,225.18)	(1,301,667)
年次税引当金（注３）	(64,323.96)	(11,030)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(126,429.66)	(21,679)
引当金合計	(7,781,978.80)	(1,334,376)
負債合計	(37,493,740.67)	(6,429,052)
期末現在純資産額	5,962,426,317.01	1,022,377,241

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結運用計算書

	ユーロ	千 円
	自2023年2月1日 至2024年1月31日	
収益		
流動資産に係る利息	2,097,129.52	359,595
有価証券に係る利息	1,427,465.07	244,767
分配金	20,479,212.95	3,511,571
貸付有価証券に係る純収益（注15）	118,052.99	20,243
その他の収益（注4）	344,681.97	59,103
収益合計	24,466,542.50	4,195,278
費用		
報酬（注2）	(90,956,723.11)	(15,596,349)
年次税（注3）	(1,165,250.49)	(199,806)
その他の手数料および報酬（注2）	(626,201.32)	(107,375)
現金および当座借越に係る利息	(21,165.84)	(3,629)
費用合計	(92,769,340.76)	(15,907,159)
投資に係る純（損）益	(68,302,798.26)	(11,711,881)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	(89,990,560.84)	(15,430,681)
オプションに係る実現（損）益	708,995.20	121,571
金融先物に係る実現（損）益	4,898,851.67	840,006
先渡為替契約に係る実現（損）益	31,943,705.97	5,477,387
外国為替に係る実現（損）益	16,200,537.83	2,777,906
実現（損）益合計	(36,238,470.17)	(6,213,810)
当期実現純（損）益	(104,541,268.43)	(17,925,691)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	253,872,525.96	43,531,522
オプションに係る未実現評価（損）益	682,933.30	117,103
金融先物に係る未実現評価（損）益	29,100.53	4,990
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(26,880,473.42)	(4,609,195)
未実現評価（損）益の変動合計	227,704,086.37	39,044,420
運用の結果による純資産の純増（減）	123,162,817.94	21,118,728

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

純資産計算書

	米ドル	千円
	2024年1月31日現在	
資産		
投資有価証券、取得原価	93,264,776.86	13,702,461
投資有価証券、未実現評価（損）益	(808,284.14)	(118,753)
投資有価証券合計（注1）	92,456,492.72	13,583,708
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	1,266,868.91	186,128
その他の流動資産（委託証拠金）	17,853.31	2,623
受益証券売却未収金（注1）	339,724.95	49,912
発行受益証券未収金	105.90	16
有価証券に係る未収利息	500.00	73
その他の資産	14.62	2
金融先物に係る未実現利益（注1）	1,726.58	254
先渡為替契約に係る未実現利益（注1）	151,253.62	22,222
資産合計	94,234,540.61	13,844,939
負債		
買戻受益証券未払金	(551,331.02)	(81,002)
報酬引当金（注2）	(80,570.85)	(11,837)
年次税引当金（注3）	(620.50)	(91)
引当金合計	(81,191.35)	(11,929)
負債合計	(632,522.37)	(92,930)
期末現在純資産額	93,602,018.24	13,752,009

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

運用計算書

	米ドル	千円
	自2023年2月1日 至2024年1月31日	
収益		
流動資産に係る利息	63,304.56	9,301
有価証券に係る利息	454,729.85	66,809
証券貸付に係る純収益（注15）	14,451.07	2,123
その他の収益（注4）	37,685.65	5,537
収益合計	570,171.13	83,770
費用		
報酬（注2）	(943,252.01)	(138,583)
年次税（注3）	(18,821.88)	(2,765)
その他の手数料および報酬（注2）	(43,733.32)	(6,425)
現金および当座借越に係る利息	(120.82)	(18)
費用合計	(1,005,928.03)	(147,791)
投資に係る純（損）益	(435,756.90)	(64,021)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	(2,776,544.27)	(407,930)
金融先物に係る実現（損）益	75,719.08	11,125
先渡為替契約に係る実現（損）益	(703,985.28)	(103,430)
外国為替に係る実現（損）益	(121,184.83)	(17,804)
実現（損）益合計	(3,525,995.30)	(518,039)
当期実現純（損）益	(3,961,752.20)	(582,061)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	6,569,131.57	965,137
金融先物に係る未実現評価（損）益	1,726.58	254
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	724,301.99	106,414
未実現評価（損）益の変動合計	7,295,160.14	1,071,805
運用の結果による純資産の純増（減）	3,333,407.94	489,744

注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2024年1月31日現在

注1．重要な会計方針の概要

当財務書類は、投資信託としてルクセンブルグで一般に公認されている会計原則に従って作成されている。

当財務書類は、継続企業の前提に基づき、投資信託に関するルクセンブルグの法令および規制上の要件に従って作成されている。重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

a) 純資産価格の計算

各サブ・ファンドの異なるクラス受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの勘定通貨で表示され、毎ファンド営業日に、クラス受益証券がそれぞれに帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの各クラス受益証券の受益証券口数で除することにより決定される。

本書において「営業日」とは、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除き、12月24日および12月31日を除くルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいう。

各サブ・ファンドのクラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、かかるクラス受益証券に課せられる手数料および各サブ・ファンドの受益証券の発行・買戻しによる変動を考慮して、各クラス受益証券の流通している受益証券とサブ・ファンドの流通している受益証券の総口数との比率により決定される。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、要求払約束手形、要求払債券、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、その最終市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の直近の表示価格が適用される。有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所において一般に取引されておらず、かつ市場の市価決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該有価証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない、または公認かつ公開で定期的に運営されている他の規制ある市場で取引されている有価証券、派生商品および他の投資対象は、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、また別の規制された市場でも取引されていない、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の原則に従って、管理会社により評価される。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立価格決定ソースを参照して行われる。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づき管理会社およびファンドの監査人に認められた評価方法によって確認される。
- 他の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券は、それらの直近純資産価格で評価される。

- － 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が補間される。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける中間の市場取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートで評価される。
- － 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づくものである。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグにより提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各有価証券に依拠し、UBSの評価指針に従い決定される。

異常事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産額の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

異常事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて正式なものである。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用はサブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会はどうのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、

（i）見積もり税金費用、（ii）サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および（iii）サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整が異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある受益証券1口当たり純資産価格の最大2%に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

すべてのサブ・ファンドにスウィング・プライシングの方法が適用される。

会計年度末に純資産価格にスウィング・プライシング調整があった場合、サブ・ファンドの純資産価格情報の3年度の比較から確認することができる。1口当たり発行および買戻価格は、調整後の純資産価格を示す。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約に係る未実現（損）益は、評価日の実勢先物為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される入手可能な直近の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は運用計算書に計上される。実現損益は、（最初に取得された契約が、最初に販売されるものとみなされる）先入れ先出し法に従って計算される。

e) 有価証券売却に係る実現純利益（損失）

有価証券売却に係る実現利益（損失）は、売却投資証券の平均原価に基づいて計算されている。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての銀行口座、その他の純資産額および有価証券の評価額は、評価日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は支払日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。外国為替に係る損益は財務書類に含まれている。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。

g) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日の翌銀行営業日に計上される。

h) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類はユーロで設定されている。ファンドの2024年1月31日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書の様々な項目は、決算日のユーロの為替レートに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の金額に等しい。

以下の為替レートが外国為替の換算および2024年1月31日現在の連結財務書類に使用された。

為替レート

1 ユーロ = 0.931840 スイス・フラン

1 ユーロ = 1.086250 米ドル

i) モーゲージ・バック証券

ファンドは、その投資方針に従い、モーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージ・バック証券は、証券の形態で統合された住居モーゲージの資金プールに対する参加権である。裏付であるモーゲージに関する元本および利息の支払は、元本が証券の原価を減少させるモーゲージ・バック証券の保有者に対して行われる。元本および利息の支払は、アメリカ合衆国の政府機関に類似する機関により保証される。損益は、元本の各支払に関連する各頭金の支払について計算される。

この損益は、運用計算書の証券の売却にかかる純実現損益に含まれる。さらに、モーゲージへの期前弁済は、証券の存続期間を短縮することがあり、従って、ファンドの予想利回りに影響する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引からの未収金も含まれることがある。「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引からの未払金も含まれることがある。

外国為替取引からの未収金および未払金は相殺される。

k) 利益の認識

源泉徴収税控除後の分配金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」を認定した日に利益として認識される。利息収入は、日次ベースで発生する。

l) スワップ

ファンドは、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされる、金利スワップ契約、金利スワップションにかかる金利先渡契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動として反映されている。手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現（損）益」として記録される。

注２．報酬

ファンドは、各サブ・ファンドの各クラス受益証券に、各サブ・ファンドの各クラス受益証券の平均純資産額に基づいて下表のとおりに計算される上限報酬を毎月支払う。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.080%	1.130%

上記の報酬から、以下の費用が支払われる。

- 以下の規定に従い、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の手続きならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限定率報酬は、為替リスクヘッジへの報酬を含むことがある。関連する上限定率報酬は対応するクラス受益証券が発売されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」にて参照することができる。

適用される上限定率報酬は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

- 上限定率報酬は、ファンドの資産から落される以下の報酬および追加の費用は含まれない。
 - 資産の売買のためのファンド資産の管理に関するその他の一切の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースのブローカー手数料、手数料、報酬等）。原則として、当該費用は、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に対して支払う手数料。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供されたサービスについて監査法人に支払われるその他の報酬、および法律によって許可されるその他の報酬。
 - ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。

- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）。外国の監督官庁へ支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
 - h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
 - i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの公表済みの総費用率（T E R）において説明される。
3. 管理会社は、ファンドの販売についてのトレーラー報酬を支払うことができる。

受益証券クラス「I－B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）をカバーするために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは承認された代理人の一人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンドを除いて請求される。

受益証券クラス「I－X」「K－X」および「U－X」の資産運用、ファンドの管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によってカバーされる。

受益証券クラス「K－B」に対して提供された資産運用業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたはその承認された販売会社が受け取る資格を有する報酬によってカバーされる。

特定のサブ・ファンドに割当てられ得る費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

個々の受益証券クラスに帰属する費用は、それらの受益証券クラスに請求される。いくつかまたはすべてのサブ・ファンド／受益証券クラスにかかる費用については、当該サブ・ファンド／受益証券クラスがその関連する純資産額に比例して負担する。

投資方針の規定により、他のUCIまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（パフォーマンス報酬を除く）は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

管理会社もしくはその委託先により直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関連して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

K I Dには、サブ・ファンドの現行の手数料に関する詳細が記載されている。

以下のサブ・ファンドは、2024年1月31日現在その純資産価額の50%以上をその他のUCITSに投資した。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

以下の保有対象ファンドを除き、その他のすべての保有対象ファンドの上限管理報酬は年率0.00%であった。

FEDERATED HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH-M- USD	年率0.45%
NEUBERGER BERMAN GLOBAL HIGH YIELD SDG ENGAGEMENT FU-I4- USD	年率0.37%
RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FIN-A- HEDGED EUR	年率0.65%
RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A- HF	年率0.65%
RECORD UCITS ICAV-RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A-USD	年率0.65%
ROBECOSAM GLOBAL SDG ENGAGEMENT EQUITIES-I- CAPITALISATION	年率0.75%
UBS(IRL)ETF PLC-MSCI EMU ESG UNIVERSAL LOW CARBON-A- EUR	年率0.12%
UBS(LUX)FD SOL -MSCI EMERG MRKT SOC RES UCITS ETF-USD-A-DT	年率0.24%
UBS IRL ETF PIC-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL UCITS ETF A-DIST	年率0.23%
UBS IRL ETF PLC-MSCI ACWI SOCIALLY RES UCITS ETF-A-DIST-USD	年率0.25%
XTRACKERS(IE)PLC - XTRACKERS USD CORPORATE GRE EN-1C- EUR	年率0.15%
XTRACKERS USD CORPORATE GREEN BOND-ACCUM SHS-1C-HEDGED EUR	年率0.15%

注３．年次税

現在施行されている法令に従い、ファンドはルクセンブルグにおいて、各四半期末日におけるファンドの純資産総額に基づき計算され、四半期毎に支払われる年率0.05%の発行税、または、一定のクラス受益証券については、0.01%の軽減年率の年次税の対象となっている。

ルクセンブルグ法の法定条項に従い年次税を既に支払っている他の投資信託の受益証券または株式へ投資された純資産部分に関し、年次税は放棄された。

注４．その他の収益

その他の収益は主にスウィング・プライシングによる収益で構成される。

注5．関連会社取引

この注記に記載される関連当事者は、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンズに関するSFC規程に定義されているものである。サブ・ファンドとその関連当事者との間で当期中に締結されたすべての取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

a) 証券取引および金融派生商品取引

2023年2月1日から2024年1月31日までの会計年度に、次にあげる香港での販売が許可されているサブ・ファンドについて、管理会社（オプションを除く）、投資運用会社、保管受託銀行または取締役会の関連会社であるブローカーを通して行われた、有価証券と金融派生商品の取引数量は以下のとおりであった。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	関連会社との証券および金融派生商品の取引数量	証券取引比率
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）	130,529,376.40米ドル	32.79%

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	関連会社との証券および金融派生商品の取引手数料	平均手数料率
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）	10,634.45米ドル	0.00%

注記11「取引費用」に開示されているとおり、固定利付証券、上場先物契約およびその他の派生商品契約の取引費用は、投資対象の売買価格に含まれているため、ここでは個別に記載していない。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	関連会社とのその他の証券の取引数量（株式、株式類似証券および金融派生商品を除く）	証券取引比率
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）	0.00米ドル	0.00%

通常の市場慣行に従って、関連当事者との「その他の証券（株式および株式類似証券を除く）」にかかる取引についてファンドに手数料は請求されない。

当該取引は、通常の事業過程で通常の商業条件で行われた。

関連当事者との取引量をサブ・ファンド通貨へ転換するため、2024年1月31日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) ファンドの受益証券取引

サブ・ファンド／受益証券クラスが実質的な純資産を有するまで投資を続けることを意図して、関連当事者は、シード・キャピタル（以下「直接投資」という。）を提供する目的で、新しいサブ・ファンド／受益証券クラスに投資することができる。かかる投資は、相互に対等な立場で、すべての時間外取引／マーケットタイミングの防止要件に従う。関連当事者が、いずれのファンドまたは投資法人に対しても管理または支配力を行使する目的で投資することはない。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	クラス受益証券	時価	ファンド純資産比率

フィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）については該当なし。

c) 管理会社の取締役会の保有高

管理会社の取締役会の役員およびその関連当事者は、サブ・ファンドの受益証券の申込みおよび買戻しができる。

2024年1月31日現在、管理会社の取締役による香港において登録されているサブ・ファンドの保有高はなかった。

注6．利益分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスが分配金を支払う程度を決定する。分配金は、ファンドの純資産が法の規定が定めるファンド資産の最低額を下回るほどの金額であってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社の取締役会は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注7．ソフト・コミッションの取決め

投資運用会社を規定する法律によって認められている場合、投資運用会社およびその関係会社は、直接の支払いと引き換えることなく、投資判断をサポートするために使用される特定の商品やサービスが受け取られるサブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッションの取決めを締結することができる。かかる手数料は、香港証券先物委員会によってソフト・ダラーと定義されている。これは、取引約定が最良の約定基準に合致している場合にのみ行われ、ブローカーが提供する約定および／または仲介業務の価値に関連して、仲介手数料が妥当であることが誠実に決定されている場合にのみ行われる。

受け取った商品やサービスには調査サービスのみが含まれていた。ブローカーから受け取る調査の相対的な費用または便益は、受領した調査が、投資運用会社およびその関連会社とそのクライアントまたは運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、全体としての支援であると考えられているため、特定のクライアントまたはファンド間で配分されない。2023年2月1日から2024年1月31日までの会計年度中、ソフト・コミッションの取決めを締結しているブローカーと約定した取引はなく、取引のためにサブ・ファンドが支払った関連手数料はなかった。

注8．金融先物およびオプションに係る契約債務

2024年1月31日現在のサブ・ファンドおよび各通貨当たりの金融先物およびオプションに係る契約債務は、以下のとおり要約される。

a) 金融先物

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	債券に係る 金融先物（買い）	債券に係る 金融先物（売り）
ーフィクスト・インカム・サステナブル （米ドル）	3,793,671.88米ドル	1,870,000.00米ドル

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定契約規模×先物の市場価格）に基づき計算される。

b) オプション

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	指数に係るオプション、従来型（売り）
フィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）については該当なし。	

注9．総費用率（TER）

当比率は、今期版のスイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）による「TERの計算および公表に係る指針」に従って計算されており、遡及的に把握される、純資産中における、純資産が負担するすべての経常費用および手数料（運営経費）の合計の割合を表示するものである。

過去12か月におけるTER

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	総費用率（TER）
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル） クラスP-a c c受益証券	1.25%

取引費用および為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、TERに含まれない。

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のTERについては、年率換算されている。

注10．ポートフォリオ回転率（PTR）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	ポートフォリオ回転率（PTR）
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）	78.03%

注11．取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および売却に係る費用に含まれる。

2024年1月31日に終了した会計年度において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却および類似取引に関連する取引費用は、以下のとおりである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	取引費用
ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）	10,634.31米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各サブ・ファンドの運用成績において表示される。

注12. デフォルト証券

債券がデフォルト（そのため英文目論見書に規定されているクーポン／元本の支払いが行われていない）状態に陥ったが相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待され、したがって当該債券のポートフォリオ組み入れは維持される。

相場価格が存在しない過去にデフォルトとなった証券も存在する。これらの証券はファンドによって全額償却されている。サブ・ファンドに今もなお生じる可能性のあるリターン（すなわち配当）を配分する管理会社によって監視されている。それらはポートフォリオ中に表示されず、この注において別個に表示されている。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド
フィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）については該当なし。

注13. 後発事象

期末後に財務書類において調整または開示を必要とする事象はなかった。

注14. 準拠法、営業地域および言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間のすべての法律上の紛争の管轄地である。ルクセンブルグの法律が適用される。しかし、外国の投資家からの請求に関する事項については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の管轄に服し、代理人を選定することが出来る。

本財務書類は、英語版が正式書類であり、かかる英語版のみが公認の監査人により監査された。しかし、ファンドの受益証券が売買されているその他の国の投資者に売却された受益証券の場合、管理会社および保管受託銀行は、両者およびファンドを拘束する関連言語に翻訳された承認済の翻訳を認知することができる（即ち、管理会社および保管受託銀行がこれを承認する。）。

注15. OTC派生商品および貸付有価証券

ファンドがOTC派生商品取引を締結する場合、OTCの取引相手方の信用力に関するリスクに晒されることがある。ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結する、またはその他のデリバティブ技法を用いる場合、特定のまたは複数の契約に基づき、OTCの取引相手方が債務を履行しない（またはできない）リスクに晒される。取引相手方リスクは、有価証券の預け入れにより軽減され得る。適用される契約に従い、ファンドが有価証券を受け取る場合、当該有価証券は、ファンドを受取人として保管受託銀行の保護管理下に置かれる。OTCの取引相手方に破産および支払不能、またはその他の信用事由が生じた場合、保管受託銀行または副保管人／コルレス銀行のネットワーク内において、有価証券に関連するファンドの権利または認識が遅延、制限または排除される可能性があり、その結果、そのような債務をカバーするために過去において利用可能であった有価証券があるにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて債務の履行をファンドが強いられる可能性がある。

ファンドは第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

OTC派生商品*

以下のサブ・ファンドが無担保で保有する店頭派生商品は、その代わりにマージン勘定を設けている。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現（損）益	受領担保
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）		
パークレイズ	8,650.00米ドル	0.00米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	－24,435.74米ドル	0.00米ドル
ステート・ストリート	－1,055.68米ドル	0.00米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	168,095.04米ドル	0.00米ドル

*公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付有価証券

	2024年1月31日現在の貸付有価証券からの 取引相手方エクスポージャー		2024年1月31日現在の 担保の内訳（％）		
UBS（Lux）ストラテジー・ ファンド	貸付有価証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
フィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）については該当なし。					

	UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）
貸付有価証券収益	24,085.12米ドル
貸付有価証券コスト*	
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	7,225.54米ドル
UBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店	2,408.51米ドル
純貸付有価証券収益	14,451.07米ドル

*2022年6月1日より、総収益の30%を証券貸付サービス・プロバイダーであるユービーエス・スイス・エイ・ジーが、10%を証券貸付代理人であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店がコスト/手数料として留保している。

[次へ](#)

UBS (Lux) Strategy Fund

Combined Statement of Net Assets

	EUR
Assets	31.1.2024
Investments in securities, cost	5 969 570 421.53
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-59 562 048.05
Total investments in securities (Note 1)	5 910 008 373.48
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	79 590 754.78
Other liquid assets (Margins)	1 095 682.53
Receivable on securities sales (Note 1)	4 991 527.92
Receivable on subscriptions	3 460 132.40
Interest receivable on securities	2 980.44
Interest receivable on liquid assets	2.03
Other assets	225.47
Other receivables	367.51
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	31 279.66
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	738 731.46
TOTAL Assets	5 999 920 057.68
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-2 179.13
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-19 538 600.56
Bank overdraft	-280.40
Payable on securities purchases (Note 1)	-186.81
Payable on redemptions	-10 170 514.97
Provisions for flat fee (Note 2)	-7 591 225.18
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-64 323.96
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-126 429.66
Total provisions	-7 781 978.80
TOTAL Liabilities	-37 493 740.67
Net assets at the end of the financial year	5 962 426 317.01

Combined Statement of Operations

	EUR
Income	1.2.2023-31.1.2024
Interest on liquid assets	2 097 129.52
Interest on securities	1 427 465.07
Dividends	20 479 212.95
Net income on securities lending (Note 15)	118 052.99
Other income (Note 4)	344 681.97
TOTAL income	24 466 542.50
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-90 956 723.11
Taxe d'abonnement (Note 3)	-1 165 250.49
Other commissions and fees (Note 2)	-626 201.32
Interest on cash and bank overdraft	-21 165.84
TOTAL expenses	-92 769 340.76
Net income (loss) on investments	-68 302 798.26
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-89 990 560.84
Realized gain (loss) on options	708 995.20
Realized gain (loss) on financial futures	4 898 851.67
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	31 943 705.97
Realized gain (loss) on foreign exchange	16 200 537.83
TOTAL realized gain (loss)	-36 238 470.17
Net realized gain (loss) of the financial year	-104 541 268.43
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	253 872 525.96
Unrealized appreciation (depreciation) on options	682 933.30
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	29 100.53
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-26 880 473.42
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	227 704 086.37
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	123 162 817.94

Combined Statement of Changes in Net Assets

	EUR
	1.2.2023-31.1.2024
Net assets at the beginning of the financial year	6 422 989 217.36 *
Subscriptions	267 640 617.35
Redemptions	-837 982 467.57
Total net subscriptions (redemptions)	-570 341 850.22
Dividend paid	-13 383 868.07
Net income (loss) on investments	-68 302 798.26
Total realized gain (loss)	-36 238 470.17
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	227 704 086.37
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	123 162 817.94
Net assets at the end of the financial year	5 962 426 317.01

* Calculated using 31 January 2024 exchange rates. Using 31 January 2023 exchange rates, the combined net asset at the beginning of the year was EUR 6 193 471 090.07.

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.1.2024
Investments in securities, cost	93 264 776.86
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	-808 284.14
Total investments in securities (Note 1)	92 456 492.72
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	1 266 868.91
Other liquid assets (Margins)	17 853.31
Receivable on securities sales (Note 1)	339 724.95
Receivable on subscriptions	105.90
Interest receivable on securities	500.00
Other assets	14.62
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	1 726.58
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	151 253.62
TOTAL Assets	94 234 540.61
Liabilities	
Payable on redemptions	-551 331.02
Provisions for flat fee (Note 2)	-80 570.85
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-620.50
Total provisions	-81 191.35
TOTAL Liabilities	-632 522.37
Net assets at the end of the financial year	93 602 018.24

Statement of Operations

	USD
Income	1.2.2023-31.1.2024
Interest on liquid assets	63 304.56
Interest on securities	454 729.85
Net income on securities lending (Note 15)	14 451.07
Other income (Note 4)	37 685.65
TOTAL income	570 171.13
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-943 252.01
Taxe d'abonnement (Note 3)	-18 821.88
Other commissions and fees (Note 2)	-43 733.32
Interest on cash and bank overdraft	-120.82
TOTAL expenses	-1 005 928.03
Net income (loss) on investments	-435 756.90
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-2 776 544.27
Realized gain (loss) on financial futures	75 719.08
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-703 985.28
Realized gain (loss) on foreign exchange	-121 184.83
TOTAL realized gain (loss)	-3 525 995.30
Net realized gain (loss) of the financial year	-3 961 752.20
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	6 569 131.57
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	1 726.58
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	724 301.99
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	7 295 160.14
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	3 333 407.94

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg.

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds under the going concern basis of accounting. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per unit of the different unit classes of each subfund are expressed in the currency of account of the subfund or unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in the respective unit class of the subfund.

In this context, "business day" refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) except for 24 and 31 December with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value which is attributable to each unit class of a subfund is determined by the ratio of units issued in each unit class to the total number of units issued in the subfund, taking into account the fees charged to that unit class, and changes according to the issues and redemptions of units for each subfund.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange, sight securities, debt claims, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply.
In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange or which are traded on another regulated market which

operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.

- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Securities, derivatives and other assets denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

The Management Company is authorized to apply other generally recognized and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net assets if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the above-mentioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of units.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spreads for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per unit. These costs have a negative impact on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per unit (swing pricing).

Units are issued and redeemed based on a single price: the net asset value per unit. To reduce the effects of dilution, the net asset value per unit is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in a subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per unit is applied. The Board of Directors has discretion to decide under which circumstances such a dilution adjustment should be made. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of units in the relevant subfund. The Board of Directors may apply a dilution adjustment if, in its view, the existing unitholders (in the case of subscriptions) or remaining unitholders (in the case of redemptions) could otherwise be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- (a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- (b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- (c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- (d) in all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the unitholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per unit depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the buy-sell spreads. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. Generally speaking, adjustments shall be limited to a maximum of 2% of the relevant applicable net asset value per unit in relation to each subfund and/or valuation date, provided that the Board of Directors is able to justify that this is representative of prevailing market conditions and is in the unitholders' best interest. This dilution adjustment shall be

calculated according to the procedure specified by the Board of Directors. Unitholders shall be informed through the normal channels whenever temporary measures are introduced and once the temporary measures have ended. The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Net realized profit (loss) on sales of securities

The realized profits or losses on sales of securities are calculated on the basis of the average cost of investments sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the prevailing mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the prevailing mid closing spot rates at payment date. Profit or loss on foreign exchange is included in the financial statements.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for on the bank business days following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements of the Fund are established in EUR. The various items of the combined statement of net assets, combined statement of operations and combined statement of changes in net assets as at 31 January 2024 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in

the financial statements of each subfund converted into EUR at the closing exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 January 2024:

Exchange rates

EUR 1 =	CHF	0.931840
EUR 1 =	USD	1.086250

i) "Mortgage-backed securities"

The Fund, in accordance with its investment policies, may invest in mortgage-backed securities. A mortgage-backed security is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the mortgage-backed security of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasi-governmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal.

This gain or loss has been included in "Net realized gain or loss on sales of securities" in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the Fund's expected yield.

j) Receivable on securities sales, Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

l) Swaps

The Fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the Statement of Operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on Swaps". Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on Swaps" in the Statement of Operations.

Note 2 – Flat fee

The Fund pays a maximum monthly flat fee for each of the subfunds resp. for each of the unit classes, calculated on the average net asset value of the subfunds resp. the unit classes as shown in the table below.

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (CHF)
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (EUR)
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.080%	1.130%
Unit classes with "N" in their name	1.500%	1.550%
Unit classes with "K-1" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "E" in their name	0.570%	0.600%
Unit classes with "Q" in their name	0.650%	0.700%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.650%	0.680%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.570%*	0.600%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD): Max 0.570% / Eff 0.480%

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (CHF)
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.440%	1.490%
Unit classes with "N" in their name	1.680%	1.730%
Unit classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "E" in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with "Q" in their name	0.850%	0.900%

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "I-A1" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.800%	0.830%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.760%	0.790%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (CHF)*

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR)*

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD)*

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.620%	1.670%
Unit classes with "P-C" in their name	1.620%	1.670%
Unit classes with "N" in their name	1.860%	1.910%
Unit classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Unit classes with "Q" in their name	0.950%	1.000%
Unit classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Unit classes with "I-A2" in their name	0.900% **	0.930%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.850% ***	0.880%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* The entire flat fee for the "Balanced" subfunds accruing to the unit class "P-C-dist" accrues the UBS Optimus Foundation.

** UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR): Max 0.900% / Eff 0.620%

*** UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD): Max 0.850% / Eff 0.540%

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Unit classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Unit classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "Q" in their name	1.050%	1.100%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.000%	1.030%
Unit classes with "I-A3" in their name	0.940%	0.970%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (CHF)

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for unit classes with "hedged" in their name
Unit classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Unit classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Unit classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Unit classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "F" in their name	1.030%	1.060%
Unit classes with "Q" in their name	1.150%	1.200%
Unit classes with "I-A1" in their name	1.150%	1.180%
Unit classes with "I-A2" in their name	1.100%	1.130%
Unit classes with "I-A3" in their name	1.030% *	1.060%
Unit classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Unit classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Unit classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR): Max : 1.030% / Eff 0.750%

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat fee based on the net asset value of the Fund is paid from the Fund's assets for the management, administration, portfolio management and distribution of the Fund (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Fund's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" section. This fee is charged to the Fund's assets pro rata temporis upon every calculation of the net asset value, and is paid on a monthly basis (maximum flat fee). The maximum flat fee for unit classes with "hedged" in their name may contain fees for hedging currency risk. The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be found under "The subfunds and their special investment policies".

The maximum flat fee effectively applied can be found in the annual and semi-annual reports.

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also taken from the Fund assets:
 - a) All other Fund asset management expenses for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, market-based brokerage fees, commissions, fees, etc.); As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. By derogation here from, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price".
 - b) Fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) Auditor's fees for the annual audit and for authorisations in connection with creations, alterations, liquidations and mergers within the Fund, as well as any other fees paid to the audit firm for services provided in relation to the administration of the Fund and as permitted by law;
 - d) Fees for legal consultants, tax consultants and notaries in connection with the creation, registration in distribution countries, alteration, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) Costs for publishing the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) Costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KID, annual and semi-annual reports, and other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) Costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities (if applicable), including fees

payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;

- h) Expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) Costs and fees related to any intellectual property registered in the Fund's name, or to the Fund's rights of usufruct;
- j) All expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) If the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and depositary costs) to the Fund's assets. Furthermore, the Management Company may bill for all administrative costs, provided these are verifiable, and disclosed and accounted for in the Fund's published total expense ratio (TER).

3. The Management Company may pay trailer fees for the distribution of the Fund.

For unit class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Fund under a separate contract concluded directly between the investor and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for unit classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled under a separate contract with the investor.

Costs relating to the asset management services to be provided for unit classes "K-B" are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distributors is entitled under a separate agreement with the investor.

All costs that can be allocated to specific subfunds will be charged to those subfunds.

Costs that can be allocated to individual unit classes will be charged to those unit classes. Costs pertaining to some or all subfunds/unit classes will be charged to those subfunds/unit classes in proportion to their respective net asset values.

With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The management fees (excluding performance fees) of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company itself or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the subfund's ongoing charges can be found in the KID.

The following subfunds invested as at 31 January 2024 at least 50% of their net asset value into other UCITS:

UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (CHF)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (USD)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD)
 UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (USD)

With the exception of the target funds

FEDERATED HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH-M- USD	0.45% p.a.
NEUBERGER BERMAN GLOBAL HIGH YIELD SDG ENGAGEMENT FU-14- USD	0.37% p.a.
RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FIN-A- HEDGED EUR	0.65% p.a.
RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A- HF	0.65% p.a.
RECORD UCITS ICAV-RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A-USD	0.65% p.a.
ROBECOSAM GLOBAL SDG ENGAGEMENT EQUITIES-I- CAPITALISATION	0.75% p.a.
UBS (IRL) ETF PLC-MSCI EMU ESG UNIVERSAL LOW CARBON-A- EUR	0.12% p.a.
UBS (LUX) FD SOL-MSCI EMERG MKT SOC RES UCITS ETF-USD-A-DT	0.24% p.a.
UBS IRL ETF PLC-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL UCITS ETF A-DIST	0.23% p.a.
UBS IRL ETF PLC-MSCI ACWI SOCIALLY RES UCITS ETF-A-DIST-USD	0.25% p.a.
XTRACKERS (IE) PLC - XTRACKERS USD CORPORATE GRE EN-1C- EUR	0.15% p.a.
XTRACKERS USD CORPORATE GREEN BOND-ACCUM SHS-1C-HEDGED EUR	0.15% p.a.

the maximum management fee of all other target funds was 0.00% p.a.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Fund is subject in Luxembourg to the subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for some unit classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Fund at the end of each quarter.

The Taxe d'abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the Taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 February 2023 to 31 January 2024 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

	Volume of transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
UBS (Lux) Strategy Fund		
– Fixed Income Sustainable (USD)	130 529 376.40 USD	32.79%
– Yield Sustainable (USD)	939 781 546.33 USD	24.02%
– Balanced Sustainable (USD)	898 788 014.05 USD	23.05%
– Growth Sustainable (USD)	182 125 599.13 USD	27.86%
	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	Average rate of commission
UBS (Lux) Strategy Fund		
– Fixed Income Sustainable (USD)	10 634.45 USD	0.00%
– Yield Sustainable (USD)	61 485.42 USD	0.00%
– Balanced Sustainable (USD)	58 902.41 USD	0.00%
– Growth Sustainable (USD)	12 806.46 USD	0.00%

As disclosed in Note 11 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange-traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Strategy Fund	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– Fixed Income Sustainable (USD)	0.00 USD	0.00%
– Yield Sustainable (USD)	0.00 USD	0.00%
– Balanced Sustainable (USD)	0.00 USD	0.00%
– Growth Sustainable (USD)	0.00 USD	0.00%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Fund on transactions on “other securities (except equities and equity-like securities)” with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 31 January 2024 were used.

b) Transactions in units of the fund

Connected persons may invest in a new subfund/shareclass for the purpose of providing seed capital (“Direct Investment”), with the intent of remaining invested until the subfund/shareclass has substantial net assets. Such investments are at arm’s length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

UBS (Lux) Strategy Fund	Share class	Market value	% Net Fund assets
– Balanced Sustainable (USD)	I-A1-dist	9 197.00 USD	0.01%
– Growth Sustainable (USD)	I-A1-dist	9 302.00 USD	0.01%

c) Holdings of the Board of Directors of the Management Company

The members of the Board of Directors of the Management Company and their affiliated persons may subscribe and redeem units in the subfunds.

As of 31 January 2024, the Directors of the Management Company had no holdings in the subfunds registered in Hong Kong.

Note 6 – Income Distribution

In accordance with article 10 of the Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide to what extent distribution should be made for each subfund or unit class. Distributions may not be so large as to cause the net assets of the Fund to fall below the

minimum fund assets laid down by the provisions of the law. If distributions are made, they will be paid out within four months of the end of the financial year.

The Board of Directors of the Management Company is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 7 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates’ overall responsibilities to their clients or funds they manage. During the year from 1 February 2023 to 31 January 2024 there were no transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and therefore no related commissions have been paid by the subfunds for these transactions.

Note 8 – Commitments on Financial Futures and Options

Commitments on Financial Futures and Options per subfund and respective currency as of 31 January 2024 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Strategy Fund	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
– Fixed Income Sustainable (CHF)	5 114 059.38 CHF	2 606 791.69 CHF
– Yield Sustainable (CHF)	41 749 321.05 CHF	21 155 117.16 CHF
– Balanced Sustainable (CHF)	44 352 842.19 CHF	22 458 513.00 CHF
– Growth Sustainable (CHF)	17 387 801.87 CHF	8 822 987.25 CHF
– Fixed Income Sustainable (EUR)	2 195 253.16 EUR	1 075 949.37 EUR
– Yield Sustainable (EUR)	22 052 315.89 EUR	11 189 873.42 EUR
– Balanced Sustainable (EUR)	17 562 025.32 EUR	8 930 379.75 EUR
– Growth Sustainable (EUR)	4 490 290.57 EUR	2 367 088.61 EUR

UBS (Lux) Strategy Fund	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
– Fixed Income Sustainable (USD)	3 793 671.88 USD	1 870 000.00 USD
– Yield Sustainable (USD)	27 531 218.75 USD	13 908 125.00 USD
– Balanced Sustainable (USD)	26 338 921.88 USD	13 323 750.00 USD
– Growth Sustainable (USD)	5 636 312.50 USD	2 805 000.00 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

UBS (Lux) Strategy Fund	Options on indices, classic styled (sold)
– Yield Sustainable (CHF)	2 095 605.51 CHF
– Balanced Sustainable (CHF)	2 226 363.09 CHF
– Growth Sustainable (CHF)	864 393.72 CHF
– Yield Sustainable (EUR)	1 101 058.45 EUR
– Balanced Sustainable (EUR)	880 846.77 EUR
– Growth Sustainable (EUR)	233 869.96 EUR
– Yield Sustainable (USD)	1 384 421.44 USD
– Balanced Sustainable (USD)	1 318 776.89 USD
– Growth Sustainable (USD)	290 013.20 USD

Note 9 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Fixed Income Sustainable (CHF) P-acc	1.24 %
– Fixed Income Sustainable (CHF) P-dist	1.24 %
– Fixed Income Sustainable (CHF) Q-acc	0.81 %
– Fixed Income Sustainable (CHF) Q-dist	0.81 %
– Yield Sustainable (CHF) K-1-acc	1.01 %
– Yield Sustainable (CHF) P-acc	1.55 %
– Yield Sustainable (CHF) P-dist	1.55 %
– Yield Sustainable (CHF) Q-acc	0.96 %
– Yield Sustainable (CHF) Q-dist	0.96 %
– Balanced Sustainable (CHF) P-acc	1.75 %
– Balanced Sustainable (CHF) P-C-dist	1.75 %
– Balanced Sustainable (CHF) P-dist	1.75 %
– Balanced Sustainable (CHF) Q-acc	1.08 %
– Balanced Sustainable (CHF) Q-C-dist	1.08 %
– Balanced Sustainable (CHF) Q-dist	1.08 %
– Growth Sustainable (CHF) P-acc	1.92 %
– Growth Sustainable (CHF) Q-acc	1.17 %
– Equity Sustainable (CHF) P-acc	2.01 %
– Equity Sustainable (CHF) Q-acc	1.24 %
– Fixed Income Sustainable (EUR) N-acc	1.67 %

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Fixed Income Sustainable (EUR) P-acc	1.25 %
– Fixed Income Sustainable (EUR) P-dist	1.25 %
– Fixed Income Sustainable (EUR) Q-acc	0.82 %
– Fixed Income Sustainable (EUR) Q-dist	0.82 %
– Yield Sustainable (EUR) K-1-acc	1.00 %
– Yield Sustainable (EUR) N-acc	1.80 %
– Yield Sustainable (EUR) P-acc	1.56 %
– Yield Sustainable (EUR) P-dist	1.55 %
– Yield Sustainable (EUR) Q-acc	0.96 %
– Yield Sustainable (EUR) Q-dist	0.96 %
– Balanced Sustainable (EUR) I-A2-acc	0.74 %
– Balanced Sustainable (EUR) K-1-acc	1.12 %
– Balanced Sustainable (EUR) N-acc	1.98 %
– Balanced Sustainable (EUR) (USD hedged) P-4%-mdist	1.79 %
– Balanced Sustainable (EUR) P-acc	1.74 %
– Balanced Sustainable (EUR) P-C-dist	1.74 %
– Balanced Sustainable (EUR) P-dist	1.74 %
– Balanced Sustainable (EUR) P-mdist	1.74 %
– Balanced Sustainable (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.79 %
– Balanced Sustainable (EUR) Q-acc	1.07 %
– Balanced Sustainable (EUR) Q-C-dist	1.07 %
– Balanced Sustainable (EUR) Q-dist	1.07 %
– Growth Sustainable (EUR) N-acc	2.14 %
– Growth Sustainable (EUR) P-acc	1.96 %
– Growth Sustainable (EUR) Q-acc	1.20 %
– Equity Sustainable (EUR) I-A3-acc	0.89 %
– Equity Sustainable (EUR) N-acc	2.12 %
– Equity Sustainable (EUR) P-acc	2.06 %
– Equity Sustainable (EUR) Q-acc	1.29 %
– Fixed Income Sustainable (USD) I-A3-acc	0.63 %
– Fixed Income Sustainable (USD) P-acc	1.25 %
– Fixed Income Sustainable (USD) P-dist	1.25 %
– Fixed Income Sustainable (USD) P-mdist	1.25 %
– Fixed Income Sustainable (USD) (HKD) P-mdist	1.24 %
– Fixed Income Sustainable (USD) Q-acc	0.82 %
– Fixed Income Sustainable (USD) Q-dist	0.82 %
– Yield Sustainable (USD) I-A1-dist	0.96 %
– Yield Sustainable (USD) I-A3-acc	0.89 %
– Yield Sustainable (USD) K-1-acc	1.02 %
– Yield Sustainable (USD) (JPY hedged) K-1-acc	1.05 %
– Yield Sustainable (USD) P-4%-mdist	1.56 %
– Yield Sustainable (USD) P-acc	1.56 %
– Yield Sustainable (USD) (JPY hedged) P-acc	1.61 %
– Yield Sustainable (USD) P-dist	1.56 %
– Yield Sustainable (USD) P-mdist	1.56 %
– Yield Sustainable (USD) Q-4%-mdist	0.97 %
– Yield Sustainable (USD) Q-acc	0.97 %
– Yield Sustainable (USD) Q-dist	0.97 %
– Balanced Sustainable (USD) I-A1-dist	1.09 %
– Balanced Sustainable (USD) I-A3-acc	0.67 %
– Balanced Sustainable (USD) K-1-acc	1.13 %
– Balanced Sustainable (USD) P-4%-mdist	1.75 %
– Balanced Sustainable (USD) (HKD) P-4%-mdist	1.75 %
– Balanced Sustainable (USD) (AUD hedged) P-4%-mdist	1.80 %
– Balanced Sustainable (USD) (CAD hedged) P-4%-mdist	1.81 %
– Balanced Sustainable (USD) (GBP hedged) P-4%-mdist	1.81 %
– Balanced Sustainable (USD) (RMB hedged) P-4%-mdist	1.80 %

UBS (Lux) Strategy Fund	Total Expense Ratio (TER)
– Balanced Sustainable (USD) P-6%-mdist	1.72%
– Balanced Sustainable (USD) (AUD hedged) P-6%-mdist	1.81%
– Balanced Sustainable (USD) (HKD) P-6%-mdist	1.75%
– Balanced Sustainable (USD) P-acc	1.75%
– Balanced Sustainable (USD) P-C-dist	1.74%
– Balanced Sustainable (USD) P-dist	1.75%
– Balanced Sustainable (USD) P-mdist	1.76%
– Balanced Sustainable (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.80%
– Balanced Sustainable (USD) Q-4%-mdist	1.08%
– Balanced Sustainable (USD) (AUD hedged) Q-4%-mdist	1.13%
– Balanced Sustainable (USD) (HKD) Q-4%-mdist	1.06%
– Balanced Sustainable (USD) Q-acc	1.08%
– Balanced Sustainable (USD) Q-dist	1.09%
– Balanced Sustainable (USD) Q-mdist	1.08%
– Balanced Sustainable (USD) (SGD hedged) Q-mdist	1.13%
– Growth Sustainable (USD) I-A1-dist	1.22%
– Growth Sustainable (USD) I-A3-acc	1.12%
– Growth Sustainable (USD) P-acc	2.00%
– Growth Sustainable (USD) (JPY hedged) P-acc	2.05%
– Growth Sustainable (USD) Q-acc	1.25%

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Note 10 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Strategy Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Fixed Income Sustainable (CHF)	90.93%
– Yield Sustainable (CHF)	55.56%
– Balanced Sustainable (CHF)	56.15%
– Growth Sustainable (CHF)	64.00%
– Equity Sustainable (CHF)	45.00%
– Fixed Income Sustainable (EUR)	87.35%
– Yield Sustainable (EUR)	52.79%
– Balanced Sustainable (EUR)	55.00%
– Growth Sustainable (EUR)	70.27%
– Equity Sustainable (EUR)	67.72%
– Fixed Income Sustainable (USD)	78.03%
– Yield Sustainable (USD)	55.42%
– Balanced Sustainable (USD)	57.28%
– Growth Sustainable (USD)	66.64%

Note 11 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 January 2024, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Strategy Fund	Transaction costs
– Fixed Income Sustainable (CHF)	14 654.45 CHF
– Yield Sustainable (CHF)	118 266.35 CHF
– Balanced Sustainable (CHF)	132 100.58 CHF
– Growth Sustainable (CHF)	53 791.56 CHF
– Equity Sustainable (CHF)	11 180.01 CHF
– Fixed Income Sustainable (EUR)	6 338.34 EUR
– Yield Sustainable (EUR)	50 708.56 EUR
– Balanced Sustainable (EUR)	40 266.25 EUR
– Growth Sustainable (EUR)	10 300.21 EUR
– Equity Sustainable (EUR)	16.43 EUR
– Fixed Income Sustainable (USD)	10 634.31 USD
– Yield Sustainable (USD)	63 203.90 USD
– Balanced Sustainable (USD)	60 522.54 USD
– Growth Sustainable (USD)	13 141.67 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfund.

Note 12 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/ principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio.

There are securities that have defaulted in the past where no pricing quotes exists. These securities have been fully written off by the fund. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise (ie dividend) to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EUR0.16*	EUR	13 211.00

UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EUR0.16*	EUR	27 035.00

UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EUR0.16*	EUR	18 914.00

UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR)

Share	Currency	Number
IRISH BK RESOL CP COM EUR0.16*	EUR	10 446.00

* in liquidation

Note 13 – Subsequent event

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the Financial Statements.

Note 14 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the depositary can elect to make themselves and the Fund subject to the jurisdiction of the countries in which the Fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited from the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which Fund units can be bought and sold, the Management Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon themselves and the Fund.

Note 15 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Fund. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (CHF)		
Barclays	-648 917.90 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-7 807.37 CHF	0.00 CHF
State Street	2 436.96 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-95 345.73 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-17 959.78 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (CHF)		
Bank of America	30 785.93 CHF	0.00 CHF
Barclays	-4 854 723.20 CHF	0.00 CHF
Citibank	117 995.12 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-57 587.24 CHF	0.00 CHF
HSBC	-61 875.16 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	1 124.05 CHF	0.00 CHF
Nomura International	-86 517.45 CHF	0.00 CHF
State Street	-30 868.63 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-555 015.41 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (CHF)		
Bank of America	28 926.00 CHF	0.00 CHF
Barclays	-4 633 228.88 CHF	0.00 CHF
Citibank	138 043.72 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-62 150.09 CHF	0.00 CHF
HSBC	-94 796.69 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	1 109.26 CHF	0.00 CHF
Nomura International	-52 821.13 CHF	0.00 CHF
State Street	-29 209.23 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-466 801.52 CHF	0.00 CHF

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (CHF)		
Barclays	-1 583 541.73 CHF	0.00 CHF
Citibank	61 138.32 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-23 581.98 CHF	0.00 CHF
HSBC	-52 377.43 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	499.17 CHF	0.00 CHF
State Street	-8 737.95 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-123 313.28 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-24 094.28 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (CHF)		
Barclays	-919 895.14 CHF	0.00 CHF
Citibank	42 004.55 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-16 286.47 CHF	0.00 CHF
HSBC	-46 249.56 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	314.29 CHF	0.00 CHF
State Street	-7 422.11 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-51 628.39 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-14 751.60 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (EUR)		
Canadian Imperial Bank	-6 380.87 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-18.96 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	177.00 EUR	0.00 EUR
State Street	425.03 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-200 783.30 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)		
Canadian Imperial Bank	-58 070.04 EUR	0.00 EUR
Citibank	-19 700.20 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	2 898.51 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	40 013.75 EUR	0.00 EUR
State Street	-48 155.64 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-1 901 545.91 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (EUR)		
Canadian Imperial Bank	-47 293.05 EUR	0.00 EUR
Citibank	-17 363.47 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	4 944.35 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	59 951.68 EUR	0.00 EUR
State Street	-9 748.91 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-1 384 987.30 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)		
Canadian Imperial Bank	-11 649.76 EUR	0.00 EUR
Citibank	-851.56 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	1 604.91 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	19 713.50 EUR	0.00 EUR
State Street	-20 808.98 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-330 801.81 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (EUR)		
Canadian Imperial Bank	-6 010.18 EUR	0.00 EUR
Citibank	-1 092.44 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	1 209.23 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	14 201.89 EUR	0.00 EUR
State Street	-13 912.59 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-154 269.14 EUR	0.00 EUR

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)		
Bardays	8 650.00 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-24 435.74 USD	0.00 USD
State Street	-1 055.68 USD	0.00 USD
UBS AG	168 095.04 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (USD)		
Bardays	-1 165 945.60 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-162 131.05 USD	0.00 USD
Citibank	8 361.14 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	667.83 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	2 996.28 USD	0.00 USD
State Street	205 359.69 USD	0.00 USD
UBS AG	884 456.35 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD)		
Bardays	158 361.79 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-152 957.93 USD	0.00 USD
Citibank	-160 564.14 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	1 189.77 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-1 530.90 USD	0.00 USD
State Street	283 346.21 USD	0.00 USD
UBS AG	817 539.46 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-490 121.49 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (USD)		
Bank of America	-495.20 USD	0.00 USD
Bardays	-22 381.21 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-28 286.83 USD	0.00 USD
Citibank	4 520.89 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	335.30 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	782.36 USD	0.00 USD
State Street	89 068.34 USD	0.00 USD
UBS AG	152 387.01 USD	0.00 USD

Securities Lending

Subfund	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 January 2024*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 January 2024		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
UBS (Lux) Strategy Fund					
– Yield Sustainable (CHF)	9 113 215.49 CHF	9 729 346.75 CHF	60.08	39.92	0.00
– Balanced Sustainable (CHF)	16 106 616.54 CHF	17 172 143.11 CHF	60.08	39.92	0.00
– Growth Sustainable (CHF)	8 068 632.45 CHF	8 613 914.43 CHF	60.08	39.92	0.00
– Equity Sustainable (CHF)	6 953 065.94 CHF	7 420 878.37 CHF	60.08	39.92	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 31 January 2024 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 31 January 2024.

	UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (CHF)	UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (CHF)	UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (CHF)	UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (CHF)	UBS (Lux) Strategy Fund – Equity Sustainable (CHF)
Securities Lending revenues	30 196.57	30 509.77	44 950.82	22 643.27	19 886.17
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	9 058.97 CHF	9 152.93 CHF	13 485.25 CHF	6 792.98 CHF	5 965.85 CHF
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	3 019.66 CHF	3 050.98 CHF	4 495.08 CHF	2 264.33 CHF	1 988.62 CHF
Net Securities Lending revenues	18 117.94 CHF	18 305.86 CHF	26 970.49 CHF	13 585.96 CHF	11 931.70 CHF

	UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Strategy Fund – Yield Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Strategy Fund – Growth Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Strategy Fund – Fixed Income Sustainable (USD)	UBS (Lux) Strategy Fund – Balanced Sustainable (USD)
Securities Lending revenues	13 589.83	460.00	16.27	24 085.12	1 618.93
Securities Lending cost*					
UBS Switzerland AG	4 076.95 EUR	138.00 EUR	4.88 EUR	7 225.54 USD	485.68 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	1 358.98 EUR	46.00 EUR	1.63 EUR	2 408.51 USD	161.89 USD
Net Securities Lending revenues	8 153.90 EUR	276.00 EUR	9.76 EUR	14 451.07 USD	971.36 USD

* Effective 1 June 2022, 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

中間財務書類

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、UBS (Lux) ストラテジー・ファンドおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス受益証券以外のクラス受益証券も存在するが、本書においては下記のクラス受益証券に関する部分のみを抜粋して日本語に記載している。
- ーフィクスト・インカム（米ドル）
 クラス P－a c c 受益証券
 クラス（日本円・ヘッジ） P－a c c 受益証券
- c. ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- d. ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝171.47円、1米ドル＝146.92円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- e. 2025年5月20日付で、UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）の名称はUBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）に変更されている。

（１）資産及び負債の状況

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結純資産計算書

	ユーロ	千 円
	2025年7月31日現在	
資産		
投資有価証券、取得原価	7,733,948,195.72	1,326,140,097
投資有価証券、未実現評価（損）益	476,140,519.20	81,643,815
投資有価証券合計（注１）	8,210,088,714.92	1,407,783,912
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	182,398,813.07	31,275,924
その他の流動資産（委託証拠金）	15,398,596.48	2,640,397
有価証券売却未収金（注１）	1,385,525.85	237,576
発行受益証券未収金	4,638,520.71	795,367
有価証券に係る未収利息	1,736.49	298
流動資産に係る未収利息	710.42	122
未収分配金	7,933,387.92	1,360,338
その他の資産	143,102.43	24,538
その他の未収金	348.80	60
先渡為替契約に係る未実現利益（注１）	4,430,777.80	759,745
資産合計	8,426,420,234.89	1,444,878,278
負債		
金融先物に係る未実現損失（注１）	(629,878.10)	(108,005)
先渡為替契約に係る未実現損失（注１）	(62,553,362.30)	(10,726,025)
当座借越	(300.75)	(52)
当座借越に係る未払利息	(67.76)	(12)
有価証券購入未払金（注１）	(36.82)	(6)
買戻受益証券未払金	(11,179,871.81)	(1,917,013)
報酬引当金（注２）	(10,390,528.89)	(1,781,664)
年次税引当金（注３）	(122,119.43)	(20,940)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(295,631.06)	(50,692)
引当金合計	(10,808,279.38)	(1,853,296)
負債合計	(85,171,796.92)	(14,604,408)
期末現在純資産額	8,341,248,437.97	1,430,273,870

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結運用計算書

	ユーロ	千 円
	自2025年2月1日 至2025年7月31日	
収益		
流動資産に係る利息	1,245,271.79	213,527
分配金	29,858,939.91	5,119,912
貸付有価証券に係る純収益（注12）	41,682.61	7,147
その他の収益（注4）	291,790.83	50,033
収益合計	31,437,685.14	5,390,620
費用		
報酬（注2）	(61,232,492.46)	(10,499,535)
年次税（注3）	(853,204.15)	(146,299)
その他の手数料および報酬（注2）	(491,824.00)	(84,333)
現金および当座借越に係る利息	(170,567.56)	(29,247)
費用合計	(62,748,088.17)	(10,759,415)
投資に係る純（損）益	(31,310,403.03)	(5,368,795)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	104,223,154.84	17,871,144
オプションに係る実現（損）益	(4,696,929.35)	(805,382)
金融先物に係る実現（損）益	2,983,247.32	511,537
先渡為替契約に係る実現（損）益	324,096,412.92	55,572,812
外国為替に係る実現（損）益	11,684,051.05	2,003,464
実現（損）益合計	438,289,936.78	75,153,575
当期実現純（損）益	406,979,533.75	69,784,781
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	(213,802,110.58)	(36,660,648)
オプションに係る未実現評価（損）益	(6,171.69)	(1,058)
金融先物に係る未実現評価（損）益	276,447.33	47,402
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(78,349,311.61)	(13,434,556)
未実現評価（損）益の変動合計	(291,881,146.55)	(50,048,860)
運用の結果による純資産の純増（減）	115,098,387.20	19,735,920

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド

連結純資産変動計算書

	ユーロ	千 円
	自2025年2月1日 至2025年7月31日	
期首現在純資産額	8,980,998,880.97*	1,539,971,878
受益証券発行	222,475,887.73	38,147,940
受益証券買戻し	(963,875,807.74)	(165,275,785)
受益証券発行（買戻し）純額合計	(741,399,920.01)	(127,127,844)
支払分配金	(13,448,910.19)	(2,306,085)
純投資（損）益	(31,310,403.03)	(5,368,795)
実現（損）益合計	438,289,936.78	75,153,575
未実現評価（損）益の変動合計	(291,881,146.55)	(50,048,860)
運用の結果による純資産の純増（減）	115,098,387.20	19,735,920
期末現在純資産額	8,341,248,437.97	1,430,273,870

* 2025年7月31日の為替レートを使用して計算されている。2025年1月31日の為替レートを使用すると、期首現在純資産額は9,092,157,111.64ユーロであった。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）*

最重要数値

	ISIN	2025年7月31日	2025年1月31日	2024年1月31日
純資産額（米ドル）		130,162,715.54	139,069,566.37	93,602,018.24
クラスP-a-c-c	LU0039703532			
発行済受益証券口数		33,707.3330	35,028.1430	26,533.3280
1口当たり純資産価格（米ドル）		2,826.98	2,748.76	2,657.02
1口当たり発行および買戻価格（米ドル） ¹		2,834.33	2,748.76	2,657.02
クラス（日本円・ヘッジ）P-a-c-c ²	LU2872347831			
発行済受益証券口数		13,945.1490	23,138.2430	—
1口当たり純資産価格（円）		98,430	97,777	—
1口当たり発行および買戻価格（円） ¹		98,686	97,777	—

¹ 注記1を参照のこと。

² 初回純資産価格計算日：2024年10月4日

* 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）*

投資有価証券の構成

通貨別分類（対純資産割合（%））

米ドル	73.91
ユーロ	24.55
合計	98.46

商品別分類（対純資産割合（%））

投資信託、オープン・エンド型	98.44
その他のスワップに係るオプション、従来型	0.02
合計	98.46

* 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）*

純資産計算書

	米ドル	千円
資産	2025年7月31日現在	
投資有価証券、取得原価	120,021,775.39	17,633,599
投資有価証券、未実現評価（損）益	8,134,678.12	1,195,147
投資有価証券合計（注1）	128,156,453.51	18,828,746
現金預金、要求払預金および貯蓄預金	1,849,658.07	271,752
その他の流動資産（委託証拠金）	247,146.46	36,311
受益証券売却未収金（注1）	64,874.57	9,531
発行受益証券未収金	25,410.44	3,733
有価証券に係る未収利息	375.00	55
流動資産に係る未収利息	10.38	2
その他の資産	79,245.31	11,643
先渡為替契約に係る未実現利益（注1）	364,643.15	53,573
資産合計	130,787,816.89	19,215,346
負債		
金融先物に係る未実現損失（注1）	(11,063.81)	(1,625)
当座借越に係る未払利息	(33.38)	(5)
有価証券購入未払金（注1）	(1.75)	(0)
買戻受益証券未払金	(501,082.09)	(73,619)
報酬引当金（注2）	(112,059.76)	(16,464)
年次税引当金（注3）	(860.56)	(126)
引当金合計	(112,920.32)	(16,590)
負債合計	(625,101.35)	(91,840)
期末現在純資産額	130,162,715.54	19,123,506

* 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）*

運用計算書

	米ドル	千円
	自2025年2月1日 至2025年7月31日	
収益		
流動資産に係る利息	28,642.13	4,208
証券貸付に係る純収益（注12）	422.20	62
その他の収益（注4）	22,683.82	3,333
収益合計	51,748.15	7,603
費用		
報酬（注2）	(685,379.50)	(100,696)
年次税（注3）	(11,359.35)	(1,669)
その他の手数料および報酬（注2）	(20,246.50)	(2,975)
現金および当座借越に係る利息	(75.95)	(11)
費用合計	(717,061.30)	(105,351)
投資に係る純（損）益	(665,313.15)	(97,748)
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 実現（損）益	833,796.08	122,501
金融先物に係る実現（損）益	51,682.67	7,593
先渡為替契約に係る実現（損）益	(3,263,531.61)	(479,478)
外国為替に係る実現（損）益	(43,994.54)	(6,464)
実現（損）益合計	(2,422,047.40)	(355,847)
当期実現純（損）益	(3,087,360.55)	(453,595)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る 未実現評価（損）益	6,744,697.30	990,931
オプションに係る未実現評価（損）益	243.25	36
金融先物に係る未実現評価（損）益	3,125.41	459
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	598,251.06	87,895
未実現評価（損）益の変動合計	7,346,317.02	1,079,321
運用の結果による純資産の純増（減）	4,258,956.47	625,726

* 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）*

純資産変動計算書

	米ドル	千円
	自2025年2月1日 至2025年7月31日	
期首現在純資産額	139,069,566.37	20,432,101
受益証券発行	7,352,247.20	1,080,192
受益証券買戻し	(20,211,394.40)	(2,969,458)
受益証券発行（買戻し）純額合計	(12,859,147.20)	(1,889,266)
支払分配金	(306,660.10)	(45,055)
純投資（損）益	(665,313.15)	(97,748)
実現（損）益合計	(2,422,047.40)	(355,847)
未実現評価（損）益の変動合計	7,346,317.02	1,079,321
運用の結果による純資産の純増（減）	4,258,956.47	625,726
期末現在純資産額	130,162,715.54	19,123,506

発行済受益証券口数の変動

	自2025年2月1日 至2025年7月31日	
クラス	P－a c c	
期首現在発行済受益証券口数	35,028.1430	
発行受益証券口数	463.9250	
買戻受益証券口数	(1,784.7350)	
期末現在発行済受益証券口数	33,707.3330	
クラス	(日本円・ヘッジ) P－a c c	
期首現在発行済受益証券口数	23,138.2430	
発行受益証券口数	0.0000	
買戻受益証券口数	(9,193.0940)	
期末現在発行済受益証券口数	13,945.1490	

年間分配金¹

クラスP－a c c 受益証券およびクラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券については該当なし。

月間分配金¹

クラスP－a c c 受益証券およびクラス（日本円・ヘッジ）P－a c c 受益証券については該当なし。

¹ 注記5を参照のこと。

* 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）*

2025年7月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約／ スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 割合 （%）

2010年12月17日のルクセンブルグ投信法第41条（1）e）に準拠した投資信託／その他の投資信託

投資信託、オープン・エンド型

アイルランド				
USD	FEDERATED HERMES GLOBAL HIGH YIELD CREDIT ENGAGE F- USD	1 351 551.00	3 290 215.75	2.53
USD	NEUBERGER BERMAN GLOBAL HIGH YIELD ENGAGEMENT FUND-I4- USD	267 838.00	3 278 337.12	2.52
USD	RECORD UCITS ICAV-RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A-USD	32 753.00	3 884 918.49	2.98
EUR	XTRACKERS(IE)PLC - XTRACKERS USD CORPORATE GRE EN-1C- EUR	140 627.00	4 451 683.24	3.42
EUR	XTRACKERS USD CORPORATE GREEN BOND-ACCUM SHS-1C-HEDGED EUR	159 744.00	4 454 591.83	3.42
アイルランド合計			19 359 746.43	14.87

ルクセンブルグ				
USD	FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD U-X-ACC	1 046.00	11 177 576.92	8.59
USD	FOCUSED SICAV - US CORPORATE BOND USD U-X-ACC	1 051.00	11 146 758.86	8.56
USD	FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD U-X-ACC	1 112.00	11 711 973.20	9.00
USD	SUSTAINABLE DEVELOPMNT BK BD 1-5 IDX FD-SHS- (USD) U-X-ACC-CAP	2 090 602.00	23 518 854.38	18.07
EUR	UBS (LUX) BOND SICAV-GREEN SOC SUSTAINABLE BDS (EUR) I-X-ACC	6 000.00	727 933.80	0.56
EUR	UBS (LUX) BOND SICAV - GREEN SOC SUSTAINABLE BD (EUR) U-X-ACC	2 066.50	22 328 387.23	17.15
USD	UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	364.05	4 743 929.43	3.65
USD	UBS (LUX) BD SICAV-USD INVESTMENT GRADE CORPORATE (USD) U-X-ACC	1 787.00	23 415 472.01	17.99
ルクセンブルグ合計			108 770 885.83	83.57

投資信託、オープン・エンド型合計		128 130 632.26	98.44

2010年12月17日のルクセンブルグ投信法第41条（1）e）に準拠した

投資信託／その他の投資信託合計		128 130 632.26	98.44

公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない派生商品

その他のスワップに係るオプション、従来型

米ドル				
USD	JPM/MARKIT CDX.NA.HY.S44 PUT 106.250000% 25-15.10.25	5 220 000.00	47 871.05	0.04
USD	JPM/MARKIT CDX.NA.HY.S44 PUT 103.750000% 25-15.10.25	－5 220 000.00	－22 049.80	－0.02
米ドル合計			25 821.25	0.02

その他のスワップに係るオプション、従来型合計		25 821.25	0.02

公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも

取引されていない派生商品合計		25 821.25	0.02

投資有価証券合計		128 156 453.51	98.46

* 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

注記は、財務書類と不可分のものである。

銘柄

数量／
額面

米ドル建評価額
先物／先渡為替契約／
スワップに係る
未実現（損）益
（注１）

純資産
割合
（％）

派生商品

公認の証券取引所に上場されている派生商品

債券に係る金融先物

EUR	EURO-BUND FUTURE 08.09.25	26.00	－47 670.51	－0.04
EUR	EURO-OAT FUTURE 08.09.25	－36.00	42 256.79	0.03
GBP	LONG GILT FUTURE 26.09.25	42.00	－10 150.09	－0.01
USD	US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 30.09.25	24.00	4 500.00	0.01
債券に係る金融先物合計			－11 063.81	－0.01

公認の証券取引所に上場されている派生商品合計

－11 063.81 －0.01

派生商品合計

－11 063.81 －0.01

先渡為替契約

購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日（日－月－年）

JPY	1 363 330 400.00	USD	9 356 420.55	18.8.2025	－282 740.60	－0.22
USD	210 959.64	EUR	180 000.00	21.8.2025	4 681.21	0.01
USD	215 704.45	GBP	160 000.00	21.8.2025	3 930.61	0.00
USD	29 897 933.62	EUR	25 531 749.19	21.8.2025	638 771.93	0.49
先渡為替契約合計					364 643.15	0.28

銀行預金、要求払預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産

2 096 804.53 1.61

その他の資産および負債

－444 121.84 －0.34

純資産合計

130 162 715.54 100.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2025年7月31日現在

注1．重要な会計方針の概要

当財務書類は、投資信託としてルクセンブルグで一般に公認されている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

a) 純資産価格の計算

各サブ・ファンドの異なるクラス受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの勘定通貨で表示され、毎ファンド営業日に、クラス受益証券がそれぞれに帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの各クラス受益証券の受益証券口数で除することにより決定される。

本書において「営業日」とは、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除き、12月24日および12月31日を除くルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいう。

各サブ・ファンドのクラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、かかるクラス受益証券に課せられる手数料および各サブ・ファンドの受益証券の発行・買戻しによる変動を考慮して、各クラス受益証券の流通している受益証券とサブ・ファンドの流通している受益証券の総口数との比率により決定される。

b) 評価原則

- 流動資産は、現金、預金、為替手形、要求払約束手形、要求払債券、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、価格が決定される。
- 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は、その最終市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の直近の表示価格が適用される。有価証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引所において一般に取引されておらず、かつ市場の市価決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該有価証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない、または公認かつ公開で定期的に運営されている他の規制ある市場で取引されている有価証券、派生商品および他の投資対象は、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。
- 証券取引所に上場されておらず、また別の規制された市場でも取引されていない、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の原則に従って、管理会社により評価される。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立価格決定ソースを参照して行われる。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づき管理会社およびファンドの監査人に認められた評価方法によって確認される。
- 他の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券は、それらの直近純資産価格で評価される。
- 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッ

ドの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が補間される。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの勘定通貨以外の通貨建ての証券、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける中間の市場取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートで評価される。
- － 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づくものである。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグにより提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各有価証券に依拠し、UBSの評価指針に従い決定される。

異常事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産額の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

異常事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて正式なものである。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は受益証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用はサブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、受益証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（スイング・プライシング）。

受益証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、受益証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の受益証券1口当たり純資産価格が適用される。取締役会はどのような状況においてかかる希薄化調整を行うかを決定する裁量を有している。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける受益証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 受益者の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、受益証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは受益証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、

- (i) 見積もり税金費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一

部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整が異なることがある。一般的に、調整は関連する適用ある受益証券1口当たり純資産価格の最大2%に制限されるものとする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）において、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、これが実勢市場の状況を示すものであり、受益者の最大の利益であることを取締役会が正当化できることを条件とする。希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

すべてのサブ・ファンドにスウィング・プライシングの方法が適用される。

期末に純資産価格にスウィング・プライシング調整があった場合、サブ・ファンドの純資産価格情報の最重要数値から確認することができる。1口当たり発行および買戻価格は、調整後の純資産価格を示す。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約に係る未実現（損）益は、評価日の実勢先物為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される入手可能な直近の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は運用計算書に計上される。実現損益は、（最初に取得された契約が、最初に販売されるものとみなされる）先入れ先出し法に従って計算される。

e) 有価証券売却に係る実現純利益（損失）

有価証券売却に係る実現利益（損失）は、売却投資証券の平均原価に基づいて計算されている。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての銀行口座、その他の純資産額および有価証券の評価額は、評価日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は支払日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。外国為替に係る損益は財務書類に含まれている。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の現行のスポット・レート終値の仲値で換算されている。

g) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日の翌銀行営業日に計上される。

h) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類はユーロで設定されている。ファンドの2025年7月31日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書の様々な項目は、決算日のユーロの為替レートに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の金額に等しい。

以下の為替レートが外国為替の換算および2025年7月31日現在の連結財務書類に使用された。

為替レート

1 ユーロ = 0.929432 スイス・フラン

1 ユーロ = 1.144550 米ドル

i) モーゲージ・バック証券

ファンドは、その投資方針に従い、モーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージ・バック証券は、証券の形態で統合された住居モーゲージの資金プールに対する参加権である。裏付であるモーゲージに関する元本および利息の支払は、元本が証券の原価を減少させるモーゲージ・バック証券の保有者に対して行われる。元本および利息の支払は、アメリカ合衆国の政府機関に類似する機関により保証される。損益は、元本の各支払に関連する各頭金の支払について計算される。

この損益は、運用計算書の証券の売却にかかる純実現損益に含まれる。さらに、モーゲージへの期前弁済は、証券の存続期間を短縮することがあり、従って、ファンドの予想利回りに影響する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引からの未収金も含まれることがある。「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引からの未払金も含まれることがある。

外国為替取引からの未収金および未払金は相殺される。

k) 利益の認識

源泉徴収税控除後の分配金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」を認定した日に利益として認識される。利息収入は、日次ベースで発生する。

l) スワップ

ファンドは、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされる、金利スワップ契約、金利スワップションにかかる金利先渡契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価（損）益」の変動として反映されている。手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現（損）益」として記録される。

注2．報酬

ファンドは、各サブ・ファンドおよび各クラス受益証券に関し、以下の表に表示されるようにサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次上限定率報酬を支払う。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）³

	上限定率報酬	名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限定率報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.080%	1.130%

³ 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

上記の報酬から、以下の費用が支払われる。

- 以下の規定に従い、ファンドの純資産価額に基づく上限定率報酬は、ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（ファンド資産の保管および監督、決済取引の手続きならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、ファンド資産から支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」が付くクラス受益証券の上限定率報酬は、為替リスクヘッジへの報酬を含むことがある。関連する上限定率報酬は対応するクラス受益証券が発売されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」にて参照することができる。

適用される上限定率報酬は、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

- 上限定率報酬は、ファンドの資産から落される以下の報酬および追加の費用は含まれない。
 - 資産の売買のためのファンド資産の管理に関するその他の一切の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場ベースのブローカー手数料、手数料、報酬等）。原則として、当該費用は、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に記載されているスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に対して支払う手数料。
 - ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して提供されたサービスについて監査法人に支払われるその他の報酬、および法律によって許可されるその他の報酬。
 - ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の一般的な保護に関する手数料。

- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合）。外国の監督官庁へ支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録された知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）をファンドの資産に請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、ファンドの公表済みの総費用率（T E R）において説明される。

3. 管理会社は、ファンドの販売についてのトレーラー報酬を支払うことができる。

受益証券クラス「I－B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）をカバーするために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは承認された代理人の一人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、ファンドを除いて請求される。

受益証券クラス「I－X」「K－X」および「U－X」の資産運用、ファンドの管理事務（管理会社、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる）および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によってカバーされる。

受益証券クラス「K－B」に対して提供された資産運用業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたはその承認された販売会社が受け取る資格を有する報酬によってカバーされる。

特定のサブ・ファンドに割当てられ得る費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

個々の受益証券クラスに帰属する費用は、それらの受益証券クラスに請求される。いくつかまたはすべてのサブ・ファンド／受益証券クラスにかかる費用については、当該サブ・ファンド／受益証券クラスがその関連する純資産額に比例して負担する。

投資方針の規定により、他のUCIまたはUCITSへ投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両レベルで報酬が生じることがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬（パフォーマンス報酬を除く）は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、最大3%とする。

管理会社もしくはその委託先により直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関連して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

K I Dには、サブ・ファンドの現行の費用（または現行の手数料）に関する詳細が記載されている。

以下のサブ・ファンドは、2025年7月31日現在その純資産価額の50%以上をその他のUCITSに投資した。

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム（米ドル）¹¹

以下の保有対象ファンドを除き、その他のすべての保有対象ファンドの上限管理報酬は年率0.00%であった。

FEDERATED HERMES GLOBAL HIGH YIELD CREDIT ENGAGE F- USD	年率0.45%
ISHARES MSCI WORLD INFO TECH SEC ESG UCITS ETF-SHS USD	年率0.18%
ISHS IV PUB LTD COMP - ISHS MSCI EMU ESG ETF-EUR-CAP	年率0.12%
NEUBERGER BERMAN GLOBAL HIGH YIELD ENGAGEMENT FUND-I4- USD	年率0.37%
RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FIN-A- HEDGED EUR	年率0.65%
RECORD UCITS ICAV - RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A- HF	年率0.65%
RECORD UCITS ICAV-RECORD EM SUSTAINABLE FINANCE FUND-A-USD	年率0.65%
UBS (IRL) ETF PLC-MSCI EMU ESG UNIVERSAL LOW CARBON-A- EUR	年率0.12%
UBS IRL ETF PIC-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL UCITS ETF A-DIST	年率0.23%
XTRACKERS (IE) PLC - XTRACKERS USD CORPORATE GRE EN-1C- EUR	年率0.15%
XTRACKERS USD CORPORATE GREEN BOND-ACCUM SHS-1C-HEDGED EUR	年率0.15%

¹¹ 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

注３．年次税

現在施行されている法令に従い、ファンドはルクセンブルグにおいて、各四半期末日におけるファンドの純資産総額に基づき計算され、四半期毎に支払われる年率0.05%の発行税、または、一定のクラス受益証券については、0.01%の軽減年率の年次税の対象となっている。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付EU規則2020/852第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する年次税の税率を0.01%から0.04%（年率）の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。

注４．その他の収益

その他の収益は主にスウィング・プライシングによる収益で構成される。

注５．利益分配

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドまたは受益証券クラスが分配金を支払う程度を決定する。分配金は、ファンドの純資産が法の規定が定めるファンド資産の最低額を下回るほどの金額であってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社の取締役会は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

注６．ソフト・コミッションの取決め

2025年2月1日から2025年7月31日までの期間中、いかなる「ソフト・コミッションの取決め」もUBS（Lux）ストラテジー・ファンドに代わって締結されておらず、「ソフト・コミッションの取決め」の金額はなかった。

注７．金融先物およびオプションに係る契約債務

2025年7月31日現在のサブ・ファンドおよび各通貨当たりの金融先物およびオプションに係る契約債務は、以下のとおり要約される。

a) 金融先物

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	債券に係る 金融先物（買い）	債券に係る 金融先物（売り）
ーフィクスト・インカム（米ドル） ⁹	11,578,093.82米ドル	5,080,016.50米ドル

⁹ 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定契約規模×先物の市場価格）に基づき計算される。

b) オプション

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	指数に係るオプション、従来型（売り）
フィクスト・インカム（米ドル）については該当なし。	

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	その他のスワップに係るオプション、 従来型（売り）
ーフィクスト・インカム（米ドル） ³	1,301,346.00米ドル

³ 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

注8．総費用率（TER）

当比率は、今期版のスイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）による「TERの計算および公表に係る指針」に従って計算されており、遡及的に把握される、純資産中における、純資産が負担するすべての経常費用および手数料（運営経費）の合計の割合を表示するものである。

過去12か月におけるTER

UBS（Lux）ストラテジー・ファンド	総費用率（TER）
ーフィクスト・インカム（米ドル） ¹¹ クラスP-a c c 受益証券	1.26%
ーフィクスト・インカム（米ドル） ¹¹ クラス（日本円・ヘッジ） P-a c c 受益証券	1.31%

¹¹ 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

取引費用および為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、TERに含まれない。
運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のTERについては、年率換算されている。

注9．名称変更

以下の名称変更が生じた。

旧名称	新名称	日付
UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）	UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーフィクスト・インカム（米ドル）	2025年5月20日

注10．後発事象

期末後に財務書類において調整または開示を必要とする事象はなかった。

注11. 準拠法、営業地域および言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間のすべての法律上の紛争の管轄地である。ルクセンブルグの法律が適用される。しかし、外国の投資家からの請求に関する事項については、管理会社および／または保管受託銀行は、ファンド受益証券が売買された国の管轄に服し、代理人を選定することが出来る。

本財務書類は、英語版が正式書類である。しかし、ファンドの受益証券が売買されているその他の国の投資者に売却された受益証券の場合、管理会社および保管受託銀行は、両者およびファンドを拘束する関連言語に翻訳された承認済の翻訳を認知することができる（即ち、管理会社および保管受託銀行がこれを承認する。）。

注12. 貸付有価証券

ファンドは第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

	2025年7月31日現在の貸付有価証券からの 取引相手方エクスポージャー		2025年7月31日現在の 担保の内訳（％）		
UBS（Lux）ストラテジー・ ファンド	貸付有価証券の時価	担保 （ユービーエス・ スイス・エイ・ジー）	株式	債券	現金
フィクスト・インカム（米ドル）については該当なし。					

	UBS（Lux）ストラテジー・ファンド ーフィクスト・インカム（米ドル） ¹⁰
貸付有価証券収益	703.67米ドル
貸付有価証券コスト*	
ユービーエス・スイス・エイ・ジー	211.10米ドル
UBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店	70.37米ドル
純貸付有価証券収益	422.20米ドル

*総収益の30%を証券貸付サービス・プロバイダーであるユービーエス・スイス・エイ・ジーが、10%を証券貸付代理人であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店がコスト／手数料として留保している。

¹⁰ 旧：UBS（Lux）ストラテジー・ファンドーフィクスト・インカム・サステナブル（米ドル）

（２）投資有価証券明細表等

「（１）資産及び負債の状況」の「2025年7月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表」を参照のこと。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(フィクスト・インカム (米ドル))

(2025年8月末日現在)

		米ドル (IV. およびV. を除く。)	千円 (IV. およびV. を除く。)
I. 資産総額		133,140,798.63	19,561,046
II. 負債総額		194,313.53	28,549
III. 純資産総額 (I. - II.)		132,946,485.10	19,532,498
IV. 発行済口数	クラス P-a c c	34,136.7670口	
	クラス (日本円・ヘッジ) P-a c c	13,945.1490口	
V. 1口当たりの純資産価格	クラス P-a c c	2,853.95米ドル	419,302円
	クラス (日本円・ヘッジ) P-a c c	99,032円	

(注) クラス (日本円・ヘッジ) P-a c c 受益証券は、2024年10月3日に設定された。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

取扱場所 ルクセンブルグ、L-3364、ルートラング、シャトー・デュー通り10番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

（2）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

株式資本の13,742,000ユーロ（約24億円）は、1株2,000ユーロ（約342,940円）の株式6,871株によって表章される。2025年8月末日現在、すべての株式は全額払込済みである。

最近5年間における資本金の額の増減は以下の通りである。

2021年8月末日	13,000,000ユーロ
2022年8月末日	13,000,000ユーロ
2023年8月末日	13,000,000ユーロ
2024年8月末日	13,742,000ユーロ
2025年8月末日	13,742,000ユーロ

（2）会社の機構

定款に基づき、管理会社は、株主総会により任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）により構成される取締役会により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬金額を定め、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合には、一または複数の副会長を選任する。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命される。

取締役会は、会長により、または、会長が行為できない場合には、副会長により、または、副会長が不在の場合には、最年長の取締役により、招集され、開催される。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集される。取締役会は、会長が、または、会長が行為できない場合には、副会長が、または、副会長が不在の場合には、最年長の取締役が、議長を務める。

取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決議を行う。

決議は、出席または代理出席取締役の単純過半数によって行われる。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、ケーブル、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会に代理出席し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員について代理出席することができる。

取締役会の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に係る決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有する。かかる決定の日付は、最後の署名が行われた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用するUCIの約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドを設定し、管理を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を運用会社であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）およびユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行業務をUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に、所在地事務・管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務をノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEに委託している。

管理会社は、2025年8月末日現在、以下のとおり、462本の投資信託／投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	462	507,413,842.71オーストラリア・ドル
			2,884,982,605.63カナダ・ドル
			18,189,466,228.81スイス・フラン
			1,803,064,141.51中国元
			4,667,242,832.93デンマーク・クローネ
			74,999,826,979.22ユーロ
			3,517,474,723.47英ポンド
			498,880,083.51香港ドル
			1,239,127,384,205.55日本円
			37,974,790.92シンガポール・ドル
			138,121,462,667.54米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則および法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本文の財務書類には、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝171.47円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d. 管理会社は、2024年10月1日付で「UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ」から「UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ」に名称が変更されました。

（１）【貸借対照表】

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

（2024年9月30日までの旧名称：UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ）

貸借対照表

2024年12月31日および2023年12月31日現在

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
A. 未払込資本		0.00	0	0.00	0
B. 創業費		0.00	0	0.00	0
C. 固定資産		20,031,006.76	3,434,717	22,494,861.26	3,857,194
I. 無形資産		20,008,968.09	3,430,938	22,459,045.89	3,851,053
1. 開発費		0.00	0	0.00	0
2. 譲許、特許、認可、登録商標 ならびに類似する権利および 資産、以下に該当する場合：		0.00	0	0.00	0
a) 有価約因として取得し、かつ、 C. I. 3により表示が不要な 場合		0.00	0	0.00	0
b) 関連会社自身による創出		0.00	0	0.00	0
3. 有価約因として取得された 範囲内ののれん	3	20,008,968.09	3,430,938	22,459,045.89	3,851,053
II. 有形資産	4	9,290.77	1,593	23,067.47	3,955
1. 土地および建物		0.00	0	0.00	0
2. 工場および機械		0.00	0	0.00	0
3. その他の什器・備品、器具 および機器		9,290.77	1,593	23,067.47	3,955
III. 金融資産	5	12,747.90	2,186	12,747.90	2,186
1. 関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2. 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
3. 参加持分		0.00	0	0.00	0
4. 参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
5. 固定資産として保有の投資		0.00	0	0.00	0
6. その他の債権		12,747.90	2,186	12,747.90	2,186
D. 流動資産		387,228,673.92	66,398,101	158,597,265.39	27,194,673
I. 棚卸資産		0.00	0	0.00	0
II. 債権		249,175,773.24	42,726,170	108,336,736.32	18,576,500
1. 売掛金	6	103,242,532.50	17,702,997	74,278,091.26	12,736,464
a) 1年以内に期限到来		103,242,532.50	17,702,997	74,278,091.26	12,736,464
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
2. 関連会社に対する債権	7, 22	82,887,284.95	14,212,683	10,911,071.05	1,870,921
a) 1年以内に期限到来		82,887,284.95	14,212,683	10,911,071.05	1,870,921
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
3. 参加持分に連動する 関連会社に対する債権		0.00	0	0.00	0
4. その他の債権		63,045,955.79	10,810,490	23,147,574.01	3,969,115
a) 1年以内に期限到来		210,906.74	36,164	16,173.48	2,773
b) 1年を超えて期限到来	13	62,835,049.05	10,774,326	23,131,400.53	3,966,341
III. 投資	8	166,879.80	28,615	151,653.36	26,004
1. 関連会社持分		0.00	0	0.00	0
2. 自己株式		0.00	0	0.00	0
3. その他の投資		166,879.80	28,615	151,653.36	26,004
IV. 銀行預金および手元現金	9	137,886,020.88	23,643,316	50,108,875.71	8,592,169

E. 前払金	<u>6,127,826.34</u>	<u>1,050,738</u>	<u>1,441,644.37</u>	<u>247,199</u>
資産合計	<u>413,387,507.02</u>	<u>70,883,556</u>	<u>182,533,771.02</u>	<u>31,299,066</u>

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

	注記	2024年12月31日		2023年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資本金および負債					
A. 資本金および準備金		138,548,803.37	23,756,963	69,079,437.44	11,845,051
I. 払込資本金	10	13,742,000.00	2,356,341	13,738,000.00	2,355,655
II. 資本剰余金	11	92,553,616.17	15,870,169	22,636,000.00	3,881,395
III. 再評価積立金		0.00	0	0.00	0
IV. 準備金	12	8,491,175.00	1,455,982	8,668,625.00	1,486,409
1. 法定準備金		1,373,800.00	235,565	1,300,000.00	222,911
2. 自己株式に対する準備金		0.00	0	0.00	0
3. 定款に規定された準備金		0.00	0	0.00	0
4. 公正価値準備金を含む その他の準備金		7,117,375.00	1,220,416	7,368,625.00	1,263,498
a) その他の分配可能準備金		150,000.00	25,721	150,000.00	25,721
b) その他の分配不能準備金		6,967,375.00	1,194,696	7,218,625.00	1,237,778
V. 繰越損益		214,262.44	36,740	24,133.30	4,138
VI. 当期損益		23,547,749.76	4,037,733	24,012,679.14	4,117,454
VII. 中間配当金		0.00	0	0.00	0
VIII. 資本投資助成金		0.00	0	0.00	0
B. 引当金		43,124,292.43	7,394,522	21,183,815.51	3,632,389
1. 年金および類似の債務に対する 引当金		0.00	0	0.00	0
2. 納税引当金	13	40,723,896.54	6,982,927	21,183,815.51	3,632,389
3. その他の引当金	14	2,400,395.89	411,596	0.00	0
C. 債務		231,714,411.22	39,732,070	92,270,518.07	15,821,626
1. 社債		0.00	0	0.00	0
2. 金融機関に対する債務		0.00	0	0.00	0
3. 支払額		0.00	0	0.00	0
4. 買掛金		0.00	0	0.00	0
5. 未払為替手形		0.00	0	0.00	0
6. 関連会社に対する債務	15, 22	189,184,091.74	32,439,396	69,684,494.73	11,948,800
a) 1年以内に期限到来		189,184,091.74	32,439,396	69,684,494.73	11,948,800
b) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
8. その他の債務	16	42,530,319.48	7,292,674	22,586,023.34	3,872,825
a) 税金債務		2,403,273.85	412,089	1,415,943.20	242,792
b) 社会保障債務		984,563.45	168,823	591,480.08	101,421
c) その他の債務		39,142,482.18	6,711,761	20,578,600.06	3,528,613
i) 1年以内に期限到来		39,142,482.18	6,711,761	20,578,600.06	3,528,613
ii) 1年を超えて期限到来		0.00	0	0.00	0
D. 繰延収益		0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計		413,387,507.02	70,883,556	182,533,771.02	31,299,066

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

（２）【損益計算書】

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
（2024年9月30日までの旧名称：UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ）
損益計算書

2024年12月31日および2023年12月31日に終了した年度

	注記	2024年1月1日から 2024年12月31日まで		2023年1月1日から 2023年12月31日まで	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
1. 純取引高	17	815,396,455.95	139,816,030	786,338,511.80	134,833,465
4. その他の営業収益	18,22	22,415,125.62	3,843,522	8,658,578.57	1,484,686
5. 原材料および消耗品ならびに その他の外部費用	19	744,343,056.30	127,632,504	720,501,724.99	123,544,431
a) 原材料および消耗品		0.00	0	0.00	0
b) その他の外部費用		744,343,056.30	127,632,504	720,501,724.99	123,544,431
6. 人件費	20	23,119,728.13	3,964,340	17,496,587.50	3,000,140
a) 賃金および給与		19,588,891.81	3,358,907	14,985,495.20	2,569,563
b) 社会保障費		2,847,954.33	488,339	2,240,347.58	384,152
i) 年金に関連するもの		1,987,164.09	340,739	1,545,672.85	265,037
ii) その他の社会保障費		860,790.24	147,600	694,674.73	119,116
c) その他の人件費		682,881.99	117,094	270,744.72	46,425
7. 評価額調整	3,4	2,463,854.50	422,477	2,070,898.85	355,097
a) 創業費ならびに有形固定資産および 無形固定資産に関連するもの		2,463,854.50	422,477	2,070,898.85	355,097
b) 流動資産に関連するもの		0.00	0	0.00	0
8. その他の営業費用	18,22	37,769,267.85	6,476,296	25,118,851.15	4,307,129
11. 受取利息および類似収益		1,749,243.73	299,943	1,565,365.16	268,413
a) 関連会社に関連するもの		1,174,744.82	201,433	1,175,599.77	201,580
b) その他の受取利息および類似収益		574,498.91	98,509	389,765.39	66,833
14. 支払利息および類似費用		23,877.87	4,094	2,466.51	423
a) 関連会社に関連するもの		0.00	0	0.01	0
b) その他の支払利息および類似費用		23,877.87	4,094	2,466.50	423
15. 損益にかかる税金	13	8,293,290.89	1,422,051	7,359,247.39	1,261,890
16. 税引後損益		23,547,749.76	4,037,733	24,012,679.14	4,117,454
17. 上記科目に含まれないその他の税金		0.00	0	0.00	0
18. 当期損益		23,547,749.76	4,037,733	24,012,679.14	4,117,454

注記は、監査済年次財務書類と不可分なものです。

年次財務書類に対する注記－2024年12月31日

注1－概要

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「UBS FML」といいます。）は、ルクセンブルグの法律に準拠して、存続期間を無期限とするソシエテ・アノニム（公開有限責任会社）として、2010年7月1日に設立されました。UBS FMLは、ルクセンブルグで登記され、2010年8月1日に営業を開始しました。UBS FMLは当初、スイスで設立された銀行であるユービーエス・エイ・ジーの全額出資子会社でした。

UBS FMLの登記上の事務所の所在地は、ルクセンブルグ L-1855、J. F. ケネディ通り33A番です。

UBS FMLの目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章の規定に従って、管理業務を行うことにあります。

2013年10月30日以降、UBS FMLの目的は、2013年7月12日のオルタナティブ投資信託に関する法律の第2章第5条の規定に従って、管理業務を行うことに拡張されています。許可された活動は、ポートフォリオの運用、管理事務および販売です。2018年12月19日以降、UBS FMLはまた、ポートフォリオ一任運用業務の認可を受けています。2022年10月26日以降、UBS FMLの認可は、M i F I D投資助言／R T O業務に拡張されています。

UBS FMLは、2016年4月28日以降、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー（スイス・チューリッヒ）の全額出資子会社であり、UBSグループの連結勘定に組み込まれています。UBSグループ・エイ・ジーの連結年次財務書類は、スイス、チューリッヒ CH-8098、UBSグループ・エイ・ジーにて入手することができます。

UBS FMLは、オーストリア支店（2021年7月1日）、オランダ支店（2023年3月1日）、スウェーデン支店（2024年7月1日）およびスペイン支店（2024年8月1日）を設立しました。UBS FMLの年次財務書類には、オーストリア支店、オランダ支店、スウェーデン支店およびスペイン支店の営業が含まれています。これらの支店の営業をルクセンブルグで適用される会計原則に適合させるために必要な調整が行われました。

2024年10月1日、UBS FMLおよびクレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エス・エイ（以下「CSFM」といいます。）の臨時株主総会は、両者間で合意された共通の合併条件案をそれぞれ承認しました。これにより、同日付でCSFMがUBS FMLに吸収合併されました。同日、UBS FMLの唯一の株主は、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）への名称変更を決定しました。

合併日において、CSFMの資産および負債は、当社の新規株式2株および株式プレミアム（注11）として計上される6,990万ユーロの合併プレミアムで現物出資されました。

注2－重要な会計方針の要約

本年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則ならびに法律および規則の要件に従って作成されています。

具体的には、下記の会計方針が使用されています。

外貨換算

当社は、ユーロ（EUR）で会計処理を行っており、本年次財務書類は当該通貨を用いて作成されています。

有形および無形資産を除く外貨建資産および負債は、貸借対照表日の決算レートで貸借対照表の通貨に換算されています。

有形および無形資産は、購入日の為替レートでユーロに換算されています。

損益計算書には、為替レートの変動により生じるすべての実現損益および未実現損益が含まれます。

外貨建収益および費用は、当該収益および費用が記帳された月の末日の為替レートでユーロに換算されています。

有形および無形資産

有形および無形資産は、当初購入価格から減価償却累計額を控除した金額で評価されます。減価償却は、各項目の標準耐用年数にわたり定額法で計算されます。資産が減損の傾向にある場合には、これにわたって残存価額が調整されます。

債権

未収金は、名目価額から必要な調整価額を控除して計上されています。

投資

投資は、貸借対照表日付において取得原価または市場価格のいずれか低い方で評価されています。

負債・費用性引当金

明確なリスクおよび不確実な負債に対して引当金が計上されています。

債務

債務は、返済額で計上されます。

収益

収益は、一般的に、発生主義に基づいて計上されます。

見積りの使用

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に基づいて、取締役会は、当年度に報告された資産および負債の金額ならびに損益計算書において報告された金額に影響を与える見積りを行わなければなりません。当該会計見積りは、取締役会による最善の判断を反映するものであり、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

注３－無形資産

無形資産は、10年間にわたって償却されます。

	<u>2024年12月31日</u>	<u>2023年12月31日</u>
	ユーロ	ユーロ
<u>購入費用</u>		
期首残高	24,500,777.39	0.00
追加	0.00	24,500,777.39
減損	0.00	0.00
期末残高	24,500,777.39	24,500,777.39
<u>減価償却累計額</u>		
期首残高	(2,041,731.50)	0.00
減価償却費	(2,450,077.80)	(2,041,731.50)
期末残高	(4,491,809.30)	(2,041,731.50)
<u>簿価純額</u>	20,008,968.09	22,459,045.89

注４－有形資産

	什器および その他の 有形資産 ユーロ	I T機器 ユーロ	合計 ユーロ
<u>購入費用</u>			
2024年1月1日現在	0.00	0.00	0.00
追加	5,803.15	46,431.67	52,234.82
売却	0.00	0.00	0.00
2024年12月31日現在	5,803.15	46,431.67	52,234.82
<u>減価償却累計額</u>			
2024年1月1日現在	5,803.15	23,364.20	29,167.35
追加	0.00	13,776.70	13,776.70
売却	0.00	0.00	0.00

2024年12月31日現在	5,803.15	37,140.90	42,944.05
2024年12月31日現在簿価純額	0.00	9,290.77	9,290.77
2023年12月31日現在簿価純額	0.00	23,067.47	23,067.47

有形資産は、28か月間または36か月間の経済的耐用年数にわたって償却されます。

注5－金融資産

その他の債権は、ウィーンの事務所に対するオーストリア支店の賃料保証金を表示しています。

注6－売掛金

103,242,532.50ユーロ（2023年：74,278,091.26ユーロ）の売掛金は、合併日である10月1日に組み入れられた旧CSFMファンドを含む、UBSが出資するルクセンブルグ籍の投資信託からの未収運用報酬およびその他の未払手数料です。

注7－関連会社に対する債権

2024年12月31日現在、関連会社に対する債権82,887,284.95ユーロ（2023年：10,911,071.05ユーロ）は、その他のUBSの事業体に提供されたサービス費用の回収可能額を表示しています。この残高には主に、2024年10月1日付でCSFMから加入したサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する債権71,855,513.47ユーロが含まれています（注22に詳述されています。）。

注8－投資

2024年12月31日および2023年12月31日現在、その他の投資残高は、運用目的の投資信託のために管理されUBSが出資する事業体が保有する金融資産の評価を表しています。

注9－銀行預金および手元現金

137,886,020.88ユーロの手元現金には、UBSグループに帰属する事業体に預託された99,454,844.94ユーロ（2023年：33,226,735.33ユーロ）が含まれます。

ユーロ	2024年12月31日	2023年12月31日
ユービーエス・エイ・ジー	7,269,639.07	3,652,986.98
UBSヨーロッパSE	143,437.26	0.00
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	92,041,768.61	29,573,748.35
その他の銀行	38,431,175.94	16,882,140.38
残高	137,886,020.88	50,108,875.71

注10－発行済資本金

当社は、発行済資本金と払込済資本を合わせた10,000,000.00ユーロで設立され、1株当たり額面価額2,000.00ユーロの記名株式5,000株に表章されました。

2013年10月30日現在、臨時株主総会は、3,000,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2023年3月1日現在、臨時株主総会は、1株当たり2,000.00ユーロの株式369株の発行による738,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2024年10月1日現在、臨時株主総会は、1株当たり2,000.00ユーロの株式2株の発行による4,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。

2024年12月31日現在、発行済資本金および払込済資本の金額は、13,742,000.00ユーロであり、1株当たり額面価額2,000.00ユーロの記名株式6,871株に表章されています。

注11－株式プレミアム

2024年12月31日現在、当社の株式プレミアムの金額は、92,553,616.17ユーロ（2023年：22,636,000.00ユーロでした）。

2024年10月1日、CSFMの資産および負債は、当社の新規株式2株および株式プレミアムとして計上される69.9百万ユーロの合併プレミアムで現物出資されました。

注12－準備金

損益の配分は、2024年4月24日現在の唯一の株主の決定に基づいています：

ユーロ	発行済資本金	株式プレミアム	法定準備金	その他の 準備金	繰越利益	当期利益	資本合計
2023年12月31日現在	13,738,000.00	22,636,000.00	13,000,000.00	7,368,625.00	24,133.30	24,012,679.14	69,079,437.44
2023年の利益配分				(1,300,000.00)	190,129.14	(12,679.14)	(1,122,550.00)
			73,800.00	1,048,750.00			1,122,550.00
配当分配金						(24,000,000.00)	(24,000,000.00)
株式プレミアム		69,917,616.17					69,917,616.17
資本注入	4,000.00						4,000.00
当期利益						23,547,749.76	23,547,749.76
2024年12月31日現在	13,742,000.00	92,553,616.17	1,373,800.00	7,117,375.00	214,262.44	23,547,749.76	138,548,803.37

法定準備金

ルクセンブルグの商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）の規定に基づき、その年度利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで積み立てることを要します。法定準備金は分配金として支払われることができません。

富裕税準備金

ルクセンブルグの税法は、該当年度の富裕税負債の5倍の金額に相当する分類不能な特別準備金が5年間にわたって設定されていることを条件に、富裕税を減額することを規定しています。当該準備金は、「その他の準備金」に含められます。2015年11月19日にルクセンブルグの税務当局は第47号通達を発出し、2015年以降の富裕税の減額を（当年ではなく）前年の法人税納税金額を上限とすることにしました。

株主は、2024年4月24日の総会において、2023年の収益から1,048,750.00ユーロを当該特別準備金に割り当てることを決定しました。2024年12月31日現在、特別準備金の総額は、2019年度の1,300,000.00ユーロの解除を考慮に入れた上で、6,967,375.00ユーロとなります。

富裕税準備金	ユーロ
2020年度の特別準備金	1,103,000.00
2021年度の特別準備金	1,456,000.00
2022年度の特別準備金	1,964,625.00
2023年度の特別準備金	1,395,000.00
2024年度の特別準備金	1,048,750.00
合計	6,967,375.00

注13－課税

当社は、ルクセンブルグの税法に準拠した課税対象法人です。

当社のすべての支店は、税務上その所在国の恒久的施設とみなされ、それぞれの規制地域で制定された税法および税率に従います。

2024年10月1日、当社は、2022年度、2023年度および2024年1月1日から2024年9月30日までの会計期間にかかるCSFMの前払税金および納税引当金を吸収しました。

2024年12月31日現在、62,835,049.05ユーロのその他の債権（D.4.b）には、2023年および2024年のCIT/MBTに関する前払税金が反映されています（2023年：2022年および2023年のCIT/MBTに関する23,131,400.53ユーロ）。

同日において、40,723,896.54ユーロの納税引当金（B.2）には、2023年および2024年のCIT/MBTに関する未決済の引当金が反映されています（2023年：2022年および2023年のCIT/MBTに関する21,183,815.51ユーロ）。

ユーロ	CIT/MBT	NWT	合計
2023年12月31日現在の納税引当金	21,183,815.51	—	21,183,815.51
前年の課税評価額の支払い	(13,495,308.79)	—	(13,495,308.79)
2024年の税金費用	8,293,290.89	—	8,293,290.89
CSFMの出資	24,339,153.92	402,945.00	24,742,098.92
2024年12月31日現在の納税引当金	40,320,951.54	402,945.00	40,723,896.54

ユーロ	CIT/MBT	NWT	合計
2023年12月31日現在の納税引当金	23,131,400.53	—	23,131,400.53
CSFMの出資	46,723,599.66	—	46,723,599.66
前年の課税評価額の支払い	(13,261,218.76)	—	(13,261,218.76)
2024年前払金	6,241,267.62	—	6,241,267.62
2024年12月31日現在の前払税金	62,835,049.05	—	62,835,049.05

当社のすべての支店は、税務上その所在国の恒久的施設とみなされ、それぞれの規制地域で制定された税法および税率に従います。

2023年12月22日付で、ルクセンブルクは、経済協力開発機構（以下「OECD」といいます。）の税源浸食および利益移転（以下「BEPS」といいます。）に関する第2の柱モデルルール（以下「第2の柱ルール」といいます。）に準拠した、新たなグローバル最低税率ルールを制定しました。この法律は、2024年12月20日付でさらに改正され、所得合算ルール（以下「IIR」といいます。）、軽課税所得ルール（以下「UTPR」といいます。）および適格国内ミニマムトップアップ税（以下「QDMTT」といいます。）の導入が含まれます。これらのルールは、OECDの第2の柱モデルルールに基づき、当グループが事業を展開する各法域に適用される最低15%の実効税率を課しています。

2024年12月31日に終了した会計年度において、当社は、IIRおよびQDMTTの適用範囲に該当します。当グループが実施した分析に基づき、当社はグループの構成事業体としての資格を有し、グループ内の低税率の構成事業体に対する課税権を有しません。

ルクセンブルクは、2026年12月31日以前に開始する会計年度に適用される、国別セーフハーバー（以下「T S H」といいます。）移行ガイダンスも採用しています。T S Hは、一定の基準が満たされた場合、管轄区域内で適用されるグローバル最低税率ルールを制限します。

当グループは、2024年12月31日に終了した年度についてT S H分析を実施しており、ルクセンブルクおよび支店の管轄区域においてT S Hの要件を満たしているため、Q D M T Tは発生しません。その前提に基づき、2024年12月31日に終了した年度において第2の柱に関連する当期税金費用は、当社に発生していません。

注14－その他の引当金

その他の引当金には、退職金引当金が含まれています。

注15－関連会社に対する債務

2024年12月31日現在、189,184,091.74ユーロの関連会社に対する債務には、U S Bファンドの未払ポートフォリオ運用報酬および販売報酬ならびに総額71,791,010.61ユーロのサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する費用（注22に詳述されています。）が含まれています。

注16－その他の債務

当該項目は、以下の未払金から構成されます。

ユーロ	2024年	2023年
給与にかかる源泉徴収税	483,563.32	136,932.83
付加価値税	1,919,710.53	1,279,010.37
税金合計	2,403,273.85	1,415,943.20
社会保障費	984,563.45	591,480.08
給与およびボーナス引当金	7,389,030.77	3,015,990.51
専門家報酬	2,152,829.52	614,294.10
キャップ費用*	3,040,558.97	841,493.68
集団訴訟	864,659.05	3,577,064.26
委託された役割からの業務	23,149,649.08	10,407,915.96
その他**	2,545,754.79	2,121,841.55
その他合計	39,142,482.18	20,578,600.06
その他の債務合計	42,530,319.48	22,586,023.34

※特定のファンドでは、（総資産に対する割合により）営業費用に関する上限（キャップ）が定められています。
当社は、当該上限を超えた全ての費用を負担します。

※「その他」には、ファンド・プラットフォームの未決済報酬に関する追加の見越額が反映されています。

注17－純取引高

純取引高には、管理投資信託のために受領した総報酬の総額が含まれます。当該総報酬には、委託された役割（主に、中央管理事務会社、投資運用会社、販売事業者）に関する金額が含まれます。このような投資信託の業務提供者に支払う金額は、注記19「原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用」において開示されています。

当社は、2024年12月31日に終了した年度に、以下の投資スキームで管理される管理会社業務を提供することにより、815,396,455.95ユーロ（2023年：786,338,511.80ユーロ）の総収益を稼得しました。

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F
Alpinum SICAV-SIF	x	CS ILS SICAV-SIF	x
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオA S.C.S., SICAV-FIS	x	CSインベストメント・ファンズ1	
APPIAグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオS.C.A., SICAV-FIS	x	CSインベストメント・ファンズ2	
APPIA IIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV-RAIF	x	CSインベストメント・ファンズ3	
APPIA IIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	x	CSインベストメント・ファンズ4	
APPIA IIIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV-RAIF	x	CSリアル・エステートSICAV-SIF I	x
APPIA IIIグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	x	エコ・トランスポート（Lux）ファンドSCSp SICAV-RAIF	x/*
APPIA IVグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV-RAIF	x	ヨーロッパ・インフラストラクチャー・パラレル・ファンドSCSp SICAV-RAIF	x
APPIA IVグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp	x	ヨーロッパ・ライフ・サイエンス・プロパティSCSp SICAV-RAIF	x/*
APPIAインフラストラクチャー・コインベストSCSp SICAV-RAIF	x/*	フォーカストSicav	
APPIA IVグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオ・フィーダーSCA SICAV-RAIF	x/*	グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	
APPIA IVグローバル・インフラストラクチャー・ポートフォリオSCSp SICAV-RAIF	x/*	グローバル・プライベート・エクイティ・グロースIV SCSp-SICAV-RAIF	x
Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム, SCA-SICAV SIF	x	エスペランジュ・ファンドSCSp, SICAV-RAIF	x
Archmore インターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドIII-ファンドB (USD) SCSp	x	HHPEファンドSCA, SICAV-RAIF	x
Archmore インターナショナル・インフラストラクチャー・ファンドIII-ファンドC (EUR) SCSp	x	インベストメント・アクセスI SICAV SIF	x
Archmore SCSp, SICAV-SIF	x	インベストメント・アクセスII SICAV RAIF	x
アトラス・グローバル・マクロRAIF	x	ユスケSICAV	
BCB&パートナーズ・ファンドSICAV-SIF	x	Kersio Lux	
BCCインベストメント・パートナーズSICAV		ラグナ・ダイレクト・レンディング・ファンドI (Lux) SCSp SICAV-RAIF	x
BOSインターナショナル・ファンド		マネージャー・オポチュニティーズ・アクセス	x
BPERインターナショナルSICAV		メディオバンカ/UBS (Lux) グローバル・リアル・エステート・コインベストメント・オポチュニティーズSCA SICAV-RAIF	x/*
クローバー・プライベート・クレジット・オポチュニティーズ (Lux) III SCSP SICAV-RAIF	x/*	ミグロス・バンク (Lux) Fonds	
クレディ・スイス・インデックス・ファンド (Lux)		マルチ・マネージャー・アクセス	
クレディ・スイス・ロジスティクス・プロパティ・パートナーズ	x	マルチ・マネージャー・アクセスII	
クレディ・スイス・ノヴァ (Lux)	x	ニュー・スタイルS.à r.l., SICAV-RAIF	x
クレディ・スイス・ヴィルトゥオーソSICAV-SIF	x	OnCapital SICAV	
CSアドバンテージ (Lux)	x	プライベート・エクイティ (Lux) エバーグリーン・セカンダリー・ファンド	x
		SDGアウトカムズ・ファンドSCSp, SICAV-SIF	x
		SF (Lux) SICAV 2	
		SF (Lux) SICAV 3	x

企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	企業ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F

Steli (Lux) Sicav		UBS (Lux) プライベート・マーケット	X
UBS (Lux) Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォームS.C.A., SICAV-RAIF	X/*	UBS (Lux) リアル・エステート・ファンズ・セレクション	X
UBS (Lux) ボンドSicav		UBS (Lux) Sicav I	
UBS (Lux) エクイティSicav		UBS (Lux) ストラテジーSicav	
UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ		UBS (Lux) ストラテジー・エクストラSicav	X
UBS (Lux) グローバル・リビング・ファンド・エス・エイ SICAV-RAIF	X	UBSグローバル・プライベート・エクイティ・グロウスIII フィーダーSCA, SICAV-SIF	X
UBS (Lux) インスティテューショナルSICAV		UBSグローバル・プライベート・エクイティ・グロウスIII SLP-SIF	X
UBS (Lux) インベストメントSicav		VALORI SICAV	
UBS (Lux) キー・セレクションSicav			
UBS (Lux) プライベート・エクイティ・グロウスV SCSp SICAV-RAIF	X		

契約ストラクチャー（ルクセンブルグ籍）	A I F	契約ストラクチャー（フランス籍）	A I F
A&Q (Lux) セレクトFCP RAIF	X	Archmoreインフラストラクチャー・デット・プラットフォーム・ハイ・イールド・クレジット	X
AeK Wien SIF	X	インフラストラクチャー・デット・プラットフォームII フォンドゥ・プロフェッショナル・スペシャリゼ	X
ボンド・ストラテジーFCP-RAIF	X		
コンスタンス・ロング・ターム・ボンド	X		
CSインベストメント・ファンズI3			
CSインベストメント・ファンズI4			
フォーカスト・ファンド			
ルクセンブルグ・プレイズメント・ファンド			
ルクセンブルグ・セレクション・ファンド			
UBS (Lux) ボンド・ファンド			
UBS (Lux) エマージング・エコノミーズ・ファンド			
UBS (Lux) エクイティ・ファンド			
UBS (Lux) インフラストラクチャー・コインベスト SCSp SICAV-SIF	X/*		
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド			
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド			
UBS (Lux) ストラテジー・ファンド			
ヴィクトリアIIファンド	X		
Zilux FCP-SIF	X		

「X」はA I Fを表します

「*」はまだ設定されていないA I F／UCITSまたは資産なしで設定されたものを表します

注18－その他の営業収益および費用

22,415,125.62ユーロのその他の営業収益には、主に他のUBS事業体に提供されたサービスに対するグループ間相互手数料が反映されており、これにはサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する按分された再請求の金額としての11,713,395.79ユーロが含まれています（注22に詳述されています。）。

11,679,108.41ユーロの営業費用は、サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンドに関連する按分された再請求の金額を表しています（注22に詳述されています。）。

グループ費用には、主に、他のUBS事業体から運用およびインフラ整備のために受領したサービスに対するグループ間相互手数料の増加が反映されています。

関連する付加価値税は、その他の営業費用－その他に計上されます。

ユーロ	2024年度	2023年度
サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンド	11,679,108.41	0.00
グループ費用	18,114,210.16	18,099,092.08
専門家報酬	2,570,265.76	2,177,788.48
その他の営業費用－その他	5,405,683.52	4,841,970.59
その他の営業費用合計	37,769,267.85	25,118,851.15

注19－原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用

744,343,056.30ユーロ（2023年：720,501,724.99ユーロ）の原材料ならびに消耗品およびその他の外部費用は、ポートフォリオの運用、管理事務または販売のために委託された役割に支払われた手数料費用を表しています。

注20－人件費

当社は、当事業年度中に平均109名（2023年：100名）の従業員（正規職員）を雇用しました。2024年末現在、129名の従業員が雇用されており、そのうち女性が54名および男性が75名（2023年12月31日：女性43名／男性57名）、ルクセンブルグ大公国民が6名および他国民が123名（2023年12月31日：ルクセンブルグ国民5名／他国民95名）です。

社会保障費の一部としての法定年金保険の金額は860,790.24ユーロ（2023年：694,674.73ユーロ）です。

注21－取締役会および理事会に関する情報

2024年12月31日現在、理事会は11名の構成員から成り立ちます（2023年：10名）。

UBS関連会社に雇用されている取締役会の構成員には、職務に対する特定の報酬は支払われませんでした。社外取締役には、報酬が支払われました。

2024年度中、理事会、支店長および社外取締役は、職務への報酬として4,267,196.50ユーロ（2023年：2,614,221.17ユーロ）を受領しました。

注22－サプライ・チェーン・ファイナンス・ファンド

2024年10月1日現在、当社は、清算中の3つのサプライ・チェーン・ファイナンス・ファンド（以下「SCFF」といいます。）を含むCSFMファンド・ストラクチャーを組み入れました。清算にあたり、当社を含むUBS AGの子会社は、提供済および進行中のサービスにかかる費用をSCFFに代わって負担しました。これらの費用はSCFFへの再請求に関連するものであり、主に、事業再編および回復活動のための助言費用、調査費用、プロジェクト管理費用ならびにSCFFが現在も保有する資産を支えるプラットフォームを維持するための運営費用に関連しています。

2024年10月1日現在、SCFFへの按分された再請求の金額は、11,713,395.79ユーロが「その他の営業収益」（注18）に計上されています。2024年12月31日現在、「関連会社に対する債権」（注7）の一部として計上された71,855,513.47ユーロの金額は、未発行の請求書48,094,431.36ユーロおよび未収金23,761,082.12ユーロを表しています。

2024年10月1日現在、当社によって按分された費用は、11,679,108.41ユーロの金額が「その他の営業費用」（注18）に計上されています。2024年12月31日現在、「関連会社に対する債務」（注15）の一部として計上された71,791,010.61ユーロの金額は、UBS AGの子会社によって再請求されると見込まれる費用48,058,241.36ユーロおよび未払金23,761,082.12ユーロを表しています。

注23－後発事象

ミヒャエル・ケールは、当社の取締役および会長としての彼の権限を、2025年1月31日付で終了させます。

[次へ](#)



Balance Sheet – Assets

	Notes	31.12.2024	31.12.2023
A. Subscribed capital unpaid		0.00	0.00
B. Formation expenses		0.00	0.00
C. Fixed assets		20,031,006.76	22,494,861.26
I. Intangible assets		20,008,968.09	22,459,045.89
1. Costs of development		0.00	0.00
2. Concessions, patents, licences, trade marks and similar rights and assets, if they were		0.00	0.00
a) acquired for valuable consideration and need not be shown under C.I.3		0.00	0.00
b) created by the undertaking itself		0.00	0.00
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	3	20,008,968.09	22,459,045.89
II. Tangible assets	4	9,290.77	23,067.47
1. Land and buildings		0.00	0.00
2. Plant and machinery		0.00	0.00
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment		9,290.77	23,067.47
III. Financial assets	5	12,747.90	12,747.90
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Loans to affiliated undertakings		0.00	0.00
3. Participating interests		0.00	0.00
4. Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
5. Investments held as fixed assets		0.00	0.00
6. Other loans		12,747.90	12,747.90
D. Current assets		387,228,673.92	158,597,265.39
I. Stocks		0.00	0.00
II. Debtors		249,175,773.24	108,336,736.32
1. Trade debtors	6	103,242,532.50	74,278,091.26
a) becoming due and payable within one year		103,242,532.50	74,278,091.26
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
2. Amounts owed by affiliated undertakings	7, 22	82,887,284.95	10,911,071.05
a) becoming due and payable within one year		82,887,284.95	10,911,071.05
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		0.00	0.00
4. Other debtors		63,045,955.79	23,147,574.01
a) becoming due and payable within one year		210,906.74	16,173.48
b) becoming due and payable after more than one year	13	62,835,049.05	23,131,400.53
III. Investments	8	166,879.80	151,653.36
1. Shares in affiliated undertakings		0.00	0.00
2. Own shares		0.00	0.00
3. Other investments		166,879.80	151,653.36
IV. Cash at bank and in hand	9	137,886,020.88	50,108,875.71
E. Prepayments		6,127,826.34	1,441,644.37
TOTAL ASSETS		413,387,507.02	182,533,771.02

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Balance Sheet – Capital and Liabilities

	Notes	31.12.2024	31.12.2023
A. Capital and reserves		138,548,803.37	69,079,437.44
I. Subscribed capital	10	13,742,000.00	13,738,000.00
II. Share premium account	11	92,553,616.17	22,636,000.00
III. Revaluation reserve		0.00	0.00
IV. Reserves	12	8,491,175.00	8,668,625.00
1. Legal reserve		1,373,800.00	1,300,000.00
2. Reserve for own shares		0.00	0.00
3. Reserves provided for by the articles of association		0.00	0.00
4. Other reserves, including the fair value reserve		7,117,375.00	7,368,625.00
a) other available reserves		150,000.00	150,000.00
b) other non available reserves		6,967,375.00	7,218,625.00
V. Profit or loss brought forward		214,262.44	24,133.30
VI. Profit or loss for the financial year		23,547,749.76	24,012,679.14
VII. Interim dividends		0.00	0.00
VIII. Capital investment subsidies		0.00	0.00
B. Provisions		43,124,292.43	21,183,815.51
1. Provisions for pensions and similar obligations		0.00	0.00
2. Provisions for taxation	13	40,723,896.54	21,183,815.51
3. Other provisions	14	2,400,395.89	0.00
C. Creditors		231,714,411.22	92,270,518.07
1. Debenture loans		0.00	0.00
2. Amounts owed to credit institutions		0.00	0.00
3. Payments		0.00	0.00
4. Trade creditors		0.00	0.00
5. Bills of exchange payable		0.00	0.00
6. Amounts owed to affiliated undertakings	15, 22	189,184,091.74	69,684,494.73
a) becoming due and payable within one year		189,184,091.74	69,684,494.73
b) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
8. Other creditors	16	42,530,319.48	22,586,023.34
a) Tax authorities		2,403,273.85	1,415,943.20
b) Social security authorities		984,563.45	591,480.08
c) Other creditors		39,142,482.18	20,578,600.06
i) becoming due and payable within one year		39,142,482.18	20,578,600.06
ii) becoming due and payable after more than one year		0.00	0.00
D. Deferred income		0.00	0.00
TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES		413,387,507.02	182,533,771.02

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Profit and Loss Accounts

Euro	Notes	1.1.2024	1.1.2023
		-31.12.2024	-31.12.2023
1. Net turnover	17	815,396,455.95	786,338,511.80
4. Other operating income	18, 22	22,415,125.62	8,658,578.57
5. Raw materials and consumables and other external expenses	19	744,343,056.30	720,501,724.99
a) Raw materials and consumables		0.00	0.00
b) Other external expenses		744,343,056.30	720,501,724.99
6. Staff costs	20	23,119,728.13	17,496,587.50
a) Wages and salaries		19,588,891.81	14,985,495.20
b) Social security costs		2,847,954.33	2,240,347.58
i) relating to pensions		1,987,164.09	1,545,672.85
ii) other social security costs		860,790.24	694,674.73
c) Other staff costs		682,881.99	270,744.72
7. Value adjustments	3,4	2,463,854.50	2,070,898.85
a) in respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets		2,463,854.50	2,070,898.85
b) in respect of current assets		0.00	0.00
8. Other operating expenses	18, 22	37,769,267.85	25,118,851.15
11. Other interest receivable and similar income		1,749,243.73	1,565,365.16
a) derived from affiliated undertakings		1,174,744.82	1,175,599.77
b) other interest and similar income		574,498.91	389,765.39
14. Interest payable and similar expenses		23,877.87	2,466.51
a) concerning affiliated undertakings		0.00	0.01
b) other interest and similar expenses		23,877.87	2,466.50
15. Tax on profit or loss	13	8,293,290.89	7,359,247.39
16. Profit or loss after taxation		23,547,749.76	24,012,679.14
17. Other taxes not shown under above items		0.00	0.00
18. Profit or loss for the financial year		23,547,749.76	24,012,679.14

The accompanying notes are integral part of the audited financial statements.



Notes to the financial statements

Note 1 – General

UBS Fund Management (Luxembourg) S.A., hereinafter referred to as “UBS FML”, was created on 1 July 2010 in the legal form of a Société Anonyme (public limited company) according to Luxembourg law for an unlimited period. Registered in Luxembourg, UBS FML began operating on 1 August 2010. UBS FML was originally a fully owned subsidiary of UBS AG, a bank incorporated in Switzerland.

The location of the registered Office of UBS FML is 33A, avenue John F. Kennedy, L-1855 Luxembourg.

The purpose of UBS FML is to perform management services as foreseen in Chapter 15 of the law dated 17 December 2010, relating to undertakings for collective investment, as amended (the “Law of 2010”).

Since 30 October 2013, the purpose of UBS FML is extended to perform management services as foreseen in article 5 of Chapter 2 of the law dated 12 July 2013, relating to alternative investment funds. The allowed activities are portfolio management, administration and distribution. Since 19 December 2018, UBS FML is also licensed for discretionary portfolio mandates. Since 26 October 2022, UBS FML’s license has been extended to MiFID Investment Advisor/RTO services.

Since 28 April 2016, UBS FML is a fully owned subsidiary of the UBS Asset Management AG, Zurich (Switzerland) and is incorporated in the UBS Group’s consolidated accounts. A copy of the consolidated annual accounts for the UBS Group AG is available at UBS Group AG, CH-8098 Zurich, Switzerland.

UBS FML established a Branch in Austria (1 July 2021), a Branch in the Netherlands (1 March 2023), a Branch in Sweden (1 July 2024), a Branch in Spain (1 August 2024). UBS FML’s financial statements include the operations of Austria, Netherlands, Sweden, Spain Branches. The necessary adjustments have been made to adapt the Branches operations into the accounting principles applicable in Luxembourg.

On 1 October 2024, an extraordinary general meeting of shareholders of UBS FML and Credit Suisse Fund Management S.A. (“CSFM”), respectively, approved the draft common terms of merger agreed between the two entities. This resulted in the merger by absorption of CSFM into UBS FML with effect on that date. On the same day the sole shareholder of UBS FML decided to change the name into UBS Asset Management (Europe) S.A., hereinafter referred to as the “Company”.

At the merger date, assets and liabilities of CSFM were contributed in kind with the issuance of (2) two new shares of the Company and a merger premium of EUR 69.9 million recorded as share premium (Note 11).

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and the legal and regulatory requirements in force in the Grand Duchy of Luxembourg

In particular, the following accounting policies have been used:

Conversion of foreign currency

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the financial statements have been drawn up using this currency.



Assets and liabilities in other currencies - apart from tangible and intangible assets - have been converted into the balance sheet currency according to the closing rate at the balance sheet date.

Tangible and intangible assets have been converted into EUR according to the exchange rate on the date of purchase.

The profit and loss account includes all realized gains and losses and unrealized gains and losses resulting from exchange rate movements.

Revenue and costs in other currencies have been converted into EUR according to the exchange rate of the end of the month in which the revenues and costs have been booked.

Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets have been valued at their initial purchase price, minus accumulated depreciation. Depreciation is calculated on a linear basis over the standard operational period of use for each item. If there are indications that an asset should be impaired, the residual value will be adjusted accordingly.

Debtors

Accounts receivables are recorded at nominal value minus any necessary value adjustments.

Investments

Investments are valued at balance sheet date at the lower of cost or market.

Provisions for liabilities and charges

Provisions are recorded for recognizable risks and uncertain liabilities.

Creditors

Creditors are recorded at reimbursement value.

Income

Income is generally recorded on an accrual basis.

Use of estimates

The general accepted accounting principles in Luxembourg requires the Board of Directors to make estimates that affect the reported amounts of assets and liabilities and the reported amounts in the profit and loss account during the year. These accounting estimates reflect Board of Directors' best judgment and actual results could differ from those estimates.



Note 3 – Intangible assets

Intangible assets are being depreciated over 10 years.

	31/12/2024	31/12/2023
<u>Purchase cost</u>		
Opening balance	24,500,777.39	0.00
Additions	0.00	24,500,777.39
Impairment	0.00	0.00
Closing balance	24,500,777.39	24,500,777.39
<u>Accumulated depreciation</u>		
Opening balance	-2,041,731.50	0.00
Depreciation	-2,450,077.80	-2,041,731.50
Closing balance	-4,491,809.30	-2,041,731.50
Net book value	20,008,968.09	22,459,045.89

Note 4 – Tangible assets

	Furniture and other tangible assets	IT Equipment	Total
<u>Purchase cost</u>			
At 01.01.2024	0.00	0.00	0.00
Additions	5,803.15	46,431.67	52,234.82
Disposals	0.00	0.00	0.00
At 31.12.2024	5,803.15	46,431.67	52,234.82
<u>Accumulated depreciation</u>			
At 01.01.2024	5,803.15	23,364.20	29,167.35
Additions	0.00	13,776.70	13,776.70
Disposals	0.00	0.00	0.00
At 31.12.2024	5,803.15	37,140.90	42,944.05
Net book value at 31.12.2024	0.00	9,290.77	9,290.77
Net book value at 31.12.2023	0.00	23,067.47	23,067.47

Tangible assets are depreciated over their useful economic lives, either 28 or 36 months.

Note 5 – Financial assets

The other loans represent the Austrian branch rent guarantee deposit for the offices in Vienna.



Note 6 – Trade debtors

Trade debtors amounting to EUR 103,242,532.50 (2023: EUR 74,278,091.26) represent accrued management fee and other commission receivables from the UBS sponsored Luxembourg based funds, including former CSFM funds onboarded at merger date 01 October 2024.

Note 7 – Amounts owed by affiliated undertakings

As of 31 December 2024, amounts owed by affiliated undertakings amounting to EUR 82,887,284.95 (2023: EUR 10,911,071.05) represent the recoverable of costs for services provided to other UBS entities. The balance mainly includes accrued receivable of EUR 71,855,513.47 in relation to the Supply Chain Finance Funds onboarded as of 1 October 2024 from CSFM (Note 22 for further details).

Note 8 – Investments

As of 31 December 2024 and 2023, the other investments balance represents the valuation of financial assets held in managed and UBS sponsored undertakings for collective investments for operational purposes.

Note 9 – Cash at bank and in hand

Cash reserves of EUR 137,886,020.88 include an amount of EUR 99,454,844.94 (2023: EUR 33,226,735.33) placed with entities belonging to the UBS Group.

EUR	<u>31.12.2024</u>	<u>31.12.2023</u>
UBS AG	7,269,639.07	3,652,986.98
UBS Europe SE	143,437.26	0.00
UBS Europe SE, Luxembourg branch	92,041,768.61	29,573,748.35
Other banks	38,431,175.94	16,882,140.38
Balance	137,886,020.88	50,108,875.71

Note 10 – Subscribed capital

The Company has been incorporated with a subscribed and completely paid-up capital of EUR 10,000,000.00, divided into 5,000 registered shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

On 30 October 2013, the Extraordinary General Meeting decided the capital increase of EUR 3,000,000.00.

On 1 March 2023, the Extraordinary General Meeting decided to increase the capital of EUR 738,000.00 through the issuance of 369 shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

On 1 October 2024, the Extraordinary General Meeting decided to increase the capital of EUR 4,000.00 through the issuance of 2 shares with a par value of EUR 2,000.00 each.



As of 31 December 2024, the subscribed and completely paid-up capital amounts to EUR 13,742,000.00 divided into 6,871 registered shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

Note 11 – Share premium

As of 31 December 2024, the share premium of the Company amounts to EUR 92,553,616.17 (2023: EUR 22,636,000.00).

On 1 October 2024, assets and liabilities of CSFM were contributed in kind with the issuance of (2) two new shares of the Company and a merger premium of EUR 69.9 million recorded as share premium.

Note 12 – Reserves

The allocation of the result is based on the decision of the sole shareholder as of 24 April 2024:

EUR	Subscribed capital	Share premium	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward	Profit for the financial year	Total equity
31.12.2023	13,738,000.00	22,636,000.00	1,300,000.00	7,368,625.00	24,133.30	24,012,679.14	69,079,437.44
Allocation of 2023 profit			73,800.00	-1,300,000.00 1,048,750.00	190,129.14	-12,679.14	-1,122,550.00 1,122,550.00
Dividend paid						-24,000,000.00	-24,000,000.00
Share premium		69,917,616.17					69,917,616.17
Capital injection	4,000.00						4,000.00
Profit of the financial year						23,547,749.76	23,547,749.76
31.12.2024	13,742,000.00	92,553,616.17	1,373,800.00	7,117,375.00	214,262.44	23,547,749.76	138,548,803.37

Legal reserve

According to the provisions of the Luxembourg law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended, at least 5% of the annual profit must be allocated to the legal reserve until the latter amounts to 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be paid out in the form of dividends.

Reserve for Net Wealth Tax

Luxembourg tax legislation provides for a reduction of the net worth tax on the condition that a special non-distributable reserve is established for a period of 5 years and for an amount equal to 5 times the net worth tax liability of a given year. This reserve is included under "Other reserves". On 19 November 2015, the Luxembourg tax authorities issued the Circular I. Fort. No 47bis stating that as from 2015, the reduction of the Net Wealth Tax is limited to the amount of Corporate Income Tax due for the preceding year (and not anymore of the current year).



The shareholder decided on the General Assembly of 24 April 2024, to allocate EUR 1,048,750.00 to this special reserve out of the 2023 profit. Considering the release for 2019 EUR 1,300,000.00, the special reserve amounts to EUR 6,967,375.00 as of 31 December 2024.

Net Wealth Tax Reserve	EUR
Special reserve 2020	1,103,000.00
Special reserve 2021	1,456,000.00
Special reserve 2022	1,964,625.00
Special reserve 2023	1,395,000.00
Special reserve 2024	1,048,750.00
Total	6,967,375.00

Note 13 – Taxation

The Company is a fully taxable corporation in accordance with Luxembourg tax law.

On 1 October 2024, the Company absorbed tax advances and tax provisions of CSFM for the years 2022, 2023 and the financial period 1 January 2024 until 30 September 2024.

As of 31 December 2024, Other debtors (D.4.b) amounting to EUR 62,835,049.05 reflects tax advances for CIT/MBT 2023 and 2024 (2023: EUR 23,131,400.53 for CIT/MBT 2022 and 2023).

On the same date, Provision for taxation (B.2) amounting to EUR 40,723,896.54 reflects open provisions for CIT/MBT 2023 and 2024 (2023: EUR 21,183,815.51 for CIT/MBT 2022 and 2023).

	CIT/MBT	NWT	TOTAL
TAX Provision as of 31.12.2023	21,183,815.52	-	21,183,815.52
Tax assessment previous year	-13,495,308.79	-	-13,495,308.79
Tax Expenses 2024	8,293,290.89	-	8,293,290.89
CSFM Contribution	24,339,153.92	402,945.00	24,742,098.92
Tax Provision as of 31.12.2024	40,320,951.54	402,945.00	40,723,896.54
Tax Advances as of 31.12.2023	23,131,400.53	-	23,131,400.53
CSFM Contribution	46,723,599.66	-	46,723,599.66
Tax assessment previous year	-13,261,218.76	-	-13,261,218.76
Advance payments 2024	6,241,267.62	-	6,241,267.62
Tax Advance as of 31.12.2024	62,835,049.05	-	62,835,049.05



All branches of the Company are considered as permanent establishments for tax purposes in their local countries and follow the tax regulation and tax rates enacted in their respective regulatory territory.

On 22 December 2023, Luxembourg enacted new global minimum tax rules to align with the Organization for Economic Co-operation and Development ("OECD") Base Erosion and Profit Shifting ("BEPS") Pillar 2 model rules ("Pillar 2 rules"). The Law, as further amended on 20 December 2024, includes the implementation of an income inclusion rule ("IIR"), undertaxed profits rules ("UTPR") and qualified domestic minimum top-up tax ("QDMTT"). The rules impose a minimum 15% effective tax rate, based on the OECD's Pillar Two Model Rules, applicable in each jurisdiction in which the Group operates.

For the fiscal year ended 31 December 2024, the Company falls within the scope of the IIR and QDMTT. Based on the analysis performed by the Group, the Company qualifies as a Constituent Entity of the Group, without taxing rights towards any low-taxed Constituent Entities of the Group.

Luxembourg has also adopted the Transitional Country-by-Country Safe Harbor ("TSH") guidance applicable for the fiscal years beginning on or before 31 December 2026. The TSH limit the applicable of the global minimum tax rules within a jurisdiction should certain criteria be met.

The Group has performed the TSH analysis for year ended 31 December 2024 and the Group qualifies for the TSH in Luxembourg and the jurisdictions of the Branches, so that no QDMTT should be incurred. On that basis, no current tax expense related to Pillar 2 is incurred by the Company in year ended 31 December 2024.

Note 14 – Other provision

Other provision includes accruals for severance.

Note 15 – Amounts owed to affiliated undertakings

As of 31 December 2024, amounts due to affiliated undertakings amounting to EUR 189,184,091.74 include accruals for the portfolio management and distributions fees for UBS funds as well as total expenses of EUR 71,791,010.61 in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22 for further details).



Note 16 – Other creditors

This position is composed of the following payables:

	2024	2023
Withholding tax on salaries	483,563.32	136,932.83
VAT	1,919,710.53	1,279,010.37
Total Tax authorities	2,403,273.85	1,415,943.20
Social Security authorities	984,563.45	591,480.08
Salary and bonus provisions	7,389,030.77	3,015,990.51
Professional services	2,152,829.52	614,294.10
Capping fees*	3,040,558.97	841,493.68
Class action	864,659.05	3,577,064.26
Services from delegated functions	23,149,649.08	10,407,915.96
Others **	2,545,754.79	2,121,841.55
Total Other creditors	39,142,482.18	20,578,600.06
Total Other creditors	42,530,319.48	22,586,023.34

*For selected funds a cap (as percentage of the total assets) related operating expenses is defined. The Company bears all expenses above the cap.

**Others reflect additional accruals for outstanding fees due to fund platforms.



Note 17 – Net turnover

The net turnover includes also the aggregate all-in fee received for the managed funds. Such all-in fees include amounts owed to the delegated functions, mainly central administration, investment managers and distribution partners. Such amounts to the service providers of the funds are disclosed in Note 19, Raw materials and consumables and other external expenses.

For the year ending 31 December 2024, the Company earned gross revenues of EUR 815,396,455.95 (2023: EUR 786,338,511.80) for Management Company services delivered for the following managed investment schemes:

Corporate Structures – Luxembourg based	AIF	Corporate Structures – Luxembourg based Continued	AIF
Alpinum SICAV-SIF	x	HESPERANGE FUND SCSp, SICAV-RAIF	x
APPIA Global Infrastructure Portfolio A S.C.S., SICAV-RI	x	HHPE Fund SCA, SICAV-RAIF	x
APPIA Global Infrastructure Portfolio S.C.A., SICAV-RI	x	Investment Access I SICAV SIF	x
APPIA II Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	Investment Access II SICAV RAIF	x
APPIA II Global Infrastructure Portfolio SCSp	x	Jyske SICAV	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x	Kersio Lux	
APPIA III Global Infrastructure Portfolio SCSp	x	Laguna Direct Lending Fund I (Lux) SCSp SICAV – RAIF	x
APPIA Infrastructure Co-Invest SCSp SICAV-RAIF	x*	Manager Opportunities Access	
APPIA IV Global Infrastructure Portfolio Feeder SCA SICAV-RAIF	x*	Mediobanca /UBS (Lux) Global Real Estate Co-investment	x*
APPIA IV Global Infrastructure Portfolio SCSp SICAV-RAIF	x*	Opportunities SCA SICAV-RAIF	
Archmore Infrastructure Debt Platform, SCA-SICAV SIF	x	Migros Bank (Lux) Fonds	
Archmore International Infrastructure Fund III – Fund B (USD) SCSp	x	Multi Manager Access	
Archmore International Infrastructure Fund III – Fund C (EUR) SCSp	x	Multi Manager Access II	
Archmore SCSp, SICAV-SIF	x	New Style S à r.l., SICAV-RAIF	x
Atlas Global Macro RAIF	x	OnCapital SICAV	
BCB & Partners Fund SICAV-SIF	x	Private Equity (Lux) Evergreen Secondary Fund	x
BCC Investment Partners SICAV		SDG Outcomes Fund SCSp, SICAV-RAIF	x
BOS International Fund		SF (Lux) SICAV 2	
BPER International SICAV		SF (Lux) SICAV 3	x
Clover Private Credit Opportunities (Lux) III SCSp SICAV-RAIF	x*	Steli (Lux) Sicav	
Credit Suisse Index Fund (Lux)		UBS (Lux) Archmore Infrastructure Debt Platform S.C.A., SICAV-RAIF	x*
Credit Suisse Logistics Property Partners	x	UBS (Lux) Bond Sicav	
Credit Suisse Nova (Lux)	x	UBS (Lux) Equity Sicav	
Credit Suisse Virtuoso SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Fund Solutions	
CS Advantage (Lux)	x	UBS (Lux) Global Living Fund S.A. SICAV-RAIF	x
CS ILS SICAV-SIF	x	UBS (Lux) Institutional SICAV	
CS Investment Funds 1		UBS (Lux) Investment Sicav	
CS Investment Funds 2		UBS (Lux) Key Selection Sicav	
CS Investment Funds 3		UBS (Lux) Private Equity Growth V SCSp SICAV-SIF	x
CS Investment Funds 4		UBS (Lux) Private Markets	x
CS Real Estate SICAV – SIF I	x	UBS (Lux) Real Estate Funds Selection	x
Eco Transport (Lux) Fund SCSp SICAV-RAIF	x*	UBS (Lux) Sicav I	
European Infrastructure Parallel Fund SCSp SICAV-RAIF	x	UBS (Lux) Strategy Sicav	
European Life Sciences Property SCSp SICAV-RAIF	x*	UBS (Lux) Strategy Xtra Sicav	x
Focused Sicav		UBS Global Private Equity Growth III Feeder SCA, SICAV-SIF	x
Global Opportunities Access		UBS Global Private Equity Growth III SLP-SIF	x
Global Private Equity Growth IV SCSp SICAV-SIF	x	VALORI SICAV	
Contractual Structures – Luxembourg based	AIF	Contractual Structures – Luxembourg Continued	AIF
ABQ (Lux) Select FCP RAIF	x	UBS (Lux) Bond Fund	
Aek Wien SIF	x	UBS (Lux) Emerging Economies Fund	
Bond Strategy FCP-RAIF	x	UBS (Lux) Equity Fund	
Constance Long Term Fund	x	UBS (Lux) Infrastructure Co-Invest SCSp SICAV-SIF	x*
CS Investment Funds 13		UBS (Lux) Institutional Fund	
CS Investment Funds 14		UBS (Lux) Money Market Fund	
Focused Fund		UBS (Lux) Strategy Fund	
Luxembourg Placement Fund		Victoria II Fund	x
Luxembourg Selection Fund		ZLux FCP-SIF	x
Contractual Structures – France based	AIF		
Archmore Infrastructure Debt Platform – High Yield Credit	x		
Infrastructure Debt Platform II Fonds Professionnel Spécialisé	x		

x stands for AIFs

* stands for not yet launched AIFs / UCITS or launched without Assets



Note 18 – Other operating income and expenses

Other operating income amounting to EUR 22,415,125.62 reflects mainly intergroup cross charges for services provided to other UBS entities, including EUR EUR 11,713,395.79 as pro-rated recharges in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22 for further details).

Operating expenses amounting to EUR 11,679,108.41 represent pro-rated costs in relation to the Supply Chain Finance Funds (Note 22 for further details).

Group charges reflect mainly the increase in intergroup cross charges for services received from other UBS entities for management and infrastructure.

Related VAT is recorded under Other operating expenses - Other.

EUR	<u>FY 2024</u>	<u>FY 2023</u>
Supply Chain Finance Funds	11,679,108.41	0.00
Group charges	18,114,210.16	18,099,092.08
Professional fees	2,570,265.76	2,177,788.48
Other operating expenses - Other	5,405,683.52	4,841,970.59
Total other operating expenses	37,769,267.85	25,118,851.15

Note 19 – Raw materials and consumables and other external expenses

The raw materials and consumables and other external expenses in the amount of EUR 744,343,056.30 (2023: EUR 720,501,724.99) represent the fee expenses paid to delegated functions for portfolio management, administration, or distribution.

Note 20 – Staff costs

The Company employed an average of 109 (2023: 100) staff during the business year. As at end of 2024, 129 staff were employed, whereof 54 women and 75 men (31.12.2023: 43 women / 57 men); 6 are citizens of G.D. of Luxembourg, 123 are from abroad (31.12.2023: 5 Luxembourg / 95 non-Luxembourg citizen).

The amount of legal pension insurance as a part of social security costs is EUR 860,790.24 (2023: EUR 694,674.73).

Note 21 – Information concerning the Board of Directors and the Executive Management

The Board of Directors and the Executive Management consisted as at 31 December 2024 of 11 members (2023: 10 members)

No specific remuneration was paid to the members of the Board of Directors employed by UBS entities in respect of their duties. The independent director is remunerated.

The Executive Management, branch managers and the independent director received in 2024 a remuneration amounting to EUR 4,267,196.50 (2023: EUR 2,614,221.17) in respect of their duties.

**Note 22 – Supply chain finance funds**

As of 1 October 2024, the Company onboarded CSFM fund structures, including three supply chain finance funds ("SCFF") in liquidation. In the context of the liquidation, subsidiaries of UBS AG including the Company have incurred costs on behalf of the SCFF covering services performed and still in progress as of 31 December 2024. These costs are related re-invoicing to the SCFF are mainly linked to advisory fees for restructuring and recovery activities, investigations, project management and operating expenses to maintain the platform support the assets still held by the SCFF.

As of 1 October 2024, pro-rated recharges to the SCFF are recognized in "other operating income" (Note 18) amounting to EUR 11,713,395.79. As of 31 December 2024, an amount of EUR 71,855,513.47 recorded as part of "amounts owed by affiliated undertakings" (note 7), represents invoices to be drawn up of EUR 48,094,431.36 and accruals receivable of EUR 23,761,082.12.

Pro-rated costs incurred by the Company as of 1 October 2024 are recorded in "other operating expenses" (Note 18) amounting to EUR 11,679,108.41. As of 31 December 2024, an amount of EUR 71,791,010.61 recorded as part of the "amounts owed to affiliated undertakings" (Note 15), represents expenses expected to be recharged by subsidiaries of UBS AG of EUR 48,058,241.36 and accruals payable of EUR 23,761,082.12.

Note 23 – Subsequent events

Michael Kehl terminates his mandate as Director and Chairman of the Company as of 31 January 2025.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝171.47円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

貸借対照表

2025年6月30日現在

	2025年6月30日		2024年12月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
A. 未払込資本	0.00	0	0.00	0
B. 創業費	0.00	0	0.00	0
C. 固定資産	18,799,347.13	3,223,524	20,031,006.76	3,434,717
I. 無形資産	18,783,929.19	3,220,880	20,008,968.09	3,430,938
1. 開発費	0.00	0	0.00	0
2. 譲許、特許、認可、登録商標 ならびに類似する権利および 資産、以下に該当する場合：	0.00	0	0.00	0
a) 有価約因として取得し、かつ、 C. I. 3により表示が不要な場 合	0.00	0	0.00	0
b) 関連会社自身による創出	0.00	0	0.00	0
3. 有価約因として取得された 範囲内ののれん	18,783,929.19	3,220,880	20,008,968.09	3,430,938
II. 有形資産	2,402.44	412	9,290.77	1,593
1. 土地および建物	0.00	0	0.00	0
2. 工場および機械	0.00	0	0.00	0
3. その他の什器・備品、器具 および機器	2,402.44	412	9,290.77	1,593
III. 金融資産	13,015.50	2,232	12,747.90	2,186
1. 関連会社持分	0.00	0	0.00	0
2. 関連会社に対する債権	0.00	0	0.00	0
3. 参加持分	0.00	0	0.00	0
4. 参加持分に連動する 関連会社に対する債権	0.00	0	0.00	0
5. 固定資産として保有の投資	0.00	0	0.00	0
6. その他の債権	13,015.50	2,232	12,747.90	2,186
D. 流動資産	331,726,408.41	56,881,127	387,228,673.92	66,398,101
I. 棚卸資産	0.00	0	0.00	0
II. 債権	226,814,461.66	38,891,876	249,175,773.24	42,726,170
1. 売掛金	89,618,073.61	15,366,811	103,242,532.50	17,702,997
a) 1年以内に期限到来	89,618,073.61	15,366,811	103,242,532.50	17,702,997
b) 1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
2. 関連会社に対する債権	78,580,898.64	13,474,267	82,887,284.95	14,212,683
a) 1年以内に期限到来	78,580,898.64	13,474,267	82,887,284.95	14,212,683
b) 1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
3. 参加持分に連動する 関連会社に対する債権	0.00	0	0.00	0
4. その他の債権	58,615,489.41	10,050,798	63,045,955.79	10,810,490
a) 1年以内に期限到来	128,847.22	22,093	210,906.74	36,164
b) 1年を超えて期限到来	58,486,642.19	10,028,705	62,835,049.05	10,774,326
III. 投資	174,244.46	29,878	166,879.80	28,615
1. 関連会社持分	0.00	0	0.00	0
2. 自己株式	0.00	0	0.00	0
3. その他の投資	174,244.46	29,878	166,879.80	28,615
IV. 銀行預金および手元現金	104,737,702.29	17,959,374	137,886,020.88	23,643,316
E. 前払金	7,049,273.92	1,208,739	6,127,826.34	1,050,738
資産合計	357,575,029.46	61,313,390	413,387,507.02	70,883,556

	2025年6月30日		2024年12月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
A. 資本金および準備金	135,361,901.61	23,210,505	138,548,803.37	23,756,963
I. 払込資本金	13,742,000.00	2,356,341	13,742,000.00	2,356,341
II. 資本剰余金	92,553,616.17	15,870,169	92,553,616.17	15,870,169
III. 再評価積立金	0.00	0	0.00	0
IV. 準備金	11,292,775.00	1,936,372	8,491,175.00	1,455,982
1. 法定準備金	1,374,200.00	235,634	1,373,800.00	235,565
2. 自己株式に対する準備金	0.00	0	0.00	0
3. 定款に規定された準備金	0.00	0	0.00	0
4. 公正価値準備金を含む その他の準備金	9,918,575.00	1,700,738	7,117,375.00	1,220,416
a) その他の分配可能準備金	150,000.00	25,721	150,000.00	25,721
b) その他の分配不能準備金	9,768,575.00	1,675,018	6,967,375.00	1,194,696
V. 繰越損益	39,508.13	6,774	214,262.44	36,740
VI. 当期損益	17,734,002.31	3,040,849	23,547,749.76	4,037,733
VII. 中間配当金	0.00	0	0.00	0
VIII. 資本投資助成金	0.00	0	0.00	0
B. 引当金	40,893,475.98	7,012,004	43,124,292.43	7,394,522
1. 年金および類似の債務に対する 引当金	0.00	0	0.00	0
2. 納税引当金	39,203,149.49	6,722,164	40,723,896.54	6,982,927
3. その他の引当金	1,690,326.49	289,840	2,400,395.89	411,596
C. 債務	181,319,651.87	31,090,881	231,714,411.22	39,732,070
1. 社債	0.00	0	0.00	0
2. 金融機関に対する債務	0.00	0	0.00	0
3. 支払額	0.00	0	0.00	0
4. 買掛金	0.00	0	0.00	0
5. 未払為替手形	0.00	0	0.00	0
6. 関連会社に対する債務	149,282,891.14	25,597,537	189,184,091.74	32,439,396
a) 1年以内に期限到来	149,282,891.14	25,597,537	189,184,091.74	32,439,396
b) 1年を超えて期限到来	0.00	0	0.00	0
8. その他の債務	32,036,760.73	5,493,343	42,530,319.48	7,292,674
a) 税金債務	2,115,343.33	362,718	1,905,759.20	326,781
b) 社会保障債務	715,946.69	122,763	784,938.10	134,593
c) その他の債務	29,205,470.71	5,007,862	39,839,622.18	6,831,300
i) 1年以内に期限到来	29,202,125.73	5,007,288	39,839,622.18	6,831,300
ii) 1年を超えて期限到来	3,344.98	574	0.00	0
D. 繰延収益	0.00	0	0.00	0
資本金、準備金および負債合計	357,575,029.46	61,313,390	413,387,507.02	70,883,556

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ

損益計算書

2025年6月30日に終了した期間および2024年12月31日に終了した年度

	2025年1月1日から 2025年6月30日まで		2024年1月1日から 2024年12月31日まで	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1. 純取引高	433,464,580.87	74,326,172	815,396,455.95	139,816,030
4. その他の営業収益	33,544,050.11	5,751,798	22,415,125.62	3,843,522
5. 原材料および消耗品ならびに その他の外部費用	403,472,735.55	69,183,470	744,343,056.30	127,632,504
a) 原材料および消耗品	0.00	0	0.00	0
b) その他の外部費用	403,472,735.55	69,183,470	744,343,056.30	127,632,504
6. 人件費	12,586,483.24	2,158,204	23,119,728.13	3,964,340
a) 賃金および給与	10,438,664.90	1,789,918	19,588,891.81	3,358,907
b) 社会保障費	1,508,372.36	258,641	2,847,954.33	488,339
i) 年金に関連するもの	1,053,213.88	180,595	1,987,164.09	340,739
ii) その他の社会保障費	455,158.48	78,046	860,790.24	147,600
c) その他の人件費	639,445.98	109,646	682,881.99	117,094
7. 評価額調整	1,231,927.23	211,239	2,463,854.50	422,477
a) 創業費ならびに有形固定資産および 無形固定資産に関連するもの	1,231,927.23	211,239	2,463,854.50	422,477
b) 流動資産に関連するもの	0.00	0	0.00	0
8. その他の営業費用	27,099,183.71	4,646,697	37,769,267.85	6,476,296
11. 受取利息および類似収益	1,053,775.86	180,691	1,749,243.73	299,943
a) 関連会社に関連するもの	896,960.60	153,802	1,174,744.82	201,433
b) その他の受取利息および類似収益	156,815.26	26,889	574,498.91	98,509
14. 支払利息および類似費用	8,772.33	1,504	23,877.87	4,094
a) 関連会社に関連するもの	780.85	134	0.00	0
b) その他の支払利息および類似費用	7,991.48	1,370	23,877.87	4,094
15. 損益にかかる税金	5,929,302.47	1,016,697	8,293,290.89	1,422,051
16. 税引後損益	17,734,002.31	3,040,849	23,547,749.76	4,037,733
17. 上記科目に含まれないその他の税金	0.00	0	0.00	0
18. 当期損益	17,734,002.31	3,040,849	23,547,749.76	4,037,733

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、各サブ・ファンドのために、（a）管理会社、（b）その関係法人、（c）管理会社もしくはその関係法人の取締役、または（d）それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された金融市場における、その時々、（i）公に入手可能な相場に基づき決定された価格で行われる場合、または（ii）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびファンドのその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、ファンドとの関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、ファンドの利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合にファンドの受益者を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社、主たる販売会社、証券貸付取引のブローカーおよび証券貸付取引を執行するサービス提供者は、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行い、ファンドが投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、ファンドが締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行がファンドにその他の商品またはサービスを提供する関係者から法的に独立している事業体と密接な関連会社である場合には、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者は、その事業遂行において、関係者およびファンドまたはファンドの受益者による様々な事業活動との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止するよう努める。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従う方法により利益相反を管理するよう努めている。関係者は、この目的において、ファンドまたはファンドの受益者の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適切な独立性をもって行われ、かつ、あらゆる利益相反を公正に解決することを徹底する手続きを実施している。受益者は、管理会社宛てに書面で請求することにより、管理会社および／またはファンドの利益相反に関する方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、ファンドまたはその受益者の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、これに関連する軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ii）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、ファンドおよび受益者の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により受益者に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

5【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更および解散に関しては、1915年法の要求する条件に基づき株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグ法の一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

（３）訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年１月１日に開始し、同年12月31日に終了する。

管理会社の存続期間は無期限である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）投資運用会社

名称	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)
資本金の額	2025年8月末日現在、500,000スイスフラン（約9,160万円） （注）スイスフランの円貨換算は、便宜上、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝183.19円）による。以下、別段の記載がない限り、スイスフランの円金額表示はすべてこれによるものとする。
事業の内容	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

名称	ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Switzerland AG, Zurich)
資本金の額	2025年8月末日現在、10,000,000スイス・フラン（約18億円）
事業の内容	投資運用会社として、主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家向けに株式、債券の運用を行っている。

（2）保管受託銀行 主支払事務代行会社

名称	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)
資本金 （株主資本） の額	2025年8月末日現在 446,001,086ユーロ（約765億円）
事業の内容	UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。 UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS（ルクセンブルグ）エス・エイがUBSドイチェランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。 同社は、2016年12月1日以降、主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

（３）管理事務代行会社

名称	ノーザン・トラスト・グローバル・サービシズＳＥ (Northern Trust Global Services SE)
資本金の額	2025年８月末日現在、393,067,791ユーロ（約674億円）
事業の内容	欧州会社（Societas Europaea）であり、（i）1915年法、（ii）ルクセンブルグの欧州会社（ＳＥ）に関する法律に係る2001年10月８日欧州理事会規則（ＥＣ）2157／2001、（iii）金融セクターに関する1993年４月５日ルクセンブルグ法（改正済）および（iv）その定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関（établissement de crédit）が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含む）に従事することである。

（４）元引受会社

名称	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)
資本金の額	2025年８月末日現在、500,000スイスフラン（約9,160万円）
事業の内容	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

（５）代行協会員

名称	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
資本金の額	2025年８月末日現在、5,165百万円
事業の内容	金融商品取引法に基づき日本において第一種金融取引業を営んでいる。

（６）日本における販売会社

名称	UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社
資本金の額	2025年８月末日現在、5,165百万円
事業の内容	金融商品取引法に基づき日本において第一種金融取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

（1）投資運用会社

投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

（2）保管受託銀行 主支払事務代行会社

ファンド資産の保管業務および支払事務（受益者への配当支払業務を含む。）を行う。

保管可能なファンドの金融商品の保管、ファンドのその他の資産の記録保持および所有権の確認を行うために、任命されている。また、2010年法および保管受託契約の規定に従い、ファンドのキャッシュフローの効果的かつ適切な監視を徹底して行うものとする。

（3）管理事務代行会社

ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、管理事務代行会社はファンドの登録および名義書換事務代行者として、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関する必要な情報を収集し、かつ確認を行う責任も負う。また、管理事務代行会社は、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客のコミュニケーション業務を提供する。

（4）元引受会社

ファンドの元引受業務を行う。

（5）代行協会員

代行協会員業務を行う。

（6）日本における販売会社

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

3【資本関係】

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイおよびUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、UBSアセット・マネジメント・エイ・ジーの全額出資子会社である。UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー、ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）およびUBSヨーロッパSEはユービーエス・エイ・ジーの全額出資子会社であり、ユービーエス・エイ・ジーはUBSグループ・エイ・ジーの全額出資子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

（2025年3月付）

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（随時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	指令2011／61／EU第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）指令2009／65／EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（とりわけ、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルA
パートIファンド	2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（指令2009／65／ECをルクセンブルク法に導入）。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
R C S	ルクセンブルク大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
R E S A	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

I. ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2025年1月31日現在で契約型の規制UCI¹の数は1,124、その純資産総額は1兆318億4,400万ユーロ（226兆729億円）に達している²。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2025年1月31日現在で、SICAV（変動資本を有する投資法人）型およびSICAR（リスク資本に投資する投資法人）型の規制UCIの数はそれぞれ1,785および178で、その純資産総額は、それぞれ4兆7,767億1,800万ユーロ（819兆638億円）および835億4,900万ユーロ（14兆3,261億円）に達している³。

2025年1月31日現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、5兆9,293億1,700万ユーロ（1,016兆9,999億円）に達している⁴。

（注）ユーロの円貨換算は、2025年8月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝171.47円）による。

¹ この数字は、UCITS、UCIパートII、SIFおよびSICARを含む。

² 最新の統計は、CSSFのウェブサイト（<https://www.cssf.lu/en/2025/02/net-assets-of-ucis/>）を参照のこと。

³ 同上。

⁴ 同上。

II. ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（CSSF）によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

III. ルクセンブルクの投資信託の形態

1. 前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

⁵ ルクセンブルクの投資信託制度は、特に欧州連合の法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.2 UCITS/UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、指令85/611/EEC（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日付の法律（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルクは、UCITS指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日付の法律（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルクは、2009年7月13日付指令2009/65/EC（以下「UCITS IV指令」という。）を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIIファンドは、2011年1月1日以降、法律上当然に2010年法の適用を受けている。

2010年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され同日付で施行されたオルタナティブ投資ファンド管理者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正され、また最近、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会指令2014/91/EU（以下「UCITS V指令」という。）をルクセンブルク法に導入した2016年5月10日法（2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日に施行された。）により改正された。

2010年法はさらに、2021年7月26日付メモリアルA561号に公告された、国境を越えた販売に関する指令（EU）2019/1160を置き換えた2021年7月21日法、および、2021年12月9日付メモリアルA845号に公告された、カバードボンドの発行に関する2021年12月8日法により改正された。

また、2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の管理会社による重要情報文書の使用に関する指令2009/65/ECを改正する2021年12月15日付欧州議会および理事会指令（EU）2021/2261を置き換える2022年メモリアルA82号に公告された2022年2月25日法ならびに2023年予算に関する2022年12月23日法により改正された。

2024年12月24日付メモリアルA2024第589号に公告された2010年法の直近の改正は、ルクセンブルクの投資信託に関するツールボックスの改善と最新化を目指して2024年12月20日法により導入された。⁶

⁶ 2024年12月20日法はフランス語で公表されている。2010年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下、この法律の統合版を「2007年法」という。）（2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった。）によりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

また、2007年法は、2019年4月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドの欧州連合離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年4月8日法によって改正された。2023年7月24日付メモリアルA2023第442号に公告された2007年法の直近の改正は、2023年7月21日法（以下「2023年法」という。）により導入された。⁷

SIFは、かかるビークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけCSSFに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（随時改正および補足済）（以下「RAIF法」という。）は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

また、RAIF法は、2019年7月18日付メモリアル514号に公告された、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド（European Venture Capital fund、以下「EuVECA」）規則、欧州社会起業家ファンド（European Social Entrepreneurship Funds、以下「EuSEF」）規則、MMF規則、欧州長期投資ファンド（European long-term investment fund、以下「ELTIF」）規則および証券化STS規則の適切な適用のための規則を策定する2019年7月16日法によって改正された。2016年法の直近の改正は、2023年法により導入された。

⁷

2023年7月21日法はフランス語で公表されている。2007年法および2016年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

２．投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートⅠ UCITS（以下「パートⅠ」という。）
- パートⅡ その他のUCI（以下「パートⅡ」という。）
- パートⅢ 外国のUCI（以下「パートⅢ」という。）
- パートⅣ 管理会社（以下「パートⅣ」という。）
- パートⅤ UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートⅤ」という。）

2010年法は、パートⅠが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートⅡが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートⅡファンドは2013年法に定義されるAIFとしての資格を有しているのに対し、UCITSは2013年法の範囲から除かれる。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートⅠに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンド（以下「パートⅠファンド」という。）は、欧州連合の他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パートⅠファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パートⅠファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパートⅠファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートⅠファンドおよびパートⅡファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

(a) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), common fund)

(b) 投資法人 (investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）である場合と、
- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法の第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125―1条は、特定の特性を規定し、または、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付現在、この点においてC S S F規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託（「fonds commun de placement」）

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。）および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

- ― ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定される。）に基づいて継続的に発行される。
- ― 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- ― 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- ― F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- ― 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。
- ― 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならない。パートIIが適用されるその他のすべての投資信託については、少なくとも1か月に1度計算されなければならない。ただし、C S S Fは、U C I T Sについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パートIIが適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。
- ― 約款には以下の事項が記載される。
 - （a）F C Pの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
 - （b）提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - （c）分配方針
 - （d）管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法

- (e) 公告に関する規定
- (f) F C Pの会計期間
- (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート I に基づく F C P に関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、F C P の活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C P に適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート I ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I に適用される制限とを明確に区別している。

A) パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T S の設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T S は、U C I T S I V 指令に従い認可されたU C I T S または同指令第1条第2項第1号および／または第2号に規定する範囲のその他のU C I の受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のU C I は、C S S F がE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のU C I の受益者に対する保護水準はU C I T S の受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がU C I T S I V 指令の要件と同等であること。
 - かかるU C I の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - 取得が予定されているU C I T S またはその他のU C I が、その設立文書に従い、その他のU C I T S またはU C I の受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のU C I に関して、C S S F は、2018年1月5日付C S S F プレスリリース18/02号において公表されるとおり、U C I T S の商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のU C I は以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) その他のU C I は、U C I T S 指令第1条第(2)項(a)に従い、非流動性資産（商品および不動産など）に投資することを禁止される。
- (ii) その他のU C I は、U C I T S 指令第50条第(1)項(e)(ii)に従い、U C I T S 指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。

(iii) ファンドの規則または設立文書において、UCITS指令第50条第（１）項（e）

（iv）条に従い、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。

（３）UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

（４）UCITSは、上記（１）に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- － UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、（１）から（５）に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- － OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- － OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付CSSF通達11/512（CSSF通達18/698により改正済）を發布した。CSSF通達11/512（CSSF通達18/698により改正済）は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月20日付CSSF規則10-4（2022年7月27日付CSSF規則22-05により改正済）をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CSSF通達11/512（CSSF通達18/698により改正済）は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポージャーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略（金融デリバティブ商品の取扱いを含む。）に基づいて各UCITSのリスク特性を評価するものとする。

（５）UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記（１））に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記（１）に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同程度厳格とCSSFが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品

4) C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。

ただし、当該短期金融商品への投資は、1) ないし 3) 項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) U C I T Sは、付随的流動資産を保有することもできる。⁸

⁸ かかる付随的流動資産の保有は、U C I T Sの純資産の20%までに制限されている。この20%の上限は、例外的な市況の悪化に起因して状況により必要な場合および投資者の利益に関して正当と認められる場合に、厳に必要な期間に限り一時的に違反することができる。

(9) (a) U C I T Sは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T Sはまた、O T Cデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T Sは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。

いかなる場合においても、U C I T Sは、U C I T Sの約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。

(b) U C I T Sは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) U C I T Sは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

U C I T Sは、その投資方針の一部として、以下の(10) (e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。U C I T Sが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10) (a) U C I T Sは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記（3）に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記（a）に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせてはならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および／または
- その資産の20%を超える同一発行体とのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャー

- (c) 上記（a）の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記（a）の第1文に記載される制限は、指令2009/65/EUおよび指令2014/59/EUを改正するカバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会指令（EU）2019/2162（以下「指令（EU）2019/2162」という。）の第3条（1）に定義されるカバードボンド、およびその登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により2022年7月8日以前に発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年7月8日以前のこれらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本（10）に定める基準を遵守した債券の発行に関する本（10）（d）の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本（10）（d）の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）に送付するものとする。

- (e) 上記（c）および（d）に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

（a）、（b）、（c）および（d）に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記（a）、（b）、（c）および（d）に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- － 指数の構成が十分多様化していること
- － 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- － 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10) および (11) に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる

その他のUCITSおよび／またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび／またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行

体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記（10）、（13）ならびに（15）（a）および（b）に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。（10）および（13）の制限を超過した場合は、（16）が準用される。

5）子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

（16）（a）UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は（10）、（11）、（12）および（13）は適用されない。

（b）上記（a）の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

（c）発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、（10）、（11）および（13）に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。

（17）（a）投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。⁹

（b）（a）にかかわらず、

1）UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。

2）投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1）による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

⁹

本項は、2010年法第50条（17）a）の記載を反映したものである。2010年法（改正済）に関するCSSFのFAQでは、CSSFはローンをUCITSの適格投資対象とみなさない旨明記されていることに留意されたい。

- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。
- フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。
- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品（ヘッジ目的のためにのみ利用可能）
 - フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。
- コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還（ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計）の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。
- UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。
- (21) UCISのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUCI（以下「ターゲット・ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。
- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
 - 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
 - ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。

- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してUC ITSの文脈において、特に以下の法的文が考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUC ITS指令およびUC ITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/CE（以下「指令2007/16」という。）を、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「大公規則」という。）
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

CSSF通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UC ITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUC ITS（および原則としてUC Iも）が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されCSSF通達11/512（これ自体もCSSF通達18/698により改正済）によって改正されたCSSF通達08/356

CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UC ITS（UC I）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUC ITS（UC I）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- CSSF通達08/380が2008年11月26日に発行され、これによりUC ITSによる投資適格資産に関するCESRのガイドラインが規定され、UC ITSによる投資適格資産に関する、CSSF通達08/339（CSSF通達08/380により改正済）を通じて委員会により公表された2007年3月付の参照番号CESR/07-044のCESRのガイドラインを取り消し置き換えた。

CSSF通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するUC ITSによる投資適格資産についてのCESRのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。CSSF通達08/380は、UC ITS指令第21条の規定を遵守する要件は、特に、UC ITSがレポまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はUC ITSのグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。

- 2011年7月1日時点の欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）
- 組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する指令2009/65/ECを施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月20日付CSSF規則No.10-4

2010年12月20日付C S S F規則No.10－4は、2022年7月27日付C S S F規則No.22－05により改正された。

- － ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関する指令2009／65／E Cを施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010／44／E Uを置き換える、2010年12月20日付C S S F規則No.10－5（改正済）
- － C S S F規則10－4およびE S M Aによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S Fによるさらなる明確化ならびにC S S Fに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年5月30日付C S S F通達11／512。

C S S F通達11／512は、C S S F通達18／698によって改正された。

- － 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F通達12／540
- － オープン・エンド型投資信託に重大な変更があった場合の投資家保護に関連する2014年7月22日付C S S F通達14／591
- － E T Fおよびその他のU C I T Sに関するE S M Aガイドライン2014／937（改定済）に言及する2014年9月30日付C S S F通達14／592（同通達は、C S S F通達13／559により実施された、2012年公告の関連するE S M Aガイドライン（E S M A／2012／832）を置き換えた。）。

C S S F通達14／592は、主に、インデックス・トラッキングU C I T S、レバレッジU C I T Sおよび逆レバレッジU C I T S、証券貸付、レポ契約および逆レポ契約などの担保を利用するU C I T Sに関するものである。この点に関して、E U規則2015／2365（改正済）も考慮されなければならない。

- － 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S Rのガイドライン（C E S R／10－049）のレビューに関するE S M Aの意見に関する2014年12月2日付のC S S F通達14／598
 - － 税務情報の自動交換および税務におけるマネー・ロンダリング防止の進展に関連する2015年3月27日付C S S F通達15／609
 - － 新たなC S S Fへの月次報告に関連する2015年12月3日付C S S F通達15／627
 - － C S S F通達15／627は、C S S F通達25／871によって改正された。
 - － 休眠口座または非稼働口座に関する2015年12月28日付C S S F通達15／631
 - － 投資信託に関する2010年法パート I の適用対象となるU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S（該当する場合）に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F通達16／644。
 - － C S S F通達16／644は、2018年8月23日付C S S F通達18／697によって改正された。
 - － ルクセンブルク法に準拠する投資ファンド運用者の認可および組織化に関する2018年8月23日付C S S F通達18／698
 - － 証券（E S M A）および銀行（E B A）セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F通達19／718
 - － 資産担保コマーシャル・ペーパー（A B C P）証券化および非A B C P証券化のためのS T S（簡素で、透明性が高く、標準化された）基準に関する欧州銀行監督局（E B A）ガイドラインの施行に関する2019年5月15日付C S S F通達19／719
- C S S F通達19／719は、C S S F通達24／868によって改正された。
- － オープン・エンド型投資信託の流動化リスク管理についての証券監督者国際機構（I O S C O）の提言に関する2019年12月20日付C S S F通達19／733

- COVID-19パンデミック時の金融犯罪およびAML/CFTの影響に関する2020年4月10日付C S S F通達20/740
 - 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法（改正済）およびAML/CFT法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年2月1日付大公規則の適用に関するC S S F通達17/650（C S S F通達20/744により改正済）を補完する2020年7月3日付C S S F通達20/744
 - UCITSの成功報酬およびAIFの一定の種類に関するガイドラインに関する2020年12月18日付C S S F通達20/764
 - MiFID IIのコンプライアンス機能要件の特定の側面についての欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）のガイドライン（ESMA35-36-1952）の採択に関する2021年7月30日付C S S F通達21/779
 - C S S F AML/CFT外部報告書に関する投資信託セクターのガイドラインを定めた2021年12月22日付C S S F通達21/788
 - ルクセンブルクの投資信託により毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付C S S F通達21/789。ルクセンブルクの投資信託のréviseurs d'entreprises agréés（承認された法定監査人）の関与ならびに毎年作成すべきマネジメント・レターおよび個別のレポートに関する実務上の規則
 - C S S F通達21/789は、2023年7月26日付C S S F通達23/839によって改正された。
 - 投資信託のクロス・ボーダー販売の促進ならびに規則（EU）345/2013、（EU）346/2013および（EU）1286/2014の変更にに関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（EU）2010/1156（以下「CBDF規則」という。）に基づくマーケティングコミュニケーションにおけるESMAのガイドライン（ESMA34-45-1272）の適用に関する2022年1月31日付C S S F通達22/795
 - 外注の取決めについてのEBAガイドライン（改正済）に関する2022年4月22日付C S S F通達22/805
 - 外注の取決めに関する2022年4月22日付C S S F通達22/806
- 本通達の主な目的は、外注の取決めについてのEBAガイドライン（EBA/GL/2019/02）の要件を実施すること、および透明性の高い、均質の、かつ、統一された外注取決めのための全国的な枠組みを提供することである。
- ルクセンブルクの投資信託および投資ファンドのマネージャーが販売前およびクロス・ボーダー販売において遵守すべき通知および通知解除の手続に関する2022年5月12日付C S S F通達22/810
 - UC Iの管理事務代行会社に関する2022年5月16日付C S S F通達22/811
- デュー・ディリジェンスの強化および（該当する場合は）対抗措置が課される高リスクの法域（1）ならびにFATFの監視が強化されている法域（2）についてのFATF声明に関する2022年10月27日付C S S F通達22/822。C S S F通達22/822は、デュー・ディリジェンスの強化および（該当する場合は）対抗措置が課される高リスクの法域ならびにFATFの監視が強化されている法域を列挙する2025年2月25日に最新版が公表された別紙により完成された。
- C S S Fへの各要求および報告のコミュニケーション方法に関する2023年5月16日付C S S F通達23/833
 - 欧州市場インフラ規制（以下「EMIR」という。）に基づく報告に欧州証券市場監督局のガイドラインを適用することに関する2023年12月1日付C S S F通達23/846

- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護、投資規則の遵守違反およびUC Iの段階での他の過誤に関する、2025年1月1日付でC S S F通達02/77を置き換える2024年3月29日付C S S F通達24/856
- マネー・マーケット・ファンド規則第28条に基づくストレステスト・シナリオについてのE S M Aガイドラインに関する2024年4月24日付C S S F通達24/857
- E S Gまたはサステナビリティ関連の用語を使用したファンドの名称についてのガイドラインに関する2024年10月21日付C S S F通達24/863

（注1）上記のC S S F通達および2002年法に関連して発行された大公規則は、2010年法の下においても引き続き適用される。

（注2）法律行為でなくとも、2010年法に関するC S S FのFAQは考慮されなければならない。2010年法に関するC S S FのFAQの直近の改正は、C S S F通達24/856との関連で2025年1月2日に行われた。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会社およびS I C A Vは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発出されたC S S F通達11/512（C S S F通達16/698により改正済）に定められた要件を遵守するものとする。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、C S S Fによりリスク管理ルールがさらに明確化され、かつC S S Fに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UC I T Sの目論見書には、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブV a Rまたは絶対的V a Rアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
 - 予想されるレバレッジ・レベル、および（V a Rアプローチを用いるUC I T Sについて）より高いレバレッジ・レベルの可能性
 - レラティブV a Rアプローチを用いるUC I T Sの参照ポートフォリオに関する情報
- また、C S S F通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUC I T Sに関するE S M Aガイドライン2014/937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。同ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUC I T SおよびUC I T S ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UC I T Sが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パートIIファンドとしての適格性を有するF C Pに適用される投資制限に関して、2010年法パートIIには、UC Iの投資規則または借入規則についての規定はない。パートIファンドに該当しないF C Pに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、C S S F規則によって決定され得る。

（注）かかるC S S F規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パートIIに準拠するUC Iに適用される投資制限は、1991年1月21日付I M L通達91/75（C S S F通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済）およびオルタナティブ投資戦略を実行するUC Iに関するC S S F通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パートIファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定める要件を遵守しなければならない（以下を参照のこと。）。

パートIIファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パートIIファンドとしての適格性を有するFCPの管理は、ルクセンブルクに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125—1条、第125—2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125—1条に服する管理会社と同法第125—2条に従う管理会社とを区別している。

（1）2010年法第125—1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125—2条の適用を損なうことなく、本（1）に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

（a）指令2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

（b）指令2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人（いずれも、単数か複数かを問わない。）のために、2010年法第88—2条第2項a）に従い外部AIFMを任命しなければならない。

（c）自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
- 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
- CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88—2条第2項a）に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。指令2011/61/EUに規定するAIFs以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記（b）または（c）に記載される業務を遂行することなく、上記（a）に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- (a) 管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。
- (b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- (e) (c) または (d) の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S Fによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- (f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本（1）の範囲内に該当し、本（1）第4段落目（b）において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部A I F M自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能をかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- (a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- (b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- (a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。管理会社の自己資本は、125,000ユーロまたは（該当する場合は）C S S F規則により設定される最低閾値を下回ってはならない。これを下回った場合、C S S Fは、正当な事由がある場合、管理会社に対し、期間を限った上で、当該状況を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(注) 現在はいかかる規則は存在しない。

- (b) 上記（a）記載の自己資本は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該自己資本は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されなければならない、また、投機的ポジションを含んではならない。

（c）管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

- － 公開有限責任会社については、取締役会の構成員、二層型の実効取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員（会社を実質的に経営する者と異なる場合）
- － その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

（d）管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは株主に、とりわけ自己資本に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する／適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

（e）申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- （a）管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を停止する場合。
- （b）虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- （c）認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- （d）2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- （e）2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するU C Iの資産を使用してはならない。

管理するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

管理会社による自己の事業活動の遂行に関する2010年法第111条は、同条の範囲内の管理会社にも適用される。

（2）2010年法第125—2条に服する管理会社

2010年法第88—2条第2項a）に規定する外部A I F Mを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011／61／E Uに規定する一または複数のA I Fを管理し、2010年法第125—2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくA I FのA I F Mとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙Iに記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するA I Fに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の（17）および（18）を参照のこと。）。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

- （1）第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の各規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。

- （2）管理会社は、指令2009／65／ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、同指令に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009／65／ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- （3）上記（2）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

- （a）ポートフォリオが金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の附属書IIのセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む。）

- （b）付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の附属書IIのセクションBに列挙される商品に関する投資顧問業務ならびにUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または（a）の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- （4）上記（2）からの一部修正として、指令2011／61／EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項（7）に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙Iに記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこ

ともできる。本（４）に規定するA I FのA I F Mとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- （５）金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）第１－１条、第37－１条および第37－３条は、管理会社による上記（３）の業務提供に準用される。

上記（３）（ａ）で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関するE U規則575／2013の規定および信用機関の業務へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2006年６月26日付欧州議会および理事会指令2013／36／E Uを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

- （６）管理会社が支払不能となった場合、上記（２）（３）の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- （７）C S S Fは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- （ａ）管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- － 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- － 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

（i）管理会社が運用するF C P（管理会社が運用機能を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

（ii）管理会社が指定管理会社とされた投資法人

（iii）管理会社が運用するU C I（管理会社が運用機能を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- － これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資本は、E U規則575／2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、E U加盟国またはC S S FがE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- （b）（a）に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該資本金は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されるものとし、投機的ポジションを含んではならない。

- （c）管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- （d）認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

- （e）中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。

- （f）管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その業務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

- (i) 公開有限責任会社 (*sociétés anonymes*) については、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員（(c)に記載の者と異なる場合）
- (ii) その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、上記(7)(f)に記載の管理会社の経営陣は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を停止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に適合しない場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。
- (a) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社

- (b) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または
- (c) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第1100条－15により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) C S S Fは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはU C Iに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S Fに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合
- 承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S Fに対し速やかに報告する義務を有する。
- 承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。
- 承認された法定監査人は、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。
- 承認された法定監査人がC S S Fに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。
- C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- 管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、C S S Fの責任とする。ただ

し、UCITS指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。

管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年4月5日法（改正済）第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、UCITS IV指令に従い、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（規則（EC）1060/2009、（EU）648/2012、（EU）600/2014、（EU）909/2014および（EU）2016/1011を改正する、金融業界のデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2022/2554に従って設定および運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2のA. (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- (ii) (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- (a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- (b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- (e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

- (f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- (g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- (h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- (i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
 - (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

2010年法は、管理会社が以下のすべての特徴を有する報酬に関する方針および慣行を定めるものとする旨規定している。

- UCITSの健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進するもの
- 関連するUCITSに適用されるリスク・プロファイルまたはファンド規則に合致しないリスクを取ることを奨励しないもの
- UCITSの最善の利益のために行動するUCITS管理会社の義務の遵守を妨げないもの

報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。

- (6) 管理会社は、上記(5)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
 - (a) 報酬方針は、健全かつ効率的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形で社内レビューの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該UCITSのリスク特性に正確に合致するよう調整

される。本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、本法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記第6項の原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・テイク、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク・テイクと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。指令2009/65/EC第14a条第(4)項で言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めに設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37－8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37－8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS IV指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITSは、UCITS IV指令第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定ことができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18／698によりさらに処理される。CSSF通達18／698は、オルタナティブ投資ファンドに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、CSSF通達18／698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー（以下「IFM」という。）（すなわち、2010年法第15章に従うルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125－1条または第125－2条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うIFMのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人（SIAG）、2013年法第2章の認可を受けたオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条第1項（b）に規定する内部的に管理されるオルタナティブ投資ファンド（FIAAG））の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付CSSF通達12／546（改正済）を置き換えることをその目的とする。CSSF通達18／698は、IFMがルクセンブルクおよび／または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。CSSF通達18／698は、認可に係る特定の要件（特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登録事務代行業務を行う事業体に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

2.2.1.3. 預託機関

CSSFが承認した約款に定められる預託機関は、約款およびFCPのために行う管理会社との間で締結された保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法は、契約上の規定が保管受託

契約に含まれている必要がある旨規定している。預託機関は、F C Pの資産の日々の管理に関するすべての業務を遂行するものとする。

預託機関は、以下を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律または約款（U C I T Sのみ）に従って計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

U C I T S V指令（以下に定義される。）に基づき、預託機関は、ファンドおよび受益者に対し、預託機関または保管されている金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、F C Pおよび受益者に対し、適用ある規則に対する自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

預託機関の受益者に対する責任は、直接または管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

上記の預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を副預託機関に委託したことにより影響されることはないものとする。

預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。U C I T Sの場合（後者の場合）、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、ルクセンブルクの金融セクターに関する1993年法（改正済）に規定する信用機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fがモニタリングするために必要なすべての情報を、C S S Fに対し提供しなければならない。

預託機関の機能に関するU C I T Sに関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/E Cを改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、C S S Fは、U C I T Sの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたC S S F通達14/587を2014年7月11日に公表した（以下「通達14/587」という。）¹⁰。C S S Fは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、U C I T Sの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14/587の結果、I M L通達91/75（C S S F通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済）の第E章はもはやU C I T Sには適用されなくなったが、A I F M Dの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在U C I T Sの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、C S S Fの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなかった。

¹⁰

C S S F通達14/587は、以下に詳述されるとおりC S S F通達16/644によって置き換えられた。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないUCITS V指令の最終文を正式に採択した。UCITS V指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにUCITSの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITS Vのレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法および2013年法を改正することにより、UCITS指令をルクセンブルク法に移行する法律を通過させた。

2016年10月11日、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのUCITSおよびUCITSのために活動する管理会社に宛ててCSSF通達16/644を公表した。本CSSF通達16/644は、UCITS Vレベル2の措置と矛盾する通達14/587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびUCITS Vレベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手続や特定の状況（UCITSがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など）に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年8月23日に、CSSFは、2010年法パートIの適用対象外の資金預託機関およびそのブランチ（該当する場合）に適用される組織的取決めにに関するCSSF通達18/697を發布した。CSSF通達18/697は、投資信託に関連する2010年法パートIに従いUCITSの預託機関として活動する信用機関（該当する場合は、その管理会社により代理される。）に適用される規定に関するCSSF通達16/644および投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体に従う規則の変更および改訂に関するIML通達91/75（CSSF通達05/177により改正済）を改定する。

(A) 預託機関は、FCPのパートIファンドとしての適格性について以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、FCPのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、FCPおよびFCPの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

U C I T S V指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、（i）一般的な保管受託義務、（ii）保管、（iii）デュー・ディリジェンス、（iv）支払不能保証および（v）独立性に係るものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パートIファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fがモニタリングするために必要なすべての情報を、C S S Fに対し提供しなければならない。

C S S Fは、2016年10月11日に、U C I T Sの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたC S S F通達16/644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、C S S Fは、U C I T Sの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を發布した。

C S S F通達16/644は、上記でさらに記載されるとおり、C S S F通達18/697により改定された。

(B) 預託機関は、パートIIファンドとしての適格性を有するF C Pについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するF C Pと、2013年法第3条に規定される例外規定の利益を享受しかつ同例外規定に依拠するA I F Mが管理するF C Pとを区別している。

F C P（パートIIファンド）に関しては、F C Pの資産は、2010年法第88—3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

U C I T Sの保管受託体制は、パートIIファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日にメモリアルにおいて公表され、2018年3月5日に発効した2018年2月27日付法律が採択されたことにより、U C I T Sの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売されるパートIIファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべてのパートIIファンドの預託機関にはA I F Mの保管受託体制が適用される（2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。）。

2.2.1.4. 関係法人

（i）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB（4）に従う。

（ii）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のF C Pの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（「sociétés anonymes」）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。
- 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（「société d'investissement à capital variable」または「S I C A V」）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、S I C A Vの株主総会の議事録を記録した公正証書またはS I C A Vに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

S I C A Vは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ボードが登録株主に対して提出したコメント（該当する場合）を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めを記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督ボードが提出したコメント（該当する場合）を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前（以下「基準日」という。）の午前0時（ルクセンブルク時間）時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。

- － 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- － 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- － 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。株式の発行および買戻しは、（i）S I C A Vに預託がない間、または（ii）預託が清算中もしくは破産宣言の対象となる、もしくは債権者との取決めが求められ、支払停止もしくは管理下に置かれる、もしくは類似の手続の対象となった場合は禁止されること。
- － 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート I ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート I 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- － 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- － S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならず、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にR C Sに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。

預託機関の業務は以下のとおりである。

- － S I C A Vの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの定款に従って執行されるようにすること。
- － S I C A Vの株式の価額が法律およびS I C A Vの定款に従って計算されるようにすること。

- － 法律およびS I C A Vの定款に反しない限りにおいて、S I C A VまたはS I C A Vに代わって行為する管理会社の指示を行うようにすること。
- － S I C A V資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、S I C A Vのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のS I C A Vの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

UCITS V指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、(ii) 保管、(iii) デュー・ディリジェンス、(iv) 支払不能保証および(v) 独立性に係るものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章（2010年法第95条を参照のこと。）に基づき認可されるAIFMが管理するS I C A Vには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6 パートIファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、UCITS IV指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を停止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」を「S I C A V」と読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、2018年8月23日付C S S F通達18/698に基づいて、ルクセンブルク法に基づき設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年まで、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府による投資信託の規制を認める法律に基づいていた。これらの大公規則は法的拘束力を有していた。さらに、政府と銀行監督官によるいくつかの裁定により、開示、財務報告および業務の統制に関して、既存の法律の解釈が漸進的に進められ、制限や行政上の行政上の規定が定められていた。

これらの大公規則や政府の裁定は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

この状況は、投資信託に関する1983年8月25日法が施行され、同法が投資信託に関する1988年3月30日法に置き換えられた後に変化した。投資信託に関する2002年法は、2003年1月1日に施行され、2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に置き換えた。

投資信託に関する2010年法は、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（FCPおよび／または非セルフ・マネージドSICAV）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（「société anonyme」）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420の1条）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第420の15条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

(ii) 会社の形態および名称

(iii) 登録事務所の所在地

(iv) 会社の目的

(v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額

(vi) 当初払込済の発行済資本の額

(vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

(viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

(ix) 現物による出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

(x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

(x i) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載

(x ii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

(x iii) 会社の存続期間

(x iv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420の17条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420の19（2）条および第420の23（2）条）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルクのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第2条および第87条に準拠すること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定されたUCITSでないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

2013年法第58条（5）の規定に基づき、ルクセンブルク内のプロの投資家に対して行われる外国法AIFの受益証券または株式の販売は、2013年法第6章および第7章の規定に従ってルクセンブルクで設立されたAIFMにより行われる場合、または2011/61/EU指令の第V章および第VII章の規定に従って他の加盟国もしくは第三国で設立されたAIFMにより行われる場合、除外される。

- (ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に言及されるUCIについては、設立から1か月以内にかかるリストへの記入の申請書をCSSFに提出しなければならない。

- (iii) ルクセンブルク法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルクのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（「fonds d'investissement」）の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75（CSSF通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済）の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法

人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

- 2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（IML）によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、C S S Fに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

- 2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、F C Pの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パートIIファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パートIファンドに関しては、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「K I I」という。）を作成するものとする（2010年法の第159条を参照のこと）。

K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含むものとし、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ただし、投資会社または管理会社が、自らが管理する契約型投資信託のそれぞれにつき、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（P R I I P）の重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則（E U）第1286／2014号（以下「規則（E U）1286／2014」という。）に定める重要情報文書の要件を遵守する重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、C S S Fは、当該重要情報文書を、本法第55条および第159条

ないし第163条に規定される重要投資家情報に適用される要件を満たすものとみなす（2010年法第163-1条を参照のこと。）。

投資会社または運用会社が、自らが管理する投資信託のそれぞれにつき、規則（EU）1286/2014に定める重要情報文書の要件を遵守した重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、C S S Fは、本法第55条および第159条ないし第163条に基づき重要投資家情報文書を作成することを当該会社に要求しない。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。年次報告書および半期報告書は、各期末からそれぞれ4か月以内および2か月以内にC S S Fに送付されるものとする。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびU C I T Sに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

（i）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a）に従い任命を受ける外部A I F Mが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。パートIIファンドに服する、同法第88-2条第2項b）に規定する内部的に管理されるU C Iは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88-2条第2項b）に従い認可を受けなければならない。

（iii）外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S Fに提出された場合の事前の意見確認

C S S Fの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、C S S Fに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05/177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をC S S Fに提出する必要はない。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めているCSSF通達02/81は、CSSF通達21/790により置き換えられた。CSSF通達21/790は一方で、UCIにより毎年記入される自己評価質問票を導入し、承認された法定監査人が各UCIの年次報告書に含まれる会計データの法定監査の文脈において訂正監査意見書を発行する場合に、記入と同時にUCIからCSSFに送付される情報の詳細を記載した。同通達他方で、UCIの法定監査の文脈において承認された法定監査人の役割および関与を広く説明する。同通達はまた、マネジメント・レターに適用される特定の規制要件を定め、個別のレポートも導入する。いずれの文書も各UCIの承認された法定監査人により毎年作成されなければならない。CSSFが承認された法定監査人に対して、UCIの自己評価質問票に関して実施するよう求める手続は、個別のレポートに含まれる。

(vii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正済）およびCSSF通達15/627（CSSF通達25/871により改正済）に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託（「fonds d'investissement」）の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルクで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20営業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にするため、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条第1項によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場

合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資会社については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅するFCPである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならない。かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

2.5.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。

- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

- 2.5.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合による）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

- 2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算（裁判所の命令によらないもの）

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

公式リストからの削除後、裁判所の命令によらない清算を担当する部門が関連書類を精査する。以下の情報が要求される。

- ファンドが清算される日までの期間に関する財務諸表、清算中の各会計期間に係る中間年次財務諸表および清算人報告書（1915年法第1100—14条）、清算期間に関する決算清算財務諸表、清算人報告書および法定監査人報告書などの財務報告書
- 清算の進捗状況に関する清算人からの定期報告書（清算の完了を妨げる潜在的な問題の説明を含む。）、清算期間の延長要請（清算期間が9か月を超える見込みの場合）、清算後の情報（Caisse de Consignation¹¹への預託、残金の監視、銀行口座閉鎖の確認等）などの非財務報告書その他場合にに応じて必要な文書

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

¹¹ ルクセンブルクの国立機関。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務

は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税 (droit d'apport)

2002年法第128条の廃止および2002年法を改定する2008年12月19日法に従い、2010年法に準拠する投資信託の設立に際しては、出資税は課されなくなった。

パート I のUCITSまたはパート II のUCIのみ、設立または定款変更の登録に際して75ユーロの固定登録税の支払いが必要である。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各暦年の四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「規則（EU）2017/1131」という。）に従い、マネー・マーケット・ファンドとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント（2010年法第175条（b）の利益を損なわない）
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則（EU）2020/852（規則（EU）2019/2088を改正する。）（以下「規則（EU）2020/852」という。）第3条に定義される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に対する当該投資割合に応じて、0.04%から0.01%の範囲における軽減税率が適用される。

2010年法第174条第3項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、UCIの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合（規則（EU）2020/852に従い開示される。）は、監査業に関する2016年7月23日法第62条第（b）項に基づきInstitut des Réviseurs d' Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人（réviseur d' entreprises agréé）により証明されなければならない。かかる割合およびUCIまたは複数のコン

パートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、その年次税の定期申告において個別に開示されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税（taxe d'abonnement）の初回申告のために、ルクセンブルクのVAT当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines et de la TVA）に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルクのVAT当局への証明書の提出後の4四半期に関して、規則（EU）2020/852第3条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合（当該規則に従い開示される。）に適用される税率を決定する基準となる。

上記第2および第3段落に定める軽減税率の恩恵を受けるために、各UCIは、当該UCIがルクセンブルクのVAT当局に提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を示さなければならない。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- (a) 他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条、2007年法第68条またはRAIF法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

年次税をすでに課されている他のUCIにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するUCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

- (b) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合

(ii) 規制（EU）2017/1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可される場合

(iii) 公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (c) その証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社および(iii) 汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/1238に基づき設定された汎欧州個人年金商品（PEPP）に関する貯蓄者のために留保されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、当該免除は、その証券が本(c)の(i)、(ii)および(iii)で言及される投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (d) 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- (e) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

(ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、（i）の条件を満たすクラスにのみ適用される。

（f）欧州長期投資ファンド（European long-term investment funds）に関する2015年4月29日付欧州議会および理事会規則（EU）2015/760（以下「規則2015/760」という。）に定めるELTIFとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。当該免除の適格性を有するために、各UCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に適切な純資産額を明記するものとする。

（g）その受益証券または株式が一つ以上の規制市場または多国間取引施設において終日取引され、またその受益証券または株式の価格が純資産価額および適用ある場合は推定純資産価額から大きく乖離しないことを確保するために一つ以上のマーケットメーカーが介入するUCITSおよび複数のコンパートメントを有するUCITSの個々のコンパートメント。

UCITSまたはコンパートメント内に複数の受益証券または株式クラスが存在する場合、当該免除は、本書に言及される受益証券または株式クラスにのみ適用されるものとする。

2024年12月30日、AEDは、ルクセンブルクの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する課税の枠組みの改善およびアクティブ運用されるUCITS ETFの年次税の免除に関する通達824を発行した。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設／常駐者を有している場合は、この限りでない。

現在のルクセンブルク税法では、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していた場合、その株式または受益証券は、相続税の目的において当該受益者の課税対象に含まれる。反対に、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していなかった場合、当該受益者の死亡に際して行われる株式または受益証券の譲渡には相続税が課せられない。

株式または受益証券の贈与または寄付について、当該贈与がルクセンブルクの公正証書に記録されまたはその他ルクセンブルクにおいて登録されている場合は、贈与税を課せられることがある。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルクに居住しない契約型投資信託（パートIファンドまたはパートIIファンド）の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用の下、かかる受益者が、契約型投資信託（パートIファンドまたはパートIIファンド）を通じて、ルクセンブルク籍企業（SICAR、法人形態の投資信託または同族管理会社を除く。）の資本金の10%を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、（i）当該会社の株式が取得後6か月以内に処分される場合、または（ii）当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

ルクセンブルクの居住者である受益者およびルクセンブルクに株式または受益証券が帰属する恒久的施設または常駐者を有する非居住者である受益者は、かかる株式または受益証券に対してルクセンブルクの富裕税を課せられる。ただし、当該受益者が（i）個人、（ii）2004年3月22日法（改正済）に服する証券化のためのピークル、（iii）2004年6月15日法（改正済）に服するベンチャー・キャピタル会社、（iv）2005年7月13日法（改正済）に服する専門年金機関、（v）2007年2月13日法（改正済）に服する専門投資信託、（vi）2007年5月11日法（改正済）に服するファミリー・ウェ

ルス・マネジメント会社、（vii）2010年12月17日法（改正済）に服するUCI、または（viii）2016年7月23日法（改正済）に服するリザーブド・オルタナティブ投資ファンドのいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ただし、（i）2004年3月22日法（改正済）に服する証券化会社、（ii）2004年6月15日付法（改正済）に服する税務上不透明なベンチャー・キャピタル会社、（iii）2005年7月13日法（改正済）に服する専門年金機関、および（iv）ルクセンブルクの税務上の目的においてベンチャー・キャピタル・ビークルとして扱われる、2016年7月23日法（改正済）に服する税務上不透明なリザーブド・オルタナティブ投資ファンドは、引き続きルクセンブルクの最低富裕税の課税対象となる。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主または契約型投資信託の権利の受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.3. 付加価値税

通達723および723bisに従い、ルクセンブルク付加価値税法（以下「LVL」という。）第44条第1項d）に記載される投資信託（以下「投資信託」という。）で、その運用がLVL第44条第1項d）に基づき付加価値税を免除されるものは、ルクセンブルクにおいて仕入れに係る付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者として適格であるものとする。

現在のルクセンブルクの法制は、法人型の投資信託（すなわち、SICAV、SICAF、SICAR）および契約型の投資信託（すなわち、FCP）の双方を含む、第44条第1項d）に基づくすべてのAIFに対して区別することなく適用されることに留意すべきである。

その課税対象者としての適格性により、ルクセンブルク以外のサービス提供者（EUおよび非EUの双方を含む。）から受けるサービスは、原則として、一般的な「企業間取引」の供給地ルールに基づき、付加価値税の目的においてルクセンブルクに所在し、またその付加価値税の取扱いは、ルクセンブルク付加価値税法の規定の適用を受ける。

ルクセンブルクでは、投資信託の運用は、LVL第44条第1項d）に基づき付加価値税を免除される。付加価値税の免除は、特に（i）ファンド管理（ファンド会計サービス、顧客対応、評価および価格設定、規制コンプライアンスの監視、受益者名簿の維持、収益の分配、受益証券の発行および買戻し、契約決済（証書の送付を含む。）または記録保持など）、（ii）ポートフォリオ運用、（iii）リスク管理、および（iv）ファンド関連の投資助言に適用される。

運用サービスの一部が再委託される場合、CJEUは、ファンドの管理運用に関して第三者管理者が履行するサービスについて、当該サービスが、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものである場合は、「特別投資信託の運用」の概念の範囲内におけるものであると決定している。かかる文脈において、かつ、CJEU判例法に基づき、本免除は、第三者に委託される投資顧問サービスにも適用されるべきである。

結果として、ジェネラル・パートナー、AIFMおよびポートフォリオ・マネジャーに委託されたポートフォリオ運用機能により当該投資信託に提供されるファンド運用サービスは、付加価値税を免除される。

ファンド運用における付加価値税の免除の範囲は、CJEU判例法に照らして継続的に変化することにも留意すべきである。CJEUは、近年、税務コンプライアンスまたはソフトウェア・サービスなどの業務について（その全部が外注されていない場合でも）、一定の状況において、当該サービスがCJEUの設定する基準（当該サービスは、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものでなければならない。）を充足する範囲で、付加価値税の免除対象とみなされる可能性があるとして決定した。

当該投資信託（またはFCPの場合はその管理会社）に提供されるその他のサービス（設立費用、法律／弁護士サービス、外部監査サービス、IT/技術サービス、翻訳および印刷の費用など）は、付

加価値税の免除の適用について適格ではなく、そのため、いかなる場合においても引き続きルクセンブルクの付加価値税（通常は、17%の標準税率）を課せられる。

投資信託／その管理会社は、支払うべきルクセンブルク付加価値税を自己申告する責任を負う外国供給業者からの課税対象費用を受領する場合においてのみ、付加価値税の目的において（付加価値税の簡易年次申告の提出を伴う）簡易課税制度に基づく登録を義務付けられる。現地で発生したまたはリバース・チャージ方式に基づき自己申告された仕入れに係る付加価値税は回収不能であり、そのため、投資信託／その管理会社の最終的な費用を構成する。外国の付加価値税の適用（即ち、二重課税）を回避するために、付加価値税の登録は、外国から課税対象サービスに対する請求書を受領する前に行われる必要がある。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてVAT債務は発生しない。

従前の制度（ルクセンブルクVAT当局により発行された2016年9月30日付通達781）では、取締役の報酬は、一般に、付加価値税の課税対象とみなされていた。投資信託に関しては、取締役の報酬は付加価値税を免除されていた。ジェネラル・パートナーおよび管理会社の取締役の報酬については、一般に、付加価値税の課税対象部分（会社運用自体）と付加価値税の免除対象部分（ファンド運用）に分割されていた。

2024年11月22日、地方裁判所は、ルクセンブルクの会社の取締役が受領する報酬（*tantième*）に関するルクセンブルクの付加価値税の取扱いについて決定を下し、当該決定により、取締役は特にその独立性の欠如から付加価値税の課税対象者として適格でないとする2023年12月21日付のC J E Uの予備判決を適用し、承認した。

また、取締役の報酬に対して付加価値税を適用すべきでないこと認めた2024年11月22日付通達781-2により、本事項はさらに明確となった。同通達において、取締役が上記判決に定める条件の観点から自身の状況を評価すべきである旨の記載はないが、一定の取締役が付加価値税の範囲内または範囲外のいずれに該当するかを判断するための上記の条件または検証に関する具体的な分析もなされていない。代わりに、現時点では、すべての取締役報酬は、一般に（特定の場合を除いて）付加価値税の範囲外であるとみなすアプローチが取られている。したがって、現在、独立取締役が提供する取締役サービスは、付加価値税の対象外であると考えられている（即ち、独立性および経済リスク要件は付加価値税の目的において充足されていないが、個々のケースに応じた具体的な分析はなされていない。）。本通達は、付加価値税の免除を、公開有限責任会社（*sociétés anonymes*）の取締役のほか、その他の法的形態の会社（例：SàrlおよびS C A）の取締役／管理者まで拡張するものである。

また、かかる決定は、自然人または法人である取締役に適用する。ただし、通達において明示的に取り扱われていないが、通達では当該取締役サービスについて個人的に報酬を受領する取締役に言及しているため、本VAT制度の利益は、従業員が取締役を務める会社には拡張されるべきでないと考えられる。

過去に適用された付加価値税の正規化を促進するために、VAT当局は、2024年12月16日から利用可能な専用ツールをMyGuichet.luに設置している。正規化のプロセスは、取締役がルクセンブルクに設立されているか否かによって異なる。VAT当局は、2025年7月1日までに請求が行われることを条件に、2018年および2019年について時効を放棄していることに留意すべきである。

2.6.4. 共通報告基準（以下「CRS」という。）

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるCRS法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014/107/EUを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「CRS法」という。）に定められる共通報告基準（以下「CRS」という。）の対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日にベルリンにおいて署名され2016年1

月1日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関するOECDの多国間の権限ある当局間の契約に加えEU加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

CRS法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

CRS法の条件に基づき、ファンドは毎年、LTAに対し、（i）CRS法の意味における口座保有者である各報告対象者の、および（ii）CRS法の意味における受動的金融機関事業体の場合は報告対象者である各支配対象者の名称、住所、居住加盟国、TIN、生年月日および出生地を報告することを要求されることがある。これらの情報（以下「本情報」という。）には、CRS法別紙Iに網羅的に記載されるとおり、報告対象者に関連する個人データが含まれる。ルクセンブルク税務当局（administration des contributions directes）（以下「LTA」という。）は、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがCRS法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む本情報を、必要な証拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる本情報を提供することに同意するものとする。ファンドは、データ管理者として、CRS法に定める目的のために本情報を処理するものとする。

受動的金融機関事業体として適格な投資家は、自らの本情報をファンドが処理することにつき、自らの支配対象者（該当する場合）に通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理につき責任を負い、各投資家はLTAに伝達されたデータにアクセスし、当該データを（必要な場合に）修正する権利を有する。ファンドが取得したデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

報告対象者に関連する情報は、CRS法に定められる目的のために毎年LTAに開示される。LTAは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された本情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、本情報の一部に基づいてLTAに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

同様に、投資家は、含まれている個人データが不正確であった場合、当該明細書の受領後30日以内にファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、本情報に関する変更があった場合には、その変更後に裏付けとなる証拠文書につきファンドに通知し、かかる証拠文書をファンドに提供することを確約する。

ファンドは、CRS法によって課される罰金または課徴金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがCRS法の結果として罰金または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による本情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される罰金または課徴金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

投資家は、CRS法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めるべきである。

2.6.5. FATCA

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、FATCA法（以下に定義される。）に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるFATCA規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。FATCAの実施プロセスの一環として、米国政府

は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されFATCAの対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

FATCAの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法（随時改正または補完される。）（以下「FATCA法」という。）により実施されたモデル1政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をLTAに報告することを義務付けている。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、受動的な非金融機関外国事業体（以下「受動NFFE」という。）の場合、当該NFFEのコントローリング・パーソンの情報を含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、新しい郵送先住所または新しい居住先住所などについて、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法は、FATCA法の目的のために、ファンドにその投資家の名前、住所および納税者識別番号（入手可能な場合）ならびに口座残高、収益および総収入（非網羅的リスト）などの情報をLTAに開示することを要求する可能性がある。当該情報は、LTAにより米国内国歳入庁に報告される。

受動NFFEとしての適格性を有する投資家は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家はLTAに通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法案に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAの源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。FATCA制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券／投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を入手し、それをLTAに送付しない場合、米国の源泉所得の支払いに対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金および／または課徴金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の受益証券／投資証券を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意するべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルクの専門投資信託（「SIF」）

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。専門投資信託に関する2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年法に準拠するSIFになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ii）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUC Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特にEU規則2017/1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」。）等の各種欧州指令の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、金融商品市場に関する、指令2002/92/ECおよび指令2011/61/EUを改正する、2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EUの別紙II（以下「指令2014/65/EU」という。）に定める機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守り、S I Fに100,000ユーロ以上の投資を行うか、またはS I Fへの投資についてその専門性、経験および当該投資を評価するに十分な知識を有することを証明する、金融機関の慎重な要件に関する、規則（EU）648/2012を改正する、2013年6月26日付欧州議会および理事会規則（EU）575/2013に定める金融機関、指令2014/65/EUに定める投資会社、UCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する、2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/ECに定める管理会社、もしくはオルタナティブ投資ファンド運用者に関する、指令2003/41/ECおよび同2009/65/ECならびに規則（EC）1060/2009ならびに同（EU）1095/2010を改正する、2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUに定める認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者が行った査定の対象となることを書面で確約する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。

かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に關する規則とは一線を画している。

3.2.1.2 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、UCITSについては6か月以内、パートIIファンドについては12か月以内である。FCPに關する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に關係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは特に、CSSF通達07/309を、S I Fにおけるリスク分散に關して発行し、そこでS I Fがリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I Fのコンパートメントは、約款または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- － 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- － 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- － いずれの場合も、S I Fがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I Fの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 健全性レジーム

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実に照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役／マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I Fは、C S S Fによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I Fは、2013年法が適用される範囲のA I Fの資格を自動的に得るわけではない。S I Fは、A I Fの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I Fに対しては、2007年法パートIIの特定の規定が適用される。

3.4.2 預託機関

S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルクに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登録上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法（改正済）の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができない契約型投資信託およびS I C A Vのうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a)号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年法（改正済）第26-1条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

3.4.3 監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I Fは、事業のより効率的な遂行のため、S I Fを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記（c）の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I Fとして適格でないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I Fとして適格でないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、E U規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（P R I I P S K I D）を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014/65/E Uの別紙IIに定める専門投資家のみ販売される場合（かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S Fに提出されなければならない。）およびS I Fが2018年1月1日までにU C I T S－K I Iに類似する文書の発行を選択済みであった場合（その場合、当該S I Fは2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免除される。）はこの限りでない。

3.5 S I Fの税制の特徴

以下はルクセンブルクにおける法律の一定の側面（ただし網羅的ではない）についての理解に基づくものである。

S I Fは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

- （a）他のU C Iが保有する受益証券／投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がR A I Fに係る2007年法第68条、2010年法第174条またはR A I F法第46条によってすでに年次税を課されている場合

年次税をすでに課されている他のU C Iにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するU C Iは、登録税、不動産、V A T当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

- （b）以下のS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

- （i）マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規制（E U）2017/1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可されており、かつ、

- （ii）公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。

- （c）その証券またはパートナーシップ持分が、（i）従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび（ii）従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。

- （d）主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

- （e）E L T I Fに関する規則2015/760に定めるE L T I Fとして認可される、S I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

当該免除の適格性を有するために、S I Fは、V A T当局に提出する定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を申告しなければならない。

S I Fが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2007年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のA I Fであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「R A I F」という。）を導入した。R A I Fは、A I FMDの範囲内で認可されたA I FMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。R A I Fは、C S S Fによる事前の認可も継続的な（直接的）健全性監督も受けない。

R A I F制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

- 一 法的構造の柔軟性： ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。R A I Fは変動資本構造を選択することもできる。さらに、R A I Fは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する。）。リスク分散の要件は、R A I Fが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、S I Fに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。R A I Fは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いか

なる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。

- － 適格投資家： R A I Fは、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、指令2014/65/EUの別紙IIに定めるプロフェッショナル投資家および最低金額（100,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。
- － R A I Fは、C S S Fの監督対象とならない。S I FまたはS I C A Rと異なり、R A I Fは、C S S Fによる事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。R A I Fは、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。
- － 承認されたA I F Mを任命しなければならないこと： R A I Fは自動的にA I Fの資格を取得し、ルクセンブルク、他のEU加盟国または場合によっては第三国（ただしA I F M D運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ）に設立されたA I F Mを任命しなければならない。
- － 税制：R A I Fは、0.01%の税率での年次税（さまざまな免除規定に服する。）またはS I C A Rに適用される税制（すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。）に服する。A I F運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。
- － 転換：既存のS I F、S I C A Rおよび規制されないA I Fは、投資家および（該当する場合）C S S Fから適切な承認を得ることを条件に、R A I F制度を選択することができる。

第4【その他】

外国投資信託受益証券の様式

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次の通りである。

1. 表面

- a. ファンドの名称
- b. 表象される口数
- c. 署名（管理会社および保管受託銀行）
- d. 管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開株式会社（Societe Anonyme）である旨の表示
- e. 約款のRESAへの掲載に関する情報

2. 裏面

記載なし。

その他

- （1）目論見書の表紙に図案を採用することがある。また、目論見書の表紙裏に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項を記載することがある。
- （2）目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- （3）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。
- （4）交付目論見書に次の事項を記載することがある。
 - 「サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はない。」
 - 「投資信託は預貯金と異なる。」
 - 「ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する。」
 - 「投資信託は元本保証のない金融商品である。」

別紙

SFDR関連情報

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資が環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：

UBS（Lux）ストラテジー・ファンダーフィクスト・インカム（米ドル）

法人識別番号：

BIOIFKLI0HX0JM5W5S23

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☒ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E／S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

EUタクソノミーとは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧を定めていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。



サステナビリティ指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるのか？

当サブ・ファンドは以下の特性を推進する。

当サブ・ファンドの純資産（現金、現金等価物およびデリバティブを除く。）の少なくとも70%を（a）環境的（E）および／もしくは社会的（S）な特性を推進し、かつ金融サービスセクターを対象とするサステナビリティ関連開示規則（以下「SFDR」という。）第8条を遵守している投資戦略もしくはこれに相当するとみなされる投資戦略、または（b）持続可能な投資を目的とし、かつSFDR第9条を遵守している投資戦略もしくは二酸化炭素排出量の削減を目標とし、かつSFDR第9条を遵守している投資戦略またはこれらに相当するとみなされる投資戦略に投資する。

当サブ・ファンドが推進する特性を実現することを目的とするESG参照ベンチマークは定められていない。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

上記の特性は以下の指標を用いて測定される。

A) 投資先の投資信託がSFDRに基づき第8条または第9条に分類される旨の開示（該当する場合）。

アクティブ運用を行う他社の投資信託を通じた投資の場合、UBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチ・チームが、外部のアセット・マネージャーの戦略がUBSのサステナビリティ基準を充足することを徹底するために当該戦略を評価する（「等価の原則」）。UBSアセット・マネジメントはこれらの戦略の評価において、外部のアセット・マネージャーの既存のESGリソース（リサーチ部門およびESG課題専属の投資スタッフのチームのクオリティ、サステナビリティ分野における各スタッフ・メンバーの経験、企業のESGリスクの評価に使用される分析およびリサーチ・ツール、またはポートフォリオ構築におけるESGリスクの考慮に関する投資プロセスなど）に特に留意する。該当する場合、UBSアセット・マネジメントは、定められた目的を実現するために外部のアセット・マネージャーの能力に対してさらなる知見を得るために、外部のアセット・マネージャーのESGアプローチを自身のESGアプローチと比較する。

B) UBSアセット・マネジメントが運用するアクティブ投資な戦略が適格性を得るためには、同戦略が一つもしくは複数の測定可能な環境的／社会的な特性を推進するか、または環境的もしくは社会的な目的を有する持続可能な投資対象への投資に責任を持って取り組まなければならない。当該戦略はエクスクルージョン・ポリシーも適用しなければならず、同ポリシーへのリンクを設立国における販売目録見書の本文に記載する。これらの要件を満たす戦略が、UBSアセット・マネジメントにより「サステナビリティ・フォーカス」または「インパクト」に分類され、インパクト戦略とは認められたインパクト・フレームワーク（例：国連の持続可能な開発目標）を利用した測定可能かつ検証可能な投資家および／または企業のインパクトを有する戦略のことである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

当サブ・ファンドが一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、当サブ・ファンドが推進する一つまたは複数の環境的および／または社会的な特性に貢献することである。

● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、「著しい害を及ぼさない」（「DNSH」）を評価する際に、利用可能性および妥当性に基づき、厳選された主要な悪影響の指標を考慮する。

ESG指数に追従するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法で「著しい害を及ぼさない」に関する指数を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて「著しい害を及ぼさない」という基準に照らして評価される。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

「主要な悪影響」（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、ポートフォリオ・マネジャーは投資ユニバースからの除外という手段を通じてPAI指標を考慮する。

現在、以下のPAI指標が検討の対象になっている。

- 1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」
 - －サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。
 - －サーマルコールに基づく発電事業から（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。
- 1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」
 - －国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないとUBSアセット・マネジメントのステークホルダーシップ委員会が判断する企業を除外する。
- 1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」
 - －UBSアセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBSアセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっているか、またはそのような企業の主要株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

ESG指数に追従するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法でサステナビリティ要因に対する悪影響に関する指数を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて悪影響に照らして評価される。

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、国際連合グローバル・コンパクト（UNG C）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBSアセット・マネジメントのスチュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

ESG指数に追従するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法でOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則との適合性を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じてOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則への適合性に照らして評価される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資がEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準を伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮している当サブ・ファンドの原投資対象のみに適用される。当サブ・ファンドの残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮したものではない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主要な悪影響を考慮するか？

- ✖ 考慮する。「主要な悪影響」（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に関する投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響をいう。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、ポートフォリオ・マネジャーは投資ユニバースからの除外という手段を通じて PAI 指標を考慮する。

現在、以下の PAI 指標が検討の対象になっている。

1.4 「化石燃料セクターで業務を行う企業へのエクスポージャー」

—サーマルコールの採掘および外部業者への販売またはオイルサンドの採掘から（UBSアセット・マネジメントのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーが定める）一定の基準値を上回る収益を得ている企業を除外する。

1.10「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反行為」

－国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を取っていないと UBS アセット・マネジメントのステュワードシップ委員会が判断する企業を除外する。

1.14「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

－UBS アセット・マネジメントはクラスター弾、対人地雷または化学兵器および生物兵器と関わっている企業に投資せず、核拡散防止条約に違反している企業にも投資しない。UBS アセット・マネジメントは、ある企業が非人道的兵器の開発、生産、備蓄、保守管理もしくは輸送に関わっている場合、またはそのような企業の主要株主である（持株比率が50%を上回る）場合に、当該企業が非人道的兵器に関わっていると判断する。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

ESG 指数に追従するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法でサステナビリティ要因に対する悪影響に関する指数を考慮する。

他社が運用する投資信託に投資する場合、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは異なる手法を用いることができる。他社の戦略は上記のUBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて悪影響に照らして評価される。

考慮しない。



投資戦略とは、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

当サブ・ファンドは、その投資目的を達成するために投資先の投資戦略を利用する。持続可能な投資には以下の9つのESGカテゴリーの一つまたは複数が含まれることがある。

- a) ESGエンゲージメント株式：
本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるためにアセット・マネージャーが株主として積極的に関与する。
- b) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド：
本アプローチにおいては、企業の経営陣にESG課題および機会に関するパフォーマンスの向上を働きかけるためにアセット・マネージャーが債券保有者としてBBB－未満の格付を付与された発行体の債券のポジションを積極的に取る。
- c) 国際開発金融機関債：
世界銀行等の国際開発金融機関（以下「MDB」という。）が発行する債券。MDBは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として様々な政府から支援を受けている。
- d) ESGテーマ別株式：
特定の環境もしくは社会的な課題に取り組んでいる製品およびサービスを販売している企業および／または単一のESG要因（男女共同参画等）の運営に特に優れた事業を行っている企業の株式
- e) ESGインプルーバース株式：
様々な重大なESG課題の管理を改善している企業の株式
- f) ESGリーダーズ株式：
様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の株式

- g) グリーン、ソーシャルおよびサステナビリティ・ボンド：
環境プロジェクト、社会福祉機関または持続可能な債券に充当する資金を調達するための債券。
この種類の債券の発行体には、一般的に企業、地方自治体および開発銀行が含まれる。
- h) ESGリーダーズ債：
様々な重大なESG課題を管理し、競合他社よりも優れたESGの機会を捉えている企業の債券
- i) エマージング・マーケット・サステナブル・ファイナンス：
新興市場においてプライベートな融資を提供し、かつ開発金融機関の取組みを支援するための
債券および為替のソリューションズを構成する戦略

ESGインテグレーション

ポートフォリオ・マネジャーは、投資先の投資戦略における配分時にESGインテグレーションを考慮する。UBSが運用する投資先の戦略の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、ESGインテグレーションに関する以下のリサーチに基づきESG統合資産を特定する。外部が運用する戦略の場合、ESG統合資産はUBSアセット・マネジメントのマネジャー・リサーチのプロセスを通じて特定される。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連するサステナビリティ要因を特定すること、および投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることが可能になり、ESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能になる。また、有価証券の選定、投資のコンピクッションおよびポートフォリオの組入比率を通じたポートフォリオ構築の一助にもなる。

企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、アナリストが企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因を重視することを徹底する。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資先の投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを統合したUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを利用する。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映するために、次に取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資戦略のポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に提示する。

企業以外の発行体の場合、投資戦略のポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

当サブ・ファンドが推進する一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

当サブ・ファンドの純資産（現金、現金等価物およびデリバティブを除く。）の少なくとも 70%を（a）環境的（E）および／もしくは社会的（S）な特性を推進し、かつSFDR規則第8条を遵守している投資戦略もしくはこれに相当するとみなされる投資戦略、または（b）持続可能な投資を目的とし、かつSFDR第9条を遵守している投資戦略もしくは二酸化炭素排出量の削減を目標とし、かつSFDR第9条を遵守している投資戦略またはこれらに相当するとみなされる投資戦略に投資する。

戦略の適格性に関する分類は、「この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？」の項目で概説される評価を通じて行われる。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、特性、持続可能な投資対象の最低比率ならびに当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、当サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」の「サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

当サブ・ファンドは投資方針を実現するために投資先の投資戦略を利用する。

UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略に投資する場合、良好なコーポレート・ガバナンスを投資先のポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込んでいる。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告を考慮することが含まれる。UBSアセット・マネジメントが運用する株式および債券のアクティブな戦略の場合、ポートフォリオ・マネジャーは重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認定された外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクを反映させるために、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に提示する。

ESG指数に追随するパッシブな運用戦略に投資する場合、指数提供者がインデックス・ファミリーに適した方法で投資先企業の良好なガバナンスを評価する。

他社が運用する投資信託への投資は、UBSアセット・マネジメントのマネージャー・リサーチのプロセスを通じて評価される。UBSアセット・マネジメントは、UBSのサステナビリティ基準を充足することを徹底するために外部のアセット・マネジャーの戦略を評価する「等価の原則」。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



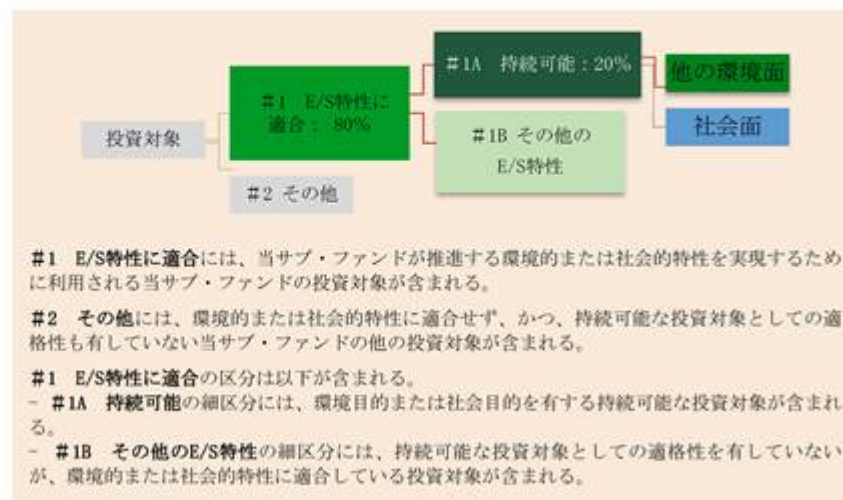
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

当サブ・ファンドが推進する環境的および／または社会的な特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 80%である。当サブ・ファンドの持続可能な投資対象の比率の下限は 20%である。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

当サブ・ファンドが推進する特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力に関する基準には包括的な安全および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネープリング活動とは、環境目的に多大な貢献をすることが直接的に可能になる他の活動をいう。

トランジショナル活動とは、低炭素のための代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動をいう。

タクソミー規則第9条が定める一または複数の環境目的に関するデータならびに当サブ・ファンドが行う投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとしての適格性を有する経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータを収集できていない。これに基づき、当サブ・ファンドのタクソミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソミー¹を遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はない。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合は確約されていない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関する活動は、気候変動の抑制（以下「気候変動の緩和」という。）に寄与し、かつEUタクソミーのあらゆる目的を著しく害することがない場合にのみ、EUタクソミーを遵守していることになる（左側の注記を参照のこと）。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214により定められている。



は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、EUタクソノミーに適合していない環境的な目的を備えた持続可能な投資の最低比率の定めはない。当サブ・ファンドがタクソノミーに適合していない環境的に持続可能な投資対象に実際に投資する場合は、タクソノミーに適合していることを決定付ける十分なデータが存在しないためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当サブ・ファンドによる持続可能な投資は環境的または社会的な目的のいずれかまたはその双方に貢献する。当サブ・ファンドは予め組み合わされた環境的または社会的な目的を確約しているわけではないので、持続可能な投資の最低比率の定めはない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性、効率的なポートフォリオ運用およびヘッジ目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的な特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券が含まれることもある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

当サブ・ファンドが当サブ・ファンドが推進する特性に適合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に適合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の適合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法を探す場合、どこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

監査報告書

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、UBS（Lux）ストラテジー・ファンド（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2025年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・2025年1月31日現在のファンドの連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・同日に終了した年度のファンドの連結純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・2025年1月31日現在の投資有価証券およびその他の純資産明細表
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、国際会計士倫理基準審議会により公表され、CSSFがルクセンブルグについて採用した国際独立性基準を含む職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規定」という。）、および財務書類の監査に関する倫理上の要件に従い、ファンドから独立した立場にある。我々にかかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算またはサブ・ファンドの閉鎖もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグについて採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドもしくはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ 2025年5月22日

プライスウォーターハウスクーパース
・ソシエテ・コーペラティヴ
代表して署名

[署名]
アラン・メヒリンク

Audit report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Strategy Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Strategy Fund (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 January 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 January 2025;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended;
- the statement of investments in securities and other net assets as at 31 January 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have

performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 22 May 2025

Alain Maechling

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイの株主各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J. F. ケネディ通り33A番

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2024年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針を含む財務書類に対する注記で構成される、UBSアセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）の財務書類を監査しました。

我々は、添付の財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、当社の2024年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ公正に表示しているものと認めます。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの（金融監督委員会）（以下「C S S F」といいます。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」といいます。）および国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行いました。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されています。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した職業会計士の国際倫理規程（国際会計士倫理基準審議会が発行した国際独立性基準を含みます。）（以下「I E S B A 規程」といいます。）に従って当社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしています。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

その他の情報

取締役会は、運用報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表記に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表記、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負います。

本財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではありますが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合です。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高いです。
- ・ 当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の法律および規則の要求に関する報告

運用報告書は、本財務書類と一致しており、適用される規制の要求に準拠して作成されています。

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

ルクセンブルグ、2025年6月6日

ピエール＝マリー・ブール

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS Asset Management (Europe) S.A.
33A avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Asset Management (Europe) S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 December 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2024, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the financial statements and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Pierre-Marie Boul

Luxembourg, 6 June 2025

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

UBS（Lux）ストラテジー・ファンドの受益者各位
ルクセンブルグ、L-1855、ジョンFケネディ通り33A番

意見

我々は、UBS（Lux）ストラテジー・ファンド（以下「ファンド」という。）およびその各サブ・ファンドの、2024年1月31日現在の純資産計算書、投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ファンドの2024年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（「IESBA規定」）に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、年次報告書に含まれる情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の我々の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対するファンドの管理会社の取締役会の責任

ファンドの管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であるとファンドの管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、ファンドの管理会社の取締役会がファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびにファンドの管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ ファンドの管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の我々の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の我々の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2024年5月24日

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

[署名]

ピエール＝マリー・ブール

Independent auditor's report

To the Unitholders of
UBS (Lux) Strategy Fund
33A, avenue John F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Strategy Fund (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments in securities and other net assets as at 31 January 2024, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 31 January 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standard Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Management Company of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its subfunds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company of the Fund either intends to liquidate the Fund or any of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its subfunds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its subfunds to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 24 May 2024

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Pierre-Marie Boul

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。